

令和 5 年

3月熊取町議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 7 日開会

令和 5 年 3 月 29 日閉会

熊 取 町 議 会

令和5年3月定例会会議録目次

(3月7日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
施政方針表明	4
一般質問	12
1. 鱧谷陽子議員	12
1) 介護施設の状態について	
①コロナ禍の町内事業所の状況について	
②コロナ禍の町内事業所の運営について	
③介護職員の処遇改善について	
2) 物価高騰に対する新たな施策について	
①新たな給付や地域振興券、学校給食無償化の継続、循環バスの無償化の継続について	
3) 子どもの権利条例について	
①アフターコロナにおいてどのように計画を進めていくかについて	
2. 文野慎治議員	20
1) 公務員職場における女性活躍・働き方改革の推進について	
①熊取町の事業主行動計画の概要について	
②改善や追加事項について	
③女性役職者の人数について(資料提出)	
2) これからのコロナ対策について	
①コロナ禍3年を振り返っての思いについて	
②大阪府、保健所、医療機関、高齢者施設等との関係におけるの総括と要望や改善点について	
③小中学校での取組みの総括と要望や改善点について	
3. 渡辺豊子議員	28
1) 国民健康保険高額療養費制度について	
①支給方法について	
②申請方法について	
③申請手続きの簡素化について	
④全年齢の被保険者の申請手続きの簡素化について	
2) さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)への参加について	
①飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用補助事業の現状について	
②独自の補助事業とさくらねこ無料不妊手術事業の使い分けについて	
③交付要綱の他市との比較について	
④協力病院の確保や周知について	
3) 書かない窓口について	
①デジタル庁が推進する書かない(ワンストップ)窓口導入について	

4. 矢野正憲議員	39
1) 空き家の放置解消について	
①固定資産税の免除などの空き家の放置改善に向けての対策について	
5. 田中豊一議員	42
1) 防災（浸水）対策について	
①内水面浸水シュミレーションやハザードマップ策定計画が遅れた理由と経過について	
②浸水対策工事計画をいつ策定し、どの様に実施するのかについて	
③浸水が起き、対策工事が必要な箇所の対応について	
2) 動物愛護（さくら猫）活動支援の強化について	
①さくらねこTNR活動支援について	
(1)飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助制度の拡充について	
(2)公益財団法人どうぶつ基金と協働した行政チケットの採用及び実施について	
(3)住民による、さくらねこ活動団体、個人との協働や地域での飼い主のいない猫のトラブル解消のスキームの構築について	
3) ひまわりドームを含むスポーツ施設の指定管理選定の進め方について	
①現指定管理者から提案の有った提案の実施率について	
②利益優先の業者、住民が喜ばない業者を選定しないための要望について	
6. 坂上昌史議員	50
1) 英語民間試験の補助について	
2) 道路舗装修繕のためのパトロールについて	
①幹線道路は毎年実施しているがその他の道路は三年ごとのパトロールで足りるかについて	
②全線毎年する方が良いのではないかについて	
 (3月8日)	
出席議員	55
議事日程	55
一般質問（続き）	56
1. 江川慶子議員	56
1) 教育費の支援について	
①給付型奨学金や通学費補助など、熊取町独自の教育費支援策の創設について	
2) 国民健康保険料について	
①保険料の大幅な値上げへの対策について	
提案理由説明	
議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について	64
質 疑	65
採 決	65
提案理由説明	
議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告について	65
質 疑	66

採 決	66
提案理由説明	
議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例	66
質 疑	67
総務文教常任委員会付託	67
提案理由説明	
議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	67
質 疑	68
総務文教常任委員会付託	68
提案理由説明	
議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例	68
質 疑	68
総務文教常任委員会付託	68
提案理由説明	
議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第7号 ひとり親 家庭医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第8号 重度障がい者医療費助成 条例の一部を改正する条例、以上3件一括付議	69
質 疑	70
事業厚生常任委員会付託	70
提案理由説明	
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	70
質 疑	71
事業厚生常任委員会付託	71
提案理由説明	
議案第10号 町道路線認定及び廃止について、議案第11号 町道路線認定について、 以上2件一括付議	71
質 疑	72
事業厚生常任委員会付託	72
提案理由説明	
議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）	72
質 疑	77
総務文教常任委員会付託	77
提案理由説明	
議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議 案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上2 件一括付議	77
質 疑	79
事業厚生常任委員会付託	79
提案理由説明	
議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算、議案第16号 令和5年度熊取町国民 健康保険事業特別会計予算、議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会 計予算、議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第19号 令和 5年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会 計予算、以上6件一括付議	79
会派代表質問	95

1. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	95
2. 熊取公明党 渡辺豊子議員	104
(3月9日)	
出席議員	117
議事日程	117
会派代表質問(続き)	117
1. 新政クラブ 河合弘樹議員	117
2. 創生くまとり 大林隆昭議員	123
3. 未来 浦川佳浩議員	130
予算審査特別委員会の設置・委員の選任	141
予算審査特別委員会正副委員長の選任	141
(3月29日)	
出席議員	143
議事日程	143
委員会報告	144
議会運営委員会報告	144
議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例、議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例、議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第14号)、以上4件一括付議	145
総務文教常任委員会委員長報告	145
質 疑	145
採 決	145
議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第10号 町道路線認定及び廃止について、議案第11号 町道路線認定について、議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、以上8件一括付議	146
事業厚生常任委員会委員長報告	146
質 疑	147
採 決	147
議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算、議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議	149
予算審査特別委員会委員長報告	149
質 疑	150
討 論	150
採 決	153
提案理由説明	

議案第21号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第22号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第23号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上3件一括付議	154
質 疑	157
採 決	157
提案理由説明	
議案第24号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第1号)	158
質 疑	159
採 決	159
提案理由説明	
委員会提出議案第1号 熊取町議会の個人情報保護に関する条例	159
質 疑	161
採 決	161
提案理由説明	
議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書、議員提出議案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書、議員提出議案第3号 地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書、以上3件一括付議	161
質 疑	164
採 決	164
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	164

3月熊取町議会定例会（第1号）

令和5年3月定例会会議録（第1号）

月 日 令和5年3月7日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	木村 直義
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	下中 昭三
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事	濱田 隆之	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
教育委員会事務局理事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書	記 道端 秀明
-------------	------	---	---------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

施 政 方 針 表 明

一 般 質 問

議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について

議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告について

議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例

議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例

議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 町道路線認定及び廃止について

議案第11号 町道路線認定について

議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）

議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算
議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、まず表彰の伝達を行います。

去る3月3日に開催されました大阪府町村議長会令和4年度定期総会におきまして、鱧谷陽子議員が全国町村議会議長会会長から議員在職15年以上の自治功労者として表彰されました。また、文野慎治議員が大阪府町村議長会会長から議員在職10年以上の永年在職議会議員として表彰されました。ここにご披露申し上げ、共にお喜び申し上げたいと存じます。

それでは、ただいまから表彰の伝達を行いますので、鱧谷陽子議員、文野慎治議員、前のほうへお運びをお願いいたします。

（表彰状伝達）

改めまして、表彰されました鱧谷陽子議員、文野慎治議員、誠におめでとうございます。

これをもって表彰の伝達を終わります。

それでは、令和5年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、令和5年度の行財政運営の根幹をなす予算についてのご審議をいただく重要なものであり、後ほど町長から施政方針が表明されますが、議会といたしましては、議案の審議に当たり、住民本位を基本とし、住民福祉の向上に意を注ぎたいと考えております。あわせまして、議事運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時03分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和4年12月定例会に報告をいたしました以降、12月19日、1月11日から18日、2月20日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和5年1月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	19億3,290万7,891円
国民健康保険事業特別会計	3,406万1,094円
介護保険特別会計	7,897万8,427円
墓地事業特別会計	905万7,079円
後期高齢者医療特別会計	3,619万 774円
下水道事業会計	1億6,385万3,228円
歳入歳出外現金	3,191万8,210円

となっております。

次に、定期監査並びに行政監査でございますが、令和4年7月8日から12月19日までの期間で実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

監査の対象は、総合政策部（企画経営課、危機管理課、財政課、広報戦略課、情報政策課）、総務部（総務課、人事課、人権・女性活躍推進課、税務課、収納対策課）、住民部（住民課、産業振興課、環境課、環境センター）となっております。なお、監査の結果につきましては、既に皆様方に令和4年度定期監査等結果報告をタブレットに配付しておりますので、内容の報告は省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長のほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和5年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

朝夕まだまだ冷え込みますが、日ごとに暖かさを感じられるようになりました。新型コロナウイルス感染症については、2月24日に大阪府の警戒信号が警戒解除の緑色に変更されるとともに、3月13日からはマスクの着用が本人の判断に委ねられるなど、徐々にコロナ前に戻りつつありますが、今後も油断することなく感染対策に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

定例会にご提案申し上げます議案でございますが、専決処分報告につきましては令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてほか1件、条例の制定につきましては熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例ほか1件、一部改正条例につきましては退職手当条例の一部を改正する条例ほか4件、町道路線認定及び廃止について、町道路線認定についてでございます。また、補正予算につきましては令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）ほか2件、新年度予算につきましては令和5年度熊取町一般会計予算ほか5件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（二見裕子君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席10番 渡辺議員、議席13番 江川議員、以上2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る3月1日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和5年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月7日から3月29日までの23日間といたします。

本会議の日程であります。本日3月7日、8日、9日、13日及び29日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を3月16日に、事業厚生常任委員

会を3月15日に開催いたします。

令和5年度の各会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月20日、22日、23日及び27日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を3月15日に、環境施設広域化調査特別委員会を同じく3月15日に、議員全員協議会を3月16日に、それぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第5 議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告についての件、以上2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月7日から3月29日までの23日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月7日から3月29日までの23日間と決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第3 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、3月定例会の開催に当たり、令和5年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

初めに、令和4年を振り返りますと、終息傾向と感染拡大を繰り返した新型コロナウイルス感染症に加え、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻をきっかけとしたエネルギー・食料品価格等の物価高騰により、住民の日常生活や企業等の事業継続にとって困難な状況が続きました。

そのような中、医療関係者の皆様にご協力いただき、新型コロナワクチン接種を円滑に進めるとともに、住民生活を下支えし、町内事業者等の事業継続を支援するため、全住民への1人5,000円分の地域振興券の配布、ひまわりバスの無償化、保育所や町立小中学校における給食の無償化、介護・障がい福祉サービス事業所も含め、事業者向けの給付金事業を実施し、迅速かつきめ細かな取組を展開してまいりました。

一方、アフターコロナを見据えた未来への投資の視点も踏まえ、住民の皆様に利便性を実感いただけるよう、いわゆる「行政DX」の取組を進めるとともに、住民代表、交通事業者をはじめとする多様な関係者で構成される「熊取町公共交通会議」において、持続可能でよりよい公共交通網の形成に向け、地域公共交通の在り方の検討を進めてまいりました。さらに、SDGs関連では、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け、本町が目指す温暖化対策の方向性等を定める「熊取町再生可能エネルギー導入戦略」の策定などに取り組んでまいりました。

改めて、現在、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、急速なペースで進む人口減少・少子高齢化、エネルギー・食料品価格等の高騰、気候変動問題など、我が国を取り巻く環境は厳しさを増しています。

とりわけ、少子化については、未来の地域・社会の担い手が減少することにほかならず、まちづくりは「人づくり」と言われるように、持続可能なまちづくりにおいて多大な影響を及ぼします。令和3年の我が国の合計特殊出生率は1.30と、令和2年に比べ低下し、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれています。若い世代が全国どこに住んでいても、安心して家庭を築き、子育てができる環境を整えることの重要性を社会全体で認識し、自治体の財政力の違いなどから地域間格差が生じないように、総合的な少子化対策に取り組まなければなりません。

政府は、この難局を乗り越えるべく、「こども・子育て政策」を最重要政策と位置づけ、その強

化に向けた具体策の検討を進めています。また、持続可能で包摂的な新たな経済社会を創る「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、我が国の経済を民需主導で、持続可能な成長経路に乗せるため、デジタルトランスフォーメーション（DX）、グリーントランスフォーメーション（GX）といった成長分野については、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進することとしています。

本町においても、安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備など、地域全体で総合的な少子化対策について、さらに議論を重ねていかなければなりません。また、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応しながら、これまでまちづくりの基本として位置づけてきた「安全・安心」、子どもから高齢者まで、長く楽しく日々を送り続けることができるまちづくりを、より一層推進してまいります。

令和2年1月、町長2期目として、住民の皆様のご支持により町政をお預かりさせていただいてから4年目の令和5年度も、持続可能な行財政運営に努めながら、次につなげるために様々な取組を実施し、次の4つの政策に重点的に取り組んでまいります。

1点目は、『地域共生社会の推進』です。

少子高齢化、福祉ニーズの多様化・複雑化、人のつながりの希薄化などが進む現状を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人が「安心感を持てる暮らし」と「社会参加による生きがい」を地域と共につくる、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

世代や内容を問わずに相談を受け止める「包括的相談支援」、社会とのつながりをつくるための支援を行う「参加支援」、居場所の創出などを図る「地域づくりに向けた支援」の3つの事業を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を令和6年度から本格実施するために、令和5年度は、新たに「参加支援」事業を熊取町社会福祉協議会と連携し実施します。ひとり暮らしの高齢者や若年層など、それぞれの世代に応じた講座等の開催を通じて、ひきこもりの方に対する地域の中の「居場所」づくりに努めます。また、増加傾向にある複合的な課題を抱えた相談者や高齢者の相談に対応できるよう「相談支援包括化推進員」を1名増員し、新たに包括支援センターにも配置することで、「包括的相談支援」事業の充実を図ります。

加えて、多様な福祉ニーズに対応し、地域住民の参加と支え合いによる取組をさらに推進するため、老人福祉センターを世代等にかかわらず誰でも利用できる「地域共生社会の拠点施設」として整備すべく、長寿命化工事等の実施に向けた準備を進めます。

学校現場においても、教師と適切な役割分担の上、子ども一人一人と丁寧に関わり、子どもを取り巻く様々な問題に対して多面的に支援するため、「スクールソーシャルワーカー」を2名増員することで、町立の全小中学校に1名ずつ配置し、合計8名の体制に充実させます。

また、地域住民の支え合いによる地域防災力をさらに向上させるため、女性防災士50人の育成に注力するとともに、引き続き自主防災組織連絡協議会等と連携し、地区別自主防災マニュアルの作成支援、校区別の避難所運営マニュアルの作成を行います。

2点目は、『子育て支援（少子化対策）の推進』です。

我が国の少子化には歯止めがかからず、令和4年の出生数は、国の統計開始後、初めて80万人を下回る79万9,728人となりました。

この危機的状況を打破すべく、政府においても、こども・子育て政策の強化に向けた具体的な検討がされているところですが、住民の皆様にとって、最も身近な存在である熊取町として、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進してまいります。

具体的には、国の取組に先駆け、独自策として経済的支援を拡充します。現在、小学校就学前の範囲内で第2子の保育料の半額を免除しておりますが、令和5年9月以降、これを無償化し、保護者の負担軽減を図ることにより、少子化対策に取り組みます。

加えて、子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心に、妊娠・出生の届出時

や各種乳幼児健診などの対面の機会を大切に、従来から配置している保健師との顔の見える関係、相談しやすい体制の構築に努めます。

また、妊娠期・出産期・産後に、不安や孤立感を抱える方も安心して子育てができるよう、新たに助産師を常時配置し、妊娠8か月・産後8か月頃の相談体制の充実を図り、必要な支援につないでまいります。

さらに、令和4年度から導入した産前産後ヘルパー派遣事業や不妊・不育治療費助成を継続するとともに、国の出産・子育て応援交付金を活用し、出産までの見通しや産前・産後のサービス利用を一緒に確認し、一人一人に寄り添った提案などを行う「伴走型相談支援」と、経済的支援として「出産・子育て応援ギフト事業」に取り組むことで、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

3点目は、『スマートシティ化（DX）の推進』です。

ICTを活用し、住民の皆様の利便性を向上させるとともに、デジタル化による業務効率化を図るべく、「熊取町スマートシティ構想」に基づき、各種取組を推進してまいります。

まず、行政手続については、令和4年度に、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」において、特に利便性向上につながると考えられる子育て・介護関連の手続を「マイナポータル」から申請できるよう整備を進めたところです。令和5年度は、オンライン申請が可能な手続を増やし、さらなる住民の利便性向上に努めます。

デジタル技術を健康づくりに生かす取組として、がん検診や特定健診等について、個人の検診履歴を踏まえた予約受付やプッシュ型の受診勧奨などができる「がん検診等web予約システム」を導入し、受診率の向上による健康寿命の延伸を図るとともに、デジタル化による業務効率化により、対面による業務への重点化を図ります。

また、子育て世代が仕事をしながら安心して子育てできるよう、既に導入している子育て支援アプリ「くまっ子ナビ」の機能拡張として、乳幼児集団健診時の問診や、健診記録のデジタル化ができる「乳幼児集団健診支援システム」を導入するとともに、「くまっ子ナビ」内にオンライン相談に関するバナーを設置することにより、気軽に相談しやすい環境を整備し、子育ての安心感を高めます。

保育のICT化については、町立保育所に、子どもの登降園管理や保護者との連絡などがより円滑にできる保育所運営に係る業務支援システムを導入し、保護者の利便性向上を図ります。また、町立保育所内に子ども見守りカメラを設置するとともに、民間園に対して設置費用を助成し、不審者侵入の未然防止や保育士の子どもの見守りを補完することにより、安全・安心な保育環境を整備します。

加えて、高齢者の方にもデジタル化による利便性の向上を実感していただけるよう、携帯通信事業者と連携したスマートフォン講座の開催など、高齢者のデジタルデバイド対策を推進し、誰もがデジタル機器・サービスを活用できる“誰一人取り残さない”デジタル化に取り組みます。

4点目は、『カーボンニュートラルの実現に向けた取組（GX）の推進』です。

改めて申し上げるまでもなく、SDGsの実現を通じたまちづくり、とりわけ、2050年を目標年次とし、「カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）」の実現に向けて行動することは、現代を生きる我々の責務であり、未来へとつなげる重要な取組です。

令和4年度は、住民、事業者、外部識者など、多様な関係者から成る「熊取町脱炭素住民会議」において議論を重ね、本町が目指す温暖化対策の方向性、地域総がかりで取組を進める方針を定めた「熊取町再生可能エネルギー導入戦略」、行政・住民・事業者の各主体が取り組むべき具体的な方策の実行計画などを定めた「熊取町地球温暖化対策実行計画」を作成しました。

令和5年度は、住民をはじめ、地域の多様な関係者がカーボンニュートラルの実現を「自分事」として捉え、行動できるよう、機運醸成に努めてまいります。具体的には、官民間わず、カーボンニュートラルに関する取組事例や、国や大阪府等の支援情報などを一元化した特設サイトを開設し、

各種情報を積極的に発信してまいります。また、未来を担う子どもたちも社会の一員として自覚を持ち、できることから行動に移せるよう、マイボトルなどを配付するとともに、環境フェスティバルにおいて関連イベントを実施するなど、周知啓発に努めます。

加えて、熊取町役場からカーボンニュートラルを牽引すべく、新築する町民会館ホールに太陽光発電設備を設置するとともに、公用車として電動車（EV車）を2台導入します。

さらに、比較的規模が大きい公共施設を対象にした「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」を実施し、令和6年度以降の太陽光発電設備設置に向け取り組んでまいります。

以上、4つの重点政策のほかにも、昨今、全国的にこれまでなかったような凶悪犯罪が多発する中、犯罪を未然に防ぎ、住民の皆様安心して暮らしていただけるよう、町内の各所に配置している防犯カメラを現在の103台から150台へと増設します。

日常生活を送る上で最も基本的かつ重要な施策である道路、公園、下水道などの都市基盤施設についても、道路の陥没などを未然に防止するための「路面下空洞調査」をはじめとする現状調査や、子どもたちが安全に楽しく利用できるよう「まちなか公園」の遊具などの修繕工事を実施するとともに、令和5年度末人口普及率84.8%を目標に、公共下水道の計画的な整備などを適切に行い、住民の皆様暮らし、生命と財産を守ってまいります。

公民館・町民会館ホールの整備については、着実に工事を進め、令和5年度中に、プレオープン企画として新しいホールでの完成記念式典やこけら落とし公演を行い、住民の皆様にお披露目いたします。また、令和6年4月のリニューアルオープンに向け、基本コンセプトで掲げた「すべての住民があらゆる場面で出会い、学び、育ちあう、文化創造施設」を形にできるよう、新たに「文化振興企画専門員」を任用し、住民の皆様喜んでいただけるような様々な文化公演などの実施に向けた準備や、音楽団の創設に取り組み、より一層の文化振興に努めてまいります。

それでは、次に一般会計の令和5年度当初予算の概要でございます。

歳入は、町民税や固定資産税などの町税をはじめ、地方消費税交付金や地方交付税が一定増加しておりますが、臨時財政対策債については大幅に減少しております。

一方、歳出は、昨今の電気・燃料などの物価高騰の影響を強く受けていることに加え、社会保障関連経費や施設の維持修繕費などが増加した結果、過去最大規模となっております。

令和5年度予算についてですが、一般会計については、前年度に比べ4.2%増の155億4,316万5,000円、国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ2.5%減の48億8,394万9,000円、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ5.5%増の8億2,038万5,000円、介護保険特別会計は、前年度に比べ0.6%増の41億6,323万9,000円、墓地事業特別会計は、前年度に比べ3.2%減の4,089万5,000円、下水道事業会計は、前年度に比べ14.9%増の24億8,632万3,000円であり、これらの総額は279億3,795万6,000円となっております。

続きまして、先ほど申し上げました重点政策に加え、令和5年度に取り組んでまいります主要な施策の概要について、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い、申し上げます。

1つ目は、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」です。

初めに、「住民協働・住民参画」の推進については、住民提案協働事業制度を活用した取組を推進します。地域活性化や課題解決を図るため、町が設定するテーマに沿って実施する「行政テーマ型」の継続事業として5件、団体からの提案に基づいて実施する「団体提案型」としては、新規就農希望者の育成による担い手の確保と遊休農地の解消を目的とした新規事業1件を含めた4件を実施し、合計9件の住民提案協働事業を実施します。

また、「地域コミュニティ」との連携として、引き続き全39地区の区長・自治会長の皆様「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」などを通じて、地域と行政の緊密な連携を図るとともに、「タウンミーティング」や区・自治会との「直接対話」を継続し、住民参加のまちづくりを推進します。

次に、「防犯」に係る取組として、「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引

き続き実施し、発生事案に臨機に対応するなど、より効果的なパトロールを行います。また、各自治会との協議などを踏まえ、現在、103台設置している防犯カメラを150台へと大幅増設し、今後も泉佐野警察と連携の上適正に運用し、さらなる犯罪抑止に努めます。あわせて、区・自治会管理の防犯灯の電気料金への補助をこれまでの3分の1から10割へと補助率を割り増し、区・自治会の負担軽減を図り、適切な維持管理を支援してまいります。

次に、「防災」に係る取組として、自助・共助を基本とする地域防災力の向上のため、女性防災士50人の育成研修の開催、地区別自主防災マニュアルの作成支援、校区別の避難所運営マニュアルの作成を行うとともに、消防団装備などの計画的な整備や、消防団員の災害対応能力の向上を図ります。

住宅の耐震化率の向上については、令和4年度中に実施した「空家等実態調査」の結果を踏まえ、ダイレクトメールの送付による補助制度の周知などの啓発活動に取り組み、耐震化に係る補助金を活用いただきながら、民間住宅の耐震化を支援してまいります。

また、大雨時に河川の溢水や護岸崩壊を未然防止するため、若葉地区の準用河川見出川における河床整正工事、大宮地区の普通河川見出川における法面修繕測量設計、美熊台地区の普通河川雨山川法面の修繕工事のほか、大阪府が実施する二級河川住吉川の整備について協議を行います。

加えて、後ほど下水道のところで申し上げます「雨水管理総合計画」の策定に向けた取組と並行して、既に水路の溢水が発生している朝代地区において水路現況調査を行うなど、河川等の維持管理に努めるとともに、ため池の耐震診断結果に基づき、対策が必要なヨシ池や馬谷池の基本設計を行い、災害に強い安全・安心なまちづくりを積極的に進めてまいります。

さらに、平成30年7月に被災した美熊台地区の普通河川雨山川法面において、ご不便をおかけしている法面上部の被害家屋の現状復旧等について、地盤品質判定士会からアドバイスをいただきながら家屋所有者と交渉を進め、一刻も早い現状復旧に努めてまいります。

また、「男女共同参画・多文化共生」の推進については、男女それぞれの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力が発揮できる社会の構築を目指す「第3次熊取町男女共同参画プラン」に基づき、講演会の開催や情報誌の発行による啓発など全庁的な取組を推進するとともに、DV被害者を守るため、関係機関と密に連携を取り、相談体制の充実、相談者の安全の確保に努めてまいります。

次に、「平和・人権」の推進として、平和パネル・ポスター展の開催や、平和に関する映画上映等を通じ、平和意識を醸成します。また、複雑多様化する人権課題の解消に向け、講演会や街頭啓発などによる周知・啓発に取り組むとともに、庁内関係部署や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

2つ目は、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」です。

初めに、「子育て」について、助産師の常時配置や妊娠8か月・産後8か月頃の相談体制の充実などに加え、3歳6か月児の健康診査時において、視力検査の項目に「屈折検査」を導入し、より充実した健診となるよう努めます。

また、令和4年4月に施行した「子どもの権利に関する条例」の周知啓発に努め、令和7年度を初年度とする「第3期熊取町子ども・子育て支援計画」の策定に向けた準備として、令和5年度は、子育て支援施策のニーズ調査を実施し、子ども・子育て支援の充実につなげてまいります。

子ども家庭相談においては、コロナ禍の影響も踏まえ、児童福祉等に関する専門的知識を有する「スーパーバイザー」を配置した職員体制を維持するとともに、令和4年度に本格運用を開始した「情報共有システム」の活用、教育・福祉・保健分野、大阪府の子ども家庭センター（児童相談所）との連携など、関係機関が一体となった子ども家庭相談を実施し、児童虐待の未然防止・重症化防止に努めます。

また、「保育・幼児教育」について、小学校就学前の範囲内での第2子保育料の無償化、町立保育所への保育所運営に係る業務支援システムの導入、子ども見守りカメラの設置に加え、医療行為

が不可欠な「医療的ケア児」の受入れを予定する民間園に対し、看護師の配置等に必要な費用を補助し、子ども一人一人に応じたきめ細かな保育ができるよう支援してまいります。

学童保育については、中央小学校、北小学校、西小学校の3か所で長期休業期間限定学童保育所を開設するなど、保護者の就労形態に応じた保育サービスを提供します。また、南学童保育所の施設の一部更新や中央、東、南の各学童保育所のエアコンの更新を行い、快適な保育環境を提供します。

次に、「学校教育」については、スクールソーシャルワーカーの全町立小・中学校への配置に加え、児童生徒一人一人が持続可能な社会のづくり手となるべく、自己の確立を目指すとともに、コミュニケーション能力を育成し、異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力をさらに育成できるよう、小学校において、公民連携による「漫オワークショップ」を実施するとともに、中学校1校において、ユネスコスクールへの加盟を目指し、E S Dの取組を進めてまいります。

中学校の部活動については、教育的意義の高い活動である一方で、教師の献身的な勤務に支えられているという認識の下、学校における働き方改革の視点も踏まえ、新たに「部活動指導員」を任用するほか、町内大学やスポーツ関係団体など地域の方に協力をいただきながら、スポーツ・文化部活動の地域移行に向けた取組を段階的に進めてまいります。

教育環境の整備については、熊取中学校において、2か年計画の2年目としてトイレ洋式化改修工事を行い、町内全小・中学校のトイレ洋式化を完了させます。また、東小学校については、4か年計画の最終年として、普通教室棟、特別教室棟及び下足室棟の改修工事を行い、大規模改造工事を完了させます。さらに、西小学校においては、校舎内の老朽化した照明器具のLED化工事を行うなど、計画的に教育環境の整備を進めてまいります。

次に、「生涯学習」「文化・芸術」については、公民館・町民会館整備工事を着実に進め、プレオープン企画として、新しいホールで実施する完成記念式典やこけら落とし公演を開催します。リニューアルオープンに向けた新たな仕掛けとして、令和4年度は、和太鼓体験講座を開催し、その講座生により和太鼓団体が結成されました。令和5年度は、音楽団の創設に取り組み、より一層の文化振興に努めてまいります。また、令和6年4月のリニューアルオープン後も住民の皆様に喜んでいただけるような様々な文化公演等の実施に向けた準備を進めてまいります。

文化財の保存活用については、町内に残る歴史文化遺産を後世に継承し、その価値をより高め、地域活性化や観光振興に生かすため、マスタープランかつアクションプログラムである「熊取町文化財保存活用地域計画」を作成すべく、令和5年度は建物・町並み調査に取り組みます。

3つ目は、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」です。

初めに、「健康・長寿」について、介護予防に取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」のさらなる地域展開を図ります。

また、「タピオステーション」において、管理栄養士などの専門職による出前講座を実施するとともに、後期高齢者医療保険加入者の集団健診時に、個々に応じた支援につなげるための「フレイル相談」を実施し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施してまいります。

加えて、大阪体育大学との協働事業である「DASHプロジェクト」における健康分野の取組として、「フレイル予防マスター講座」を引き続き実施することにより、介護予防・健康づくり推進ボランティアの育成につなげ、「“フレイルゼロ”のまち 熊取」を目指します。

次に、「保健・医療」については、がん検診・特定健診等の受診率向上に向け、「がん検診等web予約システム」の導入に加え、「乳がん・子宮頸がん・胃がん（エックス線検査）・肺がん・骨粗しょう症」検診の自己負担分を無償化します。また、がん患者が自分らしく生きることが出来る社会の実現に向け、「がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業」及び「若年性がん患者在宅療養支援事業」を新たに開始するなど、総合的にがん対策を推進します。

加えて、本町の保健福祉事業の拠点施設である総合保健福祉センターについて、快適な環境で利用いただけるよう、老朽化した空調設備を更新します。

次に、「運動・スポーツ」については、住民ニーズに応じた教室の開催や、「観るスポーツ」として大規模な大会等を招致し、スポーツへの参加意欲を高める機会の創出に努めます。

また、総合体育館（ひまわりドーム）については、安全に快適な環境で利用いただけるよう、令和6年度に予定している非構造部材耐震改修工事に向けた詳細設計を行うとともに、電気設備やプール用塩素タンクの取替え修繕などを行い、適切な維持管理に努めます。

また、「高齢者福祉」については、本町の高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、「介護予防・自立支援・重度化防止」に重点的に取り組みます。令和5年度は、日常生活での困り事がある「要支援1・2」の方などに対し、約3か月間、理学療法士や健康運動指導士等の指導により、元の元気な生活を取り戻していただけるように支援する「ふれあい元気教室」について、従前の3クール制から、随時受け入れできるよう体制整備を行います。加えて、「要支援」の方には、「緩和型サービス」を優先的に利用いただくことで、重度の「要介護」の方に専門職によるサービスを受けていただくことができるようにし、介護人材の確保につなげます。このような取組の推進に向け、関係機関や住民の方へ丁寧に説明・周知を行ってまいります。

また、公民館を併設している「老人憩の家」の耐震補強工事や長寿命化工事に係る詳細設計に向けて、各地区と協議を進めてまいります。

次に、「障がい者福祉」については、「日常生活用具給付事業」の給付対象に人工呼吸器用発電機等を追加し、在宅で人工呼吸器を使用されている方の災害時の対策を図ります。

また、障がいがある方の居場所づくりとして、泉佐野市・田尻町と共同で実施している「地域活動支援センター事業」について、定期的な活動場所を新たに町内で開設し、気軽に参加していただきやすい環境を整備します。

加えて、令和5年度は、障がい者施策全般の指針である「熊取町第3次障がい者計画」、障がい福祉サービスの提供体制の確保等を定めた「熊取町第6期障がい福祉計画」、障がい児通所支援の提供体制の確保等を定めた「熊取町第2期障がい児福祉計画」の最終年となることから、「障がいがある人もない人も住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」のさらなる推進に向け、次期計画を一体的に作成します。

次に、「地域福祉・社会保障」については、地域福祉の推進に関する総合的な計画である「熊取町第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の最終年となることから、「地域共生社会」の実現に向け、次期計画を作成します。医療保険制度を維持し、負担の公平性が保たれるよう個々の状況に応じた保険料の収納対策に努めるとともに、福祉的配慮が必要な方々に対し、子ども医療、ひとり親家庭医療、重度障がい者医療費助成を引き続き実施してまいります。

4つ目は、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち」です。

初めに、「市街地整備」については、熊取駅を利用する歩行者の安全・安心な歩行空間を確保するため、泉佐野市と連携を図りながら、大阪府が実施する「府道泉佐野打田線」の歩道整備事業への業務支援と併せて、「（仮称）町道大久保西5号線」の用地測量、詳細設計を行います。都市計画用途地域図を新たに町ホームページ上で公開し、住民や事業者の利便性向上と業務効率化を図ります。

次に、「道路・交通」については、持続可能でよりよい公共交通網の形成に向け、「（仮称）熊取町公共交通計画」を作成すべく、住民、交通事業者など、多様な関係者から成る「熊取町公共交通会議」を法定会議へと再編した「熊取町公共交通協議会」において、今後の地域公共交通の在り方について議論を進めてまいります。

コロナ禍をきっかけに開始したひまわりバスの運賃無償化事業については、令和5年度も継続し、高齢者の移動支援に努めるとともに、これまで利用したことのない方の利用促進を図ってまいります。

都市計画道路の整備促進については、災害時における物資輸送路としての観点からもミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワーク整備に取り組むよう、現在事業中の「大阪岸和田

南海線」の早期完成をはじめ、「大阪外環状線」の4車線化の早期事業化、事業着手の方針が示された「泉州山手線」の早期事業展開について、引き続き、国・大阪府に対し、より強く要望を行ってまいります。

また、通学路の安全確保に向け、「通学路等交通安全プログラム」に基づき、「町道座頭原線他歩道整備事業」及び「(仮称)町道大久保中14号線歩道整備事業」の測量設計を行うとともに、引き続き、路側帯のカラー化などに取り組んでまいります。加えて、これまでも安全対策を講じてきた「町道五門久保小谷線」の久保交差点や、公民館・町民会館の整備に伴い移設を予定している「町道野田泉佐野線」の信号機のない横断歩道について、「横断者注意喚起灯」を設置し、さらなる安全対策を講じてまいります。

道路の維持管理については、道路網の継続的な安全性・信頼性を確保するため、計画的に点検、調査、修繕工事を進めます。また、令和4年度に実施した道路橋梁点検結果に基づき、「道路橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「下水道」については、「熊取町下水道ビジョン(経営戦略)」に基づき、引き続き、持続可能で健全な運営を図ってまいります。

整備面については、小垣内、大宮、久保、和田地区において公共下水道工事を実施するとともに、小谷、五月ヶ丘、朝代、青葉台地区において令和6年度以降の工事に向けた詳細設計を行います。

施設の維持管理については、ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ施設の更新工事を実施します。

また、雨水整備については、近年の気候変動や都市化の進展により、浸水被害の頻度や区域の拡大が予想される中、事前防災・減災のための「雨水管理総合計画」の策定に向け、浸水区域や規模などの把握を目的として、近畿自動車道より下流の地域における「内水浸水想定区域図」の作成に取り組みます。

次に、「公園・自然環境」については、安全に公園を利用いただけるよう、引き続き奥山雨山自然公園の施設更新をはじめとする修繕工事を実施するとともに、5か年計画の3年目として、都市公園の全照明灯のLED化を着実に進めます。また、今後も計画的に公園施設の更新等を進めていくため、現在の「公園施設長寿命化計画」を更新し、適切な維持管理に努めてまいります。加えて、永楽ダム周辺の桜の保全・活用を適切に行い、緑豊かで恵まれた自然環境を後世に継承してまいります。

次に、「循環型社会」については、ごみの減量化や再資源化を計画的に推進するため、令和6年度から15年度までを計画期間とする「第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画」を作成します。

また、広域での新ごみ処理施設の建設費やスケジュールの内容精査に加え、維持管理等に関する費用の負担割合などの協議を進めるとともに、令和4年度に設置された「整備運営事業者選定委員会」において、施設整備と運営に係る事業者の選定事項について審議を行ってまいります。

次に、「商工業・サービス業」については、「産業活性化基金」を活用し、町内の中小企業者、農業者に対し継続した支援を行うとともに、飲食事業者などの企業を誘致することで、より一層の産業活性化を図るとともに、熊取コロッケをはじめとする「『くまとりやもん』販売促進事業」を通じて、熊取ブランドの創出に努めます。

次に、「農林業」については、担い手への農地集約など、各地域の農地利用の将来方針を示す「地域計画」の作成に向け、令和5年度は、市街化調整区域内の農地所有者を対象にアンケート調査を実施し、将来的な遊休農地となる農地を見える化した現状地図を作成します。また、農業用水路等の改良整備を行う水利団体に整備費用を補助し、農業基盤の整備を進めてまいります。

次に、「観光・交流」については、一般社団法人くまとりにぎわい観光協会をはじめとする多様な関係者と協働し、既存の観光資源を生かしたイベントの開催などを通じて、本町の認知度の向上、交流人口の増加に努めます。とりわけ、ブルーベリー農園の運営事業者や町内飲食店と連携し、ブルーベリーを使った特産品の開発に取り組み、さらなるにぎわいの拡大を図ります。

また、「雨山城跡ハイキングコース」の山頂に位置する「史跡土丸・雨山城跡」のトイレについて、気軽に、快適にご利用いただけるよう、洋式のバイオトイレに更新し、さらなる魅力向上、観光振興を図ります。

5つ目は、「健全で安定した持続可能なまち」です。

初めに、「行財政運営」については、「熊取町第4次行財政構造改革プラン」及び「同アクションプログラム」の計画初年度として、持続可能な行財政運営の実現に向け、確実な一歩を踏み出せるよう、様々な改革に取り組んでまいります。

自主財源の確保については、「くまとりふるさと応援寄附」に加え、新たに「企業版ふるさと納税」を推進します。また、法務局からの登記済み通知データ受領のオンライン化に加え、金融機関に対する預貯金照会のオンライン化や、納税方法の拡大による納税義務者の利便性の向上に取り組むなど、公平・公正で適切な課税を前提として、徴収率の向上に努めます。

また、行政DXを着実に推進するため、令和4年度に引き続き、大阪府スマートシティ戦略部へ本町職員を派遣し、ICT人材の育成に努めるとともに、「議事録作成支援システム」の導入による業務効率化を図ります。

次に、「情報の公開」については、引き続き「伝える広報」ではなく「伝わる広報」を意識し、住民目線にかなった「受け手視点」の広報作成に取り組み、広報紙、ホームページ、またLINEをはじめとした各SNSの特性に応じて、真に住民の皆様が欲する情報を積極的かつ戦略的に発信してまいります。とりわけ、住民の皆様がプッシュ型で即座に新鮮な情報をお届けできる公式LINEについては、「友だち」数の増加に取り組んでまいります。

次に、「シティプロモーション」については、これまで実施してきた「YouTuber養成講座」に加え、新たにInstagram写真講座やフォトコンテストを開催するなど、住民主体のプロモーションを拡充し、熊取町の魅力を町内外に浸透させ、ひいては「熊取町のブランディング」へとつなげてまいります。

また、令和5年度は、「2025年大阪・関西万博」に向け、自治体に参加できるメニューの具体化など、開催に向けた動きが加速することが見込まれます。本町においても、原動機付自転車の特別仕様ナンバープレートの交付をはじめ、機運醸成に取り組むとともに、大阪・関西万博を活用し、SDGsの実現を通じたまちづくりの情報発信に努めます。

以上、令和5年度における主要な施策について申し述べましたが、冒頭で申し上げました4つの重点政策を柱として、これらを通じて、自然に恵まれた豊かな環境の中で、子どもから若者、高齢者まで、いつまでも元気で生き生きと、長く楽しく日々を送り続けることができるまちづくりを推進し、第4次総合計画に掲げる将来像である『住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち』の実現につなげてまいります。

最後になりますが、施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いしまして、令和5年度町政運営方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で施政方針表明を終わります。

議長（二見裕子君）次に、日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）トップバッターとして質問させていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

まず、1つ目としまして、介護施設についてお聞きいたします。

今、コロナ禍で大変な思いをされている介護施設の状況についてお伺いしたいと思います。

コロナ禍の中で、認知症の方などはマスクをかけることができなかつたり嫌がったり、他人との距離を置くこともできません。また、介護において食事、排せつ、入浴介護など濃厚接触が必要となります。

そのような中、全国的にはクラスターが発生し、病院に入院できなかつた高齢者が死亡、また、職員も感染し人手不足になったようです。熊取町の状況を伺います。クラスターの例はありましたか。死亡例はありましたか。熊取町では病院に入院できなかつた例はありましたか。職員の感染者はどうでしたでしょうか。全国では10時間以上仕事をしなければいけなかつたところもあったそうです。超過勤務の状況はどうでしたでしょうか、ご説明よろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、介護施設の状況につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目のコロナ禍のクラスター発生時の町内事業所の人員不足の状況についてでございますが、高齢者施設等において入居者や従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、まず速やかに指定権者及び市町村に報告するという事となっております。

その報告内容につきましては、職員、入居者の感染状況はもとより、施設での対応内容やクラスター発生時の物資・人員派遣の希望を記載することとなっております、高齢者施設等におけるクラスターの報告もございましたが、その中で人員派遣の希望はございませんでした。

なお、クラスター発生時には、本町から施設等の管理者などに人員不足、感染対策物品の不足がないかなどの確認を行っておりますが、感染対策物品の支援希望等があり、物品の提供は行っておりますが、人員面につきましては、施設等でシフト等の調整を行い対応されているという状況でございます。もし施設運営に必要な人員の確保が困難となった場合は、ご相談いただければ、大阪府と連携いたしまして社会福祉施設等への応援職員派遣制度の利用もできるようになってございます。今後も綿密な連携を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解くださいますようよろしくお願ひをいたします。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）応援派遣はもらわなかつたということなんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）制度がこういうものがあるというのは各事業所のほうも当然周知させていただいております、もし必要であればご相談くださいという、そういうご案内もさせていただいておりますが、そこまでの状況には至っていないと、ご利用はなかつたという状況でございます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）超過勤務の状況というのは、町のほうではつかんでいないのでしょうか。職員がクラスターの中で病気になって休まれた分をほかの人がやっぱり入って補助していかないといけないと思うので、全国的には10時間以上続けて働いたというふうな例もお聞きしているんですけども、そういうふうな例は熊取町ではなかつたと考えていいのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今申し上げましたように、クラスターが起こった場合シフトの調整、昨日入っていたけれどももう一回入ってくれとかいうような、そういった調整等は当然あったかと思っております。ただ、それに伴いまして1日10時間に及ぶような超勤が発生したというふうなところまでの詳細の報告は受けてございません。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。全国的に比べても、熊取町内でのそういうクラスターの例というのは少なかつたと考えていいのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）クラスターの発生頻度がどうであったかというのを全国と比較するという

のはなかなか難しいんですけども、やはりクラスター発生というのは、ある程度の規模で、ある程度人の出入りがあるというところでどうしても発生してしまうというところがございますので、全国と比べて少なかったか、あるいは多かったかというところまで、すみません、ちょっと把握はしてございません。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）では、2問目の質問させていただきます。

大体、施設内でできたということで理解をいたしました。

同じコロナ禍の下で、デイサービスやショートステイなどで利用者が減り、また日割り、出来高払いの介護報酬を収入とする施設では、事業休業、利用者自粛などで減収となった上、連動する加算も減って、継続に影を落としていると聞きます。熊取町での現状はどうでしょうか。廃業しそうな施設や廃業した施設はありましたでしょうか。

議長（二見裕子君） 答弁をお願いします。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 2つ目のご質問でございます。次に、2点目のコロナ禍のデイサービスやショートステイなどの利用者が減ったことにより、運営が困難になった事業所もあると聞いておりますが、熊取町ではいかがですかについてのご答弁でございます。

まず、本町のデイサービス及びショートステイのサービス給付費の状況でございますが、コロナの影響の少ない令和元年度と比較いたしますと、デイサービスでは、令和2年度は4.7%の減、令和3年度は1.8%の減、令和4年度では令和元年度並みの給付費まで上昇しております。

また、ショートステイにつきましても、令和元年度と比較しますと、令和2年度は令和元年度とほぼ同水準で、令和3年度は3.5%の減、令和4年度は2.5%の減と、徐々に給付費のほうは伸びてきておると、そういうような状況でございます。

特に新型コロナウイルス感染症が始まった当初は、感染症に対する知識やワクチン、検査体制など不十分であり、デイサービス等の通所系サービスについては利用控えにより経営が苦しい状況となっておりますが、そのような状況を踏まえ、国では通所介護等の報酬が新型コロナウイルス感染症などの影響により、利用者が減少した場合に、安定的なサービス提供ができるよう、一定条件を満たす場合には特例的に最大6か月間基本報酬の3%を加算できる制度を導入し、事業継続の支援を行ってきております。

また、新型コロナウイルス感染症により、一時的に人員基準を満たすことができなくなった場合にも、柔軟な対応も認めておるという状況でございます。

また、大阪府においても、介護サービス事業所、施設等のサービス提供体制を確保するため、人材拡充のための補助金や感染予防支援といたしまして、マスク、消毒液等の衛生用品や空気清浄機、パルスオキシメーターなどの備品購入費のための補助金、また検査体制の拡充など、そういった支援を行ってきております。

本町におきましては、感染拡大の当初、マスク等の不足に対しましてもその配給を随時実施するとともに、ワクチン接種についても高齢者施設等を優先して実施してきております。さらに、令和4年12月から物価高騰の影響及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う負担を軽減し、安定した事業運営を維持できることを目的に、介護サービス事業所等支援金給付事業を実施し、全事業所に給付金の支給を行ったところでございます。

このような取組の中で、本町の居宅介護サービス事業所数の廃止件数は3件にとどまっております。現在57件となっております。事業所の廃止理由も、直接的にコロナの影響によるものではないというふうに聞いてございます。

今後も、適切な介護サービス提供ができるよう、事業所と綿密に連携を取り支援してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）3件減っているけれど、それはもうコロナの影響ではなく、ほかのことでの減少ということで、それは小さな施設なんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）規模につきましては小規模やということで、指定権者でございます泉佐野の市役所のほうにございます広域福祉課のほうを所管しておりますけれども、そちらのほうで、廃止に際しましては一定の理由を聞き取っております。その中で、コロナの直接の影響というような話ではなかったと。もちろん、間接的にどこまでの影響があるか、そこまではあれですけれども、直接コロナの影響を食らって廃止に至ったんやというような話ではなかったというふうに聞いてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）では、3点目の質問に移らせていただきます。

これから団塊の世代が後期高齢者となっていく、先ほどの町長の説明でもありました。2040年がピークになっていくというお話も聞きましたが、介護サービスを利用する方が増えてくると思います。ところが、介護職員はぎりぎりの職員で、低賃金のため離職者があるとなかなか担い手が見つからないようです。また、コロナで感染した職員が出ると長時間勤務で対応するしかなく、長時間、低賃金では成り手不足だと思います。

また、先ほど町長の町政運営方針の中にありました介護予防・自立支援・重度化防止の重点に取り組んでいくということで、令和5年度は、日常生活での困り事がある要支援1・2の方などに対し、約3か月間、理学療法士や健康運動指導士の指導により、元の元気な生活を取り戻していただけるよう支援するふれあい元気教室について、従前の3クール制から随時受けることができるよう体制整備を行いますと。そして加えて、要支援の方には緩和型サービスを優先的に利用していただくことで、重度の介護者の方に専門職によるサービスを受けていただくことができるようにし、介護人材の確保につなげますとありました。

なかなか今の介護の状況では、介護を支える人を増やすためにという対策はすごく全国的にも問題だと聞いておりますが、どういうふうに介護を支える人々を増やしていけるのか、その辺についてお聞かせいただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目の団塊の世代が後期高齢者となり、介護サービスを利用する方が増えてくると思いますが、介護職員はぎりぎりの職員で、低賃金のため離職者があるとなかなか担い手が見つからないようですが、熊取町での処遇改善をどのように考えるかということについてご答弁させていただきます。

まず、ご指摘の介護人材の担い手不足につきましては、本町としても大きな課題であると認識しており、平成28年度から総合事業の緩和型サービス従事者を養成する生活援助サービス従事者研修を実施しております。

また、令和4年度からは、就労を希望する研修修了者と雇用を希望する事業者とのマッチングを試行的に実施しました。就労には残念ながら至っておりませんが、引き続き改善を加えながら、介護人材の確保の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、直接的な処遇改善につきましては、従前より一定条件の下で処遇改善加算も実施されており、さらに令和4年10月には介護職員のベースアップ等支援加算が創設され、本町におきましても加算創設の趣旨に鑑み、総合事業の基本報酬単価の引上げを同様に行ったところでございます。

そのほか、本町では、医療介護ネットワーク連絡会を定期的で開催し、多職種の連携、情報共有などの取組を進めるとともに、研修会も開催し人材育成に努めております。今後も、このような取組を推進し、介護人材の処遇改善の一助となればというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） 多職種の連携とおっしゃいましたけれど、どういう連携を取って介護者を集めているのですか、ちょっとその辺をお聞かせください。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 多職種の連携と申しますと、ひまわりネットという言葉聞いたことがあるかと思います。医療従事者、それから介護事業所の方が一堂に会して、医療と介護、それを円滑に連携を図ると、そういった取組をしてございます。そういった取組の中でお互いに情報交換し、今回のコロナ対策なんかかなり突っ込んだ議論をしていただいて、事業所運営の助けにさせていただいているといったことがございます。また、人材確保につきましてもそういった情報交換の場というようなことを提供することができているのかなというふうに思っております。そういったつながりをたくさん持っていただくことによって、いろんな職種でもって介護事業所のほうも運営されておりますので、その辺の人材交流というんですか、人材の相互の交流なんか進めていただければありがたいかなと、そういった思いでこういった連絡会のほうも実施させていただいております。以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） やはり、ある介護施設で聞いたんですけども、重要な役割していた方が辞められても、なかなかその後埋めに入ってもらえる方が見つからなくて難儀しているというような話も聞きました。

皆、大変な思いをしながら介護施設を運営されているんだということをつくづく感じたんですけども、これからの私たちの、私たちと言ったらおかしいですが、高齢者の生活は、介護施設に入りたくても入れない、それから介護疲れで高齢者虐待などの心配もあります。ぜひ高齢者が暮らしやすい熊取町をつくってもらうためにも、そういう介護施設などでの人材が集まるような、本当はお給料を上げてもらってたくさんの方が来てもらうというのが本来なんですけれども、なかなかそういうふうに国のほうでもなっていないというところがありますので、熊取町としてできるということがありましたらその辺はご配慮願いたいと思いますが、そのあたりについてはどうでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今おっしゃっていただいて、冒頭おっしゃっていただいたように、町としては自立支援・重度化防止ということで、いわゆるお世話型の介護から自立支援型、そういった介護ということで事業のほうを進めていっております。そうすることによって、本当に必要な方に専門職の方のお力を注いでいただく、そして、もう少し訓練していただいて頑張っていたら日常生活に戻っていただける、そういったことを目指しまして、今回実施しておりますそういった教室にたくさん参加していただくようお願いをしておるところでございます。

そういった総合的に介護事業を考えた中で、人材のほうも集約するような形で、必要な方に必要なサービスを、そして自立支援をすることによって介護予防をしっかりと進めていく、元気な高齢者を増やす、健康寿命の延伸を図る、そういったことを総合的にすることによって介護人材のバランスも取れていくのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） 何かはつきり分からない、忘れたんですけど、シルバーセンターなんかで介護のために人材を派遣していくというような状況があったように思いますし、先ほどお話でいただきました研修会を開いて従事者をというふうなことも、でもそれはまだ就労には至っていないというような話もお聞きしました。シルバーセンターの中で介護の仕事をされているという方はいらっしゃっているんですね。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） シルバー人材のほうも、いわゆる緩和型のサービスを提供いただいております。

ます。回数とか人数とかは少数ではありますが、シルバーのほうもそういった、いわゆる介護サービス事業所の一つに手を挙げて、緩和型サービスのほうを提供いただいているというような状況でございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） このコロナ禍で、高齢者の方も外へ出るということがすごく少なくなって、家の中でずっと閉じ籠もっていらっちゃって、普通の生活ができた方が少し動けなくなったとか、そういうふうな話もちらちらと聞きますので、そういう緩和型のサービスというのはすごく必要になってくると思うんです。その辺のところをきちっと応えられるような状況なのかどうかというのは大丈夫なんでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） ご指摘いただいているとおりでございます。

町といたしましては、先ほど来から申し上げておりますいわゆるふれあい元気教室を足がかりに、高齢者の方に少しでも元気になっていただいて、健康寿命を1年でも2年でも延ばしていただいて、自分でできる、自分ですることができる、起き上がれる、そういったことが一番の高齢者にとって幸せやと思っておりますので、そういったことのお手伝いをできるサービスを提供していきたいというふうに思っております。

ただ、どうしても緩和型ということになりますと事業所のほうもなかなか手を挙げていただけないというのが正直なところでございます。今後、町の考え方をしっかりとご説明させていただいて、緩和型サービスの提供につきましても事業所のほうに協力を今後もしてくださいということを強力に推し進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 大変な課題がたくさんあって大変なことだと思うんですけれども、ぜひ高齢者が暮らしやすい熊取町をつくっていただけますようお願いいたします、次の質問に移らせていただきます。

物価高騰対策の国や町の独自対策が今年度実施されましたが、これからも物価高騰、国民健康保険、光熱費など値上げで、個人生活が大変になっております。私は、フードバンクを手伝っていますが、毎回100人以上の方がいらしています。以前、準備中にいらっちゃったお年寄りが、朝から何も食べていないのでバナナを頂けませんかと来られました。何か事情があるのでしょうか、本当に大変な状況の方がいらっしゃるということに驚きました。年金が減らされていることも大きな問題です。

そこで、新たな給付や地域振興券、学校給食の無償化の継続など、先ほど循環バスについてはこれからも続けられるということで、ありがたいなと思っております。それらの継続を願いますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 続きまして、ご質問の2点目、物価高騰に対する新たな施策について答弁申し上げます。

物価高騰対策につきましては、政府におきまして令和4年度第2次補正予算に電気、ガソリン等の激変緩和措置が計上され、本年1月使用分から電気・ガス価格激変緩和対策事業が実施されております。また、大阪府におきましても、物価高騰の影響を受けた子育て世帯への支援として、18歳以下の子どもや妊婦の方を対象に、スーパーマーケットや米屋等の店舗で使用できるお米クーポンなどを選んでいただく子ども（子育て世帯）への食費支援事業が本年3月中旬から実施される予定でございます。

一方、ご質問の新たな給付や地域振興券、学校給食無償化の継続、循環バスの無償化の継続につきましては、現時点において、新たな給付や地域振興券の配付、学校給食無償化の継続については

実施を予定しておりませんが、循環バスの無償化については令和4年度に引き続き継続いたします。
今後におきましても、物価高騰の状況や国・大阪府の動向を注視してまいります。
以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） これからも軍拡による増税というのがうたわれております。そしてインボイスによる値上がり、これは、インボイスによる様々な手続やシステム改修などが必要となり、その費用は価格に乗せられると私は考えます。その様々な値上がりに対して、これからも町民を守るための施策をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） マスコミ等で、今後また4月に向けていろんな価格が上がっていくであろうという情報が当然伝わってきているような中なんですけれども、政府におきましても、与党からの提言を受けて、新たに3月中に特に電気料金の抑制策を取りまとめるように指示を総理大臣が出されていると、そういう状況もございます。

私どもも、やはり国の状況等々も含めまして、今年実施しております11月の臨時議会で出させていただいた様々の物価高騰対策につきましても、国のほうから頂いたそういう臨時交付金を活用させていただいてできたところもあります。やはり一定の規模感がないと物価対策というのはなかなか厳しいところもありますので、やはり国の情報にはしっかりアンテナを張って、できるだけそういうものが降ってくるということであれば適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） この値上がりに対して一番大きな影響を受けているのが、やはり生活困難者と言われる方々なんです。もう本当に私たちがやっていますフードバンクでも手を合わせるようにして、ありがとうございましたと、これで助かりますと言うて帰られるんですよ。何か本当に切ない感じがしまして、大変な状況の中で暮らしていらっしゃるという方が、100人が100人全員そうとは限らないかもしれませんが、いらっしゃるんだということをこれからも考えていただいて、その方々に、町民というか、それを守っていくんだという思いで施策をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

子どもの権利に関する条例についてお聞きします。

熊取町で、すばらしい条例ができたと思っております。ところが、コロナ禍の下、集会や研修会などみんなが集まることが少なくなり、子どもの権利に関する条例についての認知がされていないように感じております。

子どもの権利に関する条例の第3章では子どもと周りの者との対話、第4章では子どもと周りの者との役割と責務と書かれております。コロナ禍が終わった後、どのようにこれを広げていくのか、お聞かせいただけますでしょうか。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、子どもの権利に関する条例についてご答弁申し上げます。

まず、第3章の「子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話」につきましては、条例の検討過程で行った中学生・小学生へのアンケートなどから、子どもと子どもの周りの方々がお互いに一人の人間として認め合い、対等な関係で話し合い、理解し合うということが大切であるということ「対話」という表現で条例に盛り込んで、一人一人が実践していこうというものでございます。

また、第4章の「子どもとまわりの様々な立場の者の役割と責務」につきましては、条例第3条で規定している子どもの権利を守っていくために、それぞれの立場の方々の具体的な役割や責務を子ども・子育て会議における条例検討部会での議論等を経て条例に盛り込んだものでございます。

令和4年4月の条例施行後、条例の考え方が住民の皆さんに広く浸透していくよう、様々な機会を捉え周知啓発に取り組んできたところでございます。

取組の内容は、ホームページでの周知のほか、5月号広報で子どもにとって大切な4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）、11月号広報では子どもの周りの様々な立場の人たちの役割について掲載をしました。さらに、民生委員児童委員との交流会・研修会やホームスタートの養成講座、ファミリーサポートの養成講座等の機会を捉えまして、それぞれ子どもの権利に関する条例についての周知に努めたほか、条例を紹介するリーフレットを学齢に合わせて3種類作成し、町立小・中学校の全児童・生徒に配付し、ホームページでも紹介をさせていただいております。

また、条例第12条で11月を熊取町子どもの権利月間と規定しており、熊取駅前自由通路における啓発活動を行ったほか、町民文化祭に合わせて、くまとりこどもまつりの中で子どもの育ち応援広場というブースを開設し、ペープサート、紙人形劇ですね。を用いて子どもの権利を紹介するとともに、会場内でスタンプラリー等を行い、子どもへの周知を図りました。

また、「子どもの命の大切さを考える集い」で、和歌山信愛大学准教授で条例検討部会の部会長をしていただいた森下順子先生に「子どもの権利に関する条例の制定に携わって」というテーマで、また、泉州広域母子医療センター長の荻田和秀先生に「奇蹟のすぐそばにということ～産科医からみた子育てとは～」と題してご講演いただいたほか、親学習講座として、東洋大学の名誉教授の森田明美先生にお越しいただき、「子どもの権利の視点はなぜ必要か」というふうなご講演をいただいたところでございます。これらリーフレットや11月の権利月間については、議員の皆様にも情報提供をさせていただいたところでございます。

これからも、この条例が広く皆さんに浸透するように啓発を努めるとともに、子どもの周りの様々な立場の方々がそれぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応し、子どもがいつでも相談できるよう相談支援体制を確保し、維持できるように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜るようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 子どもと周りの者の対話と書いてあるのは、それは私の解釈が違ったのかもしれませんが、そういう対話の中で自分たちの権利を自覚し、その対話されている方にとって、子どもたちの権利、自分の権利も自覚していくというふうな感じで、地域でそういうふうな学習会がされていくのかなというふうに感じたという、読んでですね。

それで、4章では子どもと周りの者の役割と責務と書いてあるというのも、これも子どもの周りの者というたら家庭とか、そういう中でこういう話をしてくださいとかそういうこと、こういう権利条例があるので子どもたちとこういう話をしてくださいとか、親としての責務はこういうもので、子どもたちも自分の権利を守るときにはこういう責務があるんですよというふうなことがされるんだろうというふうな感じで捉え、町民の中へ広がっていくんだろうかというふうに感じて捉えていたんですけども、何か大きいところで、講習会を開かれたりとかそういうふうなところはされているんですけども、本当に家庭とか地域とかという中で子どもを囲んでの権利条例についてお互いに意見を交換し合えるような、そういう場所をつくっていただけたら、もっとみんなの中にそういうものが腑に落ちていくのではないかと。

まだ本当に権利がない状態で、子どもたちが不登校に陥ったりとか親の虐待に遭ったりとか、そういう状況をどうしてもまだ耳にしますので、そういうことを進めていっていただけたらかなという思いで私は権利条例を読んでいたというところがありますので、またそういうところ辺も考えていただけたらありがたいかなと思うんですが、どういう具合でしょうか。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） この条例を作成するに当たりまして、子ども・子育て会議の中の検討部会の中でいろいろ議論をさせていただきました。その中で、やっぱり子どものアンケートであった

りとか学生のオブザーバーからの意見とか聞いている中で、やはり子どもという立場で大人、自分の親と接するときに、そういった関係の中での付き合いにどうしてもなってしまうと。だから、子どもとしてもやっぱり一人の人間として対応してほしいというふうな意見等もありましたので、そういったことも踏まえて、この条例には子どもの権利、それと子どもの権利を尊重していくための周りの方々の役割というのをしっかり定めたつもりでございます。

今回、4月に条例施行してまいりましてから、いろんな機会を捉まえてこの条例の中身、熊取町がこの条例をつくったんだよということを広めてきたつもりでございます。その中で、やはり対話ということ、先ほども申し上げましたように、やっぱりお互いを認め合い、対等な関係の中で理解し合おうというのが大切でございますので、その考え方も広めてきたつもりでございます。町民の方々がそういった考え方を理解していただいた上で、各家庭の中、あるいは地域活動、いろんな活動の中で子どもの権利を尊重して、いろんな活動につなげていっていただきたいなというふうな我々の思いでございます。

11月27日の親学習講座で東洋大学の先生にご講演いただいたときも、その先生からは、やっぱり子どもの権利に関する条例をつくったことが大切であって、つくることによっていろんな立場の人がその条例を把握した中でそれぞれの行動に移していくというふうなことがあるということで、条例をつくった意義はやっぱりすごくあるんだというふうなこともおっしゃっていただきました。ですので、この考え方を皆さんに浸透していくようにこれからも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 講演会とかそういうのをされるのもすごくいいこと、悪いこととは思っていませんけれども、本当に小さなところでお互いの意見が言えるようなところでそういう浸透させていくということを、また取り組んでいっていただけたらというふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君） 以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

（「11時57分」から「12時59分」まで休憩）

議長（二見裕子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文野議員。

5番（文野慎治君） それでは、午後のトップバッターとして一般質問を続けさせていただきます。

今回は2つのテーマで通告をさせていただきます。

まず、1点目は公務員職場における女性活躍・働き方改革の推進についてということで、このテーマでやるのは私も初めてなんですけれども、実は昨年7月に東京でセミナーがございまして、それは、よく言われている議員の成り手不足であるとか、都議会の女性議員が主催するセミナーに参加させていただいたんですが、やはり議会においても成り手がそもそも少ない中で、そこで女性議員が少ないんだということで、ぜひ男性の議員がたくさん聞いてくれというようなフレーズが気になりまして、参加をしてみいました。

そこで一つこの問題を考えるきっかけもいただいたんですけれども、そういう点で言えば、当時思ったことは、熊取町議会は14名の定数の中で4名いるんだということをその場で報告すると、「おお」と。多いんですね。そういう意味では、すごく我々の議会もまだまだこれからなんですけれども、女性議員、ましてやそういう研修を受けた中で、いろんな悩みだとか問題点を当該の議員の方から、そして1期、2期続けるしんどさとか、そういうことがもうすごく同じ議員の立場でも分かる、ましてや女性特有でそういう問題も、僕らが気づけなかったようなことがあるんやなということも、ましてや女性特有でそういう問題も、僕らが気づけなかったようなことをすごく勉強させていただきました。ですから、熊取町の女性議員4名の方にはまた頑張っ

いただいているんやなということを改めて勉強してきたわけなんです。

ですから、我々も議会という立場の中では、女性議員という職務であっても女性がどんどん出てきてもらえるようなものをつくらないかんし、今こうして熊取町で私も議員をさせていただいているわけですから、地元の熊取町の職場の中で女性がどう活躍して、今どういう状態にあるんやというようなことを、一度、今回質問を考えたときにこのテーマを選ばせていただいたところでございますので、答えは特にないんですよ。現状で、そして国のほうで定められている法律、そういうことがあります。そして、我々のこの職場というのは役所ですから公務ですよ。民間企業に対しても女性活躍推進法という法律の網はかかっているわけなんですけれども、その民間と比較してもどうなのかとかいうような点を一度、現時点を、現在位置を確かめて、ぜひ熊取町の女性職員の方がどんどん活躍していただけるように、それも思ってこのテーマをさせていただきました。

ちょっと長くなりますが、もっときっかけは、やはりコロナ禍3年の中で、すごく映像で見る現状が、保健所であるとか看護師の方であるとか介護施設であるとか、先ほど午前のトップで鱧谷議員もそういう質問をされていましたが、そういう中で女性の方が本当にその対策に汗をかいておられる。2番目はそのことをコロナ対策でやっているんですが、これも熊取町の福祉の担当の皆さん方の中で、今日は本会議の着座ですからいらっしやいませんけれども、やはり女性職員のそういう当該の福祉担当の方、様々な方が本当に一生懸命やっている姿を見させていただいていますので、そういうことも踏まえてこの法律、女性活躍推進法のことをお互いちょっと現状認識と、これからはこうやっていかないかんよなということもあれば、なればいかなというふうに思っています。長くなりました。

女性活躍推進法の制定というのは、これの背景なんです。少子高齢化が進んで人口減少社会に突入した我が国で、人生100年時代も見据え、若者も高齢者も、女性も男性も障がいのある方も誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができる社会を構築することが必要である。特に、我が国最大の潜在力である女性の能力を生かすことが不可欠です。労働力減少の問題は、少子化対策のスタートした1990年代から政策課題となっていました。個々の企業等において、女性等の採用、定着、活躍促進を行うために自らの組織を変えるという経営判断をするまでには至らず、仕事と子育ての両立等の法対応を主とした取組が行われてきました。こうした中で政府は、女性が輝く社会をつくることを最重要課題の一つとして位置づけ、女性活躍推進法の制定などの取組を進めてきたという経過があります。

そこで、平成28年4月に完全施行された女性活躍推進法においては、男女の人権が尊重され、かつ急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応する豊かで活力ある社会を実現するため、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、女性の職業生活における活躍の推進を図ることとしています。地方公共団体を含めた事業主には、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務づけられています。これが、平成28年4月に完全施行された女性活躍推進法の背景と趣旨なんです。

そこで質問のほうに移っていきますけれども、熊取町としてのこの行動計画、これはどのような概要で作成されているか、お願いいたします。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、文野議員からのご質問の公務員職場における女性活躍・働き方改革の推進についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の熊取町の行動計画の概要についてでございますが、本町では、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を令和2年3月に策定しております。この計画は、女性の職業生

活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づいて、議会、教育委員会、下水道事業を含む熊取町全体の行動計画として定めてございます。計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間として、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等を進めることとしております。

具体的には、目標を①育児休業、配偶者出産休暇、子の介護休暇を取得する男性割合の引上げ、②といたしまして長時間労働の防止、③管理職の超過勤務の状況把握、④ハラスメント対策の整備、⑤各役職段階における職員に占める女性職員の割合の引上げ、⑥管理的地位にある職員に占める女性割合の維持とし、それぞれの数値目標達成のための取組を進めることとしてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）現状を部長のほうから回答いただきました。まさに令和6年が一つの初年度からしたら切りなんですね。そういう意味合いで、今5年になったばかりで、あと1年が残っているわけなんですけど、この行動計画、国の先ほどちょっと長く背景等要約を言わせていただいたんですが、それに沿って各自治体もそういう形で皆やっていると思うんですが、熊取町としての、特にここは入れた点やとか、現行やっている中の部分で何かそういう部分があれば追加でご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）基本的に、この計画につきましてはひな形というか、入れる項目については法から示されておりますので、しっかりその項目について定義したというのが実態の経過でございます。

ただ、この計画を進める上でやはり一番意識を変えていかなあかんところは、女性の方の意識改革、やはりキャリアアップ形成をしっかりと事業主として進めていかなあかんところが大きなテーマであるかなというのは、これは男性職員も同じなんですけれども、そういう認識で今考えております。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）どうしても民間企業に比べて女性の職員の割合というのはやっぱり役所というのは多いと思うんですよね。昨今の総採用状況とか、そういうこともご報告いただいたりするんですが、いかんせん、まだまだそういう中で、後ほどのことになりますけれども、この議場を見ても、これ本会議対応やから部長職の方が出てきているわけなんだけれども、僕も先ほど午前中、名誉あるものを頂いたんですけど、長年の中でやはり複数、3人、4人女性がいらしたという記憶が全くないんですよね。

ですから、やはりこれから先、課長級では後ほどの資料とかそういう形で見たらあれなんですけど、そういう方が本当に現場で一生懸命働いている状況が今あります。その方が、やはり時期が来てそれより上に上がったらもっと何か責任が増えてしんどい、これは僕ら男性も反省せないかんですが、家のことも役割分担の中で私に何かあったらもうそういう平等には何もできていない、もう任せっきりやというようなことからしたら、やっぱり女性職員の方もてんびんにかけて、これ以上忙しくなる、責任を持つ、時間を費やすというようなポストに上がるのはもうええわというような、それを何か言葉がマミートラックと言うらしいんですよ。子育てしながら働く女性が、様々な制約のある働き方を理由として仕事における役割や業務内容まで限定されてしまい、従来のキャリアコースから外れてしまうことを言うらしいんですけど、特に女性が輝くためにこういう法律があっても、現実の家庭の中での役割とかそういうことをてんびんにかけてたら、どうしても自らのやりがいとか能力はあるけれども、もうここまですぐ限度というようなことで、今までもきつとそういう方は熊取町でもいらしたと思うんですよね。

今後は、先ほどから言うているように、働き手がどんどん減ってくる中で、そして公務員職場の皆さん方も年々経験を積んで、いろんな部局を経験してキャリアアップして、そして自分の若いときからの経験を費やして、それが男性の目じゃなくて女性の視点で、また次の女性のそういうしっか

り輝いてもらえる後輩を育成していく、後ろ姿を見てきてねと言っただけの女性の幹部職員をどうつくっていくかというのは、これは熊取町の住民にとっても大変な財産なんですよ。だから、それを今ここでいっちゃう部長級の男性の皆さんも、これから5年先、10年先を考えていただくと、そういう人を育てるという役割をぜひお願いしたいなというふうに今思っています。

ちょっと気持ちを述べたんですが、2点目のほうにいけますけれど、先ほどご答弁いただいた今の行動計画の中で改善する点やとか、今のやり取りも含めて追加とかいうようなことなんか、もしお考えがあればお願いします。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、2点目の改善や追加事項の考えについてでございます。

現計画が令和6年度までの計画で、改善や追加等の変更は現時点では考えてございません。一方、次期計画の改定時には、熊取町第3次男女共同参画プランでの目標や取組の方向性と合致させていく必要がございますので、改定時には、現計画を振り返りながら、改善や目標の整理、目標達成の取組を示していきたいというふうに考えてございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。ぜひ、私も冒頭申しましたように、こういう観点での質問というのは初めてなわけで、関心がなかったわけじゃありませんが、どのきっかけでというのが、先ほど来言ったようなセミナーを受けたことから考えて気づきがあったもので、今のタイミングで一度お時間を頂戴してこういう質問をさせていただいています。

ぜひ、今の部分で次回の改定時に、後のやり取りでも、ほかではこういうこともしているよというようなこともちょっと言わせていただこうと思っているので、そういったこともちょっと胸にとどめていただいて、そのときにね。そして現行そういう一生懸命やってはる人、そういう人たちの意見も聞きながらぜひお願いしたいなと思っています。

3点目に、資料を出してくださいということで、頂いています。女性役職者の人数について、これについて説明いただけますか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）3点目の女性役職者の人数につきましては、資料のとおり、15年前から5年ごとで現在までの状況をお示しさせていただいております。平成19年度は、女性の役職者15人で割合にしますと20%、平成24年度が11人で14.7%、平成29年度が13人で20%、令和4年度は13人で22%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）これは、例えばよそと比べるとどんな数字でしょうか、位置は。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）熊取町の管理職の割合でいきますと、ごめんなさい、比較は令和3年度しかちょっと絡んだ報告はないんです。すみません。令和3年度の比較で申し上げますと、貝塚市が25.5%で熊取町は25.4%になりますので、岸和田市以南では2番目に高い数字となっております。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）熊取町は、昇任試験というんですか、今現行どうなっているんですかね。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）昇任試験につきましては、副主査級への昇任試験というのを昨年度まで実施してございましたが、今年度からそれは廃止とさせていただいております。

その経過につきましては、やはり若い方でも優秀な方が受験されないというようなこともございますので、本町の場合、独自に自己申告制度というのをつくっております、その中で昇任の意向であったり、こういうことをやってみたいとかそういったことを申告いただける制度をつくっておりますので、そのほうに一本化したということで昇任試験のほうを廃止させていただいてございま

す。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）俗に言う、例えば私、府でおったんですけれども、本当に、今はちょっと僕、分からないですけど、僕らがおるときは、それこそ夕刊紙とかありますやんか。タブレット版のそういうところとか、もうとにかく試験前になったら家へ帰らんと、どこか部屋借りて没頭するんやというような、何か団塊の世代がちょうど上がるような時代やったと思うんですけれど、そういうことがあったんですが、熊取町の場合は、この枠の中でその該当年齢に來ても本人の意向として受けてくれない、受ける年齢やのに。そういう方が出てきていたので、そういうふうな制度に今なっているということなんですね。その結果で、大体役職の補充というのは現時点では大丈夫なんですかね。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）もう少し細かく、もともとグループ長の試験を導入していた経過がございます。そちらのほうがやはり受験者数が少ないというところの大きな問題点から人事評価による昇任に切り替えて、その後、副主査級の昇任試験に切り替えて現在に至っていると。受験者につきましては、グループ長に比べて副主査級を受けないという方は少ないんですけれども、やはり優秀な方も受けられていないというふうな現状を鑑みて、なくしたというところでございます。

ポスト数には、当然その人事評価の中で人を判断しまして昇任、ポスト上げていますので、そこはしっかりと補充できている状況でございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）せっかく経験を積んできて、この人引き上げたいなと思う中でも、試験制度がある。それを突破してくれないかん。でもそれを受けてくれへんかったらどうもいかんというような状況で、例えば、なぜそういう仕事も一生懸命しているけれど、自分の時間も必要やろうけれども、熊取町の職員になって、ある程度上からもそういう信頼を受けて、次はなっしてほしいなと思っている人が受けない雰囲気みたいなのは、それは何か感じることはありませんか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）明確に本町の職員にアンケートしたわけではないので一般論的な話があるんですが、やはり上に上がっていくごとに責任が重くなって、それがしんどいというところが一番大きなところなんです。それに合わせて仕事の量も増えて、金銭的にも公務員の場合、ご存じのように上がってもそんなに給料は変わらないんですよ。今の体系上、変わらないんで、結果的にグループ長のほうが年収が高くなったりとかそういった面もありますので、そういうところを全体的に踏まえて、やはり昇任意欲が上がりたくないというようなお声というのは感じてございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ですから、今日のテーマの初めは女性に輝いていただくと。そういう中で、俗に言う国なんかがこの冒頭の制度があって、これだけ時間がたってきて今どうなってんねんというようなときの判断基準として使えるというたら、そういう役職者に占める女性の割合はどうやねんというようなことが今もご答弁いただいたし、僕も求めたような形だと思っただけなんですけれども、今のこういうお話を進めていく中では、今のご答弁は女性だけの答弁じゃなくて全体の中のお話だから、男性職員のほうが比率的にはもちろん多いわけだから、そういうような方がなかなか公務員という状況の中で上に上がって何とか町政をここはやったんやというような気概がなかなか生まれないうことが、ちょっと現実的には残念なんです。

ですから、そういう意味では、僕も資料なんかいろいろ読んだりしている中では、特に今回コロナ禍なんかで、特にさっき言うたように、女性の方がいっぱい関わっているような部分で、役所という立場やから民間企業よりもそういう苦情とか問合せとか、また、説明せなあかんとか、そんなことで本当、この3年間は尋常じゃない長時間労働であったり、気配りやすごいストレスも抱えた中でありましたから、それやったらもう何か長になるよりというような形が、ますますこのコ

コロナ禍において価値観とか、あるいは人生感とか仕事に対するやりがい、やる気、そういったことも含めてマイナスでしかね。やっぱり熊取町の役所というのは継続してそういうレベルを維持しながら、さらに高めていきながら経験を次に伝えながらということが、僕は普通の民間企業じゃない、そういうことやというふうに思うんですけども、そういうことからすると、すごく今皆さん方がここへ出ておられる次の世代の方にどう引き継いでいくか。今日の趣旨である女性が輝く職場にしようと思ったら、もっとここに複数名、将来いていただけるような形をつくらないかなというのが僕の今日の発端なんですけどね。

ですから、6年のときにもう一回見直すときに、昔やったら子育て世代でのいろんな育休とかそういう制度、あるいは残業を減らすとか、そういうふうなことが負担を減らすということであったんだけど、今のこの時代はもう本当にいろんな面においてストレスであったり、そういうふうなことで健康被害が人によってダメージを受ける、そういうことも勘案した、何かみんながそういうポストに就いたからというて集中してしんどい目をせんようなことも、これは難しいと思いますけれど、そういうことも6年の切替えのときにはやっていたらどうなんかなというふうに思います。

実は、この質問をしようと思ったとき昇任試験のことをいろいろ調べてみていたら、昔なんですけれど、2014年に熊取町が職員希望昇任制度創設というの、今のご答弁と重なるんかも分かれへんけれど、これ今あるんですかという話をちょっと事前に聞いてみたら、これもうなくなっているという話あったんですが、勤務意欲にあふれて昇任を希望する若い人を昇任させてチャレンジさせる、すごく仕事に対する向上につながる制度やということで、今もこれネットを見たら出ているですよ。これは大阪の熊取町というところがやって、すごく画期的やみたいだね。そやから、これが4年ほどでなくなったということを事前に聞かせていただいているんですけど、ぜひ女性が活躍できる職場を、ここにおられる方はもうこれから6年につくっても10年おるわけではないわけやから、次は、また新たな執行部の管理職の方が出て若い人を育てて、それをどんどん継続して行って熊取町をよくしていくということにつながるんでね。

仕事は、本当に今の現行の方は、後のこともありますけれど、コロナ禍の中でも頭が下がるぐらいやっていたいています。それを何とか今日は僕はこの場でもお礼を申し上げたくて次の項目も入れているんですけども、やはりその中心は女性職員だったんです。ここにはいらっしやらないけれど、幹部の方であったり、何もそこだけじゃなくて、どこにも輝いている女性職員はいらっしやいます。煉瓦館へ行ってもおるし環境センターへ行ってもおるし、どこでも皆さん頑張っています。図書館へ行ってもいますよ。ですから、そういう方々がこれは熊取町の職員として採用されている限りは、熊取町の住民にとってはこれは財産です。僕は、そういう方の態度がどうであったとかいうことで苦情というのは今まで1回も聞いたことない。本当にどこへ行っても親切にしてくれるでということ言われているから、だから本当に、そういうすばらしい人の中で、しかし組織やから、入ったら俗に言う一般でだんだん経験を基に、そして人を指導していく、つくっていくという立場に、ずっと積み重ねてやっていただくということをお願いしたいなと思っています。

6年の改定のときにもっと現行の皆さん方で、しかし、ここにおける男性の中の発想だけでは絶対無理ですよ。だから、もっと管理職でも今の25%、直近ではおるんやから、そういう人たちの意見とかそういうのを全部組み入れて、今度の輝くこの法律に基づいた熊取町版のやつをつくっていただけたらなというふうに思っていますので、よろしく期待を申し上げて1点目を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

ごめん。ちょっとだけ、北九州市とか、また見ておいてください。東京都の八王子市とか、女性管理職の生の声を届ける制度とか何かそういうのが出ていますから、また参考にしてください。もうここでは……。

そしたら、すみません。2点目へ議長、いかせていただきます。

2020年1月から新型コロナウイルス感染症、感染の新しい波が来るごとに新規感染者数、重症者

数、死者数を更新し、今8波が終わろうとしています。どの専門家が見ても、この8波は今もうなぎにはなっただけでも、必ず9波は来ますよというようなことが言われているんですね。今しばしの状況で、今日も町長のご挨拶もあったと思いますけれど、マスクの部分であるとか3月13日からとか、あるいは学校、職場においての卒業式の問題であるとか、いろいろ関心は尽きないんですけども、総じて言えば、本当に熊取町の担当の部局の皆さん、健康福祉部中心によくやっていただいたなというふうに思っていますので、ぜひ、これは住民の方の声ですので、今の時点にまでよく耐えてやっていただけたなということを、まずはお礼を申し上げたいというふうに思っています。

コロナ禍3年を振り返っての思いはということで、ちょっと抽象的な書き方をしているんですが、担当部局からのご答弁を用意していただいていると思いますのでお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、2つ目のご質問であるこれからのコロナ対策についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のコロナ禍3年を振り返っての思いについてでございますが、令和2年1月末には、新たな感染症に全庁体制で対応すべく熊取町新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、大阪府と情報共有を図りながら、現時点で60回を超える本部会議を開催し、熊取町が一团となって対応をしているという状況でございます。

また、その当初では、市場ではマスクが店頭からなくなり、備蓄マスクの配布や感染予防対策の周知啓発に努めたところでございます。

令和2年度は、感染が世界的に拡大し、緊急事態宣言が発出され、外出自粛、営業自粛による人流を減らす対策が取られ、休業支援等も行われたところでございます。また、医療体制に限られる中、コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えた検査体制の整備が課題であり、本町では、関西医療大学との連携協定によりましてPCR検査体制を構築し、令和3年1月から運用しておるという状況でございます。

令和3年度には、ワクチン接種が開始され、当初はワクチンの数も限られておりまして、コールセンターや医療機関に予約を求める人で殺到したというような状況もございました。ふれあいセンターで、休日において専門業者による集団接種に加えまして、医師会の協力の下、個別接種体制が整ったことで、府内でも速やかな接種につながっております。その後も、ワクチンの需要と供給の状況を見ながら臨機応変に対応してきたところでございます。

また、濃厚接触者等へのいわゆる生活支援パック、生活支援物品の配布も開始しております。

令和4年度には、ウイルスの変異により、流行の波が随時訪れてくる中、様々なコロナ対策が継続されております。一方で、ウイルス感染による重症度は薄れ、タピオステーションをはじめとするフレイル予防の重要性を実感するとともに、感染対策を取りながらアフターコロナを見据え、通常事業も進め始めております。

また、長引く自粛により、給付金の給付や地域振興券の配布をはじめとするいわゆる生活支援対策や事業所支援対策も随時、全庁を挙げて対応してきたところでございます。

この3年を振り返りますと、未知のウイルスとの闘いということで緊張感を持ち、遅滞なく迅速な対応を心がけ、その体制につきましても、町長の陣頭指揮の下、しっかりとした応援体制を構築し、熊取町役場全体で関係機関や住民の皆様のご理解とご協力を得ながらコロナ対策に取り組んできたところでございます。いまだかつてない長い3年間であったと実感しておりますのでございます。

引き続き、国・府の動向及び感染状況を鑑み対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）本当に思いが部長のお言葉の中に、それぞれのときを私、思い浮かべて、本当に改めて頑張っていたいただいたこと、敬意を表したいと思います。本当にお疲れさんでした。

安堵する間もなく、やはり専門家の中では、先ほど言ったようにもう9波、また来るのは確実やということになっていますし、マスクの規制も緩む中でどうなるのかなどか、いろんなことでまだまだ体制を、経験は積みましたが、また新たなウイルスかも分かれへんし、また違うことになるかも分からないんで、そこはお互い気を引き締めながらやっていっていただけたらいいと思います。

2点目に、大阪府、保健所、医療機関、高齢者施設等との関係において、町としてやはりそこらにご指導なり、あるいは問合せとかいろいろあって、とにかくもうてんやわんやの時期もあったというふうに思うんですが、今ちょっとなぎ状態みたいな状況の中で振り返ってみて、鱧谷議員の質問にもちょっとかぶるんですけども、総括的なことと、あるいはもっとこうしておいてほしかったなとか、あるいはこっち側の改善とか府への要望とか、そういったことがあればと思ってこの項目を入れたんですけども、ご答弁いただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、2点目の大阪府、保健所、医療機関、高齢者施設等との関係においての総括と要望や改善点についてご答弁申し上げます。

これまでコロナ対策は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、府、市町村、関係機関がそれぞれの役割を持って連携協力しながら対応してきておるところでございます。本町におきましても、平成26年度にその当時の新型インフルエンザに備え新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しており、緊急時における役割の想定ができていたことが今回の迅速な初動体制につながったというふうに考えております。

また、関係機関とは緊急時の連携も見据えた平常時からの連携体制が重要であり、定期的に大阪府泉佐野保健所が開催しております健康危機管理関連の連絡会議等におきまして、現在もコロナ禍の振り返りを行っているところでございます。

また、医療機関とは平時から泉佐野泉南医師会と管内の3市3町が健診やワクチン接種等で協議をしながら進めており、広域で協力し合う体制となっており、高齢者施設とも、医療介護ネットワークにも協力体制が構築されておるところでございます。

今回のコロナ禍における関係機関との関係における懸案としましては、感染症対策の各フェーズにおけるいわゆる情報共有の在り方あるいは情報発信の在り方など、円滑であったとは言い難い場面も多少は身受けられたことなどが反省点であるというふうに考えております。

これからも、今回の取組の経過と課題を整理し、保健所や関係機関と共に改善点を検討してまいります。また、国や府に感染拡大時には医療体制や検査体制が速やかに整備されるように要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。よくまとめていただいていると思うし、ぜひ、後段の部分の府等への要望も上げていただけたらありがたいと思っています。

参考までに、大阪社会保障推進協議会というので、コロナ禍3年を検証するというでこういう本が出てまして、それぞれの職場の担当した、汗を流した、苦勞された方が問題点を何かこういうディスカッションの中で出しておられます。

ですから、熊取町としてそういう機関と対応ということで、一人の方とやり取りとかあると思うんですが、その職場で、僕もざっとしかまだ読めていないんですけども、どういうことが起こってどんな大変やったんかというようなことが全然、例えば保健所で大変ですねということはお互い分かるけれど、生の声としてこういうような形で書籍で出ていますので、またぜひ参考にさせていただいて、次のフェーズでまたそういう関係を構築していかないかんで、お互いの気持ちを分かり合うという意味で参考にさせていただけたらなと思うんで、よろしくお願ひします。

そしたら、3点目なんですけど、教育委員会のほうで小中学校での取組みの総括と要望や改善点というのは把握しているでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、小中学校での取組みの総括と要望や改善点についてご答弁させていただきます。

この間の町立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組としましては、重症化リスクや感染力、あるいは感染状況が刻々と変化してきた中においても、基本的には大阪府教育委員会の要請を踏まえた対応を進めてきたところでございます。

また、このような対策を進めるに当たって、児童・生徒への人権にも配慮をしつつ、学校現場の状況をしっかりと把握し、できるだけ子どもたちがふだんどおりの学校生活を送れるよう様々な取組を進めてまいりました。また、運動会や修学旅行、卒業式や入学式といった学校行事を実施する際においても、国や府のガイドラインを基本としつつ、できないではなく、できるにはどうしたらいいかを、先生方だけではなく、子どもたちも一緒になって考えながら進めてまいりました。

さらには、学校臨時休業の判断や休業中の学習保障についても、子どもたちにとって最善の利益とつながるよう、慎重かつ丁寧に進めてきたと考えております。

特に、この間の新型コロナ感染症対策を契機に急速に進んだ学校ICTを活用した新たな取組に関しましては、クロームブックの持ち帰りを通じた学習活動の新たな展開を進めるとともに、学校、保護者間における体温や体調、出欠席も含めた連絡手段のデジタル化についても、昨年9月より導入を図ったところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症の類型が2類から5類へと移行することになりますが、これまでと同様、国の基本的対処方針や大阪府の要請内容などを踏まえ、必要な対策を十分に行いながら小・中学校における教育活動を進めるとともに、必要な対策等については、機会を捉えて国・府への要望を継続して行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）子どもたちもストレスの中で、学校側も初めての対応で本当に大変だったと思います。これで我々もなかなか学校行事へこの間、本当に行けなくて、考えてみたら3年1歩も足を踏み入れていないような状況で、テレビを通じて、ああ入学式、卒業式やなど。この頃は全然、マイクを向けられたら外す子と外せへん子がおって、今さら顔を見られるのは恥ずかしいとか、何かそういうのが本当に、子どもながらもこの3年というのがあったんやなということを改めて思いました。特に小学校は、もう中学校へ行かれる方、まだこれから残って、しかし、今さっきなぎということを行ったけれど、まだこれがどこまで行くか分かれへん状況で、そういう中で先生方も本当、大変だと思っています。

コロナ禍でそういうIT化というのは進んだけれども、もっと失ったものもいっぱいあると思いますので、ぜひ先生方と教育委員会のほうで連絡を密にして、子どもたちが失ったものをちょっと平和な時期にどう取り戻していくかというようなことを観点に、ぜひ教育委員会としてもフォローをやっていってあげてほしいなと思っています。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

1項目めは、国民健康保険高額療養費制度についてです。

全ての人が加入する健康保険は主に3つの種類があります。被用者保険、そして後期高齢者医療制度、そして国民健康保険と、この3つの種類があります。

健康保険とは、病気やけがをしたとき安心して医療を受けられるように、被保険者が保険料を出し合って互いに助け合う制度となっております。会社勤めの方や公務員の方や後期高齢者の方以外

の方は全て国民健康保険に加入をしているということでございますが、まず今回は、国民健康保険の加入者が病気等で医療費の負担が高額になったとき、1か月の自己負担限度額を超えた分について、その超えた分を還付してもらえらるる制度、高額療養費制度がありますが、まず1点目、この高額療養費の支給方法についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）高額療養費制度についてのご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の高額療養費の支給方法についてでございます。

高額療養費は、1か月の医療費の自己負担額が世帯の所得区分や年齢に応じて定められた自己負担限度額を超えた場合、申請により支給するという制度になっております。本町では、国保連合会が管理する国保総合システムから候補者リストを毎月抽出して内容の確認を行った後、申請勧奨の通知を行い、後日、指定口座にお振り込みさせていただくことを基本としております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

一応、高額になったという場合は本町のほうから通知をするというところですね。そして、それで還付していただいているというご説明かと思うんですが、この高額療養費、本当に先ほど部長もおっしゃられたように、年齢とか、また所得によってそれぞれの自己負担限度額というのがまちまちでありまして、なかなか自己負担限度額というのが分かりにくいのではないかなというふうに思っております。いつも保険料の明細と一緒にこういう冊子が送られてくる中で載っているんですけども、見ても本当に自分は一体限度額幾らなんやろうという感じで、ちょっと分かりにくいんですけども、そういうものがあって、だから超えた場合は内容を確認して、町のほうからシステムを通じて、高額になった分の還付制度がありますからということで連絡していただけるということなんです。それでもってでしか分からないというところになるわけですが、自分の自己負担限度額というのはどんなふうに確認したらいいんですかね。それというのは自分でも確認できるんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）そうしましたら、2点目の高額療養費の申請方法についてご答弁させていただきます。

高額療養費の支給申請は、国民健康保険法施行規則の規定によりまして、療養を受けた被保険者の氏名や医療機関等の名称を記載した支給申請書を、原則として自己負担額を超えた月ごとに領収書等を添付してご提出いただくこととなっております。

どのようにしてお知りになりたいかといいますと、最初に申しあげましたとおり、対象になる方についてはこちらのほうから漏れなく、対象になっていきますので超えています、あなたの状況を見た中で対象額はこれだけですよということをこちらのほうから直接勧奨させていただいておりますので、それを受けて動いていただくということになります。

お問合せいただければ随時調べすることもできますし、勧奨の手間というか、そういうことも我々も考えた中で、次の簡素化の話になっていくんですけども、そういうような方向性というのは当然、今現在、課の中でももう既に検証中というような、そんなような状況です。渡辺議員のほうからご指摘いただいているとおり、せっかくこういう制度があるのに申請ができなくて支給されていないというようなことが起こるとこれはもったいない話なんで、そういうことがないようにしたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。ということは、自分ではなかなか自分の限度額というのが分からないというところで、自分で確認というのはやっぱり窓口に行って確認するしかないというところと理解させていただきます。その中で、まずもっては超えましたよということで町のほうか

ら通知が来て、初めてそれをもって申請するという形になるということを理解させていただきました。

その申請方法につきましては、今2つ目ということでご答弁を先にしていただきましたが、そういった通知をもって、それと併せて窓口、町のほうで申請するということになるかと思うんですが、限度額適用認定証というのがありますよね。病気が1つで、それでもって入院されている方につきましては、その限度額適用認定証を先に入院されているところで提示すれば限度額だけの支払いで済むということになるかと思うんですが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃっていただいたそのとおりで、認定証を先に申請いただいて、大体入院されるようなケースの場合はそのような認定証を事前にお取りになる、あるいはご家族の方が代理で取りに来ると、そういったケースが非常に多いかと思えます。それを取っていただければ、各人に応じた負担限度額を超えての請求は来ないというようなことになっております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）病院が1か所であるならばそれでいいかも分からないんですが、何か所か、病院と、またお薬を処方してもらう分とか、合算しての高額療養費になりますので、その分での限度額適用認定証を提示できなくてという場合は、町からそういうふうを超えていますということでお知らせが来るというふうになっているかということで、理解させていただきます。

その中で家族の分も入ってくるので、本当にこの国保、ややこしくて、70歳未満の方と70歳以上とで、家族は1人世帯じゃないので、何人かの年齢層の方が家族になっているので、その方たちが医療費を使った分はどうなるのかなというところとか、高額、その分は合算していいのかなとか、ちょっとその辺のところ、分かりにくいこともあるんですが、全て分からない分は町から通知が来るというふうに理解させていただきます。

次、3点目なんですけれども、分かりにくい中で入院されて、高額のがん等で抗がん剤治療を受けている方とか、そういった方たちが高額になったときに申請するにつきまして、3点目なんですけれども、平成29年3月31日付で国民健康保険法施行規則の一部が改正されたことによりまして、70歳から74歳までの国保被保険者の高額療養費の支給申請につきましては手続の簡素化をすることが可能になったというふうに聞いておりますが、その申請手続の簡素化についてお聞かせいただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続いて、3点目の申請手続の簡素化についてご答弁申し上げます。

申請手続の簡素化とは、被保険者の負担軽減を図る観点から、同施行規則の規定に基づきまして、例外的に市町村が条例等で別段の定めをすることができ、それに基づく申請を初回のみとし、その後は高額療養費が発生する都度、していただいた口座に自動的に振込を行えるということを指しております。

もともと簡素化の対象につきましては、高齢者に対する負担軽減といたしまして70歳以上の方に限定されておりまして、本町におきましても70歳以上の高齢者に限って簡素化を対応してきておるところですが、今、議員ご指摘のとおり、令和3年3月の省令の改正によりまして、全ての年齢でもその対応が可能というふうになされておるところでございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。一応、月1回、毎回、月ごとの高額療養費制度なので、そのたびに超えた月ごとに申請しなければならぬ分、同じ病気で同じように入院されているのであれば、1回申請すれば2回目は申請しなくてももう自動的にその限度額まで、あと還付してくれるという制度、それが簡素化というところで、本町もそういうふうにして取り組んでくださっているというところかと思うんですが、それが70歳以上の方というところで今は取り組んでくださっているとい

うことなんです。

私自身も、ちょっと主人が病気、これは国保じゃなくてサラリーマンしていたときなんです、がんの治療を受けていて高額になったときに毎月毎月申請していました。そして高額になった分、申請して還付されていたんですが、それを1回すれば、もう2回目からはしなくても、決められたところにまたその分については、一応まずは前もって払わないといけないんですが、還付されるというふうに改正されたということ、すごくそれは本当にいいように改正していただいて、住民の負担の軽減ができたのかなというふうに思うわけなんです。

これは市町村の判断によるというところになっている、2回目以降はしなくてもいいというのは、これは市町村の判断ということなんですよね。大阪府下の状態では、もう全ての市町村がそういうふうに対応しているんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、大阪府内でいわゆる高齢の70歳以上の簡素化の状況でございますが、実施済みが25市町村、率にして58%、実施予定が9団体、未実施が9団体というような状況でございます。本町は実施済みの25団体の一つに入っているというのが70歳以上の状況でございます。

それから、70歳未満、いわゆる全年齢対象に簡素化の実施状況でございます。実施済みが18市町村41%、実施予定が14市町村32%、未実施というのが11市町村ということで、本町は実施予定の14のところに入っております、次の答弁にも関わりますけれども、新年度より進める方向で考えておるといような、そんなような状況でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。先にご答弁いただきありがとうございます。

まずは、もう70歳以上の方に対しては58%の市町村が実施しているというところで、70歳以上だけじゃなくて、国保に入っている全ての方をそういう対象にすべきではないかなというふうに思いました。4番目の質問をしていたんですが、町としてはもう全ての方を対象に実施していく予定だということに進めてくださっているということ、ありがたいかと思えます。

本当にややこしい保険料の制度なので、そしてまた、毎回毎回申請しなアカンというのも、ご病気のある方がそれこそ大変な、ご家族の方が申請するにしても、それでも大変なことですよ。その分について、丁寧にそういうふうに1回すればしなくてもいいよという制度を導入していただくこと、この令和5年度から実施、4月からではないんですね。5年度中にというところなんですかね。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）渡辺議員からのご指摘もでございます。住民の皆様方のこれはもうお声やというふうに我々も感じておりますので、できる限り早く迅速に対応をさせていただきたいと考えております。

今回の分について、若干先行自治体での実施状況の確認、それから、実は滞納されている方との関わりなど、そこもちょっと検証する必要があるがございますので、そのあたりを検証し、それからシステム上の対応も検証した中で、できる限り早い段階で導入していきたいというふうに考えております。これはもうほんまに住民の方の生のお声やというふうに感じます。議員からのご指摘、本当にありがとうございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

まずは、1回目は申請しなければならないというところで、滞納につきましてもその1回目の申請のところで分かるかと思えますので、しっかりと対応していただけたらなと思えます。住民サービスの向上という意味で先進的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。次、そしたら2点目へいきます。

2項目めは、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加についてです。

本町では、平成30年度より飼い主のいない猫不妊去勢手術費用助成制度を実施していただいております。補助額は、1頭5,000円が上限で、30年度予算は10万円、翌年度の令和元年度は20万円に拡充していただきました。

この野良猫対策については、平成24年12月議会、そして平成28年9月議会で質問させていただきました。また、そのとき、大阪府が野良猫の引取数を削減している中で、野良猫を自費で手術してTNR活動をしているボランティアへの支援を訴えさせていただきました。平成30年度から補助制度を創設していただくことができました。

まず、1点目、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助事業の現状、実績ですね。を教えてください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用補助事業の現状でございますが、直近3か年で実績を申し上げますと、令和元年度は予算額20万円に対し36頭で18万円、令和2年度では、流用額10万円を含む予算額30万円に対し54頭で25万6,500円、令和3年度では、流用額5万7,000円を含む予算額25万7,000円に対し43頭で21万4,000円となっております。また、令和4年度におきましては、2月末の時点での実績でございますが、予算額25万円に対し43頭で21万2,700円となっております。これまで全ての申請に対し補助金を交付しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。本当に毎年申請していただいて補助していただいて、頭数とすれば大体、2年度は多かったです。それでも3年度も4年度も補助額を超えているというところで、まだまだ去勢手術をしている猫が増えている状況、現状は変わらないところかと思っております。

今回、そういう面も含めましてさくらねこ基金に参加していただけるというところかと思うんですが、その中で、そしたら2点目なんですけれども、令和3年12月議会でさくらねこ無料不妊手術事業に参加してはどうですかという質問をさせていただきました。そしてこのたび、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）に参加している活動団体に対し、無料チケット申請を支援するというところで提案させていただいております。議員全員協議会でね。本当に大変に評価するものであります。

そこでお尋ねしますが、今報告いただきました町独自の補助事業とさくらねこ無料不妊手術事業についてどのように使い分けるのか、お尋ねいたします。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、2点目の独自の補助事業とさくらねこ無料不妊手術事業の使い分けにつきましてご答弁申し上げます。

まずは、地域猫活動に取り組み、今回制定予定の熊取町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱でお示しました要件に見合った団体で、協力病院の使用を希望すれば、窓口でさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）のほうをご案内させていただきます。

一方で、町独自の補助事業へは、これまでの枠組みどおりで、地域の環境保全対策を目的としたものを中心にご案内させていただくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。2つの事業、ボランティアの意向でボランティアが選択できるというところで理解させていただきます。

ボランティアにとってはさくらねこ基金に参画してくれることのほうありがたいようで、参加

するということをごくたくさん、皆さんボランティアの方、喜んでおられます。そういう声を聞かせていただきました。

病院によっては安く手術してくださる病院もあるんですけども、普通の病院では、手術代につきましては雄が6,600円、雌は8,800円、また糸代が溶ける糸にすれば1,100円かかって、9,900円かかる病院もあるらしいです。町の今までの補助でいくなれば、9,900円あったとしたら4,900円は自腹を切っているというそういうのが、まだ補助をしていただいていることはすごくありがたいことなんですが、それでもまだボランティアは自費でやったださっている、手術をして野良猫が増えないように環境保全をしてくださっている、協力してくださっているという実態があるわけなんですけれども、その中で、さくらねこ基金の分につきましてはチケットを使えることによりまして手術費用は一切かからないというところで、ボランティアは自費を出さなくてもいいというところで助かるというふうにおっしゃっておられまして、さくらねこ基金のチケットはノミ取りのそういった投与の薬、それもそこに含まれているという。だから、手術だけじゃなくてノミよけの薬も無料というか、基金から支出してもらわなければならないんですが、協力病院のほうがそういうこともやったださっているんだというふうに聞きました。

だから、本当に今回、さくらねこ基金に参加してくださること、もうすごくありがたいというふうにボランティアはおっしゃっておられたので、その辺のところをご報告させていただきたいと思えます。

3点目ですが、その中で交付要綱について議員全員協議会でもご説明あったんですが、この交付要綱についてどうなんでしょうか。交付要綱について、他市と比べてどう思われるのか。チケットを申請して活動するのに、私としてはかなり厳しい内容になっているのではないかなど。ほとんどボランティアは本当にボランティアとして活動してくださっている中で、あまりにも縛りのある要綱になっているのではないかなというふうに思ったんです。そして、ボランティア活動団体が本当に申請して活動しやすい内容なのかどうか、その辺のところ、ボランティアの方にご意見とかは聴取されたんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）続きまして、3点目の交付要綱について、他市との比較とボランティア活動団体の方の意見聴取につきましてご答弁申し上げます。

まず、他市との比較についてでございますが、おおむね地域住民の理解を得た上で、地域猫活動を行うボランティア団体等にチケットを交付するとしており、大筋で大差はないものと考えております。

そのような中でも、若干の違いといたしましては、他市ではボランティア団体が現に存在していることが多く、要綱では、市内に主たる事務所等活動拠点を持つ団体、または代表者が市内に居住する団体やその構成員の半数以上が住民基本台帳に記載されている者であることなど、団体に一定の条件を付しております。

一方、本町では、現時点においてボランティア団体を認知しておりませんので、地域住民2人以上の活動者もしくは賛同者を含む団体を構成していることとしており、今後において、地域住民の理解と協力の下、地域猫活動に取り組んでいってもらえるよう配慮しており、この点におきましては他市と比べ、むしろ対象枠を緩和しております。

また、ボランティア活動団体の方からの意見聴取でございますが、平成30年度に補助事業を立ち上げて以降、多くの窓口対応、また、ボランティア活動をされている方々とコミュニケーションを取ってきた経験を生かした上で、できる限り当該制度を活用していただけるような形としております。

そして、今回の参加により、不妊・去勢手術に対するノウハウなどをお持ちのボランティア活動をされている方が地域の方々と共に団体として活動していただくことで、地域猫活動の輪が熊取町内で広がっていくことを町としては期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 岸和田市と貝塚市の要綱を参考資料の中につけさせていただきます。本町のはこの参考資料にはついていないんですが、議員全員協議会のときに頂いたのと比べていただきまして、本町では、補助事業のときもそうなんですが、地域猫活動の報告書というか、申請するのに猫の写真、本町の地域猫活動報告の中に、第10条に猫、手術前の全身写真及び識別処置予定部分が判別できる写真、また、手術後の全身写真及び識別処置部分が判別できる写真と、前と後と2つ写真を撮らないといけないと。これ、前の補助事業のときも言いましたが、猫の写真を撮るのはなかなか大変なんですよ。手術後やったら撮れます。

よその岸和田市や貝塚市のを調べたら載っていません、そこまで。岸和田市も、載っていますが手術後です。手術を受けた後の猫の全体像、識別。だから手術前の写真、手術後というのは麻酔がかかっているから写真を撮りやすいんですよ。手術前というのはやっぱりなかなか写真を撮りにくいというふうにボランティアはおっしゃっておられました。

そこまでなぜ厳格にしなければならないのかなというところが1点と、もう一点は、そのチケットの申請につきまして、第7条に、チケットを利用しようとする者は、チケットを利用しようとする月の前々月の末日までに、さくらねこ無料不妊チケット交付申請書を提出しなければならないと。もう期日を何か限定し過ぎていませんか、前々月の末日までって。よそは、岸和田市も貝塚市もそこまで指定しておりません。チケットは交付申請書で提出してくださいよと、それだけです。貝塚市も、チケットを利用する人は交付申請書を提出してくださいよと。期日まで書いていません。いつまでしなさいって。

それで、この分につきましてボランティアに聞きますと、本当に猫というのはいつとすぐに、そういう地域猫とか野良猫がいてたときに、声がかかったときに、永楽ダムでも見つけたときに、チケットがあって初めて手術に行けるんですね。前々月からチケットを置いておいてというのは難しいというふうに言っておられました。

だから、計画ができない。猫がいてるから今手術に連れていくんですよというところで、前々月というそんな計画性を持って手術はできないというふうにおっしゃってられたので、よその市町村はそんな前々月というところまで期限を細かく切っていないかと思うんです。その辺のところ、その2点についての要綱の見直しをお願いしたいと思うんですが、どうですか。

議長（二見裕子君） 山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君） まず、要綱の内容が写真等の提出の数とかで厳し過ぎるのではないかというようにご指摘なんですけれども、これは以前、補助事業の要綱を改正するときに議員のほうからもご提案いただきまして、町の独自の要綱を改正した経緯がございます。そういったことも踏まえまして、今回も写真につきまして参加団体の状況を確認させていただいております。その中では、議員ご指摘ありました要綱の中には明記されていないんですが、やはり調べた団体、岸和田市以南の団体の皆さん、写真の提出を求めています。現に写真も提出いただいているということでした。

手術前、手術後というところのご指摘なんですけれども、確かに以前は、別日にすることによって、1回捕まえて、また再度手術の日に捕まえないけないということになれば大変なことになりますよねというようなことのご指摘があって要綱改正に至ったわけなんですけれども、今回は、特段手術前、手術後、同じ日に写真を撮ってもらえるようなこととしておりますので、物すごく手間とか大変な作業ではないのかなというふうな理解をしております。

ですので、要綱の中には明記していない団体はありますが、熊取町は要綱の中にも丁寧にそのルールをしっかりと明記したというふうに理解していただければと思います。全ての団体において、公益財団法人どうぶつ基金のほうからも写真の提出の要請もありますし、団体のほうも各行政のほうも、それを活動者の方々には求めているということは確認しております。

また、提出日の前々月末までというようなご指摘なんですけれども、この点につきましても、ど

うぶつ基金のほうが活動する前月の1日から5日までの間に申請をやってくださいということが決められておりますので、それに間に合わせようと思ったら前々月末までに申請をいただかなければ枠が取れないというようなことになっております。そのことはどうぶつ基金のホームページにも記されておりまして、一定ほかの団体が細かい日の指定までしていないのはどうぶつ基金ありきの話ですので、その他のところで要綱を示しているというようなことを考えられまして、熊取町はそれを全て、熊取町の要綱を見れば全て分かるような形に制定させていただいておりますので、その辺はちょっと違うのかなと。ただ、取扱いはほかの団体も同じだというふうに理解しております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ボランティアが本当に自腹を切って猫を捕獲して地域猫としてお世話してと、本当に大変なことをやったださっているわけなんです。だから、そのボランティアの活動を支援できる内容にさせていただきたいなと思っておりますので、ボランティアの声も聞いてあげてほしいと思います。

要綱、よそもそうや、一緒やというふうに今ご答弁いただきましたが、ボランティアが活動しにくくなるような内容ではないのかというところをボランティアに直接お尋ねしていただいているのかがかないというふうに思っておりますので、私自身、ボランティアに聞いて今ここでお話しさせていただいておりますので、本当に活動しやすく支援していく熊取町としての姿勢を示していただけたらなというふうに思っておりますので、そのところ、ボランティアの声をしっかり聞き取ってあげてください。お願いしておきます。

そのチケット枠というのは一体どのくらいあるんですか。

議長（二見裕子君） 山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君） チケット枠は、協力病院の枠組みですので、各協力病院によって違うということを知っております。ですので、熊取町内で新たに協力病院、参画していただいたようですけれども、その枠組みはほかの市町の協力病院とは若干違っているというようなことは知っております。

（発言する者あり）

住民部理事（山本浩義君） いや、数につきましては、これは聞いたところなんですけれども、少ないようです。ただ、これは協力病院が示すことであって、行政側から枠組みを決めるわけではございませんので、その辺は協力病院の好意によって示されるのかなというふうに理解しております。

ただ、その額を事前に調べるといっても行政側はなかなかできなくて、どうぶつ基金のこの事業に参加して初めてそこへ行き着くようなホームページになっているようです。アプローチをやっても我々の目で確認はできないということを確認しています。参画をやって初めて確認できると、何々病院は何体です、何々病院は何体ですというのは、そういうことになっているようです。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ということは、その次のところになりますね。そしたら次、4番へいきますね。

そしたら4点目、今言う協力病院によってその枠が指定されるということですが、協力病院の確保や周知についてはどのように考えておられますか。

議長（二見裕子君） 山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君） 4点目の協力病院の確保や周知につきましてご答弁申し上げます。

まず、協力病院の確保でございますが、町としましては、新たに協力病院を確保したり、また発掘したりするという立場にはないということをご理解いただき、その上で、当該制度の活用に当たり、現在参画されている協力病院でまずは新たに加わった町内の協力病院を中心に案内していきたいと考えておりますが、当該協力病院にも受入れ枠があることを聞いておりまして、場合によって

は少し離れたところに位置する別の協力病院を案内することとなります。活動団体のご意向や協力病院の受入れ枠など、そのときそのときの状況に応じて調整してまいりたいと考えてございます。

また、周知啓発についてでございますが、広報やホームページを通し、当該制度の内容をはじめ、公益財団法人どうぶつ基金や協力病院などの情報を掲載、発信していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。今回新たに熊取町でも協力病院ができたというところで、よかったかなというふうに思うんですが、熊取町にある病院なので、熊取町として優先してもらえるというか、町内にある病院というところで、町だけの枠というものを確保してくれるということはないんでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君） 先ほど来、この制度を使いやすくというようなご指摘もありましたけれども、あくまでも公益財団法人どうぶつ基金の事業で、それにちゃんとならなくていくという立場を町としては取っております。ですので、できる限り住民目線で、その一つとして今回参画させていただくことになったわけですが、そういったところの情報も収集しながら、また、今おっしゃられた協力病院についても、できる限りとは思いますが、なかなかやはりそれはどうぶつ基金のほうからの調整が入ってくるので、町のほうの意向に沿えるというようなことは聞いておりませんが、スムーズにこの事業につないでいくということは町として必要なかなというふうに思います。その点はしっかりと取り組んでいきたいなと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。基金を受けての協力病院なので、町としてそこには介入できないというところのご答弁かと思うんですが、町として別枠で支援すればそういう枠はつくれるのかなとか思ったんですが、ちょっとその辺のところは、ボランティアへの協力病院の情報提供というものはしっかりとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ボランティアに聞きますと、また永楽ダムのほうで子猫の捨て猫が増えているそうなんです。ですので、前からも言っているんですが、猫を捨てるのは犯罪ですよという啓発ポスターの掲示をもう一度新たに永楽ダムのほうにお願いしたいと思います。お願いしておきます。永楽ダムに防犯カメラとかあったらいいんですけどね。お願いしておきます。

では、3項目めへいきます。

3項目めは、書かない窓口についてです。

書かない窓口とは、住民が申請書に記入することなく、住民票等の交付が1か所で受けられるワンストップ窓口のことで、北海道北見市や埼玉県深谷市は、職員が窓口で住民情報を直接入力して各種申請書の作成を支援する、書かない窓口を始めました。来庁者がマイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書を出すと、職員が氏名や住所、生年月日などを確認して必要事項をパソコンに入力する。申請者は印刷された内容を確認し、誤りがなければ署名するだけというものであります。住民サービスの向上、事務の効率化、デジタル社会の推進として、デジタル庁が推進する書かない窓口を導入してはどうかとお伺いいたします。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 続きまして、ご質問の3点目、書かない窓口について答弁申し上げます。

議員ご提案のデジタル庁が推進する書かない（ワンストップ）窓口については、窓口DXとしてデジタル庁が推進しているもので、一例として、職員が来庁者から必要な情報を聞き取り、各種申請書の作成を支援するもので、来庁者が申請書を作成する手間が省けるものでございます。書かない窓口のメリットにつきましては、来庁者の手間が軽減されるほか、申請を受けた後の職員による確認や修正作業が軽減されることが上げられます。

一方、ワンストップ窓口の設置に係る課題といたしましては、専用窓口の新設に伴う配置人数や庁舎のスペース確保の問題、書かない窓口により、職員が1対1の聞き取りの対応が必要となり、逆に待ち時間が増えてしまう可能性があること、窓口支援システムの導入経費と運用経費などのコスト面の問題など様々な課題もございます。そのようなことから、従前より本町の施設規模では、住民の皆様にご利用いただく頻度の高い部署を役場1階に可能な限り配置することにより、一つの窓口として機能させることが効果的であると判断し、運用しているところでございます。

今後は、デジタル化の流れを踏まえ、住民サービスの向上や業務の効率化につながる窓口DXについて調査・研究を進めてまいりたいと考えますが、令和7年度末に向け作業を進めております地方公共団体情報システム標準化の中で、関係部署と連携し取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） デジタル庁の出している資料、書かない窓口についての取扱状況説明というところで資料をつけさせていただきました。ちょっと見ていただきたいと思います。

7ページのところに、北見市をはじめ複数の自治体で今、窓口DXが進み始めていますというところで、今、全国で約70自治体に取り組んでいるということで、デジタル田園都市国家構想推進交付金、この交付金を活用できるというところで説明が載っております。

また、待たすと今言っていました、書かない、待たない、回らないという窓口というところがこの窓口の効果になっております。

5ページのところですか、デジタル庁が令和5年夏頃、今年ですね。今年の夏頃をめどに書かないワンストップ窓口を実現させる窓口DX SaaSをサービスインする予定ですとあります。今年の夏にね。というところで、こういったものが今年の夏をめどにやっていくんだというふうに載っているんですが、今、令和7年度末のシステムの標準化を目指して検討するというご答弁でしたが、その辺、国のほうでデジタル庁では令和5年夏頃をめどにこの窓口を実現させる、サービスインする予定というところで載ってしまして、この分につきましては既に導入している自治体の職員とかも派遣するというふうに、そういったサポートする事業も進めるというふうにはここには載っているかと思うんです。その辺、次の13ページですか、希望する自治体が順次導入していくというところで、デジ田交付金等活用というふうに載ってございまして、このサービスインを目指すという計画、ロードマップみたいなのが載っているんですけど、その辺のところを見てどうでしょうかね。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 今回、窓口DXの説明会が1月末にありまして、実際、今回はデジタル田園都市国家構想の交付金も、デジ田交付金と申し上げますが、デジ田交付金を2月の中旬に一旦締め切りますという、そういうタイムスケジュールで案内がございました。

実際、ここでまず1点、渡辺議員おっしゃっている今年の夏のサービスインというのは、あくまでも国のガバメントクラウドの中に、そのアプリがそこにまず入れられるというタイミングがそこにあって、市町村が使おうと思えばそのガバメントクラウドにつながりかかるというシート、いわゆる構築作業が必要となります。今現状、10万人規模でその構築費用が3,200万円という形での話でもありまして、その短い間にガバメントクラウドにつながりかかるという方策が実際どうなのかということがまず1点ございました。

さらに、標準化等が進めば、実はガバメントクラウドの中に住民票とかそういう類いの二重の項目のいわゆるアプリケーションが全部入っていきますので、ここで言う窓口DXのパッケージについてもそこに入っていきような形になりますので、そこでガバメントクラウドを使うタイミングでつながりかかれば一番無駄がないという形となります。

今、数千万円のお金をかけてつながりかかって、また標準化のときにそれをもう一遍やり直すということも十分あり得ますので、それであれば今現状、国は旗振りしてくれているので、それは当然検討をやっていかなあかん部分はあると思うんですけど、今、6月のサービスイン、そこに出

来上がるアプリケーションにつなぎにかかるというのは、時期的にはまず早いのではないかなというところでは。

ただ、標準化の作業を先行的にやっている、いわゆる実証的なことでやっている団体ですと比較的このタイミングでもいけるのかなとは思いますが、熊取町で標準化の作業は令和5年度から具体的に入っていきますので、ほとんどの団体、同じようなスケジュール感で7年度を目途としてやっていますので、この段階で窓口DXのアプリを使うという、そういう団体は極めて少ないかなというふうに感じています。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、標準化をまずやった上で令和7年ですか、書かない窓口を導入していくんだというふうに理解させていただいてよろしいですかね。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 議員提供していただいている資料の中にも書いているんですけど、これ、ソフトを入れれば全てがよくなるというわけじゃなくて、業務改革と併せてやっていくと。使うそういう道具だけ入っても、それまでの仕事のやり方をそこに合わせることはできやなかったら多分窓口でも混雑するし、後の職員の作業も多分しんどいものになるので、北海道の北見市ですか、そこでもかなり時間をかけて体制整備、あと、このシステムに合わせる仕事のやり方なんかをかなり細かく丁寧に積み上げた中で、最終的には庁舎の改修と併せて窓口の専用の課をつくったりとか、そういう一連の作業の中で出来上がっているものになりますので、当然、使えて住民サービスの向上に資するものであれば当然使っていく必要があろうかと思ったり、熊取町の規模、あと令和7年ですと現状の庁舎の形やと思いますので、その中でどういう形が一番ベストなのかということも含めて検討していきたいなと思います。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 一応、町政運営方針にもオンライン申請が可能な手続を増やして住民の利便性の向上に努めるということで、自治体DX、行政サービスの向上という形で目指すというふうになっておりますので、行革でもありましたように、この分については取り組む方向でもって、体制整備につきましてはその目標に合わせて体制を整備して、体制ができたからやりますよというんじゃなくて、目標を持って体制を整備していくべきやと思います。

おくやみワンストップコーナーにつきましても、本当に町民の皆さん、ワンストップでその後の手続ができるということで、住民サービスの向上という形で住民はすごく喜んでくださっております。ですので、それも熊取町はよそより先行して取り組んでいただいて周りに波及しているわけなんですけれども、そういった住民サービスの向上、ワンストップ窓口、DXという形のものであって住民が喜んでもらえる施策をどんどん進めていっていただきたいなと思いますので、まずは令和7年を目標にして体制整備をしていくぞという形で取り組んでいっていただきたいなと。書かない窓口、住民サービスの向上かと思ったり。住民は喜んでくださるかと思ったりしますので、その辺のところ、よろしくお願ひしたいなと思います。よろしくお願ひします。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） オンライン手続の拡充というのは、逆に役場にお越しいただかなくてもできるということですので、議員おっしゃるようなそういうサービスの向上に向けて、スマートシティ、こういうDXは進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 書かない窓口だけでなく、行かない窓口というのもちろんとこの中には載っているかと思ったりしますので、合わさっているかと思ったりしますので、その辺のところ、よろしくお願ひいたします。町長、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時5分まで休憩いたします。

（「14時42分」から「15時04分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、矢野議員。

9番（矢野正憲君）それでは、議長よりお許しを賜りましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

大きな質問として、空き家の放置解消についてでございます。

空き家が適切に管理されずに放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生などの面で地域環境に悪影響が出ます。空家対策特別措置法により倒壊のおそれがある空き家を自治体が特定空家と規定でき、立入調査や除去命令、除去の代執行などが可能となっております。熊取町も法令に基づく対応が進められているように思っておりますが、放置された空き家の増加を抑えるには、特定空家となる前の対策が欠かせないと考えます。

住宅を除去した場合、土地に係る固定資産税を減免する住宅用地特例が解除され税額が高くなることから、空き家の増加の要因になっていると思います。空き家を取り壊した持ち主に対し、除去した翌年度からかかる固定資産税の増額分を一定期間免除するような制度設計などをして、空き家の放置改善に向けての動きをするべきではないか、質問をさせていただきます。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）それでは、議員ご質問の空き家の放置解消について答弁申し上げます。

空き家の問題につきましては、現在進めております空き家実態調査において、本町における空き家の実数を把握するとともに、将来、老朽化により周辺への悪影響を及ぼす可能性のある空き家実態の把握など、今後の空き家対策を検討する上で重要な基礎資料として取りまとめてまいります。

この調査を経まして、次年度早々には空き家所有者の方々から今後の意向を確認するアンケートを実施し、その結果を生かし、学識経験者から成る空家等対策審議会でご審議いただき、令和2年策定熊取町空家等対策計画でありますまち育てプランの見直しと併せて、具体的な施策の実行につなげていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、空き家を取り壊した持ち主に対し固定資産税の増額分を一定期間免除するような制度を実施している事例があることも認識してございますので、その点につきましても庁内関係課も含め検討し、審議会でもさらに議論を深めてまいりたいと考えております。

空き家に関する課題について、本町の実態に即した施策展開を進めていく所存でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、空き家の放置解消についての答弁といたします。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）ありがとうございます。

今回の質問をするに当たって、皆さんそうだと思いますが、町内くまなく歩くような今時期に来ていますので、地域によったら空き家が増えたかなというふうに感じるところもあれば、ここの地域は空き家やったところが取り壊されて家が2軒分建つとるなというふうな状況のところもあったりしますが、4年前に比べると総じて空き家が増えているのかなというふうなことは感じておるところであります。

歩きながら、熊取町の中で特定空家というのはほぼほぼないのかなと思いついておるわけですけれども、それが何もせず10年たち15年たてばまたそういうふうな特定空家等になっていくような可能性も出てまいりますので、ここは熊取町としてそういう特定空家にならないような、そういった発生抑制をする必要があるのかなというふうなことを考えて、今回の質問に至っておるところで

ございます。

答弁の中で熊取町の空家等の対策計画、これ令和2年6月に我々に提示をしていただいておりますが、いろいろとアンケート等も取られておるといふような形で載っております。これを見た中で、空き家が特に多いと思われる8つの地域でしたかね。その中で空き家100軒の所有者の皆さんにアンケートをお送りされて、33%の回答があったというふうに書かれております。

その中で空き家をお持ちの方の所有者の望むもの等もアンケートで聞かれています中で、ほぼほぼ4つぐらいあったかなと思います。空き家を除去する費用を助成してほしいということと家財道具を処分するのに助成をしてほしいというふうなことと、今回僕が質問をさせてもらっている住宅用地の特例が解除されたときに固定資産税が上がるから、その減免もしてほしいというふうなことも出ておったかなというふうに思っておるわけですが、その中で今回質問するに当たって空き家の除去というのは、ここに書かれているように、アンケートの33%の回答の中で52%ぐらいが昭和46年から55年に建てられたものを買ったというふうなことで、そこについては旧耐震化の補助金ですか、それがこの空き家を除去するのにも使うのに可能やというふうなことを書かれていたので、これはまあまあ熊取町としたら施策としてやっているのかなというふうな判断を僕はさせていただいて、その中で次、固定資産税ですよ。お金をかけて家を潰して固定資産税が上がるというふうなことになっていますから、だからなかなか空き家を潰すというところまで至らないのかなというふうに感じたもので、今回こういうふうな形でさせていただいております。

答弁の中では、熊取町の空家等対策計画、これ令和2年6月につくられたものですが、今度これが改定されるというか更新されるのが令和7年度になるんですか。5年、5年の更新になるんですよね。その辺ちょっと。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）ただいまご質問いただきましたけれども、今現在、空き家等の実態調査を今年度発注で作業していただいております。ほぼほぼ現地調査については終了しております、今現在データの整理確認作業という状況なんですけれども、今お聞きしています速報値としての数字としましては約440軒程度把握できたということで、これ前回、30年に自治会の皆様にご協力いただきましたときの軒数が419軒でしたので、20軒程度この4年間で増加しているかなというのが今の感覚でございます。

その上で、今後の対策等なんですけれども、前回100軒程度アンケートを取らせていただいたんですけれども、今回は一応空き家と確認できた440軒の所有者の方を調べまして、その方全員にアンケートのダイレクトメールを発送したいというふうに考えております。回答率がどこまで上がるかはちょっと不明ではございますが、より前回のアンケートより数も多い形で回答が得られるものというふうに考えておりますので、皆様のご希望とかお困りになられていることをしっかり把握して、熊取町としての施策を総合的に反映していきたいというふうに考えております。

先ほどの空家等対策計画の見直しなんですけど、一応、来年度以降ということで、おおむね2か年ぐらい必要なというふうに考えています。ちょうど5年ごとの令和7年になるか、時期は特に定めてということではございませんけれども、改定に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。あわせて、先週の金曜日、3月3日になるんですけれども、空き家法が一部改正ということで今、閣議決定されたということで今国会で審議いただいておりますので、この空き家法の改正なんかも踏まえながら、今回の空家対策計画の見直しもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）ありがとうございます。419軒が440軒に増えているというような状況ですね。これはもう全国的に増加傾向になっているので、国のほうもほっとくわけにはいかんというふうな形で、2015年ですか、制定されたものを改定するというような形ですね。このこともちょっと情報として

はつかんではいるんですけども、さっき言うているような発生の抑制ですね。440軒にアンケートを取られて、どういったものを必要とされるのかという形でまたアンケートをもう取られているんですかね。大体令和4年度中というような形で町長の町政運営のほうにもありましたけれども、あとはもう大体集計するような、そんな感じですかね。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）今現在の作業としましては、現地調査が終わってデータ整理という形で、このデータ整理を受けまして、所有者の特定には個人情報等もございますので、我々も固定資産税の情報などを合わせながら所有者を調べていくという形です。アンケートにつきましては来年度早々、審議会の先生の意見なんかも取り入れながらアンケートを発送していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。

そやから、今現在の令和2年6月に出されているやつを読んでいると、空き家としてほっときたくはないけれども、先立つ資金等も要るのでというふうなアンケート調査も出ているというふうに認識をしておるんですが、ですからその辺ですよ。熊取町としても空き家をどうしていくのかというのはやはり議論していかないといけないのと同時に、熊取町でも今現在、例えば違う施策として昭和56年以前の建物の耐震化もされていますよね。こういったところにもお金等を使ってやっておられますから、同じような形で考えれば、そういったところでお金を拠出するというのもやっていかないといけないような施策になってくるのかなとも思いますし、同時に、これはやっぱり1市1町というわけにもいかないでしょうから、その辺もやはり国とも連携をするようなことも考えていかないといけないのかなというふうには認識しています。やはり440軒の皆様アンケートをしっかりと取っていただき、それに合うような施策をしてほしいなというふうに思っております。

これから、私の実家があるようなところでもやはり高齢化が著しくなっておったり、高齢者の単身世帯であるとかというふうなところもたくさん見受けられるようになってまいりました。そういった意味では幅の狭い期間で空き家になっていくようなスピードというのも早くなってくるのかなというようなこともちょっと想像できたりしますので、やはりそこでほっておくわけにもいかないような状況にもなるでしょうから、そこに照準を当てるといえるか、そういったことは考えてほしいなというふうに思います。

やはり空き家の放置解消という形で、先ほど言いましたけれども、潰して固定資産税が上がるというようなちょっと矛盾しているような、これは国の制度なのでなっていますから、いろいろともう認識されていたと思いますが、やはり上がった分を減免するようなところというのももう既に調べたらありましたので、熊取町もその辺は少し考えるべきかなというふうに思っております。その辺について再度答弁いただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）議員ご指摘の空き家除却後の固定資産税の減免ということなんですけれども、大阪府のほうに確認いたしますと、府下では一応2市1町で実施しているということでございます。次年度以降の審議会の議論の中でも、2市1町の活用状況なんかも確認しながら総合的に空き家対策の施策を進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）僕自身が調べたところによると、なかなか空き家対策で除去するようなところが進まなかったんですけども、こういうふうな誘引策ではありませんけれども、やることによって3年間で21軒ぐらい除去するようなところも出てきているというふうに聞いております。大阪府下でありましたので同じようなケースだとは思いますが、やはり熊取町もそういった形でしっかりとやっていただくことが、これからの熊取町の中であって空き家が増えないというか、抑制につ

ながっていくとか、解消するかというふうなことに繋がっていくのかなというふうに思っていますので、その辺はしっかりと反映をしてほしいですね。また、そういうふうな考え方も持っておられるように感じておりますので、その辺はしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。

やるというような形で進めていただければ質問は終わりたいと思いますけれども、やはりこれから増えてくるような大きなテーマになってくるのかなと思いますので、その辺についてはしっかりと光を当ててほしいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）すみません。2点だけ補足も含めてですけれども、先ほど理事のほうから、また議員のほうから計画の見直し、5年刻みで令和7年か云々という話があったんですが、理事も申しあげましたように、できるだけ早くアンケート調査を実施してニーズを把握した上で、7年を待たず5年の末であるとかにできれば一番いいんですが、ちょっと厳しいかなというのも含めて、6年の早い段階とかでは見直しができるような、こんなスケジュール感を持ってやっていきたいなというのが1点です。

もう一点が、固定資産税の減免につきましては、これも近隣でいきますと阪南市と岬町が実施しておりましたと言ったほうがいいんですけれども、延長云々かんぬんというのもちょうと聞いております。これは除却した後減免しましょうというようなものですが、全く逆の制度、これは堺市ですとか尼崎市がやっているんですけれども、家屋で居住用にならないよねというのを一定認めた段階で住宅用地の特例を解除するという、全く逆のやり方をやっている団体もございます。

国のほうが今回示して閣議決定したというのが、そういう将来特定空家になるような空き家については一定、市町村のほうから指導であるとか勧告をしなさいと。その指導、勧告を受けた建物についてはもう住宅用地の特例を解除しますと、大きく言うところというような流れもあるということも含めまして、これらも含めて、やっぱりニーズも含めて審議会も含めて議論をしていきたいというところでございますので、ちょっとその辺のところだけ、2極あるということだけご理解いただければというところです。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）今おっしゃったのは、適正管理をしなかった空き家については住宅用地の特例を解除するというふうなことですね。それは今ちょっと国がおっしゃっているというようなことも入っているというふうに認識はしておりますので、その辺も踏まえて議論を今からスタートしていただいて、やっていただければなというふうに思います。

空き家も増えていきますけれども、単身の高齢者世帯も増えてきているようにやはり感じます。これから5年とかたつと、やはりそこが空き家になってしまうというような状況になるのかな。高齢社会の側面ですよ。その辺もちょうと感じておりますので、その中で空き家になるようなスピードが速くなるのと、やはり10年、15年のスパンじゃなくて、ひょっとしたらもうここ2、3年、4、5年の間に出るかなというふうなことはちょっと思っておりますので、その辺はスピード感を持ってされるというふうに答弁いただきましたので、しっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（二見裕子君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

次に、田中豊一議員。

1番（田中豊一君）通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の議会では、私のほうからは3点。最初の2点は、先日の2月16日の議員全員協議会で説明があった点ですが、広くやはり住民に知っていただく点も含めて本会議で質問させていただきます。疑問点等を明らかにしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

まず、1点目は防災（浸水）対策についてでございます。

言うまでもなく、気候変動や農地の宅地化に伴いまして既存の水路や施設だけでは処理できない、雨水によるいわゆる内水面氾濫が町内各地で起こっているというのと、あと起こり得る可能性が非常に高いということで、法律の改正等も含めて大阪府下では43市町村で12の市町村がこの状況を受けて内水面氾濫シミュレーションを行い、ハザードマップを策定済みであります。我が熊取町は未実施の31市町村に入っております、先日の議員全員協議会で説明がありましたが、詳しくお聞きしたいと思えます。

まず1点目、熊取町において内水面浸水シミュレーションやハザードマップ策定計画が、法律が施行されて後、既にスタートしている市町村があるにもかかわらず策定計画がなぜ今の時期に、私の目から見れば遅れたのか、その理由と経過を説明いただけますか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）ご質問の防災（浸水）対策についての1点目、熊取町で浸水対策が問題になり、内水面浸水シミュレーションやハザードマップ策定計画がなぜ今なのか、遅れた理由と経過を聞きたいについて、答弁申し上げます。

これまで本町では、住民の皆様からの要望が多く、公共用水域の水質向上にも有効な汚水処理を優先で整備を推進してまいりました。また今後、下水道ビジョンに基づいた整備を実施することにより、令和12年度末人口普及率90%達成に向け一定のめどがついております。

一方、雨水整備については、近年の降雨の局地化、激甚化や都市化の進展等に伴う浸水被害が全国的な問題となっていることから、国においても令和3年に想定最大規模降雨に対する区域の指定を市町村に義務づけ、国交付金による雨水対策を実施するには、令和7年度末までに同降雨による内水浸水想定区域図が策定済みであることが要件とされたところでございます。

これまで、本町においては、大雨時に水路等から水があふれる局所的な道路冠水は発生しておりますが、広範囲における浸水被害は発生していない状況でございましたが、今後、浸水被害も想定される状況となってきております。このような状況を踏まえ、国と歩調を合わせ、令和3年度より浸水被害の事前防災・減災のための検討を開始し、令和4年4月、雨水整備の業務一元化の組織改編を行ったところであり、令和5年度には内水浸水想定区域図の作成、令和6年度、内水ハザードマップ公表に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）答弁いただきましてありがとうございます。国の施策に伴って、やはり国の補助金をもらいながら実施計画を策定し実施に努めていただけるということは、意識を持って町内の浸水対策に対応していただけるということで頼もしいんですけども、岸和田市以南の4市4町でも熊取町は、人口やそういう大きな河川も少ない中で、こういった浸水対策については先行して進んできたのかなというふうに私は認識しているんです。

議員全員協議会での説明の中でも、作成済みが岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町と、未作成が熊取町、泉南市、阪南市、岬町というふうに上がっていたんですけども、私の調べたところでは、泉南市と阪南市については既に策定の準備を進めております。新年度から始まるのは、全く初めてというのは熊取町と岬町ということなので、やはり若干遅れぎみなのかなという認識を持ったところでこういう質問をさせていただきました。

過ぎたことを言っても仕方がないんで、これからやっぱりどう進めるかというのが問題やと思いますので、この計画では今後のスケジュールということで、内水面氾濫のシミュレーションを行ってハザードマップ作成等は5年、6年でやっていくと、それも作成して公表していくんだというふうにいただいています。それと、管理計画の作成が7年度、8年度ということで、実際どこが一番危険性が高いんだということを明らかにしてから国の補助金を受けて整備を進めるのは、フロー図というのを頂いているんですけども、8年度からということになりますと、今からすれば5年先なんですよ。

それで、こういう計画で進めるんだからこれでいいんですけども、やはり具体的に財政も計画もあると思いますし、こればかりにお金をつぎ込むわけにもいかないんで、やはりそのあたり、実施計画的なものが必要だと思うんですけども、これについては7年度、8年度あたりにつくられるんですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）議員全員協議会の中でもフローとスケジュール感で、7年度、8年度にシミュレーションの内容を見まして、どれぐらいの内水の被害や規模ぐらいがリスクを負うのかというところを慎重に検討しながら、7年度、8年度に国の補助金を使いながら、また、国の補助金を使うには雨水の認可変更も絡みますので、そこも時間がかかりますので、7年度、8年度に、いつどこをどの程度、どこまでやるのかを決めていきたいと思っています。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今のところはちょっとはっきりしないかなというようなところですけど、それはいろいろ調査をして計画をつくってからでないと思ってしまうんですけども、ご存じのように、特に市街地と言われるところが最近ミニ開発とか結構増えていまして、大久保の高塚から中央保育所に向かっての辺りだとか、それから大久保なんかでもちびっこ広場の周辺であるとか、割とまとまって、近くに大きな水路や川があるところはひょっとしたらいいかも分らないですけども、そうでないところで雨が保水できたところができなくなって、やっぱりあると思うんです。この計画も非常に重要なんですけども、やはり開発指導との連携とかというのも重要になってくるかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）7年度、8年度に考えております雨水の総合管理計画の中のフロー図の中でも、開発指導要綱の見直し検討、雨水に関して、あくまでも内水浸水というのは2次元で時間経過と集まってくる時間と今集まってくる平面だけで、高さがどうで断面がどうかという面積からしか出てきませんので、一体都市化によってどういう水の集まり方か2次元シミュレーションをしたいと思いますので、今ですと、あくまでも小さい範囲の中の計算になりますので、ちょっと広げさせていただいて、その辺も総合的に勘案しながら、町のほうでできる施策として進めてまいりたいと思っています。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）開発指導要綱の改正はもちろんなんですけれども、大阪府の事前協議とかでは、やっぱり1万平方メートル以上の場合には防災調整池が必要だとか、なかなか浸水が望めないところについては浸水性の駐車場を造るとか、いろいろ施策はあると思うんです。そういうことも加味していただきたいのが1点と、それと開発の場合、周辺の開発区域外のところについてはなかなか指導が難しいと思いますので、今のシミュレーションも含めて、雨水排水の範囲を下流に負荷のないようにやっていただきたいなと思うんですけど、それも同じような答えでしょうか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）今までですと新しく水路を下水で雨管を入れるとかという考え方だけだったんですが、今、農業用水路が既存で使えるのかどうか、道路側溝をどうしたらいいものか、令和3年度に法改正しましたが、流域治水も関連ですので、もう上流から下流まで一度全て見ましよう。それと、田中豊一議員言われている透水性のますが本当に本町にとって有効なのかどうか、貯水が有効なのか、その辺も一旦この計画で皆様と議論をしながらつくっていかなくてはいけないのかなと思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）この項目の最後の項目なんですけれども、実際、8年度以降、このシミュレーションによる工事というのが行われてくると思うんですけども、それまでの間に浸水が起こったり対

策が必要な箇所についての対応というのはどういうふうを考えていますか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）田中豊一議員、もう次の3点目のご質問でよろしいでしょうか。

次に、3点目、現に浸水が起き、対策工事が必要な箇所の対応はについて答弁申し上げます。

現に浸水が起き局地的に早急な対応が必要な箇所は、2点目で答弁申し上げました内容に並行しまして、この2点目というのは今の内水浸水の想定区域総合管理計画とともに、内容に並行しまして現地調査が必要な対策工事などの対応を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）新年度予算で国の補助金をもらいながら、こういう法律に基づいて町内のほうを全面的に、特に市街化区域だと思わすけれども、調査いただいて、やはり浸水が起こる可能性があるところをちゃんと調べていただいて対策を練っていただくということは非常に重要なことだと思いますので、この点については遺漏のないようお願いしまして、これに対する質問は終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、2点目なんですけれども、先ほど渡辺議員から詳しい質問と答弁をいただきましたので、私、重複するところについては若干避けまして、これも同じ2月16日に議員全員協議会で説明をいただいた内容の中で、もっと聞いておきたいなという点について質問させていただきます。

12月議会の議員全員協議会でマイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例の参加を熊取町が決められまして、12月議会では手数料条例の改正がなされました。この動物愛護の精神を犬だけではなく猫のさくらねこ活動にも広げられないかという観点から、次の施策について質問いたします。

今まで補助金を出していただいている、これについても幾つか周辺の市町村では大分進んでいる市町もありますので、そのとおりしてほしいというわけではないんですけれども、うちうちの規模やボランティア、また地域猫の数によって違うとは思わすけれども、その対応についてお聞きします。

まず、さくらねこTNR活動支援についてでございます。

1つ目、飼い主のいない猫不妊去勢手術費の補助制度の拡充について、手術費用の実費がカバーできる費用に増やせないか。新年度予算についてはこれはもう確定していると思わすので、今後の考え方についてお尋ねしたいと思います。

それと申わすのが、隣の貝塚市なんですけれども、うちは雄雌とも1匹5,000円の補助ということなんですけれども、隣の貝塚市では対象が1,000匹、それで雄雌50匹ずつで補助金の額が雄猫1匹について最大8,000円、雌猫1匹について1万2,000円という限度額です。それから、実際ボランティアの方で、これは話の事例なんですけれども、雄で1万円、それから雌で1万5,000円要ったという実例があると。あとは、渡辺議員もおっしゃっていたようにボランティアの方の負担というふうになっているということで、補助金を出すに当たっては領収書に対する補助をされていると思わすので、限度額は決まっていますけれども領収書以上の補助金を出すことはないと思わすので、この周辺の市町村、貝塚市の8,000円と1万2,000円なんですけれども、実際これ両方とも5,000円やったら5,000円しか払わないんですよ。そういう拡充をボランティアの方の負担、要するに我々から見れば甘えているというふうになるんですけれども、ボランティアの方は好んでやられているからそれでいいんじゃないかという考え方もあるんですけれども、その点はいかがでしょう。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、さくらねこ活動支援の強化につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助制度の拡充についてでございますが、この補助制度につきましては、飼い主のいない猫に係るトラブル、苦情に対応するため、環境保全対策の観点からスタートしたもので、一過性の問題ではなく長期的な取組が必要であると認識してい

る一方で、この制度を利用することなどで猫が居着くことに反対する意見もあり、行政として慎重に対応していく必要がございます。

このような中、先月16日の議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、令和5年度からさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加を考慮しており、活動される団体に対し、不妊去勢手術費用に対する経済的支援の拡充を図ってまいりたいと考えてございます。

以上のことを踏まえまして、現時点におきましては町単独の補助制度の拡充については考えてはございませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今の考え方はよく分かりました。まずは行政チケット等を使ってくださいよということでの答弁だと思います。

これについては渡辺議員からも質問ありましたですけど、私は、この取扱いの要綱の中でポイントになるのは、ボランティアの方と、それから地域猫がおられる地域の方と組んで申請してくださいよというのが1点と、その地域が家がない場所であったり、仮に雨山のとっぺんだとかそういうところだったら、そこを管理している土地の所有者というか、あそこやったらどうなんですか、熊取町なんですか、一番上やったら大森神社なんですか、ちょっと分かりませんが、そういうところと協議して一緒に取り組んでくださいよということなんですけども、この意味の捉え方なんですけれど、私、渡辺議員も言われていたように若干制限が加わるんじゃないかと。

今、ボランティアの方は単独でされている方が非常に多いです。私の周辺で熊取町でも3、4人おられるんですけども、単独で取り組まれている。それで、例えば私の家の近くだったら朝代の区長さんの了解を得るのか一緒になってやるのかという点が1点目と、それと永楽ダムの芝生広場なんかでしたら道路公園課なんですか、そういうところと組んでやらなあかんというそういう意味なのか、ちょっと教えてほしいんですが。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）まず、1つ目のこの活動をされている方々と地域とが協働して地域猫活動というものを熊取町内で広げていってもらいたいという町としての期待がございます。個人の活動がメインに現時点ではなっておりますが、近隣のほとんど団体を中心にされているかと思えます。このどうぶつ基金の取組として、後でその取組状況の報告を義務づけたりとかいろいろ制約がある中で、個人で取り組まれるのは非常になかなか困難ではないかというような意見もございまして、近隣の団体とちょっと確認やったんですけども、団体を中心にするというような方向で制度設計はされているようなので、その辺は本町も同じようにしております。

また、この先そういう協働の中で取り組んでいってもらえることを期待して、今後の活動に参画、協力、賛同みたいなキーワードを入れさせていただいた上で、団体仕様という形を考えております。

また、2点目の所有者云々のご質問なんですけれども、例えば永楽であって所有地が熊取町であれば町のほうで確認させていただいてというような形の、所有者に同意をいただいた上で活動するというような形となるかと思えます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）私がちょっと接触している熊取町のボランティアの方で、永楽ダムで一番多いときは40匹ぐらい猫がおったらしいです。今は12、3匹と言うていました。今年、非常に雪降ったりとか寒いときに、先ほども話ありましたが、亡くなった猫だとか、それとさらによそから放りに来たりとかで、増えたり減ったりだということを聞いています。

それで、単独で行動することで便利な部分と、今、地域とのつながりで、やはり住民との理解ということも非常に大事なことやと思うんですけども、人数が10匹までやったら2人以上とか、10匹を超えたら3人以上とかという要綱でありますけれども、これ、実際やってみてなかなか無理があるというところやったら、先ほどありましたように要綱をちょっと考え直してみたいなど

思っています。その点は、まだスタートしていませんのでスタートしてからでも結構ですので、やはり行政チケットを使いやすいようにお願いしたいのが1点です。

それと、行政チケットに取り組んでくれるというのは、非常に要綱をつくるだけでも調べたり、なかなか大変やったと思うんですけども、12月議会に同僚の維新の会のメンバーで泉南市議会で質問をしまして、行政チケットに取り組むのがうちと同じようなペースで決まったらしいです。そこは組織を担当課がいろいろつないで団体をつくるということで決まって、これについては泉佐野市で新たに取ってしてくれる病院をどうぶつ基金のほうと調整して見つけてもらったと。それはなぜかといいますと、今までは八尾市とか羽曳野市まで猫を捕まえて持って行って、それでまた取りに行ってしまうようなことやったらしいんですけども、それはなかなか大変だということで、今回、熊取町の場合は、熊取町の中の大体あそこかなと思われる動物病院が対応してくれるということなんですけれども、そういうことのうわさが聞こえてくると、熊取町がこのぐらいと思っていたやつがちょっとほかの町村の人が来る可能性だってあるんで、そんなのは止められないんで、そこらは行政チケットの使用者の人に十分ちゃんと説明をして、やっていただきたいなと思いますので、まだこれからの話なんで、もう一月の話なんで、そのあたりはちょっと柔軟にお願いしたいなと思うんです。そのあたり、この2つどうでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）先ほど渡辺議員のほうからもご要望があったんですけども、議員おっしゃるように、まだこれからスタートをやる制度で、いろいろこの先、窓口に活動されている方々が来られて、接触をやってコミュニケーションを取った上でご案内させていただく形になろうかと思えます。その中でいろんなお話を聞かせていただけるのかなど。ですので、これがファイナルアンサーというふうなことは全く考えていないんです。

ただ、まずどうぶつ基金とその活動をされる方々をつなぐ制度が今回立ち上がったということで、そこはよかったなということで、それを熊取町とすれば地域猫活動につなげていく、地域と活動されている方々との苦情とかトラブルが発生することに対応する協働というところで、輪となって活動が広がっていくということを期待しているというところなんです。ですので、この先、また状況に応じてはいろんなことを考えながら、またご意見を聞かせてもらいながら取り組んでまいりたいと、育てていきたい制度であるというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。大いに育てていただきたいと思います。

次、3点目ですけど、住民によるさくらねこ活動団体、これは個人になるのか2、3人になるのか分かりませんが、個人との協働、それから地域での飼い主のいない猫のトラブル解消のスキーム、これは隣の泉佐野市の南泉ケ丘の事例なんですけれども、うちなんかでも住宅街である、例えば南海ニュータウンの一部のところ、ある家にたくさん猫が集まってきて、近所から迷惑で自治会長が右往左往したということを聞いていますので、南泉ケ丘では、そこはそういうスキームになったんですけども、地域福祉協議会が真ん中に入って、そのトラブルの解消のために自治会も絡んで、猫の活動をされている方と苦情を言われている方でやはりお互いの理解をするようなスキームをつくって、うまくいっていると。

だけど、この話は泉佐野市全体に広がっているわけではなくて、たまたま南泉ケ丘ではそういうふうになっているという話を聞いていますので、今後、行政チケットを進めていく中で地域とのつながりもできてくるということになれば、住宅街なんかだったら特にうちのところで餌はやらんといてとか、猫を自分のところへ持って帰って餌やるとか、そういうトラブルとか、特に小さい乳幼児だとかそういう子どもさんを抱えている家庭だったら、猫の糞尿に含まれているトキソプラズマの話もありますので非常に敏感だと思いますので、そこら辺は動物愛護の精神の中でマイクロチップのほうにも進んでいくわけですから、あれもこれもやってほしいというわけではないんですけ

れども、そういうことも今後はお願いして、熊取町の地域が非常に熟成されているなど、そういうことに対しても地域がうまく理解できて、動物の保護というのは、人間がつくったものですので人間がやっぱり解決していかなあかんということでボランティアの方が非常に努力をされているわけなんで、そのあたりも理解していただいております。

スキームをすぐつくれという話じゃないですけども、今後そういうところをちょっと頭の隅に入れておいていただいておりますけれども、そのあたりは考え方としてどうなのか、お聞かせいただけたらありがたいんですけども。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）3点目のご質問なんですけれども、住民によるさくらねこ活動団体・個人との協働や地域での飼い主のいない猫のトラブル解消のスキームの構築についてご答弁申し上げます。

チケットの交付を受けるに当たりまして、要件として、地域住民2人以上の活動者もしくは賛同者を含む団体を構成し、その方々が地域猫活動の説明や、地域の方々に対し活動への理解と協力を得ることができるよう努めることを求めています。この中で、ボランティア活動団体の方と地域の方々との話し合いが進み協働の輪が広がっていくことにより、地域猫に対してのトラブル解消のスキームが構築されていくものと考えております。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）どうもありがとうございます。

私は5年度内にそれをきっちりしなさいというわけでもなくて、いろいろ計画もあると思いますし、行政チケットに取り組んでいただいたというのは非常に評価をしております。ただ、この運用についてはやはり利用者が利用しやすい、保護活動について、ああいいところに取り組んでくれたなと思っていただけるような活用をお願いしたいと思います。

最後に、この点について1点だけ、先ほど町長から町政運営方針の中で企業版のふるさと納税制度の話がありましたんですけども、隣の貝塚市が先ほどの8,000円、1万2,000円ですか、それに取り組んでいる根拠をちょっとお話しさせていただきます。

実は、これは3年度の10月から取り組んでいますガバメントクラウドファンディングの実施をされております。4項目あるんですけども、その中の一つに飼い主がいない猫の不妊・去勢手術支援プログラムというプロジェクトがございまして、目標100万円でこれを集めまして、実際は3年度は160万円集まったそうです。

テーマは、例えば貝塚市イメージキャラクター「つげさん」絵本プロジェクト、高校生海外留学支援プロジェクト、それからKAIZUKA Glowling DRONE CUPプロジェクト、それから飼い主のいない猫、この4つなんですけれども、やっぱり市民の方に一番反応があったのは、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援プロジェクトが100万円のところが160万円集まって、ここから出せるようになったと。やはり思ってくれている方は思っているのかなというふうなことで、こういう情報もありますので、行政執行部としてこれもしなさいと僕はちょっとよう言いませんけれども、徐々に積み上げていただいて、活動の方が、やっぱり町のほうも考えていただいているわというふうにしてもらえるような対応を今後お願いしたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

では、3点目のひまわりドームを含んだスポーツ施設の指定管理選定の進め方についての質問をさせていただきます。

令和5年度は指定管理者の改定の年度に当たり、現指定管理者の評価と選定方法をお尋ねしたいと思います。

私が議員になった元年の6月議会から以降3回ほど、ひまわりドームの指定管理については住民さんからの苦情だとか要望とかを聞かせていただいて、以前、スポーツ団体の、今もそうですけど、役員をしていたものですから、私のところに非常に情報がありました。そのときは、まだ慣れ

んから皆さんで育ててくださいというふうなことを私のほうからは利用者の人に言っていたんですけども、現指定管理者に選定された理由として、大手であるとかオリンピック選手を含むイベントだとか講習だとか、非常にメリットがあるんだというふうな説明をいただいて、そういうことを、コロナ禍もあったんでなかなかしんどかったとは思いますが、この選定理由の中にあつたような内容がちゃんと実施されたのか、また、その目的がここに選んで非常によかったのかというふうなところを、今後、もう一年ありますのであれですけれども、現時点で、ここに実施率と書いていますけれど、そんなパーセントで表わせませんので、評価を教えてくださいなと思うんですけれど、いかがですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）まず、ご質問いただいた実施率についてというところでご答弁させていただきます。

それでは、1点目のご質問について答弁申し上げます。

ひまわりドームの現指定管理者につきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間の指定管理となっています。指定管理者の指定申請書類における施設の利用促進やサービス向上を図るための具体的方策、また、関係機関等との連携に関する事業や取組の提案に対する実施率についてでございますが、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施できていない事業、取組はございますが、おおむね8割程度の実施率と認識しているところでございます。

未実施の事業や取組につきましては、今後、新型コロナの感染症法上の位置づけも変更され、対応についても緩和される動きの中、指定管理者におきましても実施に向けた検討を進めていると伺っているところでございます。

まずは実施率についてご答弁させていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）反論するわけじゃないんですけれども、私も実際、ひまわりドームに行っているいろいろ確認もしますけれども、例えば夜に階段とか廊下とか電気を消している、利用者がおるにもかかわらず。それから、夏だったらクーラーを切るとか、冬に暖房が切れているとか、そういう苦情はもう幾つも聞きました。理事のところにも耳に入っていると思うんですけれども、要するに施設としての機能が発揮できていなかった部分もあるんじゃないかと。

それと、オリンピックの選手、たしかあそこの企業は水泳と体操でオリンピックに出た選手がおったと思うんですけれども、どれだけ実施されたか、ご存じやったら教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）現指定管理者のほうから提案のあつた中で、いわゆるオリンピックを招いたイベントを計画的に実施という項目がございます。

今までの実績ではございますが、令和元年度、ロンドンオリンピック6位入賞の渡邊一樹選手の水泳イベントを元年6月29日に実施しております。また、令和3年度になるんですけれども、ロンドンオリンピック代表の松島美菜選手、水泳イベントを企画いたしましたのですが、これはすみませんが、コロナウイルスの関係で9月25日に予定しておりましたが中止となりました。また、結果、中止となつてはおるんですけれども、東京オリンピック代表の寺村美穂選手の水泳イベント、これも令和3年度の1月23日に計画しておりましたが、残念ながら中止をさせていただいたという経過がございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）もう約一年ありますので、取り戻せるならお願いしたいと思います。もう過ぎたことを言っても仕方ないので。

ただ、利用者に対する安全面の照明であるとか、やはりあそこの売りものは夏、全館冷房が可能だとかそういうところがありますので、そういうところをけちらずをお願いしたいということで、あと1年、評価をきっちりして出してもらいたいと思います。また決算のときには質問させてい

たきます。

それから2番目。これは私のあくまでも希望です。利益優先の業者や住民が喜ばない業者を選定しないように要望したいが、これは答えありますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、2点目のご質問について答弁申し上げます。

指定管理者の選定につきましては、より住民の方々が利用しやすく親しみやすい施設にできるよう、行政職員のほか、学識経験者や利用者代表で構成する選定委員会で選定業務を行ってきたところでございます。

今後も、利用者の平等な利用の確保や利用促進に向けた取組、そして利用者へのサービス向上など、利用者の立場で考え、施設の効用を最大限に発揮できるかということの一つの選定基準として、引き続き、指定管理者制度導入の目的を踏まえ、選定基準に照らしながら選定業務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）これは行政側というか施主のほうが決めることなのであくまでも希望ですけども、先ほど利用者の団体の方ということでしたけれども、前回の選定委員の中にはスポーツ推進員の会長が入っていたと思うんですけども、スポーツ団体の役員はどなたも入っていません。それで、スポーツ推進委員というのは非常勤の特別職で、公務員じゃないですか。それを利用者の代表というのは僕はちょっとおかしいなと思っているので、私が言ったことを今後参考にさせていただいて、検討をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず1点目、英語民間試験の補助についてということです。

何回もしているんですけども、令和4年度教育委員会活動点検評価報告書、これ令和3年度事業の実績の評価で、評価委員からの意見書において、英検I B Aについて評価する、子どもたちが様々な課題に対してチャレンジできる環境整備も検討されたいとありました。その中で英語民間試験の補助についていかがでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）坂上議員のご質問の英語民間試験の補助についてご答弁申し上げます。

本町では、英語教育のさらなる充実に向け、令和3年度より町立中学校において英検I B Aを実施しております。中学生全員を対象にし英検I B Aを実施することで、個々の生徒の学習成果や各校及び町全体の英語力の定着状況を把握しています。また、生徒一人一人に個人成績表が返却されるため、個々に各分野の強み弱みが把握でき、自身の英語検定試験の相当級についても知ることができます。子どもたち自身が自分の状況を把握し、英語の学習に興味や関心を持ったり本試験にチャレンジする意欲を持ったりすることで、より主体的に学習に取り組める子どもたちを育てていけると考えております。

子どもたちが様々なことに興味を持ち、チャレンジし、結果を出すことで自信を持つことができるよう、子どもたちの「やってみたい」を応援できる取組について何ができるのか、他市町村の実例等を研究し、実施に向け検討を進めていきたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）以前の答弁やったら、もうちょっと何か、もう全然やらないよみたいな感じやったんですけども、今の答弁やと前よりはちょっと進んでやってみようかなというところまで来たん

かなと思うんですけど、その認識でいいですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほど言わせていただいたように、補助の一つも子どもたちのやる気につながるということであれば、子どもの背中を後押しする一つであるというふうに認識しておりますので、どんな形の補助ができるのか、あるいはどの検定をするのかも含めてしっかり他市町村の状況も見ながら、子どもたちがチャレンジする意欲の後押しをしていきたいという気持ちであります。ですので、前回の答弁とは少し異なっているかなとは思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）何回もしつこく言ってきてよかったなというふうに思うんですけども、他市町村でそんなに日本中、半分以上の自治体が行っているかといったらやっではないですけども、調べたら簡単に多くの自治体が行っているような事業です。なので、3級やったら個人で受ければ6,400円、準2級やったら7,900円かかります。なので、この半分でも補助できたら、1回駄目でも次、もう一回と保護者に言いやすいのかなというふうに考えます。6,400円で、そこまでむちゃくちゃ高いというような金額ではないけれども、ちょっと自分の勉強が足りひんと言われたら嫌やとかでチャレンジする意欲、そう言われるんやったらやめとこうかなと言われるのを防ぎたいなという思いで、この質問はずっと続けてきました。

町政運営方針で、異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力がさらに育成できるよいうところで、これは漫才ワークショップの実施する事業で説明があったんですけども、この一文だけを取ってみると英検の補助も対象に考えられるのかなと思うんですけども、町長部局のほうはこの民間英語試験の補助についてはどうお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）具体の施策としての効用とか効果とかというのは、一定その部分だけ切り取った場合、非常に有効になる部分は当然あるかと思うんです。ただ、教育に今かけられるお金も、配分する私の立場から言うたら、町政全体、総務費から始まって教育費まで全部一応見て、その中でどこにどれだけお金を配分するというそういう立場で見させていただいていますので、個別一つ一つの中で、この新しい分野は熊取町としてやっていくべきものなのかというのを全体の中で並べた中で、一定判断していく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そういう順位づけという意味でも、この辺の順位は子どもたちに対する投資というふうな考えなので、町長部局のほうでも予算の投入順位としては上げていただきたいなというふうに考えております。

次の質問に移ります。2点……

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）すみません。申し訳ないです。

子どもたちのチャレンジということで今、理事のほうからありましたけれど、生涯学習のほうでは漢字検定とかというのも行っていて、評価委員会の中では、英検ももちろんそうですけども、いろんなチャレンジを子どもはやっぱり、僕も英語めっちゃ嫌いやったんです、中学校のとき。だから、やっぱりいろんな、例えばスポーツの分野であったりとか漢検であったりとか数学検定とかいろんなのがあるんで、いろんなチャレンジを応援できるような、その中に英検も一つとして含めていけたらなと。だから、子どもたちがいろんなことにやっぱりチャレンジするというのが大事なことやと思うので、その後押しをできるような制度ということで考えたいなということでご理解いただけたらと思います。英検も含めてですのでよろしくをお願いします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）教育委員会のほうに関したら、子どもたちへの投資をどんどん増やしていけるように財政部局を何とか説得していただきたいなというふうに思います。

次、2点目、道路舗装修繕のためのパトロールについてです。

熊取町道路舗装修繕計画において、劣化判定のために幹線道路は毎年、その他の町道については3か年のサイクルでパトロールを実施しますとなっています。

1点目、幹線道路は毎年実施していますが、その他の道路は3年ごとのパトロールで、これは足りているのでしょうか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の道路舗装修繕のためのパトロールについての1点目、幹線道路は毎年実施しているが、その他の道路は3年ごとのパトロールで足りるかについて答弁申し上げます。

平成24年12月に策定しました熊取町道路舗装修繕計画では、1・2級町道やバス通行路線など大型車両が通行する路線を幹線町道等、それ以外の路線をその他町道等といたしまして、路線の重要性による分類及び劣化度判定を行い、それぞれ優先度の高い路線から計画的に舗装修繕に取り組むことを目的として策定してございます。

ご質問の道路舗装修繕のための道路点検につきましては、あくまでも舗装の劣化度を判定するためのもので、路線特性や重要度を考慮し、大型車両の通行により路面の損傷周期が早い幹線町道等は毎年の道路点検としてございますが、それ以外の路線では路面の損傷が比較的緩やかであることから、その他の町道等につきましては3年周期で行っており、道路の損傷度等からその他の町道等については3年周期での点検で足りているものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）この点については、計画でも書いていたのでそういうことなのかなというふうに思ったんですけども、あえて質問させていただきました。

以前、道路のひび割れか穴か何かで車が傷ついて修理しましたよというような報告もありましたので、毎年やったほうがいいんじゃないかな、全線毎年やったほうがいいよねというふうに思ったので質問させていただきました。2点目、全線毎年するほうがいいんじゃないかというご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）2点目の全線毎年するほうがよいのではないかについて答弁申し上げます。

熊取町道路舗装修繕計画での道路点検につきましては、先ほど答弁させていただきました周期で行っているものでございますが、それとは別に、日常的な道路パトロールとして、町内を11のエリアに区分し、毎月1エリアずつ町職員による道路パトロールを行ってございまして、パトロール時に発見した舗装の劣化損傷箇所等につきましては、その都度、町職員による緊急修繕や工事発注による修繕対応を実施してございます。

また、毎年、祭礼関係団体に対しまして舗装修繕箇所の抽出依頼を行い、対策箇所を協議の上、修繕工事にて対応している状況でございます。

そのほか、自治会や住民の方々からの電話やLINEなどでいただける道路の破損通報などについても、現地確認の上、随時修繕対応を行っているものでございます。

今後におきましても、熊取町道路舗装修繕計画に基づいた予防保全型の計画修繕と、毎月実施しております道路パトロールや、LINEによる道路・公園施設の破損通報システムなどで確認できた舗装路面の緊急修繕と併せまして町道の維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）結局、人の目でやっているんですよね、これ。東京都とか、近くでは尼崎市ですけれども、AIが入ったカメラを公用車に搭載して損傷箇所を見つけて、結局最後は現地に職員の方が行って、どれぐらいなのかというのは見ているようなんですけれども、日常の今言っていた11のエリアに分けて職員がパトロールしていますというような、それはもうエリア分けしないで、公用車にこのカメラをつけてAIで判定して行って、そこに職員が見に行くというほうが効率がいいんではないかなと思うんです。このAIを導入しようかなというふうな考えとかはありませんか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）議員おっしゃるように、近年、舗装の修繕については、そういう路面性状調査車両というものを導入しまして損傷率等を出している自治体が多くございます。また、補助金の採択の中でも、そういう最新事例の機械での調査が採択要件となっているケースもございます。

そんな中、本町におきましても今年度、実は路面性状調査の測定車を利用した路面性状調査を実施してございます。町道延長約160キロ程度の中で、今年度路線で86キロについて路面性状調査で、主として幹線町道等で実施させていただき、次年度予算でも要求させていただいておりますが、残りの町道部分について路面性状調査による測定をさせていただいて、一定、機械での判定に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それは全然やって進めていただいたらいいんですけれども、ここで言っているAIというのはカメラだけの話で、スマホやったりドライブレコーダーのカメラで撮った画像を庁舎に置いてあるパソコンとかに入れて、そこでひび割れとかの損傷を判定することなんで、熊取町が使っている公用車全部に搭載することができるんですね。そしたら、あえて専用の車を幹線道路を走らせなくても、公用車全部にAI判定できるカメラがついていれば、そこらじゅう公用車は走っているわけで、一々道路の修繕箇所、ここありそやなというところに車を走らさなくていいわけなんですよ。だから11のエリアに分けて職員が見に行く必要もないし、わざわざ今日パトロールですみたいな感じで車を出さなくてもいいようになると思うんですけれども、こういったカメラだけのAIというのはご存じでしたか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）すみません、詳しくは存じ上げておりません。

補助の採択にそれが使えるかどうかというのは、我々、補助金のほうの採択要件から入らせていただきましたもので、日常点検でそういう作業をしているというのは、ちょっとすみません、勉強不足で申し訳ございません。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）こういうのが、東京都やと本当に道路が多いので、職員の目でやっていたらもう全然追いつかないというような状況なんでこういうのを導入していると思いますし、尼崎市でもそうでしょうし、同一企業でなくてもほかにいろいろ企業があるようなんですけれども、全国で40ぐらいの自治体がそういったカメラでAI判定するようなシステムを導入しているようです。なので、効率も考えてこういうのを導入していただきたいなというふうに思います。

こういうのは検索したらすぐ出てくるので、ちょっと見て導入を検討していただきたいんですけれども、いかがですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）今朝のニュースでもあったかと思うんですけれども、東京都だったか大阪市だったか忘れたんですけれども、いわゆるごみ収集車、パッカー車、それから公用車で500台ぐらいあるような非常に大きなところについては、議員おっしゃっているようなカメラ等を使って一定情報収集するというようなところもニュースになっておりました。そういうことも議員おっしゃっていただいているのは耳には入ってまいります。

何点かあるんですけれども、当然ながらデジタル化、デジタルトランスフォーメーションという中では、そういうものも当然視野に入れるべきだとは考えております。ただ、先ほど議員の答弁にもありました非常に大きなエリアというよりは、熊取町は非常にコンパクトなまちであるというのと、先ほど理事の答弁の中でもありましたが、LINEであるとか電話、また自治会からの情報というのが路面だけで年間100件以上寄せられておるという状況、これに加えて、最終やはり目で見ないかんというのはおっしゃるとおりでございます。現状どうだというと、今の対応で非常に多くの情報をいただいているのかなと。ただし、人も減ってきているという部分も含めて、そういう視点を持って勉強していかないかと考えておるところです。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひ、こういうのはいろんな企業に問い合わせていただいて導入していただけたら、もっと職員の方もほかの業務に専念できるのかなと思いますので、ぜひご検討をお願いします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時28分」延会）

3月熊取町議会定例会（第2号）

令和5年3月定例会会議録（第2号）

月 日 令和5年3月8日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局理事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	道端 秀明
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について
議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告について
議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例
議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例
議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第10号 町道路線認定及び廃止について
議案第11号 町道路線認定について
議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）
議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算
議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「9時59分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第4 一般質問を継続いたします。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）おはようございます。

通告に従いまして、私から一般質問を2点させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目は、教育費の支援について質問します。

どの子どもお金の心配がなく安心して学べる教育費の支援が求められています。給付型奨学金や通学費補助など、熊取町独自の教育費支援策の創設を求めますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、ご質問にご答弁させていただきます。

議員お示しの町独自の給付型奨学金や通学費の経済的な支援につきましては、現時点では導入する予定はございませんが、家庭の経済状況等により進学を諦めることのないよう、奨学金制度については進路選択相談事業の中でしっかりと相談者に情報の提供をさせていただきます。

今後も安心して勉学に励めるよう、また返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう、国・府を通じて要望活動等を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしますと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。今のところ予定はないということなんですけれども、この幼児期から大学教育までの誰もがお金を気にせずに教育を受けられるようになるということで再質問したいと思います。

SDGsの中でも「質の高い教育をみんなに」「誰もが公平に、よい教育を受けられるように、また一生にわたって学習できる機会を広めよう」と目標が位置づけられています。

現在の義務教育の小・中学校は無償です。しかし、成長期である子どもたちの制服や体操服や靴、その他の副教材、絵の具道具や彫刻刀、裁縫道具など、子ども分がその分必要になるので負担が結構ありますという声をお聞きしています。経済的困難な家庭には就学援助制度があり、活用されているところです。

高校生に上がってから、途端に教育費が想像以上に大きくて大変だという声、これもよくお聞きします。所得制限がありますが、世帯収入の910万円未満の子どもの公立授業料が実質無料になってきているんですね、今はね。それで、高等教育の修学支援新制度もできていますが、これは所得や成績によって対象がかなり絞られているようなんです。それで、熊取町では高校生からの支援を検討されたことがこれまでにあったかどうかお聞きしたいんですが。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）通年ですと中学校を卒業した方に対する支援というのは、令和2年度でしたか、コロナの関連で高校生世代の、ここでは18歳までの子どもさんをお持ちの家庭に対する支援と

いうことで、令和2年度に子どもさん1人当たり1万円やったと思うんですけども、コロナ関連の対策ということで実施した以外には実施はなかったと思います。

議員おっしゃるように、やっぱり最近は大学の奨学金が返しにくいとかというような事例は新聞等々でも報道されている部分は十分理解はしておるんですけども、若干そこは義務教育を超えて高校生以上の世代に対する助成については、どういうふうな方法がええんか、当然、学校へ行かれる方もいてはるし、仕事に就かれる方もいてはります。そのあたりについてはどういうふうな立てつけの制度をつくっていくのがいいのか。一部の団体では奨学金、無償の給付金であったり、利子のない奨学金というふうな制度を実施されている団体もございますけれども、そこら辺はちょっといろんなことを見ながら考えていく必要があるのかなという理解をさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

資料の1をご覧ください。

大阪府に住んでいる地域によって奨学金がもらえたり借りられたりするということで、給付型と貸与型の分をちょっとネットで調べた分なんで、実際にどうなのかということまで、細かいところまでは調べられてないんですが、大阪市の奨学金、これは給付型奨学金で、対象は高等学校・中等教育学校の後期課程または高等専門学校、堺市の奨学金制度は、これも給付型の奨学金で、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校、特別支援学校（高等部）、箕面市も交通遺児奨学金というのがあるということで、これは給付型であるということがちょっとネットで調べることができたんですね。

貸与式が、泉佐野市の奨学金貸与基金、大阪狭山市育英金、河内長野市奨学金、大東市奨学貸与、高槻市奨学金、豊中市奨学金、箕面市奨学資金、八尾市奨学金、枚方市奨学金、こういうのが出てきました。

また、通学費の補助として、堺市、和泉市では泉北高速鉄道、お高いからかもしれませんが、泉北高速鉄道等通学費補助制度というのがございます。これらを見てどのように思われましたか。お聞かせください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、就学の相談の中で、当然、奨学金制度というのは相談員の方が説明しているんですけども、我々のほうも大阪府からの情報で、市町村が独自に持っている奨学金制度というのは一定把握はさせていただきます。議員おっしゃるように、渡し切りの部分から無利子で貸し付けるというふうな制度、いろいろあるのは分かっているんですけども、高校の無償化が始まってから、もともとそれ以前から制度を持っていたところとか、それ以降に始まったところとかというのもありますので、その辺についてはちょっと研究が要るのかなというふうに思っております。

府内の状況を見ますと、要は高校レベルと言ったらおかしいけれど、高校生に対する助成というのは結構いろんな団体が持っているんですけども、大学生に対する助成を持っているというのは、ほとんど数えられるほどしかないんで、高校無償化の大阪府の制度が始まった時点で、その辺の利用の状況がどうなったんかということら辺も踏まえて、今後、検討は必要かなというふうには思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。ぜひ、熊取町独自でも給付型奨学金や通学費補助などの創設をしてほしいと思います。ご検討を始めてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

2つ目は、国民健康保険についてお聞きします。

2月10日に国保運営協議会が開催されました。2月16日の議員全員協議会でもご報告がありまし

たが、来年の国保料は、賦課限度額の増額と保険給付費の伸びで大幅な値上げとなっています。令和5年度は激変緩和措置の最終年となり、令和6年度からは町独自の裁量が利かない大阪府下統一保険料率になる予定です。国民健康保険料が物価高騰の中、暮らしを大変にしています。町はどのような対策を考えているかお伺いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、国民健康保険料についてご答弁申し上げます。

令和5年度の大阪府市町村標準保険料率の算定に当たり、大阪府では、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向にある診療費の伸びから、令和5年度の保険給付費を前年度本算定値に比べて約5.3%増というふうに見込まれております。また、高齢化の進展に伴い、後期高齢者支援金や介護納付金の負担も増加しておるといところでございます。全ての保険料率が前年度と比べて上昇しているという状況になっております。

本町では、平成30年度の広域化以降、令和6年度の保険料統一を見据え、段階的に標準保険料率に近づけていくよう配慮しながら、町独自の激変緩和対策を実施し続けてきたところでございます。

令和5年度の対応につきましては、国保運営協議会への諮問前であり、現段階で明確なご答弁はいたしかねますが、過度に保険料を抑制することは、翌年度にその反動による影響が大きくなるため、激変緩和と最終年度ということになります。激変緩和措置を行う場合にしても、その範囲については慎重に検討する必要があると考えております。

令和6年度以降は、町独自の激変緩和措置は行えなくなりますが、本町としましては、大阪府に対して、さらなる保険料抑制対策を講じるよう機会を捉えて要望してまいりますとともに、医療費抑制のため、「めざせ！がっちり健幸」の推進等による特定健診・特定保健指導の実施率の向上やタピオステーションなどの健康推進施策に取り組むことで、保険料の抑制にもつなげてまいりたいというふう考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

高過ぎる国民健康保険料の問題を今期何回もテーマにしてまいりましたが、構造的な問題が大きくて、これまで問題提起だけでなかなか解決策が見つかりませんでした。担当課の職員の皆さんは、日々直接住民の皆さんの相談に当たり、状況はよく分かっておられると思います。あまりにも高くなっていく保険料が加入者の生活を追い詰めて、滞納整理などで精神的にも追い詰められていくこの制度の問題、加入者の生活状況を町から国や大阪府に伝え改善するように、先ほども部長からもお話がありましたが、引き続き求めます。また、独自でできることは、大阪の指導優先ではなく、町の努力をお願いしたいと思っています。その辺の姿勢としてはいかがですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、加入者の生活を追い詰めているというふうにおっしゃられるわけなんですけれども、これは前にも一度申し上げております、その都度その都度申し上げておりますとおり、医療保険というのは、そもそも医療費を医療機関にお支払いするための制度、つまり皆さんが安心して医療機関にかかってもらえる、健康を維持増進してもらうための制度ということにまず考えていただきたいというふうに思います。この医療費につきましては、ご承知のとおり、毎年うなぎ登りに上がってきております。それをいかに今抑制すべきか。その上で必要な医療についてはしっかりと安心してお使いいただくような、そういう制度を構築していかなあかんというふうに考えております。

そういったことで、今回の保険料率につきましても、大阪府の標準料率に対して、今年度限りにはなりませんけれども、激変緩和措置を講じる。あるいは先ほど申しましたように、その医療費そのものに、特効薬ではないにせよ、皆様方一人一人の意識を健康づくり、健康維持増進という方向に皆さんのお気持ちを持っていくための施策を講じておるところでございます。

それから、生活を追い詰めているというお話がございましたが、これは、ご相談いただければ、そのようなことは一切してございません。そこは本当に言い方はきついかも分かりませんが、人聞きの悪い言い方はやめていただきたいというふうに切に願います。窓口で本当に困った方を追い詰めるようなこと、これは一切いたしておりません。町のほうといたしましても、払えるように分割のご相談をさせていただいたり、いろんなご相談を時間をかけて丁寧に対応させていただいておりますので、その点については誤解のないようによくお願いしたいと思います。

それから、町独自ということでは、これは渡辺議員のほうからも幾度となくご質問いただいておりますジェネリックの推進、転換推進、これは熊取町はかなり頑張っておりまして、府内でも上位の位置を占めるぐらいの転換率を誇っております。できることは、小さなことかも知れませんが、こつこつと進めて、医療費を少しでも増加を抑制する、突出した医療費の伸びにならないように皆様方の意識を変えていただくというような、そんな努力を日々続けておるといってございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

いろいろ答弁していただいたんですが、国保は、公助、自助、共助の部分ではどのようにお考えですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）学問的な分類につきましては、またそちらでお調べいただければ結構なんですけれども、我々としては、これは保険制度であるということでございます。皆さん相互に助け合っ、て、医療費を皆さん安心してお使いいただけるようなそういう制度にしましょうという、そういう制度であるというふうに理解しております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）相互という言葉でちょっと濁されたわけですが、ちょっと資料の2を見ていただけますか。

国民健康保険料について、基本に戻って資料をつけさせてもらいました。日本の公的医療保険は4種類あるということで、1つ目が大企業で働いている人が加入する組合健康保険、2つ目が公務員の方が加入する共済組合、3つ目が中小企業で働いている人が加入する全国健康保険組合、そして、4つ目がそれ以外の加入しなければならないのが国民健康保険、これが国保であると。さらに国保には、①の市町村が運営する市町村国保と②の特定職業団体が都道府県ごとに運営する国保組合の2種類があります。

今、質問しているのは、④の①ということで、市町村国保のところでお聞きしているんですが、国保は社会保障と位置づけられています。ですので、社会保障制度というのは、国民の安全や生活の安定を支えるセーフティーネット、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生から成り、人々の生活を生涯にわたって支えるものであるというのが国民健康保険の位置づけなんです。

歴史的なことをひもといってみました。ちょっと間違ってしまったんですけど、訂正があります。1938年は、昭和38年じゃなくて昭和13年です。ちょっとごめんなさいね。ここ、訂正をお願いしておきます。

1938年、国民健康保険法が制定されました。日本が日中戦争に突入した1937年直後、兵士の多くは農民で、無医村で医療の手が届かなく、徴兵検査で全国的に甲種合格率が下がったことに危機感を持ち、農民の医療保障をすることで始まった制度であった。相互扶助、共助の制度であったわけで、国庫負担金も自治体負担もなく、保険者は主に産業組合、農業会等であった。始まりはこういうことであったと。その後、戦後です。1945年以降、1947年に施行された憲法には、第25条に、1「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、2「国は、すべての生

活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定められています。1948年に国保法は改正され、保険者は原則市町村になりました。1950年に、社会保障制度に関する勧告で、生活保障すなわち社会保障の責任は国にあると明言し、1956年の医療保障に関する勧告では、医療を受ける機会の不均等や疾病が貧困の最大原因であることが指摘され、この勧告が国民皆保険へとつながりました。1959年、新しい国保法が施行され、1961年に国民皆保険制度がスタートしました。これにより、安い医療費で高度な医療給付サービスを受ける権利があること、医療機関を自由に選べること、高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済むことなど、現在までこの制度が続いております。

次に、資料3ページをご覧ください。

国民健康保険は、現在は誰もが一度はお世話になる医療保険となります。現役世代は、健保に入っていた人も年金生活者になると多くは国保に加入します。その下に、同じ年収・世帯構成で保険料が2倍の場合もということで表をつけさせていただきました。2022年度の国保料で、札幌市、東京都新宿区、大阪市、福岡市ということで書かれています。札幌市では、2022年度の国保料は40万900円が協会けんぽの保険料であったならば20万7,800円。これについては、給与年収が400万円で4人世帯、30歳代の夫婦と小学生2人の負担額の保険料です。東京都新宿区は、2022年度の国保料が44万1,100円。これを同じように協会けんぽで計算すると19万6,200円。大阪府は45万200円、国保であればその金額ですが、協会けんぽであれば20万4,400円。福岡市では、2022年度の国保料が38万1,300円。これが協会けんぽであれば20万4,200円と、こういった金額となり、保険料が2倍も違うという結果が出ております。

その横、党提案の実現後というところ、ちょっと札幌市の26万円が抜け落ちてしまったんですが、これは26万9,100円という数字なんで、ちょっと入れていただけたら助かります。これは、共産党が提案する均等割と平等割、この廃止が実現すれば保険料は大幅に下がり、協会けんぽの保険料並みになるということで試算されたものです。札幌市が26万9,100円、東京都新宿区が22万9,200円、大阪府が26万7,000円、福岡市が23万1,300円と。やはり協会けんぽにない平等割、世帯割と均等割、人数割が、その辺が国民健康保険料を上げる引き金になっていると考えます。

それで、熊取町の国民健康保険財政調整基金の状況を分かる数字だけ表にしました。右側です。この基金は、統一化する前年度ぐらいから積み立てられて、コロナ感染症で抑制された令和3年度に積み増しをしております。令和4年度の見込みというのはどのようになっていますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、まだ決算を打っておりませんので詳しい数字はちょっと申し上げることはできません。ただ、黒字という状況には間違いございません。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）資料につけている国保運営協議会の資料の中にも予算が載っているんですね、見込みで。19ページぐらいですか。国民健康保険事業特別会計当初予算額の推移ということで、予算額の推移で出されてありまして、一番下に参考として、国民健康保険財政調整基金の状況ということで、令和3年度の末の現在高が1億4,484万1,312円、これが書かれています。これは間違いのない数字だと思っております。そこに、令和4年度は黒字だということで、決算がないと数字が出ないということなんですね。でも、その黒字分は激変緩和措置にまた使う可能性があるというふうに思っております。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）先ほど来から申し上げておりますように、激変緩和最終年度ということで、統一に向けてのことも十分配慮した中で、考慮した中で、どの程度の激変緩和をするかということをお話ししており、5月の国保運営協議会において、その分についてお話しする予定となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）そのこともよく理解しています。5月の運営協議会の中で話し合われるということもよく理解しているんですが、ぜひとも高い保険料を下げたいという思いで今質問させてもらっていますので、もう少し聞いていただけたらと思います。

資料の13ページ、見ていただけますでしょうか。令和5年度の大阪府の保険料率について書かれております。そうですね。資料4のほうを見ていただけますか。こっちのほうが見やすいかも分かりません。

これは令和4年度の表を書かれているんですが、医療分が、去年は8.71が令和5年度は9.18になるということで、医療分の均等割は3万1,854円から3万3,730円に引き上げられて、平等割は3万2,105円から3万3,698円、賦課限度額も63万円から65万円へ上がると。後期支援分のほうも2.66から所得割が2.97へ、均等割は9,426円から1万584円へ、それから平等割が9,500円から1万574円へ、賦課限度額も19万円から20万円に。介護分は、これも上がりますね。所得割が2.61から、これはちょっと下がるのかな。2.48から2.61へ、均等割は1万8,306円から1万9,552円へ、平等割はなしということで、賦課限度額も変わらずということですね。全体的に上がるということが最初の説明からもありました。

次、資料の5ページと6ページについては、本当は熊取町の数字を出したかったんですが、ちょっとそれだけの力がなかったもので、大阪府の社会保障推進協議会から頂いた表なんですが、統一化された令和元年度から令和4年度までの所得別に、モデルケースによる所得別の試算が出されています。これについては、この数字と熊取町が一致するものではないかもしれませんが、激変緩和措置をしているんでね。ですが、参考になる表だと思って見ていただけたらと思います。

モデルケースとしては、全体的に多い世帯になっておりますので、①は40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯、②が65歳以上74歳以下、年金生活されているご夫婦、そして、③が40歳母と未成年の子ども2人の3人世帯、そういったモデルケースとなっていて、熊取町が出している数字とはちょっと違いますが、そのように見ていただけたらと思います。熊取町も同じような傾向だと思いますが、それはそう見てよろしいですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、社会保障推進協議会の資料の作成方法等、承知してございませんのでコメントは控えさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。コメントは控えるということですね。でも、金額的には……。それもコメントは控えるということですね。分かりました。

では、国保料がなぜこんなに高いのかということで、資料の7を見ていただけますか。

構造的問題ということで、事業負担がない国保は、相当額を国が投入してきたが、相当額が抑制し続けているということで、1961年に国民皆保険制度として当初より他の医療保険に加入できない高齢者、病人、無職者を抱え込んだ医療保険として国保はスタートしていますので、もともと国保会計は、保険料負担で賄う制度設計にはなっておらず、国庫負担の割合を医療費の45%と決めて、1970年代から1983年までは収入全体の約60%を国保支出金が占めていました。1984年から国庫負担率は低下し、現在は23%程度しかありません。国の予算削減により減らされた国庫負担率分が被保険者の保険料に大きいのしかかり、保険料の高騰の大きな要因となっています。まず1つ目です。

加入者の状況も変わっていきました。1960年代は、4割が農林水産業、2割から3割が自営業者、2020年度は、年金生活者など無職が43.5%、非正規労働者などの被用者が33.2%で、合わせて8割を占めており、今では加入者は無職と非正規の保険になっています。現在の加入者の平均所得、幾らになっていますか。教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、先ほど来からいろいろご質問いただいているんですけども、そこまでの詳細なご質問ということであれば、事前におっしゃっていただければ我々もしっかりとご用意いたしますけれども、一般質問の質問の中身が、今後どうやっていくんか、その考え方をということで聞いておまして、そこまでの詳細の資料は今持ち合わせてございません。すみません。申し訳ございませんけれども。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）平均所得、大体でも分からないんですか。もし、今でなくてもいいので、質問後でもいいので、後ろに職員もおられると思うんで、分かるようでしたら、ぜひここは大事なところなんです。平均所得がどのぐらいあるのかで、やっぱり。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）大事なところとおっしゃるんでしたら、本当に質問としてきっちりと上げてくださいよ。我々もしっかりとご答弁を用意させていただきますので。いきなりその金額は知らんかと言われても、我々としてもちょっと困りますので、そこはすみません、ご注意いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。そのようにこれからさせていただきます。

こちらのほうの質問、説明をさせていただきます、続けて。

1990年度から2020年度の30年間で国保加入世帯の平均所得、これは100万円以上減っています。同じ時期に1人当たりの保険料は6万2,000円から9万6,000円へと1.5倍に跳ね上がっています。加入者の貧困化の深刻さが表れていると思います。もう一つ問題なのは、国保加入者の多数が年金生活の高齢者となることで、医療給付費は年々増加しています。また、現役世代でも、会社員として健保に加入していた人が病気で仕事を辞めざるを得なくなったときに加入するのも国保です。神経系や脳疾患や精神及び行動の障がいを受診する割合が国保は健保の数倍となっています。そして均等割です。人頭割のように係る健保にない逆進的な保険料賦課の仕組み、これがあります。

資料の13ページを見ていただきたいんですが、これは運営協議会の資料なんですが、オギャーと生まれた赤ちゃんから均等割が発生し、医療分の——これは試算ですけど、令和5年度の——3万3,730円と後期支援分の1万584円、合わせて4万4,314円、これがかかるということで、これはおかしいということで、国の子どもの均等割の半額軽減が今年度から実施されました。その制度は就学前までであります。これについては何度か質問しましたが、熊取町では独自の減免、軽減などの上乘せは考えていないとのことでした。小学生に上がった途端にこれはなくなってしまい、子ども2人なら8万8,628円、3人なら13万2,942円、保険料に計算されます。子どもの均等割軽減の拡充については独自で行わないとの答弁でしたが、それは考えは変わりありませんよね。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）変わりございません。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）高過ぎる保険料を引き下げのために何ができるのか。それを何が私たちにできるのかということを考えて質問しています。それに職員に不快な思いをさせるために質問しているわけではないんですよ。住民が払える金額にしてほしい、そういう思いで今質問させてもらっています。

自治体としては、以前、熊取町でも資産割というのがあったんですけども、それが廃止になりました。そういう時期がありました。平等割も、実は自治体判断で賦課しないことも可能だということもちょっと勉強してきて分かってきました。国保の都道府県化実施後も、地方自治体の原則に基づき、自治体の判断で一般会計からの国保会計への公費繰入れができることは、医療保険改革法の国会審議に際し、厚生労働省も度々答弁してきたところです。

2015年4月17日に衆院厚生労働委員会、当時、唐澤保険局長答弁で、「一般会計からの繰入れを

どうするかということにつきましては、それぞれの自治体でご判断をいただく。」「これを制度によって禁止するというふうなことは考えていない」と答弁しています。そもそも地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを国が禁止したり廃止を強制したりすることは、憲法第92条が定める地方自治の本旨や第94条の条例制定権を侵すものです。だから、標準保険料率を建前上、参考値とせざるを得ず、厚生労働省も国会で自治体の判断と答弁せざるを得ませんでした。

熊取町が自らの判断により国や都道府県の圧力をはねのけ、一般会計の繰入れや基金の取崩しなどで国保料の負担抑制や自治体独自の保険料減免を維持、拡充することは可能だと思います。何か答弁を聞いていると、もう無理かなという気持ちもありましたが、住民の立場で負担軽減の努力をしてほしいという思い、激変緩和措置の最後の年となった令和5年度の保険料は、積み立てた基金を取り崩してでも保険料を下げる努力をしてほしいと思っています。いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ちょっとお互いに言い過ぎた部分があったかと思います。申し訳ございません。

ただ、江川議員のお話はあまりにも気宇壮大なお話でありまして、我々としては、江川議員のお話を大阪府あるいは国に対して要望をしまいりますというお答えしか基本的にはできません。それで、本当にかみ合う議論を江川議員とも、本当にこれは最後のやり取りになりますので、やりたかったんです。

我々思っているのは、やっぱり医療費、こちらのほうが一番のメスを入れる部分だろうと。それを、冒頭にも申し上げましたとおり、こつこつと、即効薬はないけれども医療費、ほんまにこのお薬をもらっているけれども、この薬はほんまに必要なんかどうか。二重にもうてないんか、余っている薬はないんかとか。ジェネリックに転換できるんやったら転換していこうやと。それが本当にかかる医療費、それを抑制することにつながっていく。それがひいてはお支払いをいただいている保険料の抑制につながっていくんやと。そういうことをみんなで議論して、そういう機運を高めて、熊取町でジェネリックでは本当に大阪府内でも1、2になっているぐらいの転換率になっています。住民の皆さんの本当に高い意識のおかげやと、我々それは感謝しております。そういったかみ合う議論で、市町村でできる議論を江川議員とは最後やりたかったなというのが私の感想です。

本当に、江川議員おっしゃることは全て歴史的なところから語っていただいております。国保に対しての非常に高い精通された知識を持っておられるということには高く敬意を表しますけれども、ただ、それをこの場でご議論をする場があまりにも少なく、江川議員から、これはどうですか、ああですかと言われても、それは国の制度であって、府の制度であって、熊取町としたら、それを府なり国に対して要望していく、それだけしかできません。それに対して、市町村でできることをこつこつと我々はやっていきたい。だから、江川議員は基本的に医療費がどれだけかかっている、それがどの状態になっているかというのはあまりご議論なさらないんですけども、本当は医療費がどんな状態になっているのか、そのあたりをしっかりと議論し、それでジェネリックの転換、あるいは健康維持のそういう施策、それによって少しでも皆さん、健康増進を図っていただければ、そしたら医療費が少しでも下がる。医療費が少しでも下がれば払う保険料も下がるんですよ。そういった考え方を一生懸命議論して、それが住民の皆様にもお伝えできれば、これは一番ありがたい話かなと、それは私、常々思っておりました。ですので、最後、江川議員とのご議論の中でもこういった議論をかみ合わせていきたいなと切に願っておったところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）今まで本当にありがとうございました。いろいろと国保については、私も勉強しながら質問させていただきました。かみ合わなかったところでは、構造的な問題だとか、国がするべきところを熊取町ではできないんだとか、そういう話だったのかもしれませんが、やはり基本は住民の皆さんが払える保険料で安心して暮らせる、医療を受けられる、そういったものにした

いと思って私は質問させていただいています。今、どう言ったらいいのか、ちょっと言葉足らずで申し訳ないんですけども、同じ思いでやってくださっているということは本当によく分かっております。本当に感謝しております。ありがとうございます。

5月中旬に行われる国保運営協議会で諮問・答申が行われ、5月下旬に保険料率の告示、保険料の算定、そして、6月中旬に保険料の決定通知が送られてきます。高過ぎる国保料がこの間の物価高騰の中で住民の暮らしと命を脅かすほどの重大問題になっているというのは、平均所得が分かれば、資料の中でどのぐらいの保険料が、所得150万円の人たちがどのぐらいの保険料を払っているか。30万円近くの保険料を払っているんですね。そういった状態だとかが見えてくるんです、表を見ています。ですので、保険料を引き下げる努力、こういうのをやはり引き続き懲りずにまだやっていきたいと思えます。それが私の質問でのポイントになりますので、そのことを述べまして、令和5年度の保険料の上がり幅が小さくなるように努力していただくようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第5 議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年1月6日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費でございます。それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,195万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173億3,244万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金2億9,195万8,000円の増額につきましては、8億円と想定していた今年度の寄附額を13億4,000万円に変更し、今後必要となる関連経費を歳出予算で補正するに当たり、同額を歳入予算として計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費の目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、印刷製本費8万4,000円、その下の通信運搬費43万6,000円の増額につきましては、寄附金受領証明書送付に係る経費、その下のクレジットカード等決済手数料1,603万8,000円の増額につきましては、寄附金額に応じて必要となる決済サービスの手数料、その下の返礼品委託料2億1,600万円の増額につきましては、寄附に対する返礼品に係る経費、その下のポータルサイト使用料5,940万円の増額につきま

ては、ふるさと納税のポータルサイトに対し、取り扱った寄附額に応じて支払う使用料でございます。

以上で、議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第6 議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年2月3日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害に対する予防接種健康被害救済制度による給付金に係る経費となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,441万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173億7,686万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 衛生費国庫負担金の予防接種健康被害救済給付費負担金4,441万2,000円の増額につきましては、予防接種健康被害救済給付金に対する国の負担金でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、予防接種健

康被害救済給付金4,441万2,000円の増額につきましては、予防接種健康被害救済制度による給付金でございます。

以上で、議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ワクチンの被害とおっしゃっていたんですけれども、何名ぐらいで、どういうふうな被害だったのか教えていただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この分につきましては、議員の皆様方、皆さんご承知いただいているとおりでございます。特定の方が特定されると、今やなかなか難しいいろいろな諸事情がございますので、ご推察賜ればありがたいかなというところでございます。人数についても、すみません。詳細はごめんなさいということでご理解ください。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第7 議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、地方再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用の財源として基金を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

第1条は設置でございますが、先ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条は積立てでございます。当該基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額といたしてございます。

次に、第3条は管理でございます。第1項では、当該基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、第2項では、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしてございます。

第4条は繰替運用でございます。町長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができるとしてございます。

第5条は運用益金の処理でございます。基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとしております。

第6条は処分でございます。当該基金は、第1条に規定する財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとしてございます。

第7条は委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

最後に、附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第8 議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございます。地方自治法等の一部を改正する法律により、条例において、地方公共団体の長もしくは委員会の委員または地方公共団体の職員の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、地方公共団体の長等の職責その他事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされたため、この条例案を提出するものでございます。

まず、この自治法の改正の背景についてでございますが、第31次地方制度調査会において、長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及の在り方を見直すことが必要であるとの答申がされたこと、また総務省に設置された住民訴訟制度の見直しに関する懇談会の取りまとめが個人責任として苛酷である等の問題を解決するためには、会社法などの役員等の損害賠償責任の限定を可能とする立法例も参考に、長や職員個人が負担する賠償責任、損害賠償額を限定する措置を講じることが適当ではないか等とした上で具体案を示されたことを踏まえ、政府部内で検討が進められ、国会審議を経て制定されたものでございます。

それでは、条文内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第1条は趣旨でございます。地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定める旨を規定してございます。

第2条は最低責任負担額でございます。地方自治法施行令第173条第1項第1号を参酌して定める乗数を規定しております。

第3条は損害賠償責任の一部免責に関する規定でございます。町は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、第2条に規定する最低責任負担額を控除して得た額とする旨を規定しております。

次に、附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

第2項は経過措置で、この条例の規定は、この条例の施行日以後の町長等の行為に基づく損害賠償責任について適用することとしております。

以上で、議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第9 議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、令和5年度から定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）や定年前再任用短時間勤務制などを導入するための改正に伴い、本町の関係条例の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

職員の定年引上げに関連する条例につきましては、令和4年12月議会で地方公務員法等の一部を改正する関係条例の整備に関する条例をご可決いただいておりますが、今回の条文の改正は、その整備条例に盛り込むべき条文でございましたが、改正漏れとなり、今回、追加で一部改正条例として上程させていただいたものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

2ページは改め文でございます。

改正内容については新旧対照表にてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

退職手当条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右が現行、左が改正案となっております。

現行第7条、継続期間の計算の条項で、60歳以降の職員の期間は継続期間として算入しない旨を規定しておりますが、定年年齢が65歳まで引き上げられることに伴い、第9項を削除するものでございます。

2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第10 議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件及び日程第12 議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第6号、議案第7号及び議案第8号につきまして、一括してのご説明を申し上げます。

これら3つの条例の一部改正につきましては、全て同じ内容によるものでございますので、まず、その理由について一括してご説明申し上げます。

大阪府の福祉医療費助成制度では、生活保護の被保護者を一律に助成対象外としておりますが、生活保護制度では、臨時的な収入増などにより、被保護者であるが生活保護費が支給されなくなる停止措置が取られる場合がございます。保護の停止期間中は医療保険に加入する必要があり、医療機関等で窓口負担が発生することから、福祉医療費助成制度の趣旨から、保護停止中の方々を令和5年4月1日から助成対象とするよう制度が見直されたため、本町でも同じ取扱いとするよう関係条例の改正を行うものでございます。

以上が改正理由となります。

それでは、まず、議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございます。冒頭申し上げましたとおりでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

2ページをご覧ください。

子ども医療費助成条例の一部を改正する条例です。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、議案書の3ページをご覧ください。

子ども医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条第2項について、次の各号のいずれかに該当する者は医療費の助成を受けることができない旨を規定するものでございますが、第1号で生活保護法による保護を受けている者のうち、その保護を停止されている者を除くというように規定するものでございます。

議案書は2ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項、施行期日を令和5年4月1日からと規定するものでございます。

第2項は経過措置でございます。改正後の子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例によると規定するものでございます。

以上で、議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございます。こちらも同様でございますので、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

2ページをご覧ください。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、3ページをご覧ください。
ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条第2項について、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による助成を行わない旨を規定するものでございますが、第1号で生活保護法による保護を受けている者のうち、その保護を停止されている者を除くというように規定するものでございます。

議案書は2ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項、施行期日を令和5年4月1日からと規定するものでございます。

第2項は経過措置でございます。改正後のひとり親家庭医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例によると規定するものでございます。

以上で、議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。こちらも同様でございますので、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

2ページをご覧ください。

重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、3ページをご覧ください。

重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条第2項について、次の各号の一に該当する者については、その条例による助成を行わない旨を規定するものでございますが、第1号で生活保護法による保護を受けている者のうち、その保護を停止されている者を除くというように規定するものでございます。

議案書は2ページのほうにお戻りください。

附則についてでございます。

第1項、施行期日については、令和5年4月1日からと規定するものでございます。

第2項、経過措置でございます。改正後の重度障がい者医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例によると規定するものでございます。

以上で、議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、議案第6号、議案第7号、議案第8号ともに原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第13 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。令和5年4月1日より出産育児一時金の支給額を引き上げるべく、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布されたことを受け、国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、第6条第1項中、出産育児一時金の金額について、現行の40万8,000円を8万円引き上げ、48万8,000円に改めるものでございます。

なお、この48万8,000円に加えまして、産科医療費補償制度加入医療機関で出産された場合、掛金相当額の1万2,000円を加算し、最大50万円の支給ということとなります。

続いて、附則でございます。

第1項は施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項、経過措置でございます。この条例の施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によると規定してございます。

なお、3ページに新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君） 次に、日程第14 議案第10号 町道路線認定及び廃止についての件及び日程第15 議案第11号 町道路線認定についての件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） それでは、まず初めに、議案第10号 町道路線認定及び廃止について説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線及び廃止する路線につきましては、表に記載のとおり各2路線でございます。また、各路線の起点、終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては、2ページをご覧ください。

各路線の総延長や幅員などを記載しており、今回の廃止及び認定により、総延長は104.1メートル増加するものです。

各路線の内容につきましては、3ページ、4ページの位置図にてご説明させていただきます。

左側が新たに認定する路線、右側が廃止する路線を示しております。

3ページの路線番号536番、役場東1号線については、右側の当初の認定の全区間88.8メートルを一旦廃止の上、住宅開発に伴い新たに帰属を受けた区間を含め、左側の119.0メートルを新たに

認定するものでございます。

4 ページの路線番号617番、野田東5号線については、右側の当初の認定の全区間11.9メートルを一旦廃止の上、住宅開発に伴い新たに帰属を受けた区間を含めた左側の85.8メートルを新たに認定するものでございます。

以上で、議案第10号 町道路線認定及び廃止についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号 町道路線認定について説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

認定路線については表に記載のとおり、路線番号910番から914番までの5路線でございます。また、各路線の起点及び終点につきましては、記載のとおりでございます。

詳細につきましては、2ページをご覧ください。

各路線の総延長や幅員などを記載しており、今回、新たに5路線、総延長345.8メートルについて町道路線認定を行うものでございます。

各路線の内容につきましては、3ページからの位置図にてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

路線番号910番、大久保中14号線、総延長52.0メートルにつきましては、地元区より通行の交通対策に対する要望を受け、通学路等交通安全プログラムにも位置づけられた道路でございます。

4ページをご覧ください。

路線番号911番、大久保南16号線、総延長108.2メートルにつきましては、地元区より通行の交通対策に対する要望を受け、通学路等交通安全プログラムにも位置づけた路線でございます。

この大久保中14号線、大久保南16号線の2路線につきましては、児童等が安全に通行できるよう整備を行う予定であり、国からの交付金を活用すべく町道路線認定を行うものです。

5ページをご覧ください。

路線番号912番、紺屋東7号線及び913番、紺屋東8号線、総延長89.2メートルにつきましては、紺屋地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

6ページをご覧ください。

路線番号914番、役場東3号線、総延長96.4メートルにつきましては、野田地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

以上で、議案第11号 町道路線認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第16 議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入については、国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出については、500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、公民館・町民会館整備事業をはじめ、国補正予算に伴う補助金の追加内示によるものなどでございます。それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億607万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ191億8,293万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては継続費の補正、第3条は繰越明許費、第4条は地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表継続費補正でございます。

継続費の変更でございますが、款 教育費、項 社会教育費の公民館・町民会館整備事業につきまして、国の補正予算による補助金内示額の増額に伴い、予算を前倒して年割額を変更するものでございます。令和4年度は、補正前の3億7,905万円から補正後12億6,186万8,000円と令和5年度から前倒しし、その分を令和5年度は補正前の13億7,390万4,000円から補正後4億9,108万6,000円に変更するもので、総額に変更はございません。

5ページをご覧ください。

第3表繰越明許費でございます。

款 土木費、項 道路橋りょう費の神楽橋・美穂出橋橋梁修繕事業5,950万円でございますが、国補正予算の補助金追加内示を活用するために、令和4年度に予算を計上し、次年度に繰り越すものでございます。

その下の熊取駅西整備事業288万5,000円でございますが、主要地方道泉佐野打田線用地測量業務が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

その下の款 教育費、項 小学校費の小学校感染症対策等支援事業765万円、その下の東小学校大規模改造事業1億3,122万8,000円、その下の西小学校高効率照明器具設置事業2,017万6,000円及びその下の項 中学校費の中学校感染症対策等支援事業405万円、その下の熊取中学校トイレ改修事業5,812万1,000円につきましても、国補正予算の補助金を活用するために、令和4年度に予算を計上し、次年度に繰り越すものでございます。

その下の項 保健体育費の総合体育館高压設備取替修繕事業330万円でございますが、世界的な半導体不足のために事業期間が年度をまたぐため、次年度に繰り越すものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第4表地方債補正でございます。

橋りょう修繕事業につきましては、美穂出橋橋梁修繕設計業務及び神楽橋橋梁修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の1,840万円から3,290万円に増額するものでございます。

その下の小学校施設改修事業につきましては、西小学校LED設置工事の財源として借り入れるもので、限度額は1,340万円でございます。

その下、小学校大規模改造事業につきましては、東小学校大規模改造工事の財源として借り入れるもので、限度額は9,340万円でございます。

次の中学校施設改修事業につきましては、熊取中学校トイレ改修工事の財源として借り入れるもので、限度額は3,680万円でございます。

最後に、公民館・町民会館整備事業につきましては、限度額を補正前の1億9,320万円から6億2,370万円に増額変更するものでございます。

いずれも起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページは総括ですので省略させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税、目 個人の所得割5,000万円の増額及びその下の項 固定資産税、目 固定資産税の家屋3,000万円の増額につきましては、決算見込みによるものでございます。

その下の款 地方譲与税の森林環境譲与税10万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下の款 法人事業税交付金3,083万8,000円の増額、その下の款 地方特例交付金の地方特例交付金1,167万1,000円の増額につきましても交付見込みによるものでございます。

その下の項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金41万7,000円の増額につきましては、固定資産税の軽減措置に伴う減収補填で、交付見込みによるものでございます。

次の款 地方交付税の普通交付税 1億2,921万7,000円の増額につきましては、追加交付によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の児童手当負担金1,054万5,000円の減額につきましては、所要見込額の減に伴うもの及びその下の保険基盤安定負担金66万5,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰出金額確定によるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生推進交付金67万5,000円の増額につきましては、交付決定によるもので、K I X泉州ツーリズムビューロー事業に対するものでございます。

その下、地方創生臨時交付金 1億5,436万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

その下の目 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,873万6,000円の増額につきましては、補助金の確定による減や国補正予算に伴う追加交付によるものでございます。

その下の都市構造再編集中支援事業費補助金 4億4,100万円の増額につきましても、国補正予算に伴う追加交付によるもので、公民館・町民会館整備事業に対するものでございます。

その下、社会資本整備総合交付金223万円の減額につきましては、老人憩の家併設地区集会所耐震診断等業務の執行見込額の減によるものでございます。

その下、目 消防費国庫補助金の消防団設備整備費補助金342万6,000円の増額につきましては、消防団救助資機材緊急整備事業の交付決定によるもので、次の目 教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金115万6,000円の増額につきましては、小・中学校における教育情報化推進事業に対するもの、その下の学校施設環境改善交付金2,636万9,000円の増額は、国補正予算により東小大規模改造工事等に対するもの、その下、学校保健特別対策事業費補助金442万円の増額につきましては、小学校における感染症対策に対するものでございます。

その下の学校施設環境改善交付金1,841万3,000円の増額が国補正予算により熊中トイレ改修工事に対するもの、その下、学校保健特別対策事業費補助金234万円の増額が中学校における感染症対策に対するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の児童手当負担金236万7,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるもので、その下、保険基盤安定負担金766万3,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰出金額の確定によるものでございます。

次に、項 府補助金、目 総務費府補助金の大阪府市町村振興補助金2,000万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下の目 農林水産業府補助金の農業者経営所得安定対策事業費補助金165万円の減額は、データ移行を職員で実施して委託が不要となったもので、その下の森林病虫害等防除事業補助金131万2,000円の増額は交付決定によるものです。

その下の目 土木費府補助金の国土調査事業補助金87万2,000円の減額につきましては、地籍調査に対する補助金の確定によるものでございます。

その下、項 委託金、目 土木費委託金の主要地方道泉佐野打田線歩道整備事業委託金の29万

8,000円の減額は、所要見込額の減によるものでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の基金利子35万9,000円の増額につきましては、基金利子の決算見込みによるものでございます。

その下、項 財産売払収入、目 不動産売払収入の土地売払収入42万2,000円の増額につきましては、町有財産払下げ等に伴う収入でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金6億1,451万1,000円の増額につきましては、寄附見込みによるものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金1億8,330万6,000円の減額につきましては、今回の補正に伴う財源調整分で、その下のくまとりふるさと応援基金繰入金1億4,960万1,000円の減額につきましては、東小大規模改造工事や公民館・町民会館整備事業に充当したほか、財源振替によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の青少年派遣事業参加負担金150万円の減額につきましては、国際交流事業の中止によるものでございます。

その下、建物災害共済金383万8,000円の増額につきましては、平成30年台風21号の被災に係る建物災害共済金でございます。

その下、関西国際空港利用促進・PR事業支援金220万円の減額につきましては、国際交流事業の中止によるものでございます。

その下、町村振興共済事業負担金200万円の増額につきましては、くまとりロードレース開催に係る負担金でございます。

その下、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1,000万円の減額につきましては、補助金不採択によるものでございます。

その下、デジタル基盤改革支援補助金546万9,000円の増額につきましては、自治体オンライン手続推進事業の交付決定によるものでございます。

その下、万博の桜2025事業補助金266万円の増額につきましては、事業認定に伴う令和4年度配分額の決定によるものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第4表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職員分）、退職手当2,639万8,000円の増額につきましては、職員退職に伴う所要見込額の増によるものでございます。

その下の職員一般事務経費、電子計算システム開発委託料1,165万8,000円の減額につきましては、文書管理、電子計算システム導入に係る所要見込額の減によるものでございます。

次の目 財産管理費の公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金55万4,000円の増額につきましては、土地売払収入及び利子の積立てでございます。

その下、減債基金積立事業、減債基金積立金15万5,000円の増額につきましては、利子の積立てでございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立金7億2,360万円の増額につきましては、寄附実績による積立てでございます。

次の目 自治振興費の町内循環バス運行費補助金600万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次の目 電子計算費の電子計算システム開発委託料1,700万円の減額につきましても所要見込額の減によるものでございます。

次の目 国際交流費の国際交流事業、謝礼品費1万1,000円の減額から有料道路通行料等4,000円の減額までにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による国際交流事業の中止によるものでございます。

続きまして、款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉費の老人憩の家維持管理事業、測量・設計・監理等委託料669万1,000円の減額につきましては、老人憩の家併設地区集会所耐震診断等業務に係る所要見込額の減によるものでございます。

次の項 児童福祉費、目 児童措置費の児童手当費1,554万8,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出金1,110万2,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

続いて、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の総合保健福祉センター維持管理事業、測量・設計・監理等委託料687万4,000円の減額につきましては、空調設備更新工事設計業務に係る所要見込額の減によるものでございます。

続いて、款 農林水産業費、項 農業費、目 経営所得安定対策等推進事業費の電子計算システム開発委託料165万円の減額につきましては、電子申請運用開始に伴うシステム導入に係るデータ移行委託の減によるものでございます。

次の項 林業費、目 林業振興費の森林環境譲与税基金積立金510万円の増額につきましては、森林環境譲与税を積み立てるものでございます。

1つ飛ばしまして、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料450万円の減額につきましては、国補正予算による国庫補助金を活用するために、美穂出橋橋梁修繕設計業務に係る予算の計上及び所要見込額の減によるものでございます。

その下、町道等維持修繕工事費2,900万円の増額につきましては、所要見込額の県及び国補正予算による国庫補助金を活用するために、神楽橋橋梁修繕工事に係る予算を計上するものでございます。

その下、目 道路新設改良費の熊取駅西整備事業、施設整備工事費782万1,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、永楽ゆめの森公園及び永楽墓苑指定管理委託料210万円の増額につきましては、駐車場利用料金の減少分を補填するものでございます。

1つ飛ばしまして、款 消防費、項 消防費、目 常備消防費の泉州南消防組合負担金239万2,000円の増額につきましては、自己都合退職による退職手当の不足に伴うものでございます。

1つ飛ばして、目 災害対策費のくまとり防災基金積立金7万2,000円の増額につきましては、利子の積立てでございます。

1段飛ばしまして、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校感染症対策等支援事業、消耗品費382万5,000円、その下、校用器具費382万5,000円の増額につきましては、国の補正予算に伴う感染症対策に係る消耗品や備品の購入経費でございます。

その下の目 教育振興費の小学校就学援助事業、要保護・準要保護児童就学援助費800万円の減額につきましては、給食費無償化等に伴う所要見込額の減でございます。

次の目 建設事業費の小学校大規模改造事業、大規模改修工事費1億3,122万8,000円の増額は、東小大規模改修工事に係るもの、その下の施設整備工事費2,017万6,000円の増額は、西小LED設置工事に係るもの、また、1段下の項 中学校費、目 学校管理費の維持修繕工事費5,812万1,000円の増額は、熊中トイレ改修工事に係るもの、その下の中学校感染症対策等支援事業の消耗品費202万5,000円、備品購入費202万5,000円の増額は、小学校費と同じく、感染症対策の消耗品や校用器具の購入に係るもので、いずれも繰越明許費のところでご説明申し上げたとおり、国の補正予算

に伴うものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

目 教育振興費の中学校就学援助事業、要保護・準要保護生徒就学援助費500万円の減額につきましても、小学校と同じく、給食費無償化等に伴う所要見込額の減でございます。

次に、項 社会教育費、目 公民館費の公民館・町民会館整備事業、測量・設計・監理等委託料1,884万円の増額及びその下の施設整備工事費8億6,397万8,000円の増額につきましては、継続費補正でご説明したとおり、国補助金内示額の増額に伴う年割額の変更によるものでございます。

その下、目 図書館費の図書館施設管理事業、光熱水費70万2,000円の増額につきましては、ガス料金高騰によるものでございます。

ここから後の24ページから26ページまでの補正予算給与費明細書、27ページの継続費の補正調書及び28ページの地方債の補正調書につきましては、それぞれ今回の補正予算に係る調書となっております。後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の説明といたします。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）15ページなんですけれども、総括的にということ、ここで質問しておかないと決算にも出てこないんでお尋ねいたします。

15ページの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1,000万円。補助金の不採択によるということなんですけれども、これを補助金の申請を出したと思うんですけれども、不採択になった経過とか教えてください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）この二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業でございますけれども、この令和4年度におきまして、再エネ導入戦略、また温暖化実行計画の区域施策編を策定するに当たりまして、その財源として補助金の申請を行いました。補助金の申請に当たりましては、実施計画等を提出する必要がございまして、経験豊富なコンサルタント会社にも協力をいただきながら、令和4年6月ぐらいに申請をやりましたけれども、こちらのほうは一般社団法人地域循環共生社会連携協会という国から委託を受けてこの補助の運用をやっている一般社団法人がありますけれども、そちらのほうで審査をさせていただいたんですけれども、残念ながら不採択になったという経過でございます。

この補助金の申請に当たりましては、130団体申請をやって、採択されたのが14団体ということで、10倍ぐらいの倍率であって、残念ながら、上から審査の内容のいい団体が交付決定されるわけなんですけれども、そこにはちょっと外れたということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

（「11時56分」から「12時59分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17 議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

の件及び日程第18 議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、議案第13号及び第14号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容は、保険基盤安定繰入金並びに未就学児均等割保険料軽減繰入金の確定に伴うものとなっております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,290万2,000円と定めるものとさせていただきます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料1,110万2,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入額の増額等による予算額の財源調整のための減額となっております。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金7,000円の増額につきましては、国保財政調整基金の運用益が当初の見込みを上回ったことによるものとさせていただきます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）977万3,000円の増額と保険基盤安定繰入金（保険者支援分）195万7,000円の増額、さらに、未就学児均等割保険料繰入金628万円の減額につきましては、本年度の繰入額が確定したことによるものとさせていただきます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金7,000円の増額ですが、歳入でご説明申し上げました基金の利子を本年度中、基金へ積み立てるための増額補正を行うものとさせていただきます。

以上で議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入見込額の増額に伴うものとさせていただきます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,228万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,228万4,000円と定めるものとさせていただきます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降、事項別明細書で説明させ

ていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料3,228万5,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加に伴い、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれの歳入決算見込額を基に、特別徴収分を654万1,000円、普通徴収分を2,574万4,000円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金3,228万5,000円の増額ですが、町が収納した実際の保険料と、保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金を広域連合に保険料等負担金として納入する必要があるため、歳入で計上しました増額分と同じ額を歳出予算に増額し、補正するものでございます。

以上で、議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、議案第13号及び議案第14号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第19 議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算の件、日程第20 議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第21 議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第22 議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第23 議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第24 議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。

本6件について順次説明を求めます。

初めに、議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算についての説明を求めます。南副町長。

副町長（南 和仁君）それでは、議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

5年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては町長が町政運営方針によって申し上げましたので、私からは予算の内容につきまして、予算書に基づき主に増減が大きかったものを中心に説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算。

令和5年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ155億4,316万5,000円で、令和4年度と比較いたしますと6億2,454万円、4.2%の増でございます。

第1条の第2項では、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとしてございます。

主な増減など内容につきましては、後ほど説明いたします。

続いて、第2条につきましては債務負担行為、第3条は地方債ですので、こちらも順次ご説明申

上げます。

次に、第4条の一時借入金でございます。これは、一時的な資金繰りのために、金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。令和5年度も前年度と同様に、10億円を限度として設定してございます。

次に、第5条 歳出予算の流用でございますが、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能と定めてございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表債務負担行為でございます。

主なものとしたしましては、上から3段目の公民館・町民会館文化公演委託でございます。令和6年度までの期間で、限度額は1,000万円となっております。

次に、5段目の第3期子ども・子育て支援計画策定業務でございます。令和6年度までの期間で限度額は439万5,000円となっております。

続いて、9ページをご覧ください。

第3条の地方債でございます。上から、庁舎本館受変電設備改修事業380万円、広域廃棄物処理場整備事業120万円、ごみ処理施設整備事業6,960万円、水道事業会計出資債9,400万円、町道舗装事業2,470万円、交通安全施設整備事業330万円、大池東6号線道路擁壁設置事業630万円、町道座頭原線歩道整備事業380万円、(仮称)大久保中14号線歩道整備事業720万円、続いて、10ページをご覧ください、(仮称)大久保西5号線歩道整備事業80万円、公園整備事業1,350万円、河川維持事業3,880万円、総合体育館非構造部材耐震補強事業1,640万円、公民館・町民会館整備事業2億2,090万円、臨時財政対策債9,600万円でございます。合計で6億30万円となり、令和4年度と比較いたしますと2億5,660万円の減額となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に従って説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

まず、町税です。項 町民税、目 個人につきましては21億5,910万6,000円で、前年度比1,888万3,000円の増額となり、目 法人につきましては1億1,161万6,000円で、前年度比1,737万4,000円の増額となり、町民税合計では22億7,072万2,000円で、前年度比3,625万7,000円の増額となっております。増額の要因につきましては、想定される納税義務者数の増加などにより、前年度に比べて一定額の増が見込まれているものでございます。

その下、項 固定資産税につきましては16億138万6,000円で、前年度比6,583万1,000円の増額となっております。主な要因は新築家屋の増などによるものでございます。

次に、項 軽自動車税につきましては、環境性能割と種別割を合わせまして1億2,989万8,000円で、前年度比728万3,000円の増額となっております。主な要因は軽四輪の増などによるものでございます。

その下、項 町たばこ税につきましては1億8,466万8,000円で、前年度比736万3,000円の増額となっております。主な要因は、売渡し本数の増などによるものでございます。

次の地方譲与税からその次のページでございます各種交付金や地方交付税につきましては、国が発表する地方財政計画の伸び率などを参考に算定してございます。

18ページをご覧ください。

上から4段目の法人事業税交付金につきましては5,200万円で、前年度比3,100万円の増額となっております。

その下の地方消費税交付金につきましては9億8,800万円で、前年度比8,500万円の増額となっております。

3つ飛びまして、一番下の段、地方交付税につきましては34億7,700万円で、前年度比1億7,800

万円の増額となっております。

続きまして、20ページをご覧ください。

上から3段目の分担金及び負担金につきましては合計9,455万4,000円で、前年度比1,961万6,000円の減額となっております。こちらは、第2子保育料の無償化実施に伴う保育料の減などによるものでございます。

22ページをご覧ください。

一番下の段、国庫支出金でございます。項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金につきましては17億1,946万5,000円で、前年度比2,994万7,000円の減額となっております。これは、次の25ページにございます児童手当負担金や子育てのための施設等利用給付交付金の減少などによるものでございます。

続きまして、左側、24ページをご覧ください。

2段目の項 国庫補助金の3つ目、目 衛生費国庫補助金につきましては572万7,000円で、前年度比6,110万8,000円の減額となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が減少したことなどによるものでございます。

もう一つ下の目 土木費国庫補助金につきましては3億8,252万円で、2億1,069万4,000円の増額となっております。これは、右側25ページにございます都市計画費補助金の都市構造再編集中支援事業費補助金が公民館・町民会館整備事業によって、増加したものでございます。

次に、26ページをご覧ください。

府支出金でございます。上から2段目の項 府補助金、目 民生費府補助金につきましては3億3,232万1,000円で、3,600万2,000円の増額となっております。これは、地域密着型サービス等施設整備に伴う地域医療介護総合確保基金事業補助金が増加したことなどによるものでございます。

その下の目 衛生費府補助金につきましては3,339万8,000円で、2,823万2,000円の増額となっております。これは、次の29ページにございます出産・子育て応援交付金が増加したことなどによるものでございます。

左側の28ページをご覧ください。

上から2つ目、目 農林水産業費府補助金につきましては3,323万6,000円で、前年度比925万6,000円の増額となっております。これは、右側、29ページにございますため池等整備事業補助金が増加したことなどによるものでございます。

次に、一番下の項 委託金、目 土木費委託金につきましては1億726万4,000円で、前年度比1億389万8,000円の増額となっております。これは、右側、29ページにございます主要地方道泉佐野打田線歩道整備事業委託金が増加したことなどによるものでございます。

次に、30ページをご覧ください。

上から4段目、款 繰入金でございます。項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金につきましては2億8,000万円で、前年度比2,300万円の増額となっております。これは、投資的事業における普通建設事業費に充当するものでございます。

次の目 財政調整基金繰入金につきましては4億4,000万円で、前年度比1億4,900万円の増額となっており、一般財源の不足を調整するための繰入れとなっております。

次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金につきましては5億4,000万円で、前年度比1億500万円の増額となっておりますが、教育・子育て関連事業費などに充当するため繰り入れるものでございます。

繰入金合計で14億8,409万8,000円で、前年度比2億6,046万1,000円の増額となっております。

次に、少し飛びますが34ページをご覧ください。

町債につきましては、先ほど9ページ、10ページの第3表地方債のところでご説明申し上げましたが、合計6億30万円で、前年度比2億5,660万円の減額となっており、これは、臨時財政対策債が国の地方財政計画の見通しにより2億5,600万円減額していることなどによるものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出予算につきまして、主なものを前年度と比較しながら説明させていただきます。36ページをご覧ください。

まず、議会費でございますが、1億2,449万5,000円で、前年度比566万3,000円の増額となっております。これは、右側、37ページの2つ目の議員報酬等関係事業におきまして、前年度は議員1名分の欠員が生じていたことなどによるものでございます。

次に、総務費でございます。

38ページをご覧ください。

項 総務管理費の目 一般管理費につきましては7億7,483万1,000円で、前年度比1億4,237万1,000円の減額となっております。これは、39ページ一番下の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）におきまして、定年延長により退職手当が減少したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、50ページをご覧ください。

目 財産管理費につきましては6,658万1,000円で、前年度比2,225万4,000円の増額となっておりますが、これは51ページの庁舎維持管理事業において需用費の光熱水費が増加したことや、役場本館の受変電設備の改修工事、設計などの委託料が増加したことによるものでございます。

続きまして、56ページをご覧ください。

目 自治振興費につきましては1億2,640万3,000円で、前年度比1,481万7,000円の増額となっております。これは、防犯事業におきまして、次の59ページにございます防犯カメラの増設や自治会管理の防犯灯に対する補助金が増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、72ページをご覧ください。

項 選挙費でございますが、まず、目 町長選挙費につきましては2,045万5,000円の増額、その下の町議会議員選挙につきましては2,917万5,000円で、前年度比2,795万4,000円の増額。

74ページをご覧ください。

一番下の知事及び府議会議員選挙費につきましては1,637万7,000円で、955万9,000円の増額となっております。

続きまして、民生費に移ります。

80ページをご覧ください。

項 社会福祉費の目 社会福祉費につきましては11億3,493万7,000円で、前年度比2,471万円の増額となっております。これは、少し飛びまして、87ページをご覧ください。下から2つ目の地域共生社会推進事業において、地域づくり推進事業委託料が増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、92ページをご覧ください。92ページでございます。

1つ目の目 後期高齢者医療費につきましては7億1,806万5,000円で、前年度比6,518万6,000円の増額となっております。これは、右側、93ページの後期高齢者医療事務事業の療養給付費負担金が増加したことなどによるものでございます。

次に、左側、92ページ一番下の段、項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては16億4,895万2,000円で、前年度比2,658万4,000円の増額となっております。これは、次の95ページをご覧ください。1つ目の子ども医療費助成事業におきまして、子ども医療費公費負担額が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、96ページをご覧ください。

目 児童福祉施設費につきましては11億838万4,000円で、前年度比7,317万1,000円の増額となっております。これは、次の99ページにございます保育所運営事業におきまして会計年度任用職員報酬が増加したことや、次の101ページにございます学童保育運営事業におきまして学童保育所指定管理委託料が増加したことなどによるものでございます。

続いて、衛生費に移ります。

102ページをご覧ください。

項 保健衛生費の目 保健衛生総務費につきましては1億8,680万6,000円で、前年度比2,494万5,000円の増額となっております。これは、少し飛びますが、107ページ、2つ目の広域母子医療対策事業におきまして泉州広域母子医療センター分担金が増加したことや、その下の総合保健福祉センター維持管理費におきまして需用費の光熱水費が増加したことなどによるものでございます。

次に、左側の106ページ、一番下の目 予防費につきましては3億1,685万8,000円で、前年度比7,051万2,000円の減額となっておりますが、これは、次の109ページの母子保健事業におきまして、111ページにございます出産・子育て応援給付金が増加したものの新型コロナウイルスワクチン接種事業が皆減したことなどによるものでございます。

次に、118ページをご覧ください。

一番下の目 上水道費につきましては9,400万円で、前年度比800万円の増額となっております。これは、水道事業会計出資金につきまして、前年度に引き続き基幹構造物耐震化が含まれるものでございます。

次に、農林水産業費に移ります。

122ページをご覧ください。

一番下、目 農地費につきましては6,278万8,000円で、前年度比2,528万1,000円の増額となっております。これは、次の125ページの下から2つ目、ため池等整備事業においてヨシ池や馬谷池の耐震対策に係る測量・設計・監理等委託料が増加したことなどによるものでございます。

次に、126ページをご覧ください。

2段目の項 林業費の目 林業振興費につきましては1,029万8,000円で、前年度比508万2,000円の増額となっております。これは、右側、127ページの町有林管理事業において害虫駆除委託料が増加したことなどによるものでございます。

続いて、商工費の説明に移ります。

同じく、126ページをご覧ください。

一番下の項 商工費の目 商工業振興費につきましては7,643万5,000円で、前年度比6,506万5,000円の減額となっております。これは、少し飛びまして、131ページにございます産業活性化基金積立事業の基金積立金が減少したことなどによるものでございます。

次に、土木費の説明に移ります。

少し飛びまして、134ページをご覧ください。

一番下の道路維持費につきましては2億4,435万6,000円で、前年度比4,175万2,000円の増額となっております。これは、右側、135ページの道路維持事業において、永楽ダム周辺道路路面点検調査など測量・設計・監理等委託料が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、136ページをご覧ください。

目 道路新設改良費につきましては1億5,939万4,000円で、前年度比1億3,520万2,000円の増額となっております。これは、右側137ページの熊取駅西整備事業において、泉佐野打田線歩道整備事業に係る物件移転等補償費が増加したことなどによるものでございます。

次に、138ページをご覧ください。

一番下の項 河川費の目 河川維持費につきましては4,529万6,000円で、前年度比2,255万7,000円の増額となっております。これは、右側、139ページの河川維持事業において、河川の法面修繕工事や河床整正工事により工事費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、142ページをご覧ください。

項 都市計画費の目 公園費につきましては2億1,568万3,000円で、前年度比3,495万4,000円の増額となっております。これは、右側、143ページの公園維持管理事業において、公園施設長寿命化計画更新業務に係る測量・設計・監理等委託料が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、144ページをご覧ください。

一番下の目 下水道費につきましては3億1,103万1,000円で、前年度比3,751万5,000円の増額となっております。これは、下水道事業会計繰出事業において、一般会計からの出資金が増加したことなどによるものでございます。

次に、消防費の説明に移らせていただきます。

148ページをご覧ください。

下の段の項 消防費、目 非常備消防費につきましては2,236万8,000円で、前年度比6,866万8,000円の減額となっております。これは、右側、149ページの一番下、消防施設管理事業において、消防団の消防車両更新に係る自動車等の購入費が皆減したことなどによるものでございます。

次に、教育費の説明に移ります。

152ページをご覧ください。

項 教育総務費の目 教育委員会費につきましては2億5,055万4,000円で、前年度比1,173万5,000円の増額となっております。これは、少し飛びまして、157ページ、1つ目のスクールソーシャルワーカー活用事業において、会計年度任用職員報酬が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、158ページをご覧ください。

下の段の項 小学校費の目 学校管理費につきましては3億3,943万6,000円で、前年度比4,218万1,000円の減額となっております。これは、次の161ページの小学校維持管理事業において電気代など光熱水費が増加したものの、次の163ページ、一番下の小学校教育情報化推進事業において、各教室に設置の大型モニターの更新など校用器具費が減少したことなどによるものでございます。

次に、166ページをご覧ください。

下の欄の項 中学校費の目 学校管理費につきましては1億7,223万3,000円で、前年度比3,728万円の減額となっております。これは、169ページの中学校維持管理事業において、熊取中学校トイレ改修工事を国補正予算を活用し、令和4年度予算に前倒し計上したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、176ページをご覧ください。

項 社会教育費の目 公民館費につきましては6億5,073万2,000円で、前年度比3億4,737万1,000円の増額となっております。これは、次の179ページ、公民館・町民会館整備事業において、リニューアルオープンに向けた施設整備工事費や庁用器具費が増加したものでございます。

続いて、少し飛びまして、188ページをご覧ください。

下の段の項 保健体育費の目 体育施設費につきましては1億9,403万8,000円で、前年度比3,950万3,000円の増額となっております。これは、次の191ページにございます体育施設維持管理事業において、さらに、次の193ページにございます総合体育館非構造部材耐震化に伴いまして、測量・設計・監理等委託料が増加したことなどによるものでございます。

次に、左側192ページをご覧ください。

2段目の公債費につきましては、目 元金が8億6,315万3,000円で、前年度比4,521万1,000円の増額となっており、その下の利子につきましては3,238万8,000円で、前年度比170万4,000円の増額となっております。

次に、災害復旧費につきましては、194ページをご覧ください。

2段目の項 公共土木施設災害復旧費の目 河川災害復旧費につきましては1億7,151万円で、前年度比1億6,943万2,000円の増額となっております。これは、雨山川災害復旧に係る補償工事費が増加したことなどによるものでございます。

次の予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合などに予算外の支出や予算超過の支出に充てるため、前年度と同様の予算措置をしてございます。

196ページ以降につきましては、給与費明細書、継続費に係る調書、債務負担行為に係る調書及び地方債に係る調書となっておりますので、別途配付しております予算附属資料と併せて後ほど

ご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）次に、議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第16号、第17号及び第18号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

令和5年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億8,394万9,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものであり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間での流用を規定しております。

それでは、内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書で主な項目のみの説明とさせていただきます。

9ページ、10ページは総括ですので、説明は割愛させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

では、歳入についてご説明申し上げます。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料は10億3,395万9,000円で、対前年度比2,749万5,000円の増額となっております。保険料の予算額は、大阪府が事業費納付金の財源内訳として示している保険料額から保険基盤安定負担見込額を除く金額を計上しております。主な増額理由としましては、標準保険料率が上昇したことに伴うものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金14万5,000円につきましては、令和5年度の出産育児一時金引上げに伴い、臨時的に設けられた補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金は34億3,529万1,000円で、対前年度比1億5,997万9,000円の減額でございます。このうち普通交付金は1億5,325万6,000円の減額で、大阪府から保険給付の財源として交付されるものでございますが、被保険者数の減少により、保険給付費等の年間支出見込総額は、前年度と比べ大きく下回るものと見込んでおります。

次に、14ページをご覧ください。

2つ目の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は4億581万2,000円、対前年度比1,050万7,000円の増額でございます。これは繰入れ基準に基づく一般会計からの繰入れで、その内訳は15ページの説明欄をご覧ください。

まず、保険基盤安定繰入金でございます。保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分と保険者支援分がございしますが、軽減分は、低所得者に対する保険料軽減額7割、5割、または2割分、これを公費で賄うため繰り入れるものでございます。府が4分の3、町が4分の1を負担するものでござい

ます。また、保険者支援分は、各市町村の平均的な保険料を基に軽減対象者数と国が定める支援率により算出した金額を繰り入れるもので、国が2分の1、府と町が4分の1ずつ負担するものでございます。これらの基準に基づき、保険料軽減分が1億9,192万4,000円、対前年度比906万1,000円の増額、保険者支援分は9,696万5,000円、対前年度比165万4,000円の減額となっております。

なお、保険料軽減分は大阪府へ納める事業費納付金のうち、保険料負担分の一部に充当されるものでございます。

次に、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費の財源として8,004万2,000円を繰り入れるものでございますが、国保事務担当者の職員配置の変更に伴い、前年度当初と比べ581万1,000円の増額となっております。

次に、出産育児一時金繰入金の966万6,000円は、歳出で計上しております出産育児一時金1,450万円の3分の2を一般会計から繰り入れるものでございますが、一時金の繰上げもあり、対前年度比で14万6,000円増額となっております。

続いて、未就学児均等割保険料繰入金314万6,000円は、令和4年度から導入された未就学児の均等割保険料5割軽減に係る財源として、国2分の1、府4分の1、町4分の1の割合で負担し合うものでございますが、対象児童数の減少等に伴い、対前年度比62万3,000円の減額となっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、7,385万4,000円で、対前年度比242万8,000円の増額でございます。一般管理費につきましては、人件費など国保運営事務に要する経費であり、増額の主な理由といたしましては、職員配置の変更に伴う人件費の増となっております。

次に、20ページをご覧ください。

款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、本年度の合計が28億7,007万4,000円で、対前年度比1億2,089万1,000円の減額となるものでございますが、医療費実績及び被保険者数の見込みを基に計上をさせていただいているものでございます。

なお、積算上の1人当たり医療費は対前年度当初見込み並みと見込んでいるものの、被保険者数の減少に伴い、総額として減少となっております。

次に、款 保険給付費、項 高額療養費4億4,105万3,000円は、対前年度比2,036万6,000円の減額となるものでございますが、こちらも療養給付費と同様の理由によるものでございます。

ページ下の款 保険給付費、項 出産育児費、目 出産育児一時金1,450万円、対前年度比22万円の増額については、出産育児一時金の額を1件当たり42万円から50万円と、基本額を増額した上で過去の給付実績等を踏まえて算出しております。

次に、22ページをご覧ください。

中ほどの款 保険給付費、項 傷病手当金100万円についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が5月8日より5類感染症に移行いたしますが、時効2年間の関係で、枠取りとして計上をさせていただいております。

款 国民健康保険事業費納付金、項 医療給付費分は9億7,000万8,000円で、対前年度比558万9,000円の増額。

項 後期高齢者支援金分は2億9,634万7,000円で、対前年度比1,885万2,000円の増額。

項 介護納付金分が9,302万7,000円で、対前年度比210万3,000円の増額となるものでございます。

これらの納付金は大阪府から示された金額を計上するもので、保険料率のほか、各市町村の推計被保険者数や所得状況、保険料収納率などに基づき算定されており、保険給付費の増加見込みによる影響や高齢化の進行に伴って、後期高齢者支援金、介護納付金につきましてもそれぞれ増加して

おります。

続きまして、24ページをご覧ください。

款 保健事業費、項 特定健康診査等事業費、目 特定健康診査等事業費は3,678万8,000円で、対前年度比52万4,000円の減額でございます。こちらは、被保険者数の減少に伴い、特定健診受診者数も全体的に減少するものと見込んだものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費については3,565万3,000円で、対前年度比431万円の増でございますが、熊取町国民健康保険第3期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画でございますが、この策定の委託料やウォーキングコース等を利用した健康づくりイベントの開催費用などを新たに計上させていただいたものでございます。

以上が歳出の主な内容となっております。なお、28ページから34ページの給与費明細書は説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、35ページをご覧ください。

こちらは債務負担行為の支出予定額等に関する調書で、令和5年度から7年度までの3年間のコンビニエンスストア収納業務に関し、この期間の予定額を198万円と見込むものでございます。

以上で、議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

令和5年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,038万5,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書で主な項目のみの説明とさせていただきます。

9ページ、10ページは総括でございますので、説明は割愛させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料6億1,530万6,000円、対前年度比2,834万4,000円の増でございます。主な増額理由は被保険者数の増加によるもので、予算算定上の平均被保険者数を令和4年度6,418人から令和5年度では6,815人と、397人の増と見込んでおります。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は1億9,106万9,000円、対前年度比1,486万1,000円の増額でございます。このうち事務費繰入金につきましては6,554万5,000円で、広域連合標準システムの改修費用の増加などによりまして909万9,000円の増加となっております。また、次の保険基盤安定繰入金1億2,552万4,000円については、低所得者層に対する保険料の軽減分を公費で負担、負担割合は府が4分の3、町が4分の1となっております。それを繰り入れるためのものでございまして、被保険者数の増加に伴い576万2,000円増加するものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、令和4年度は10月からの2割負担の新規導入に伴う被保険者証の追加発送経費について、国庫補助金が受けられましたので、本年度はこれらの経費が不要なため皆減となるものでございます。

続いて、款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入1,397万8,000円につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の一環として実施する後期高齢者の集団健診に係る広域連合からの受託費用319万8,000円と、一体的実施に係る広域連合からの受託費用として

1,078万円をそれぞれ計上しております。そのうち、健康診査受託料につきましては137万9,000円の増額となっておりますが、集団健診の受診見込み者数の増加に伴うものでございます。

以上が歳入の説明となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、3,622万1,000円、対前年度比130万2,000円の減額でございます。主な減額理由でございますが、2割負担の導入に伴う被保険者証の追加発送費用、これが不要になっておるものでございます。また、被保険者の増加に伴う事務費増大に対応するため、事務補助員の1人を新たに任用するための必要な予算を計上しております。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費190万1,000円、対前年度比45万7,000円の増額でございますが、主な増額理由は被保険者数の増加に伴う郵送代の増によるものでございます。

続いて、款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金については7億6,726万3,000円、対前年度比4,184万1,000円の増額でございます。内訳につきましては、被保険者から納付された保険料と保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金の合計を保険料等負担金として計上するものが7億4,022万円、対前年度比3,399万4,000円の増となっております。また、広域連合における事務費等の総務的経費に対する本町の負担金が2,704万3,000円、対前年度比784万7,000円の増となっております。主な増額理由につきましては、被保険者数の増に伴う保険料徴収金及び保険基盤安定繰入金の増によるほか、事務費については、広域連合標準システム改修費用の増などによるものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費1,408万5,000円、対前年度比142万円の増につきましては、集団健診実施に係る委託料が受診見込み者数の増に伴い対前年度比で137万9,000円増加したことが主な要因となっております。なお、保健事業費のうち消耗品と通信運搬費を除く1,397万8,000円につきましては、全額大阪府後期高齢者医療広域連合から受託費用で賄う予定となっております。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、18ページから23ページの給与費明細書については、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算の概要でございますが、令和4年度における実績を踏まえた保険給付費等の増加などを見込むとともに、地域支援事業においてタピオステーションの拡充等を図るための予算となっております。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。

令和5年度熊取町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ41億6,323万9,000円でございます。令和4年度と比較いたしますと2,528万4,000円、0.6%の微増となっております。なお、主な増減につきましては後ほど説明させていただきます。

第1条第2項では、予算の款項の区分及び金額は、4ページからの第1表歳入歳出予算によるものとしてございます。

次に、第2条では、債務負担行為について定めております。内容につきましては、6ページの第2表を恐れ入ります、ご覧ください。ふれあい元気教室の評価、運動指導業務、令和6年度までの期間で限度額249万9,000円とさせていただきます。

3ページに戻っていただきまして、次に、第3条 一時借入金でございます。これは、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時的な資金の繰入れのため金融機関等から資金の借入れを

する場合の限度額を定めるもので、その額を2億円と定めるものでございます。

続きまして、第4条では、歳出予算の流用でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間での流用を可能と定めておるものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきましては、9ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

9ページ、10ページは総括でございますので、説明を省略いたします。

12ページ、13ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては、低所得者層の被保険者の増加によりまして、1人当たりの保険料額が減額となったため、89万円減の9億1,113万5,000円となっております。

次に款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金につきましては、歳出予算における保険給付費見込額の増加によりまして、法定負担分199万8,000円の増の7億1,506万1,000円となっております。

その下の項 国庫補助金でございますが、目 調整交付金につきましては、調整交付見込額の増によりまして119万2,000円の増の1,604万2,000円となっております。

次に、目 保険者機能強化推進交付金につきましては、国予算額の減によりまして140万4,000円減の511万円となっております。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金につきましては、さきに説明いたしました国庫負担金の内容と同様で、歳出予算における保険給付費見込額の増加によりまして、法定負担分319万円の増の10億3,129万6,000円となっております。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金につきましても、歳出予算における保険給付費見込額の増加によりまして、法定負担分184万1,000円の増の5億2,631万3,000円となっております。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金につきましても、国庫の介護給付費負担金と同様に、歳出予算における保険給付費見込額の増によりまして、法定負担分147万5,000円増の4億7,745万1,000円となっております。

次に、目 低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者被保険者見込数の増加によりまして、192万6,000円増の4,377万1,000円となっております。

その下の目 その他一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金及び事務費繰入金の増によるもので、介護保険事務事業の人件費の増や第9期高齢者保健福祉計画策定委託料の増などによりまして、1,187万8,000円増の1億2,944万1,000円となっております。

その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料の不足額を調整するための介護給付費準備基金から繰り入れるもので、283万4,000円増の1億4,794万2,000円となっております。

それでは、16ページ、17ページをご覧ください。

続きまして、歳出予算となります。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費につきましては830万円増の7,178万3,000円となっておりますが、これは、歳入でご説明申し上げましたとおり、介護保険事務事業に係る人件費の増や計画策定委託料の増によるものでございます。

少し飛ばしていただきまして、20ページ、21ページをご覧ください。

次に、保険給付費でございます。要支援・要介護認定者の見込数や令和4年度の実績等を踏まえ、

保険給付費が増加するという見込みで計上しております。

少し飛ばしていただきまして、24ページから25ページをご覧ください。

款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、74万5,000円増の1億50万5,000円となっております。これは、介護予防・生活支援サービス事業の短期集中予防サービス、通所型サービスC、通称ふれあい元気教室と呼んでおります、これの体制整備に伴う増によるものでございます。

その下の項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費につきましては、120万円増の2,777万8,000円となっております。これは、タピオステーション拡充に伴う人件費の増によるものでございます。

36ページ以降は、給与費明細書及び債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書となっております。後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第16号、第17号及び第18号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）次に、議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、予算の概要でございますが、歳入では、令和4年度に比べ空き区画の増加に伴い予算上見込む永代使用料が増額したこと、また、納付対象者数の減少に伴い管理手数料を減額したこと、一方、歳出では、墓苑使用料と還付金について、これまでの実績等を勘案し減額したこと、歳入における使用料及び手数料の減少に伴い基金積立金を減額したことなどの影響により、予算総額で申し上げますと、歳入歳出それぞれ前年度に比べ134万7,000円減少の4,089万5,000円となっております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

予算書の3ページをお開きください。

令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算は、次に定めるところによるとしてございます。

第1条 歳入歳出予算でございますが、第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,089万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてございます。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

少しページを進んでいただきまして、8ページ、9ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます、10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金につきましては1,768万5,000円で、前年度に比べて110万5,000円の減少となっております。これは、永代使用料及び管理手数料を積み立てている当該基金から事業財源として繰り入れる額が減少したものでございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 墓苑使用料につきましては2,028万円で、前年度に比べ159万円の増額となっております。これは、永代使用料において追加募集分が昨年度の32区画から34区画に増加したためでございます。

また、項 手数料、目 墓苑手数料につきましては282万6,000円で、前年度に比べ186万円の減少となっております。これは、納付対象者が昨年度の493人から431人に減少したためでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金につきましては8万7,000円で、墓地基金利子でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては1万7,000円で、公園事業事務費負担金3,000円と、駐車場利用カード再発行実費徴収金1万4,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費につきましては1,470万2,000円で、前年度に比べ111万2,000円の減少となっております。この主な要因でございますが、一番下の墓苑使用料等還付金867万5,000円につきましては、実績に基づき、墓地を返還される方の見込みを前年度の30区画から25区画に減らしたことにより、前年度に比べ108万5,000円の減額となったことなどによるものでございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金につきましては2,319万3,000円で、前年度に比べ23万5,000円の減少となっております。これは、歳入における永代使用料や管理手数料について、その全額を一旦当該基金に積み立てることとなっておりますが、これらの合計が減額したことなどによるものでございます。

次に、款 予備費、項 予備費、目 予備費につきましては300万円で、前年度と同額となっております。

続きまして、14ページの債務負担行為に関する調書でございますが、こちらは後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（二見裕子君）次に、議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書3ページをお開きください。

第1条 総則でございます。

令和5年度熊取町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

汚水整備済み区域内人口3万5,988人、年間下水道布設延長は1.4キロ、整備面積は12.9ヘクタールとしてございます。布設延長は前年度比0.3キロメートルの減、整備面積は前年度比6.4ヘクタールの減となっております。

次に、建設改良費9億259万1,000円は、前年度比3億2,019万4,000円の増、主要な建設改良費8億5,177万1,000円は前年度比3億3,820万7,000円の増、流域下水道建設費負担金2,573万7,000円は前年度比2,285万7,000の減となっております。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益11億770万2,000円は、前年度比593万4,000円の減となっております。内訳としまして、第1項 営業収益5億3,197万9,000円は前年度比185万6,000円の増、第2項 営業外収益5億7,571万8,000円は前年度比779万円の減、第3項 特別利益5,000円は前年度と同額としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 下水道事業費用11億757万7,000円は、前年度比3,734万2,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 営業費用10億589万9,000円は前年度比3,888万5,000円の増、第2項 営業外費用9,567万8,000円は前年度比194万3,000円の減、第3項 特別損失100万円は前年度比40万円の増、第4項 予備費500万円は前年度と同額としてございます。

4ページをお開きください。

第4条 資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入11億2,047万8,000円は、前年度比2億9,788万1,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 企業債6億6,580万円は前年度比6,800万円の増、第2項 負担金7,176万4,000円は前年度比5,854万5,000円の増、第3項 補助金2億5,131万3,000円は前年度比1億2,791万3,000円の増、第4項 他会計出資金1億3,160万1,000円は前年度比4,342万3,000円の増となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出13億7,874万6,000円は、前年度比2億8,578万2,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 建設改良費9億259万1,000円は前年度比3億2,019万4,000円の増、第2項 企業債償還金4億7,615万5,000円は前年度比3,441万2,000円の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額2億5,826万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額4,248万9,000円、減債積立金4,579万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,525万円及び当年度分損益勘定留保資金2,473万3,000円で補填するものでございます。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものでございます。

水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償、水洗便所改造資金融資償還完済補助金、公共下水道布設工事（R5-2）の期間、限度額は表に記載のとおり定めるものでございます。

5ページをお開きください。

第6条 企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものでございます。

公共下水道事業として5億2,030万円、流域下水道事業として2,550万円、資本費平準化として1億2,000万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法は、表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は6億円と定めるものでございます。

次に、第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるもので、営業費用及び営業外費用の間の流用としてございます。

6ページをお開きください。

第9条 議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしてございまして、職員給与費9,495万円としてございます。

次に、第10条 他会計からの補助金でございます。

一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、1億7,943万円としてございます。

次の7ページ、8ページは、令和5年度熊取町下水道事業会計予算実施計画を記載してございます。説明については、後ほど24ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

9ページをお開きください。

令和5年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和5年度における資金収支の状況を活動区分別に表示したものでございます。

1点目の業務活動では2億5,591万6,000円のプラス、2点目の投資活動では5億4,845万3,000円のマイナス、3点目の財務活動では3億2,124万6,000円のプラスとなっております。

10ページから14ページは職員の給与費明細書でございます。ご説明は割愛させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

15ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。内容は、先ほど4ページでご説明いたしました事項のほか、電子計算機器賃借料となっております。前年度末までの支払い義務発生見込額、当該年度以降の予定額、財源内訳を記載してございます。

16ページから18ページは、令和5年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。財務状況を明らかにするため、令和6年3月31日時点に保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。

16ページ最下段、資産合計174億848万2,490円となり、18ページ最下段、負債資本合計と同額となります。

19ページは、令和4年度熊取町下水道事業会計予定損益計算書でございます。令和4年度1年間の営業成績を明らかにするため、収益と費用を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。

20ページから22ページは、令和4年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。令和5年3月31日時点の財務状況を示しています。

なお、これらの財務諸表は、令和5年度当初予算及び令和4年12月補正予算に基づき作成したものでございます。

23ページは、令和5年度重要な会計方針及び財務諸表に関する注記でございます。財務諸表と併せ、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

24ページをお開きください。

令和5年度熊取町下水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 営業収益、目 下水道使用料、節 下水道使用料5億2,318万6,000円は、前年度比134万4,000円の増となっております。

次の目 雨水処理負担金、節 雨水処理負担金855万2,000円は、前年度比55万7,000円の増で、これは、雨水整備に係る人件費の増加によるものでございます。

次に、項 営業外収益、目 他会計補助金、節 他会計補助金1億7,087万8,000円は前年度比1,188万4,000円の減で、これは、企業債利息の減少に加え、兼務職員人件費等負担金を雑収益へ変更したことによるものでございます。

次の目 長期前受金戻入、節 長期前受金戻入3億9,622万3,000円は、前年度比97万6,000円の減で、これは、受贈財産の減価償却費減少等に伴うものでございます。

次の目 雑収益、節 雑収益861万7,000円は、前年度比507万円の増で、これは、先ほど説明いたしました兼務職員人件費等負担金を雑収益に変更したことなどによるものでございます。

これらにより、収益的収入合計11億770万2,000円は、前年度比593万4,000円の減となっております。

25ページをお開きください。

収益的支出でございます。

項 営業費用、目 管渠費、下から3行目の節 動力費268万5,000円は、前年度比46万7,000円の増で、これは、マンホールポンプが3基増加したことに加え、電力料高騰によるものでございます。

26ページをお開きください。

3行目の節 賃借料の2項目め、下水道事業支援システム賃借料407万円は、前年度比363万6,000円の増で、これは、令和5年度より新たなシステムが本稼働することによるものです。

27ページをお開きください。

目 総係費、上から7行目の節 委託料の1項目め、使用料徴収委託料3,716万9,000円は、前年度比598万円の増となっております。これは、大阪広域水道企業団熊取水道センターが契約しています水道料金徴収業務委託の契約更新などによるものでございます。

その4つ下、公営企業会計システム更新業務委託料311万3,000円は、現システムの更新及び消費税のインボイス制度への対応によるものでございます。

28ページをお開きください。

目 流域下水道管理費、節 負担金1億8,785万7,000円は、前年度比2,087万9,000円の増で、これは、電力料の高騰などにより市町村負担金が増加したものでございます。

次に、項 営業外費用、目 支払利息及び企業債取扱諸費、節 企業債利息7,420万3,000円は、前年度比194万3,000円の減で、減少傾向が継続しているものでございます。

これらにより、収益的支出合計11億757万7,000円は、前年度比3,734万2,000円の増となっております。

29ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債の公共下水道事業債5億2,030万円は、前年度比1億3,090万円の増で、これは、建設事業費の増加によるものでございます。次の流域下水道事業債2,550万円は、前年度比2,290万円の減で、これは、流域下水道建設費負担金の減少によるものでございます。次の資本費平準化債1億2,000万円は、前年度比4,000万円の減で、これは、発行可能額の減少によるものでございます。

次に、項 負担金、目 負担金、3項目めの節 工事負担金6,235万円は、大阪岸和田南海線の道路整備に伴う下水道管の移設に対する大阪府からの負担金でございます。

次に、項 補助金、目 補助金、節 国庫補助金の社会資本整備総合交付金（通常分）2億3,663万5,000円は、前年度比1億2,863万5,000円の増、次の（防災安全分）1,467万8,000円は、前年度比72万2,000円の減となっております。国補助金の満額確保に引き続き努めてまいります。

次に、項 他会計出資金、目 他会計出資金1億3,160万1,000円は、前年度比4,342万3,000円の増で、これは、雨水整備に係る業務委託料の増加に加え、電力料高騰などによる現金不足を補うため増加するものでございます。

これらにより、資本的収入合計11億2,047万8,000円は、前年度比2億9,788万1,000円の増となっております。

30ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 下水道建設事業費、上から8行目の節 委託料の実施設計委託料（整備分）1億908万5,000円は、前年度比7,814万4,000の増となっております。実施設計箇所につきましては、令和6年度以降の工事予定箇所である小谷地区、五月ヶ丘地区、朝代地区及び青葉台地区の詳細設計業務を予定してございます。

次の計画策定委託料1,469万3,000円は、現在、下水道認可期間が令和6年3月までとなっているため、期間の延伸等を実施するものでございます。

次の内水浸水想定区域図作成委託料2,204万1,000円は、水防法の改正に伴い、近畿自動車道より下流の地域において、浸水想定区域図の作成を実施するものでございます。

次の移設設計委託料1,374万2,000円は、大阪岸和田南海線の道路整備に伴い下水道管の移設が必要となったことから、移設設計業務を予定してございます。

次の節 工事請負費の管渠等更新工事費2,699万9,000円は、前年度比804万5,000円の減となっております。更新工事につきましては、ストックマネジメント計画に基づくマンホールポンプ施設のポンプ11基及び水位計3基の更新を予定してございます。

次の公共下水道整備工事費5億3,169万1,000円は、前年度比2億472万1,000円の増となっております。整備箇所につきましては、整備済み区域の上流である小垣内地区、大宮地区、久保地区及

び和田地区において汚水管路整備を予定してございます。

次の公共下水道移設工事費4,486万2,000円は、先ほど移設設計委託料で説明いたしました大阪岸和田南海線に伴う下水道管の移設工事でございます。

次の節 補償費の移設補償費（整備分）8,865万8,000円は、前年度比2,036万3,000円の減となっております。下水道整備に伴う水道管及びガス管の移設、復元工事となっております。

次の節 負担金補助及び交付金の流域下水道建設費負担金2,573万7,000円は、前年度比2,285万7,000円の減となっております。流域下水道中部処理区の新設改築事業の町負担金となっております。

次に項 企業債償還金、目 企業債償還金、企業債元金償還金4億7,615万5,000円は、前年度比3,441万2,000円の減で、減少傾向が継続しているものでございます。

これらにより、資本的支出合計13億7,874万6,000円は、前年度比2億8,578万2,000円の増となっております。

31ページから35ページは企業債償還明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

また、令和5年度下水道事業会計附属資料では、令和元年度からの収益的収支及び資本的収支の推移や整備人口、普及率、使用料収入及び建設事業の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

最後に、一般会計からの繰入金総額は3億1,103万1,000円となり、前年度比3,751万5,000円の増となっております。

以上で、議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で、議案第15号から議案第20号までの6件についての説明を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより2時55分まで休憩いたします。

（「14時34分」から「14時55分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、令和5年度町政運営方針及び各会計予算の諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、議長のお許しを得ましたので、私のほうから日本共産党熊取町会議員団を代表して、令和5年度町政運営方針・予算に対する会派代表質問を行います。

3年の長きにわたる新型コロナウイルスの感染拡大と経済活動への影響で、住民の暮らしは極めて困難な状況に陥りました。さらに、昨年2月24日以降のロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響なども加わり、かつてない異常な物価高騰が続いています。このような中で、住民生活を支えようと努力されている町職員各位の努力に敬意を表するものであります。

岸田政権は、このような状況の下で、安保関連3文書の改定を昨年末に閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有と軍事費2倍化を強行しようとしています。このような戦争放棄、交戦権は認めない、戦力は保持しないという日本国憲法の規定を踏みにじる岸田政権に対し、国民の批判と怒りが大きく広がってきている状況であります。私ども日本共産党も、そして日本共産党熊取町会議員団としても、このような動向には厳しく批判していきたいと考えております。

さて、熊取町は小さな自治体ではありますが、核兵器廃絶と軍縮を願う平和都市宣言を掲げています。そして、藤原町長も核兵器禁止条約の締結を求める署名に協力されています。国の政治が間違った方向に行こうとすれば、それに対して異議を唱え、住民の暮らしに悪影響が出ないように力を尽くすことも自治体の、そして、我々地方議員の役目の一つであります。

さて、今回の町政運営方針の中で、藤原町長は4つの重点政策を掲げられました。地域共生社会

の推進、子育て支援（少子化対策）の推進、スマートシティ化の推進、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進であります。私の今回の質問では、地域共生社会の推進、子育て支援の推進、この2点に関連して質問させていただきます。

まず、1点目は、地域共生社会の推進についてであります。

地域共生社会という言葉は、2015年に閣議決定された一億総活躍プランの中で掲げられたものであり、困難な課題を抱えた人を地域の支え合いの力を引き出しながら、行政も縦割りではなく多くの分野が連携し、包括的な支援を進めて社会参加を促していこうという計画のようであります。

そこでお尋ねいたします。

町政運営方針でも述べられていましたが、包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制を令和6年度から本格実施するため、令和5年度は、参加支援事業を実施し、ひきこもりの方に対する居場所づくりに努めるということではありますが、より具体的な説明を求めます。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、1つ目のご質問、地域共生社会の推進につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の新たな参加支援事業の実施におけるひきこもりの方に対する居場所づくりにつきましましては、令和4年12月から本町が場所を提供し、熊取町社会福祉協議会が、名称を愛称として、ふらっとルームといたしまして、実施されているひきこもり支援事業を今回新たに国が実施する地域共生社会推進事業として位置づけ、実施するものでございます。開催頻度は月1回で、ゆったりとした雰囲気の中で、ひきこもりの当事者が安心して過ごすことのできる集いの場、一人一人が自分のペースで過ごせる居場所づくりに取り組んでまいります。

また、社会福祉協議会では、ひきこもり家族のお茶会として当事者の家族等が集まり、悩みや経験を語り合うことで心理的負担の軽減を目指した家族の居場所支援にも取り組んでおります。このお茶会は、これまでに令和4年7月と令和5年2月に2回実施されております。当事者向け、それから家族の居場所を安心して提供できるよう、社会福祉協議会と協力しながらひきこもり支援に取り組んでまいります。

さらに、おおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者のひきこもり予防を目的とした、いつまでも元気でいきいき講座についても、外出の機会や参加者同士の交流、親睦を図り、健康づくりや仲間づくりを支援するものとして、参加支援事業として実施するものでございます。

なお、令和6年度からは、老人福祉センターを地域共生社会の実現に向けた拠点に位置づけ、地域づくり事業や参加支援事業などを推進する場として活用する予定としてございます。

以上の参加支援事業につきましては、令和5年度から重層的支援体制整備事業への準備事業として、さらに内容の充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取組として、町と社会福祉協議会がしっかりと連携を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解をお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま答弁いただきました。社協のほうで実施している月1回のふらっとルームですか、そうおっしゃいましたかと思いますが、それはこれまでに何回ぐらい実施されてきたのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは、令和4年度につきましては4回実施されております。開催頻度については月1回、毎月の第1金曜日午後1時半から3時ぐらいの予定で今後も続けて実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）令和4年度に4回実施したということで、先ほど月1回と言われていましたが、令和4年度の途中から始まったという理解でよろしいんですかね。はい。

これをこれからの本格的な居場所づくりの事業の中に位置づけていくということのようではありますが、その高齢者のいきいき講座ですか、これについては、これはまだこれから始めるという事業なんではないでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらにつきましても原則として第4木曜日、今後、これはふれあいセンターのほうで町と社協とが協力してやっていこうとするものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。高齢者にせよ、あるいは若い方にせよ、ひきこもりの方の居場所づくりあるいは家族の方の居場所、交流の場をつくっていく大変重要な事業かと思えます。また、ひきこもりの方につきましても、当事者、ご本人が外へ出ていこうという意欲を持たなければ、なかなかそういう場につながらないということもあるかと思えますので、非常に息の長い、根気の要る事業かと思えますが、これはぜひ頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

これから本格実施しようとする事業でありますので、今後の努力に期待したいと思えますが、2点目のほうに移りますが、地域共生社会推進のためには、地区福祉委員会や自主防災組織の母体でもある自治会の活動の維持、活性化が不可欠だと考えます。自治会加入率の低下や役員の成り手がいないなど、困難を抱える自治会活動への支援について見解をお示し願います。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、地域共生社会の推進についての2点目、自治会活動への支援につきまして答弁申し上げます。

自治会活動への支援でございますが、大きく分けて、運営に関する支援、加入促進に関する支援、財政的支援がございます。

まず、1つ目の運営に関する支援につきましても、広報戦略課秘書グループに経験豊富な自治会担当職員を配置し、役員選出や会員の高齢化に伴う退会など共通の課題の解決を含め、各地区における会則や規則などの変更や役員選出の方法の見直し案など、自治会ごとに異なる多様な課題に対しましても、個別に、そして丁寧に対応しているところでございます。

また、コロナ禍において活動制限や自粛を余儀なくされ、大変ご苦労いただいている中、書面会議などのご提案もさせていただいております。

続いて、加入促進に関する支援につきましても、住民課窓口におきまして、転入・定住者への加入案内を行うとともに、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部などと自治会連合会との間で協定を締結し、住宅販売時に自治会加入の案内を行っていただいているものでございます。

また、地域での宅地開発の事前協議においても、自治会加入を前提に地元自治会と協議を行っていただくよう事業者に対して指導を行っているところでございます。

加えて、令和5年度に加入促進に係るのぼり旗を追加し、必要に応じて各自治会にご活用いただくことも検討しております。

最後に、財政的支援につきましても、自治振興交付金をはじめとして、区防犯灯維持費補助金や老人憩の家運営費補助金などの支援を行っているところでございます。

また、公共施設でのご利用に際しての使用料減免やテントや音響機器などのコミュニティ備品の貸出し等も行っております。

以上、申し上げました支援が自治会支援の全てではございませんが、今後も自治会が抱える諸課題に対して、自治会連合会と連携しながら、これまでどおり丁寧な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。いろんな形でご努力いただいているということはよく分かりました。自治会の運営に関する支援、そしてまた、加入促進に関する支援、そして財政的な支援という形で、様々な角度から自治会に対して個別、丁寧に対応されているということのようでありますが、これからもまだまだ高齢化が進み、そしてまた、転入者も増えてくる中で、自治会加入の問題あるいは自治会の役員の成り手がいない問題など、自治会運営に関する悩みは恐らく永遠の課題として続いていくのではないかなという気がしております。

今回、地域共生社会という質問項目の中にあえてこの自治会の問題を位置づけているわけなんです。先ほど私も申しましたように、現実問題として、自治会がきちんと機能しているかどうかということが、地区福祉委員会の活動なり、自主防災組織の活動なりを左右する、そういう大きな要になってくるわけでありまして。それは町職員担当者も非常によくご理解いただいていると思いますけれども、地域共生社会推進という、そういう大目標の中に、この自治会ということが位置づけられているのかどうかということがちょっと不安に感じたので、こういう質問をさせていただいているわけなんです。その辺はいかがなんでしょうか。地域共生社会づくりの中に、自治会の活性化というふうなことが果たして位置づけられているんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）地域共生社会の推進と申しますのは、これはもう健康福祉部だけで達成できるものでは当然ございません。いろんな他機関との連携、それこそ熊取町だけでもできるものでもございません。大阪府とも協力し合って、また周りの自治体とも協力し合って、広い範囲での協力ということも当然出てまいります。

そういった中で、今おっしゃっていただいた自治会、これももちろん地域共生社会の輪っかの中の重要な役割の一つやというふうに考えております。地域共生社会を進めていく中で、当然ご近所の絆であったり、つながりであったり、また、地域の防災の活動であったり、そういったことも当然出てまいります。それらをひっくるめて、いわゆる人ごと、他人事を我が事に考える、それが地域共生の第一歩になりますので、当然、今おっしゃっていただいたように自治会様の動きというか、自治会様のご尽力、これがなくして地域共生のほうは進んでいかないというぐらいの強い認識は持っております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その点の理解は十分していただいているようでありますが、現在の熊取町の自治会を専門に担当している職員の体制というのはどうなっておりますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）実際は担当者1名と、あと課長補佐が1名、それと、あと課長も含めて自治会の担当のラインというのは出来上がっているんですけども、同じ広報戦略課の中にその他の広報担当の者もおりますので、できるだけ区長とかが来られたときに誰でも対応できるような形の体制は考えてございます。ただ、どうしても一番慣れた職員に区長さん方も相談に来られることが多いので、やはりその者に対しての相談事が多いというのが実態でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）たしかお聞きしている範囲では、自治会を専門的に担当している職員は1人ですよ。その1人の方をサポートする会計年度任用職員が採用されていると、そう聞いているんですが、それに間違いはないですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）サポートしている会計年度任用職員という形で任用している形ではございません。結果として、会計年度任用職員の方が自治会の業務、年5回ある町政連絡事務嘱託員の連絡会という大きな会議を運営する中で、いろいろ手伝っていただいている部分とかありますけれど

も、その自治会活動を中心にということでやっているんじゃないかと、課全般の中での業務を助けていただいているような、そういう立場で動いていただいております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）以前は職員の体制といいますか、自治振興課という形で存在していたと思うんですが、それが、現在は広報戦略課という形で、自治会担当を含む自治振興課と広報広聴課が一体となったという感じなんですかね。広報担当が、行政側から広報を発信していくということで広報戦略課という、そういう発想はそれはそれでいいと思うんですが、その中に自治会担当も組み込まれて、結局、自治会を専門的に扱う、言わば自治会専従の職員が実質1名になっているのではないかと、そういう危惧をしているんですが、その職員体制を補充するとか、そういうお考えはないのでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）決して一人で全てを対応できる形でもありませんので、周りの職員がお互い協力をし合って対応しているような状況です。ただ、経験が非常に長いということもあって、どうしてもその者を頼って区長が来られる場合もあると。ただ、広報戦略課の中に仮にそういう名称として、今課名の中に自治会担当というのが上がっている、上がっていないというところの部分で、何かその自治会の活動にご迷惑をかけているとか、ここに本当に自治会担当のそういう部署があるのかとか、そういうところで何かマイナスになっている要素は全くございませんので、去年から課名は変わりましたが、自治会支援については従来どおり丁寧にやらせていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

私、もう4年前になりますが、議長をさせていただいていた折に、香川県三豊市のまちづくり推進隊といったNPO法人の活動を視察させていただく機会がございました。その当時、町職員の方も同行されたかと思いますが、市から補助を受けたNPO法人が行政と自治会、地域住民とのパイプ役となって、様々な問題解決と自治会のサポート役として非常に積極的な活動をしておられるすばらしい取組でございました。

これはそのまま単純に熊取町でまねのできる活動ではないかもしれませんが、そしてまた、熊取町内には既にいろんな分野で活動されている様々なNPO法人、グループもございます。そういった方々の力を結集していくということも大事であります。町内の様々な自主的な活動団体の一つが自治会かと思いますが、その自治会の活動をいかに支えていくか、これは今後の地域共生社会づくりの重要な要と考えて知恵を絞り、人、そしてスタッフを今後必要に応じて配置していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、大きな2点目の子育て支援の充実についてであります。

現在、開会中の国会で、保育所における保育士の配置基準の不十分さが国会でも取り上げられています。保育士の配置基準は1948年につくられた基準であり、0歳から2歳児まではこれまで若干の見直しはあったものの、3歳児についての20対1、子ども20人に対して保育士1人というこの20対1は50年以上変わっておりません。そしてまた、4、5歳児の30対1に関しては70年以上も変わっていないという状態であります。これに対して、独自の上乗せ基準を設ける自治体もございます。また、3歳児については、新制度に移行した折に3歳児配置改善加算も設けられています。子どもの安全、保育の質を担保するためにも保育士配置基準の上乗せが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、子育て支援の充実についての1点目、保育士配置基準の町独自の上乗せ基準の検討について答弁をいたします。

保育所における保育士の配置基準につきましては、国の基準では、0歳児3人に対して保育士が

1人、1歳、2歳児では6人に対して保育士が1人、3歳児では20人に対して保育士が1人、4、5歳児では30人に対して保育士が1人と定められており、本町でもこの基準にのっとり保育所運営を行っております。

現在の基準は、長年にわたり、ご指摘のとおり、見直しが行われていない年齢もございまして、また、子ども一人一人に十分に寄り添うことができ、かつ、保育士の負担軽減による働きやすい職場づくりのためにも、配置基準の見直しを求める声が多く上がっております。これを受け、国では、異次元の少子化対策の議論の中で、幼児教育・保育の量、質両面からの強化として、配置基準の見直しの検討が進められているというところでございます。

町立保育所に関しては、国の基準にのっとり、かつ待機児童が発生しないということを念頭に置きつつも、人間性豊かな子どもに育つことを願い、各クラスに正規職員の担任保育士に加え、必要に応じてフリーの保育士の配置に努め、適切な環境で保育を実施しております。

ご指摘の3歳児の配置改善加算につきましては、3歳児20人に対し保育士1人の配置を15人に対し1人の配置とすることへの給付費の加算であり、町内の民間保育園全てが適用を受け、この加算を生かして保育士の配置の充実に取り組まれているところでございます。

本町といたしましては、町独自の上乘せ基準を設定することにつきましては、予定は今のところしておりませんが、国では、6月の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針までに、保育士の配置基準の見直しも含めた子ども施策の大枠を示すとしておりますので、本町も国の少子化対策の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

また、令和5年度には、町立保育所のICT化に取り組むことで、保護者の皆様の利便性の向上に加え、保育現場での保育士の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を少しでも多く確保し、安全・安心な保育を提供することにより、保育の質の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁の中で、1点だけ確認しておきたいんですが、3歳児配置改善加算について、町内の民間保育園等においては、この3歳児配置改善加算を活用しているというふうにおっしゃいましたが、それで間違いないですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）町内の民間保育園、それと認定こども園につきましては、3歳児の配置改善加算については適用しております。この制度については、平成27年4月の子ども・子育て新制度ができたときに創設された制度でございまして、配置基準自体は1対20ということで変わりはないんですけれども、民間保育所独自の取組で15対1にして、保育士も配置できるということであれば加算をつけましょうという制度でございまして、民間保育所はその対応をさせていただいておりますので加算をつけている状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、熊取町内の民間保育園や認定こども園においては、3歳児配置改善加算を活用して、全ての園において、実際の基準は、3歳児については15対1に現行なっているという理解でよろしいんですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）一応、その対応をするための保育士を配置して保育していただいておりますので、適用して対応していただいているというふうになっております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）3歳児配置改善加算という、言わば国の上乘せですね。それは、公立保育所には適用されないんですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）民間保育所については、国が公定価格というのを定めておまして、それを民間保育所であれば委託料ということでお支払いすることになるんですけども、公立園の場合はそういう補助制度というのがありませんので、国の配置基準である20対1というのが一応基準になります。

ただ、先ほども申しあげましたように、町立の場合は20対1の配置基準はしっかりとこれを遵守しているのに加えて、フリーの保育士も配置しておりますので、その保育士が保育室と一緒に保育することによって、一定配置基準以上の環境の中で保育をしているという状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今、フリーの保育士も配置しているということなんですが、そのフリーの保育士が現場に入ることによって、実際は必ずしも20対1の保育にはなっていないということなんですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）保育士には、日勤保育士という形でフリーの保育士、あと再任用の保育士も勤務しておりますので、どこの保育室に入るといのは所長の判断で決めるんですけども、保育士の指導も兼ねて、そこの保育室に入ることによって安全・安心な保育の実施に努めているというところでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今、答弁の中でも述べられましたように、フリーの保育士というのは、手薄となっているクラスに必要なに応じて入って支援するというふうな働き方かと思っておりますので、必ずしも3歳児のために配置されているわけではないと考えます。民間保育園、認定こども園が全て3歳児配置改善加算を活用して15対1の保育士配置基準を達成しているのであれば、町立保育所だけが旧態依然たる基準のままで3歳児20対1のままで続いているというのは、これはやはりおかしいと。民間園にだけ手厚くして、公立保育所は古い配置基準のままというのは、これはおかしいですね。もちろん3歳児だけ改善されればいいというわけではございませんが、4、5歳児の30対1も、これは4歳児、5歳児も実際は30人以下というケースがほとんどかと思っておりますが、30人近い人数を1人の保育士で見るといのは非常に大変なことだと思います。ヨーロッパ諸国ではもっと少ない人数で、10対1とか15対1とか、そういう人数で保育をしているような国もあると聞いております。4、5歳児の30対1も改善しなければなりません、当面せめて3歳児については、国のそういう配置改善加算という制度も設けられている中で、民間保育園だけが改善されて、公立保育園はそのままというのは、これは異常ですね。

先ほどの答弁の中でおっしゃられました、国も異次元の子育て支援とかということを出さず中で、今回の国会の答弁の中でも、若干国の姿勢も変わりつつあると、新たに配置基準の見直しもこれからしていこうというふうな動向が見え始めているとは思いますが、ただ、自治体として、それを率先して国がやるというのであれば、それはいずれそういうふうになっていくことにこしたことはないですが、自治体として率先してやっていただきたいということをぜひお願いしたいと思うんですが、現時点ではまだその判断はできないということでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）この3歳児加算というのは、あくまでも民間保育所が自主的な判断の中で、保育士を確保してやっていけるということであればつけさせていただくという制度でございまして、公立園への対象とはなっていないというところでございます。今回、国のほうで少子化対策ということで議論がなされておまして、この配置基準の改善というのが一つの大きな柱になっているのを聞いておりますので、そこはしっかりと注視して、今後の熊取町の保育基準についても、それを踏まえて検討をしっかりしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ぜひとも、国の動向も把握しながら、町としても率先して改善に努めていただきたいということをお願いしておきます。

子育て支援の充実の2点目ではありますが、今回の新年度予算で、そして町政運営方針の中にも掲げられておりましたが、保育料第2子無償化を打ち出したことは評価いたしますが、しかしながら、第1子が就学前に限定されているのはなぜでしょうか、非常に不思議に思います。これはずっと以前からこういう状態であったわけではありますが、第1子、第2子の数え方がこういうふうにならざるを得ないわけなんです、せつかくその無償化を打ち出すのであれば、第1子の年齢に関わりなく支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、子育て支援の充実についての2点目、保育料第2子無償化について、第1子の年齢に関わりなく支援してはどうかとの質問に対しご答弁いたします。

少子化対策のための保育料第2子無償化につきましては、2月16日開催の議員全員協議会においてご説明したところでございますが、この取組は過去の国勢調査の結果から、子どもが1人の世帯の割合が増える一方で、2人の世帯、それ以上の世帯の割合が下がっているという傾向を踏まえ、2人目以降の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、少子化対策を行おうとするものでございます。

保育料の軽減策については、もともと住民税非課税世帯やひとり親などの特定世帯で町民税所得割税額が7万7,101円未満の世帯は、年齢に関係なく最年長の子どもから数えて2人目以降は無料とし、また、町民税所得割税額5万7,700円未満の世帯は、年齢に関係なく最年長の子どもから数えて2人目は半額、3人目以降は無料とするという制度があり、これらの世帯は、現状においても最年長の子どもの年齢に関係なく数えることで保育料の軽減を行っております。

一方で、これらに該当しない世帯については、従前から、国のルールにおいて、小学校就学前の範囲内という年齢の制限はあるものの、2人目は半額、3人目以降は無料とされる一定の軽減策があり、それぞれの世帯の状況に応じた軽減策を実施しております。このたび、本町が提案する軽減策は、国のルールを前提に、第2子を半額から無料にすることで、2人目の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、少子化対策につなげていこうとするものでございます。

なお、ご指摘の年齢制限なしで軽減策を実施している地方自治体もございますが、本町での実施を考えると、保育料の減収や民間認定こども園への施設型給付費の増額により、年間で約6,000万円の町財政への影響が想定されます。

今回の取組は、国や府の補助はなく、全て町の単独費になりますが、少子化対策として国に先んじた未来への投資と財政状況を総合的に考え合わせ、この枠組みとするものでございます。

今後も国の少子化対策の動向に注意しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ご答弁いただきましたが、ただいま答弁していただいた中で、ちょっと首を傾げたのは、第1子が就学前というその限定を取っ払ってしまうと町の負担が非常に大きくなると。その金額が6,000万円というふうにおっしゃいましたが、それは間違いはないんですか。6,000万円も増えるんですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）これは、今入っている子ども世帯で試算をしたんですけれども、例えば5階層ぐらいですと年間の保育料が5万円ぐらいかかるとして、その世帯が無料になることによつて1世帯で約60万円ぐらいの影響額が出てくる。それが百数十世帯、200世帯ぐらいというふうにならざるを得ないと、ちょっと世帯数はあれですけれども、そういう計算を積み上げていきますと6,000

万円というふうな金額になります。今回我々が提案している小学校就学前までの子どもさんでの第2子は無償化することによって、子どもさんの数でいうと169人、金額でいうと3,200万円の影響額が出てくるというふうなところがございます、それを年齢制限を外すと6,000万円というふうな金額になります。これは、今、入っている子どもさんの状況で試算をした結果でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）要するに、今回のルールでいくと3,200万円の負担だが、就学前という限定を取っ払うと6,000万円になると、そういうことですね。だから3,200万円が6,000万円になるということですから、2,800万円がより多めに町の負担がかかってくると。その2,800万円をどう判断するかということになるかと思いますが、親御さんの立場からすれば、せっかく第2子の保育料無償化という政策が打ち出されても、長男、長女が小学校に上がったがために第2子の無償化が受けられないと、そういう家庭も出てくるわけでありますから、そういう方々のことを考えると、何とか2,800万円を頑張って、全ての対象に無償化を実施していただけないかなという思いがいたします。それについてはこれ以上は申しませんが、今後の課題としてぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後の質問に移りますが、3点目、第4次行革アクションプログラムの中で就学援助所得基準の見直しが掲げられています。物価高騰で住民生活が大変厳しい折、子育て支援に逆行するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、就学援助に関するご質問に対する答弁をさせていただきます。

就学援助につきましては、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならないと定められており、就学困難な児童・生徒の保護者とは、生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困窮している保護者とされているところです。この具体的な援助基準の目安となるのが、各世帯の所得状況となりますが、この基準については、市町村ごとに定められており、統一されたものではございません。また、この間、クロームブックを持ち帰り、家庭学習に活用する際に必要となる通信費など、就学に伴う新たな負担も生じていることから、これらの経費の取扱いについても検討が必要となっているところでございます。

このような状況も踏まえた中で、第4次行革アクションプログラムでは、就学困難な家庭の捉え方をはじめ、制度を取り巻く様々な状況や諸課題をしっかりと分析し、慎重かつ適切に対応していく必要があると考えており、決して子育て支援に逆行するものではないものと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ちょっと答弁がすとんと胸に落ちるという形にはなかなかないんですが、子育て支援に逆行するものではないと、何かそこがちょっと浮いた感じに聞こえるんですが、子育て支援家庭、小・中学生を育てておられるご家庭の方々の負担というのはいろんな形で増えてきています。そういう中で、就学援助の項目の見直しとかもあって、現に就学援助を受けている方々に対する就学援助の費用も、このままではもっと膨らんでいくのではないかと。そういう中で、ちょっと対象者を絞り込まないといけないのではないかと、何かそういうふうに事が進んでいるような気がします。そういう理解でよろしいですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員おっしゃるような感じというか、では全くございません。所得基準というのは、当然、法で言われているように生活保護基準というのを一つの目安としておりますので、いろんな生活困窮家庭、経済的にハンディキャップを持っている家庭に対する援助というのはいろんな制度がございます。それぞれ、やっぱり近隣市町とも独自の物差しでやっているという中で、一定の統一感というのは持っていかなあかんかなというのが考え方の一つです。それに当たって見直

しをするということで、第3次行革のときにもいろんな検討をさせていただいたんですけれども、第3次行革のときでは、一旦これはもう一回考え直すということで、現在、来ております。

その中で、コロナ禍の中でのICTが入ってきたというふうなことで、新たなやっぱりご家庭での就学に対する負担というのが増えてきているよねと。そこはそこでまた検討はしなあかんかなということで、その二面性で検討を進めていくということで、決して新たな負担が生じたから所得の基準を見直すというものではないということをご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）5年ぐらい前ですかね、重光議員がまだご健在の頃でありましたが、就学援助の所得基準見直しの提案が出てきた折に、議会での一般質問やあるいは議員同士の議論、様々な議論を経て、そして議会の側からの教育委員会の側への資料提出とか、いろんなこともやり取りがあつて、第3次行革の中での就学援助の見直しの折には、非常にオープンにその就学援助の中身を議論して、そして、最終的には現行のままていくという判断に落ち着いたという経過がございます。

ですから、今回あくまで現時点では検討課題ということでもありますので、その見直しを検討する際には、性急に決めてしまつて、これでもう決まりですよということのないように、ぜひオープンな形で議論していただきたいということをお願いしたいと思います。それはいいですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）前回のときはちょっといろいろとあったのを僕も認識しておりますので、やっぱり非常にデリケートなところもございますので、機会を捉えてきちとした説明を議会にも住民にもしていくような形は取っていく必要があるとは考えてございます。現時点では、まだどういうふうになるか、今、他市の市町村、府内の市町村の状況等を調査している段階でございますので、その辺、一定まとまった時点でまた内部で議論をした上で、議会あるいは住民にも分かるように、より分かりやすい制度にしていきたいなと思っておりますので、その辺ではまたいろんなご意見をいただければと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）他の市町村との比較の中で熊取町の就学援助の内容、基準がどういうふうに位置づけられるのか、その辺が明確に分かる資料をまた作っていただいて議会にお示ししていただきたいとお願いしておきます。

以上で、私の会派代表質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして、町政運営方針、予算に関し、通告に従い会派代表質問をさせていただきます。

このたびの予算は、私たち熊取公明党が要望してきた施策等が数多く盛り込まれておりまして、また新規事業もたくさん盛り込んでいただき、本当に大変評価できる予算になっているのかなというふうに思っております。その中で、たくさんあるんですが、あとは予算委員会の中で二見議長から質問していただくということにさせていただきますが、ちょっと主なものだけ会派代表質問させていただきます。

1項目めは、防災についてです。

1点目、町政運営方針に、防災に係る取組として、地域防災力向上のため、女性防災士50人の育成研修を開催するとありましたが、どのように行うのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、防災についての3点のご質問のうち、まず、1点目の女性防災士の育成について答弁いたします。

防災士につきましては、地域防災力の向上を担っていただく地域の防災リーダー候補者として、

令和元年度に育成事業を行い、各地域の方々に資格を取得いただいたところで、令和5年1月の時点で熊取町内の防災士資格の保有者は、男性162人、女性26人の計188人となっており、女性の割合は13.8%という状況でございます。

町といたしましては、避難所運営をはじめとする防災施策の進展には、さらに女性の視点を積極的に取り入れることが重要であり、そのためには、地域の防災リーダー候補者である防災士に女性を増やすことが有効と考えております。こうした状況を踏まえ、令和4年6月議会における渡辺議員からのご質問に答弁しましたとおり、令和5年度に女性の防災士育成に取り組むことを予定しており、本議会に上程しております令和5年度当初予算案の中に、50人の女性防災士育成費用を計上しているところでございます。

具体的には、女性防災士育成研修会を開催するもので、予算成立後にはその準備を進めるに当たり、まずは4月の町政連絡事務嘱託員連絡会におきまして、広く参加を呼びかけるための協力を依頼することを予定しており、そのほか子育て世代の女性の積極的な参加を促す仕掛けを検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。令和2年9月にも質問させていただきまして、あと令和4年6月、昨年の6月にも質問させていただきまして、このたび女性の視点を地域防災力に本当に生かしていただけるというところで、女性防災士育成研修を検討していただいたことを大変に評価させていただきます。

今も説明ありました中で男性162人、女性26人ということでありましたが、今回育成するのは50人ということで、50人とした理由につきましては、どのように50人と出されたのか教えてください。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 答弁申し上げますとおり、町内防災士の女性の割合は13.8%ということございまして、繰り返しになりますが、避難所運営などに求められている女性の視点を町内の各地域で落とし込んでいくためには、この比率を少なくとも倍あるいは30%程度には上げていきたいという一つの目安を持ちまして、あわせて、前回100人の防災士育成研修をしたところ、女性が13人の応募であったというところで、やはりなかなかご家庭にいらっしゃる中で、防災士育成研修に応募されている方の数を確保するのが厳しいんじゃないかということも踏まえまして、50というのも何とか掘り起こしも踏まえて、意気込んだ数を設定したものでございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。30%を目標にして、50人という形で設定されたというふうに理解させていただきます。どのように募集するのかなということでしたら、今、まず4月の町政連絡会のほうで説明して、また、子育てしていらっしゃるお母さん方の集いですか、そういうところでも募集するというふうに言われていたかと思いますが、その対象年齢とか、その辺のところどのように、学生も含むのか、その辺、対象年齢とかというのは考えておられるんでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 50人集まってくれただけのもなかなか厳しいのかなという中で、やっぱりいろんな年代の方に参画いただくというのが、いろんなご意見をいただくという意味では重要なかなということございまして、結論から言うと、特に年齢制限というのは設けないことでは考えておりますが、できるだけ若い世代といいますか、子育て世代の方に、子育てをしている中で避難してきた場合であるとか、そういう視点の意見をできたらいただきたいなという考えで、おっしゃっていただいたように保育所ですとか、いわゆる子育て関係団体に情報を流して参加を呼びかけるということは、少なくともしていきたいなというふうに考えております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。広く声かけをしていっていただきたいなというふうに、広報やホームページでも募集されるのかと思いますが、まず、私自身思うのは、日本防災士会にいらっしゃる

女性防災士の方で、いろいろそういう避難所での経験をされた、そういう講演できる方がいらっしゃるんですね、経験された方が。そういった福祉防災士級のそういう資格のある指導されている方、そういった方に講演会みたいなものをしてもらって、まず、女性の方に、避難所では女性がこんなふうにいるところの実際の実情を知っていただいた中で、講演会に参加して聞いていただいた中で、私も防災士やってみようかなという、そういう女性の関心を引っ張り出すような、そういったものも計画してはどうかというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員もご指摘いただいたとおり、女性防災士でいろいろと活動を展開されている方々の情報は我々もある程度つかんでいる部分もございます、そういう方々に講演の機会なんかをつくって、いろんなご意見をいただくというのも、それも一つでもございましょうし、フォローアップという意味でも、できるだけそういう女性防災士の方々にフォローアップに協力いただくということも、これはまた考えていきたいなというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）まず、そういう方たちの声を届けて、そこからその気持ちを引き出してからということも考えていただきたいなというふうに思っておりますので、ただ単に防災士しませんかという投げかけするだけではなくて、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、2点目ですが、防災士のスキルアップについてですが、令和元年を防災元年として、本町は100人の、先ほどもありましたが防災士を育成されました。地区別自主防災マニュアルの作成や防災訓練等でご活躍していただいているかと思うんですが、今回の女性防災士も含めますが、防災士のスキルアップについて、今後どのように取組を進めていくのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目の防災士のスキルアップへの取組について答弁いたします。

防災士のスキルアップにつきましては、町が育成した防災士に昨年度アンケートを実施した結果、研修の実施や活動機会を望む声が多かったことを踏まえまして、防災士の団体が開催する講習会の案内や自主防災組織が行う訓練等への参加の呼びかけなどを行ってきており、昨年10月に実施した住民参加型の総合防災訓練にも参画をいただいたところでございます。

また、来週3月19日の日曜日には、町主催の防災士のスキルアップに向けたフォローアップ研修としまして、講師に公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構の人と防災未来センターの河田慈人氏を迎えて、「近年の災害事例からの教訓と災害情報の変化について」をテーマに講演いただくこととしております。

今後も、こうした防災士のフォローアップ研修を継続的に行うほか、地域における自主防災組織の活動への積極的な参画を推進するとともに、町総合防災訓練をはじめとする防災に関する様々な取組に参画いただき、防災士の方の知識、技術を地域に還元していくことで、地域防災力の向上につながるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。昨年行った町の総合防災訓練にも防災士と一緒に訓練の中に参加していただいたというご答弁だったと思うんですが、その中で、参加して何か気づいた点、また、防災士としてこう改善すべきやと思うというような防災士からのご意見とか、そういう意見交換する場とかいうのはあったんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）総合防災訓練の開催に当たりまして、各校区別にちょっと我々、説明会をさせていただきまして、その際に町が育成させてもらった防災士の方々にも、その説明会の出席をお願いして出席いただきました。そこでは当然訓練についてのご意見もそうなんですけれども、

防災士が意見交換する場が欲しいなとかというような意見というのももらったようなことで記憶しております。今後も、今年度も50人また新たに育成もいたしますし、防災士の方々にはいろんな形で情報共有を図って、さらにお互いに意見をもらいながら進めていくような形で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 防災士同士で自主防災組織の中に入って、本当に防災士自身が自分の防災力をスキルアップさせるためにも、そういったそれぞれの防災士で意見交換しながら、地域の防災力を向上するために寄与していただけるような、そういった意見交換する場もまた設けていただきたいと思うんです。いろいろまた研修も予定してくださっているので、そういった研修もしっかりと持っていただきたいと思います。今までちょっとコロナ禍でなかなかできなかったという部分もあったかと思うんですが、またしっかりと今後はそういった研修をしていただきながらスキルアップしていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目ですが、地区別自主防災マニュアル、町政運営方針の中にもありましたが、自主防災マニュアルがまだ作成できていないところもあります。その中で、それを令和5年度も全地区が作成できるように、また、避難所運営マニュアルも作成できるように取り組んでいただくというふうに書いていたんですが、その中でそれぞれの自治会単位で、自主防災組織が地区別に避難訓練等を実施されているかと思うんですね。マニュアルがまだできていないところであっても、それぞれ自主防災組織として訓練をされているかと思うんですが、それぞれの自主防災組織のそういった避難訓練の状況とかを、町としてやっている状況を把握しているのか。そして、その中で今後そういった実施されている中の状況というのを、町としてどのように指導していくというか、今後そういう訓練に対してどのように関わっていくのかということを考えておられるのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 3点目の地区別避難訓練の状況と今後の取組について答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前は、各地区の自主防災組織で様々な訓練が行われ、令和元年度には39地区のうち29地区で延べ1,588人が訓練に参加するなど、徐々に地域の防災活動が根づきつつある状況の中、訓練では消火訓練、資機材点検・取扱訓練やDVD視聴のほか、炊き出し訓練、避難訓練などに取り組まれておられました。

その後は、感染拡大防止のために、従来の住民が集合して行う訓練は実施を見送る地区が多くなりましたが、そのような中でも、無事ですカードを活用した安否確認訓練や役員のみで防災資機材の自主点検を行うなど工夫して実施されており、令和2年度には14地区で延べ1,610人が訓練に参加し、資機材点検・取扱訓練、無事ですカードを活用した安否確認訓練やDVD視聴に取り組まれたところでございます。

また、令和3年度においては12地区で延べ1,668人が参加され、その訓練内容としましては自主防災マニュアルの説明のほか、資機材点検や取扱訓練、安否確認訓練や消火訓練などに取り組まれたという状況でございました。

今年度におきましては、とりわけ昨年10月23日に実施いたしました住民参加型総合防災訓練に、全39地区の自主防災組織に参画いただき、安否確認訓練や初動対応訓練、地区での避難訓練、資機材の点検など様々な訓練を実施され、その参加延べ人数は4,199人に及んだところでございます。

このほかにも、各地区における個別の訓練において、ペット防災の講座なども実施されており、今月にも1地区で資機材点検・取扱訓練及び無事ですカードを活用した安否確認訓練の実施が予定されるなど、これから季節が暖くなるにつれ、さらに各地域の訓練の増加が見込まれる状況となっております。

今後の取組といたしましては、ただいま申し上げたようにコロナ禍以前の活発な活動状況を取り

戻しつつある各地域における自主防災活動を積極的にサポートしていく考えであり、現時点で13地区で作成済みの各地区自主防災マニュアルの全地区での作成や各地区の訓練を継続的に支援していくことに加え、今月の3日に北小学校区にて、3者会議を開催した校区別避難所運営マニュアルの作成をさらに推進し、同マニュアルを活用した校区単位の合同訓練などの実施にもつなげ、地域防災力のさらなる向上を目指していく考えです。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。それぞれの地区でやっぱり積極的に自主防災組織として避難訓練に取り組んでいらして下さっているということ、ありがたいかと思えます。

うちの地区におきましても、無事ですカードを使っての訓練をやって下さっていますが、その分の取組が、世帯数の中で、無事ですカードで安否確認ができていない世帯が何%かという、その数字まで出して、自治会長がやって下さっているんですが、それがそんな状況でいいのかどうかというところの判断というもの、やっぱりそれぞれのよその自主防災組織の状況を聞いて、見て、初めて次はこうしよう、ああしようとなってくるかと思えますので、それぞれの地区の防災訓練について意見交換できるような、そういった状況を情報提供できるような、しっかりそういったサポートもしていただきたいと思えます。

今、参加者がすごく増えてきているということは、それだけ熊取町の地域防災力が向上しているというか、皆さんの防災意識が高まっているというふうに思えますので、その辺のところ防災担当の方は大変かと思いますが、しっかりとそれぞれの自主防災組織に差がないように、同じように防災力を高めることができるように調整をしていただきたいと思いますようにお願いしたいと思います。

次、いきます。

2項目めは、がん検診についてです。

1点目、がん検診受診率の現状と課題についてお聞かせください。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の2つ目、がん検診についてご答弁申し上げます。

そのうちのまず1点目、がん検診受診率の現状と課題についてでございますが、乳がん検診以外の肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、前立腺がん検診について、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて受診率が大幅に減少しましたが、令和3年度、令和4年度は回復傾向にございます。

令和4年度2月末時点の状況でございますが、令和2年度と比較いたしますと、肺がん検診の受診率が13.0%で2.2ポイント増加、胃がん検診が5.3%で0.6ポイント増加、大腸がん検診が10.8%で0.1ポイント、これについては減少、乳がん検診が20.3%で0.2ポイント増加、子宮がん検診が24.8%で0.7ポイント増加、前立腺がん検診が8.7%で2.5ポイント、それぞれ増加しておるといったような状況にございます。

課題といたしましては、がん検診の受診率は回復傾向にはございますが、全てのがん検診において、令和元年度の受診率まで戻っていないという状況でございます。第3次健康くまとり21で掲げております令和6年度の目標受診率の達成に向けて、創意工夫を重ね、取り組む必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。コロナ禍の影響もどうなんかなということもあって聞かせていただいたんですが、令和2年度に比べて若干回復しているというところで、大腸がんだけがちょっと下がっているというところかなというふうに思えます。あと、健康くまとり21の目標に向けてしっかりと取り組んでいただくということですので、その受診率を上げるための取組として、今回、令和5年度はいろいろ考えて下さっているみたいなので、その辺のところをお聞きしたいと

思います。

2点目ですが、町政運営方針に、がん検診等web予約システムを導入するとありますが、導入により想定される効果についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、ご質問2点目のがん検診等web予約システムの導入により想定される効果についてご答弁申し上げます。

今回、令和5年度当初予算で計上してございます当該システムでございますが、既に活用しております健康管理システムのオプション機能で、予約時に申込者の性別、年齢や過去の検診受診履歴などを連携させることにより、申込者に応じた予約可能な検診日程を一覧表で表示することができ、より迅速に適切な検診を予約可能ということになっております。

また、あらかじめシステムが受信可否を判定して予約を受け付けると、そういったことになりまますので、これまで申込後に行っていた受診歴の確認作業などが大幅に削減できるとともに、突然のキャンセルが発生した場合などにも受診枠の管理を効率よく行うことで、受診機会全体を見渡した中で、受診機会を失わない仕組みづくりが可能になっておるといふふうに考えております。

さらに、このシステムの特徴といたしまして、プッシュ通知による勧奨メールを送付する機能がございますので、申込者の方にはリマインドの通知、あるいは過去に受診された方には検診の受付開始の連絡など、そういったことを活用することができるものでございます。

このようにスマートシティ化の推進の一環として、今回のシステムを導入することにより、幅広い世代、多様な生活スタイルに合わせた受診勧奨や情報発信も可能となるなど、住民の皆様の利便性の向上や検診の継続受診、健康への意識向上に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。すごい素晴らしいシステムを導入されたということで、その受診歴をちゃんと管理してくださるといふところで、その中で、乳がんだったら2年に1回なので、次、2年後にはその方に、いついつ受診してくださいというような、そういったところの連絡、データが出てきて、そのデータでもって受診勧奨するといふところなんですかね。プッシュ型という今説明がありました、それはやっぱりはがきとか電話で連絡するんですか。web予約システムということですので、ネットで予約するといふことなんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは予約システムでございますので、しっかりとアプリを落していただいている方に対する予約の利便性の向上、それから予約といふか受診時期に来た場合には、いわゆるポップアップ通知というんですか、それが出てくることによって、そろそろ予約申込みしてくださいよとかというような、そういったいわゆる受診をするに当たっての予約漏れ、予約忘れ、そういったことも防止できるという、その辺が非常に大きな特徴になっているのかなというふうに思っております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それはアプリか何かを導入するわけですか、それぞれ。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）予約システムは、各住民の皆さん、健康管理システムというのがもともとあって、そこに登録されているデータがあって、それに応じていわゆるスマホのほうへの発信ということになりますので、その辺の登録の作業は一定していただくという、その手間は若干あると思いますけれども、それを一旦やっていただくと、あとはもう非常に便利なシステムになっておりますので、ご利用いただけるかというふうに思っております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。それぞれ個人がスマホの中に、それをアプリとして取り入れるとい

う形ですね。そして、検診日がそこからアプリで、その方それぞれに受ける時期をお知らせしてくれるというところで、それはすごいいいことだと思います。本当にいいものを導入していただいたかなというふうに思います。

その中で、今まで受けていた方はそれで連絡ができますが、受診されていない方への受診勧奨というのにも必要かと思いますが、その辺のところはどのように考えているんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは新規のシステムでございますが、従前のいわゆるはがきでの勧奨案内、これも当然並行して継続してまいりたいというふうに考えております。当然なかなか苦手な方もいらっしゃるし、その辺は両方でしっかりと勧奨のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。それで、さらに受診勧奨するために3点目があるかと思うんですが、3点目の質問です。

がん検診無償化について、検診の受診率向上を推進できるものと評価させていただきます。その内容についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目のがん検診の無償化についてご答弁申し上げます。

先ほどのご答弁においても申し上げましたとおり、がん検診の受診率の向上については、非常に懸案であると認識しております。先ほどの予約システムの手続の負担解消とともに、加えて無償化による費用負担の軽減により、検診受診のハードルを下げ、受けやすい環境整備を行うことで受診率の向上を図りたいというふうに考えております。

既に無償で受診できる大腸がん検診に加え、乳がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、骨粗鬆症の検診の無償化を予定しております。また、胃がん検診におきましては、集団検診及び大阪がん循環器病予防センターで実施しております胃部のエックス線検査についても無償化することとしております。定期的ながん検診を受診することは、がんの早期発見につながり、体の負担の少ない早期治療も可能となります。

議員から度々ご質問いただいておりますががん検診について、必要性を今まで以上に様々な機会を捉え、しっかりと周知啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。これ、集団検診と個別検診があつて、それぞれ値段が違うんですけど、乳がんとか子宮頸がんについて。集団も個別も無償なんですかね。それで、いつの検診からそれに対応するのかも教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この無償化については、一定準備も整えた上ということになりますけれども、早急に実施したいと。それから、集団、個別ともに受診機会を広げていきたいというふうに考えております。

実施につきましても、できる限り早い段階で実施をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）男性の前立腺がんは無償に入っていないんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今回この分につきましては、おっしゃられるとおり、ちょっと待ってください。今時点はその対象にはなっていないということで、すみません、そこについてもちょっと確認させていただきます。すみません。前立腺については1,000円頂戴していると。これについては、

今回そこまではちょっと突っ込めなかったというような状況でございます。すみません。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 私もこの間、特定健診に行ったときに、前立腺がんの検診を受けに男性の方が来られておられまして、やっぱり男性の方の命を守るためにも、前立腺がんの検診につきましても、今後また無償化を検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

無償というのは、医師会が一緒ですから3市3町の皆さんですか、熊取独自ですか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 3市3町でできている部分もありますけれども、基本的にはこれは町のオリジナルということになります。もう既にやっているところもあれば、まだできていないところもございます。その辺はそれぞれ一定のばらつきはございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。本当に大変に評価したいと思います。ありがとうございます。

次、4点目なのですが、新たに開始する医療用ウィッグ等購入費助成事業、昨年6月議会でも質問させていただきまして、前向きに検討するというご答弁いただきました。その助成事業と若年性がん患者在宅療養支援事業についてお聞かせください。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の4点目、医療用ウィッグ等購入費助成事業と若年性がん患者在宅療養支援事業についてご答弁申し上げます。

まず、医療用ウィッグ等購入費助成事業についてでございますが、がんになっても自分らしく生きることができる社会の実現に向け、抗がん剤治療などによって生じる脱毛や乳がんによる乳房切除といった外見の変化に悩む患者を支援し、がん治療と社会参加の両立など療養生活の質の向上を目的とした助成事業でございます。

助成内容でございますが、医療用ウィッグ等の購入に対し、2万円を上限に補助をさせていただきます。ウィッグ付帽子や頭皮を保護する保護ネットも対象といたします。また、人工乳房といった乳房補正具の購入に対し、上限2万円、もしくは乳房補整下着に対して上限1万円のいずれかを補助させていただくこととしております。いずれも1人1回の補助であり、令和5年4月購入分から対象とする予定でございます。

次に、若年性がん患者在宅療養支援事業についてでございますが、介護保険制度等が適用されない若年のがん患者の方が、終末期を住み慣れた生活の場で安心して自分らしく暮らすことができるよう、在宅サービス利用料の一部を助成する事業となっております。

事業内容は、40歳未満のがん末期患者の方を対象に訪問介護、いわゆるホームヘルパー派遣とベッド等の補助用具貸与を合わせ月当たりの上限を6万円、ケアマネジャー支援に係る居宅介護支援として月当たり上限2万2,000円、福祉用具購入として1回限り上限10万円の助成対象とし、還付させていただくこととしております。この補助事業により、がん患者の方の在宅療養を整え、経済的な負担軽減を図ってまいります。

事業周知については、必要な方へサービスが届くように医療機関、ケアマネジャーや訪問看護事業所等関係機関に対し、申請方法等事業周知を行った上で、住民の方には、5月号広報にて広く啓発していく予定となっております。

このように、さきにご答弁申し上げましたががん検診に係る各種事業と併せ、予防とケアの両面からがん対策に取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。また、ご質問の各事業につきましては、令和5年度当初予算において計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。ウィッグにつきましても上限2万円ということで、本当にこの補助事業を実施していただくこと、大変に感謝申し上げます。

また、若年性がん患者在宅療養支援事業につきましても、先般、国会のほうでも、うちの公明党の国会議員がAYA世代のがん患者への支援ということで、AYA世代というのは介護保険も対応できないというところで、介護保険サービスの対象になっていないというところで、在宅で家族と過ごせるよう在宅療養支援が必要だというふうに国会の中で訴えておられました。また、その中で厚生労働大臣も、今後、その分につきましては国のほうでもしっかりと対応していくというふうに答弁してくださっておりましたので、国のほうもこの分についてはまた検討して下さるかなというふうに思うわけですが、その前に先行して、町がそういった在宅支援に取り組んでくださることを本当に大変評価したいと思います。

AYA世代ということですので、今、対象年齢は40歳未満ということでしたので、何歳からというのはないですね。何か泉佐野市がやっているのは、二十歳から40歳までとなっているんですけども、そうじゃなくて40歳未満の方が対象というふうに理解させていただいてよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

では、次、いきます。

3項目め、地域共生社会の推進についてです。

1点目、人とのつながりが希薄化する現在、誰一人取り残さないまちづくりを推進するためには、地域共生社会の実現に向けた取組が重要です。そのような中、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業の3つの事業を一体的に行う重層的支援体制整備事業を令和6年度から本格実施するとあります。令和5年度に実施する参加支援事業についてお聞かせください。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、3つ目のご質問、地域共生社会の推進につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の重層的支援体制整備事業を実施するための参加支援事業につきましては、本町が場所を提供し、令和4年12月から熊取町社会福祉協議会が、ふらっとルームとしてひきこもり支援事業を地域共生社会推進事業として位置づけ、実施するものでございます。現在は図書館の会議室を利用して月1回実施しております。ゆったりとした雰囲気の中で、ひきこもりの当事者が安心して過ごすことのできる集いの場、一人一人が自分のペースで過ごせる居場所づくりとなるように取り組んでまいります。

また、社会福祉協議会では、ひきこもり家族のお茶会として当事者の家族が集まり、悩みや経験を語り合うことで、心理的負担の軽減を目指した家族の居場所支援にも取り組んでおります。このお茶会は、これまでに令和4年7月と令和5年2月に、図書館会議室で2回実施しております。当事者向け、家族向けの居場所を安心して提供できるよう、社会福祉協議会と協力しながら、ひきこもり支援にも取り組んでまいります。

さらに、おおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者の閉じ籠もり予防を目的とした、いつまでも元気でいきいき講座についても、外出の機会や参加者同士の交流や親睦を図り、健康づくりや仲間づくりを支援するものとして、参加支援事業として実施するものでございます。

なお、令和6年度からは、老人福祉センターを地域共生社会の実現に向けた拠点に位置づけ、地域づくり事業や参加支援事業などを推進する場として活用を予定しております。

以上、参加支援事業につきましては、令和5年度から重層的支援体制整備事業への準備事業として、さらに内容の充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取組として、町と社会福祉協議会が、今まで以上にしっかりと連携を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。誰一人取り残さない社会ということで、国のほうも重層的支援体制整備事業というものを進めておりまして、今回、令和4年度は全国的に134自治体を実施して、大阪府の中でも豊中市、枚方市、高石市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、太子町がその事業を実施し始めました。今、本町も準備するというので、厚生労働省のホームページに熊取町も載っておりまして、重層型支援体制整備事業への移行準備事業という形で、実施予定自治体ということで大阪市、堺市、八尾市、河内長野市、熊取町、千早赤阪村ということで、大阪府下の中では熊取町も今実施するために準備していますよということがホームページにも掲載されておりまして、本当にそういった事業を積極的に進めてくださっていることを感謝したいと思います。

その中で、今この参加、まずは準備として令和5年度は参加支援事業ということで、昨年度から実施している居場所づくりとかいうのもあるんですが、そこに引き籠もっていらっしゃる方を、誰がそこに何か参加支援というか、誰がそこへ連れて行ってあげるのか、その辺のところは誰がするんですか。ちょっとその辺のところを教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）もうおっしゃるとおりでございます。この事業、事業といいましても、一番肝腎なのはマンパワーでございます。今回のこの事業につきましても、令和4年度から本町のほうもモデル事業として取り組んでおります。国のモデル事業に採択されまして、補助のほうを受けて実施しております。

令和4年度は、2名分のCSWの件費のほうを頂いております。新たに令和5年度からは、さらに3名分のCSWの件費を、4分の3の補助になりますけれども、国のほうから支援を受けて、その人材を配置することによって、それら事業を円滑に進めてまいりたいというふうに考えております。社会福祉協議会、それから地域包括支援センター、そして本町の生活福祉課、この三者が三位一体となって円滑に連携を図って、これら事業を進めていきたいと、もう全てマンパワーでございますので、それぞれの職員が汗流しながら、こつこつとやっていきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。本当にマンパワーが必要でして、そういう支援員をまた確保していただいて、そういった方たちの協力を得て、そういった方たちの見守りというんですか、また、就労に結べていけるように就労支援という形で、まずはその場所に来ていただいて、社会参加するということを支援していけるように持って行って、また、その中で、次は就労できるようにという形で持っていくというふうなことになっているかと思うんですが、そういった事業の中で、民生委員のご協力もあったほうがいいのかというふうに思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）もうおっしゃっていただいているとおりでございます。この地域共生社会の推進というのは、全て社会資源を密接に、その言葉のとおり重層的に何重にも切れ目なく、そうすることによって支援が届かない隙間をなくす、そういった取組でございます。民生委員もその中心的な役割を担っていただくということになります。ですので、今回もCSWそのものが民生委員の活動にも協力できるような、そんなような仕組みづくりも考えておるようなところでございます。また、民生委員の支援につきましても、ご協力よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。民生委員の成り手もなかなか難しいというところもあって難しいかと思うんですが、またしっかりとそういったマンパワーを育成して確保していきたいというふうに思います。

次、2点目にいきます。

包括的相談支援事業の充実として、相談支援包括化推進員を1名増員するとありますが、現在、

鬱病などの精神疾患が増加傾向にあります。地域共生社会の実現に向け、地域住民の理解や支援も重要かと思えます。厚生労働省が実施している患者調査によりますと、精神疾患の患者数は、2017年に約419万人、2020年には約615万人に増えています。5人に1人が一生のうちに何らかの精神疾患になるという研究結果もあるそうです。

そこで、厚生労働省は周囲の身近な方が心のサポーターとして、メンタルヘルスの問題を抱える人を支援する仕組みづくりとして、心のサポーター養成事業を全国展開しております。心のサポーターは、精神疾患について正しい知識を持ち、地域や職場などで鬱病やストレスなどの精神的不調に悩む人の相談に乗ったり、自治体の支援窓口を案内したりする役割を果たします。2033年度末までに100万人の養成を目指しているようです。本町も厚生労働省が推進する心のサポーター養成事業に取り組んではどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、心のサポーターを養成してはどうかのご質問についてご答弁申し上げます。

精神疾患を有する方は、全国的に増加傾向でございます。本町におきましても、精神通院のための自立支援医療の受給者証発行件数について申し上げますと、令和3年度末現在で741件の実績がございましたが、平成30年度末での実績は673件であり、3年間で約10%の増となっているような状況でございます。

さて、ご質問にありました心のサポーター養成事業でございますが、これは、国が令和3年度から実施希望自治体を募って開始しておりまして、令和5年度までの3か年はモデル事業として実施される予定となっております。しかし、このモデル事業の募集自治体は、都道府県、保健所設置市及び中核市でございますので、残念ながら町は対象外というふうになっております。

本町といたしましては、地域共生社会の構築に向け、障がい福祉の観点から、専門職を有する事業所への委託による相談支援事業の実施や、障がい福祉課における専門職の配置などを行っておりまして、さらに地域から相談があった場合は、関係機関との連携体制の構築を日頃から行っているところでございます。

また、本年2月12日には、住民の方を対象に精神障がいについての講演会を開催しております。講師には、町内の精神科医師をお招きし、精神障がいのある方への地域での理解を深めていただいております。今後も地域の皆様に、精神障がいをはじめとする障がいについて、理解を深めていただくための周知啓発を行うとともに、平素からの見守り体制の構築について努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。すみません、私、ホームページ等で、厚生労働省のところで紹介している心のサポーター養成事業を見たときに、中核市のみというような表現をその中でよう見つけなかったんですが、そういう条件があるんですしたら難しいのかもしれないんですが、認知症のサポーターと同じような感覚で、全国的にそういった理解者が、地域でそういったサポーター、支援できる人が、そういった資格のある方だけではなくて増えて、そういった方が心の鬱で引き籠もっている方たちを、先ほど紹介していただいた場がありますよというところ、ふらっとルームですか、そういうところにそういったサポーターが連れ出すことができたらなというふうに、地域でそういった人たちの支え合いの状況ができたらなというふうに思いまして、質問させていただきました。

ちょっとまた、国のほうの動向も見て、本町でも取り組みそうであるならば、またよろしくお願ひしたいと思います。まず、モデル事業として中核市やったんかも分からないですが、それが済めば、また全国的な展開になるかと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

次、4項目め、いきます。

4項目めは、交通安全対策についてです。

町政運営方針に、信号機のない横断歩道について横断者注意喚起灯を設置するとあります。横断

者注意喚起灯についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の信号機のない横断歩道への横断者注意喚起灯設置について答弁申し上げます。

横断者注意喚起灯とは、横断歩道に2基1組として設置し、横断者がセンサー部に手をかざすことにより上部の発光体が点滅することで、走行車両の運転者に歩行者が横断することを知らしめ、車両の一時停止を促すものとして、信号機のない横断歩道に近年設置され始めたものでございます。

本町におきましても、来年度2か所で設置する予定としてございまして、1か所目につきましては、渡辺議員にも日頃から早朝の通学時間帯に子ども見守り活動でご尽力いただいております久保交差点の横断歩道でございます。当該交差点につきましては、交差点のカラー化及びその前後への交差点注意やベンガラ色のしま模様の路面標示、啓発看板の設置、視線誘導標の設置により、走行車両の減速の効果が一定現れているものと認識しておりますが、今回、横断者注意喚起灯を設置し、さらなる交通安全対策を図るものでございます。

2か所目につきましては、町道野田泉佐野線の公民館前横断歩道でございます。本横断歩道につきましては、以前より来庁者等の横断が多く、横断歩道手前にベンガラ色のしま模様の路面標示を実施するなど交通安全対策に取り組んでおりますが、今回さらなる交通安全対策として、熊取町公民館・町民会館の整備に併せ横断者注意喚起灯を設置するものでございます。

今後におきましても、引き続き交通安全対策に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。2か所設置していただけるということで、予算書を見たら交通安全対策費という形で項目の予算しか載っていないんですが、実際、この注意喚起灯を立てるのに予算はどのぐらいかかるのかと、そして、いつ頃設置する予定なのか教えてください。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）委員おっしゃるように、交通安全施設整備事業の中で工事請負費として、予算書では2,204万円として計上させていただいている中のうち、こちらの2か所、484万円を計上させていただいております。1か所当たり242万円を計上させていただいているところです。

整備の時期につきましては、久保交差点につきましては、議員も日頃から交通安全対策として、車を止めていただいて、横断者が安全に渡れるような活動をいただいておりますが、次年度予算が成立次第、上半期中には設置させていただけたらというふうに考えてございます。

こちらの野田泉佐野線、公民館前につきましては、公民館の整備の状況、横断歩道の位置が約15メートルほど消防署のほうに移る関係もございまして、そちらの整備の時期と合わせて設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。これ、昨年12月に大阪府内の中でも設置されていて、私も吹田市の議員が9月議会で質問して、注意喚起灯が設置できたというのがSNSに載っていたのを発見いたしまして、その議員が兵庫県の猪名川町に帰省したときにその注意喚起灯を発見したそうなんです。これはいいなということで議会の中で質問されたそうなんです。12月に設置されたというところを見まして、私もこれお願いしようと思っていたら、本当にそれよりも先に町のほうが、ふだんから交通安全対策に道路課のほうも取り組んでいただいておりますので、本当にこの分、私達も信号機のない中で何とかなれへんという形で再々要望もさせていただいておりますが、その中でやっぱり道路課も担当課のほうも警察とかと協議しながらいろいろ対策を打ってくださっていること、本当に感謝するものです。

その中で、今回これが私が言うまでもなく設置するんだということで、町政運営方針に載ってい

たので、めちゃくちゃうれしかったです。本当にありがとうございます。子どもたちも大変喜んでくれるかなと思います。そういった形で、町もいろいろ交通安全対策に取り組んでいただいていることを感謝申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時44分」延会）

3月熊取町議会定例会（第3号）

令和5年3月定例会会議録（第3号）

月 日 令和5年3月9日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総 務 部 長 藤原 伸彦
住 民 部 長 巖根 晃哉	住 民 部 理 事 下中 昭三
住 民 部 理 事 山本 浩義	健 康 福 祉 部 長 山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事 松浪 敬一	都 市 整 備 部 長 田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事 濱田 隆之	都 市 整 備 部 理 事 白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事 永橋 広幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中谷 ゆかり
教 育 次 長 阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 林 栄津子
教育委員会事務局理事 原田 哲哉	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 道端 秀明
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算
議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「9時59分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

次に、新政クラブを代表して、河合議員。

8番（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、新政クラブを代表いたしまして、会派代表質問のほうをさせてい

たきます。

まず初めに、1点目の老人憩の家についてですが、老人憩の家についての質問は過去にも何度かさせていただいているんですが、田中豊一議員をはじめ、その他の議員もこの憩の家の耐震については質問されていると思うんですが、これまでも単独の施設は耐震改修を終えて、これから1点目の老人憩の家の併設地区の集会所の耐震改修のほうを進めていくということになっておりますが、これについて進捗状況のほうを答弁願えますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1つ目、老人憩の家についての2つのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目でございます老人憩の家併設地区集会所の耐震改修の進捗状況につきましては、令和4年度予算におきまして、6地区の旧耐震基準の併設施設の耐震診断を実施する予定でございましたが、1地区におきまして、建物の増築等の現状から診断費用が高額となり、予算不足が生じるという状況になっております。したがって、当該地区につきましては今後の施設の在り方を検討いただく必要が生じたため、当該地区の診断に係る予算の一部をこの3月補正において実施することが困難ということで、減額補正をさせていただく予定としております。

また、そのほかの5地区につきましては、現在、診断業務の工期中でございまして、業務完了後は耐震診断結果等の内容を精査し、各地区へのご報告及びその後の改修への調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）その6地区が旧耐震基準であって、そのうち1地区がちょっと来年持ち越すということで、その1地区というのはどこか分かりますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）6地区のうち1つということで、具体的に申し上げたほうがよろしいですか。ちょっと地区のほうの調整も今後進めてまいりたいというふうに考えておまして、そこは増築部分がかかりございまして、耐震診断をする上において、増築部分を除いて耐震診断ができればいいんですけれども、耐震診断する以上、増築で一体になっている部分も診断しないと耐震診断にならないというふうに言われておまして、その部分を除いているという、ごくこの近辺の区になります。

そこについては、今後、その増築部分をどうするのか、それも含めて耐震診断をやって、耐震補強の対象にしていくのかということになると地元負担もかなり高額になってまいりますので、その辺、今後しっかりと調整してまいりたいというようなことで、今回、その地区についての耐震診断は事の上見送ったというような、そんなような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）この場でちょっと答えられないのであれば別に結構なんですけれども、その6地区というのは、五門、成合、野田、紺屋、七山、大久保地区のうちどれかということですね。分かりました。

これに当たって、ちょうど昨年、令和4年4月1日から新しく補助金の追加の要綱ができたということで、上限1,500万円ができたという、これについて、これができたことによって耐震改修等、進めやすくなるんじゃないかと思って、今までにもずっと質問してきて、これができたことを改めてこの場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それについてこの質問をさせていただいたので、ある程度耐震改修が、改修診断ができて、どこかの地区と話し合いができていのかと思ったのがあって、そういうのがあるのかと思ってちょっと質問させていただいたんですが、それについてはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それぞれの地区とは、当然耐震診断を行うに当たって、こちらで勝手にできませんので、耐震診断を行うに当たっても、もう既にそれぞれの地区とは交渉というか、お話のほうを進めさせていただいております。耐震診断結果が今ちょうど集計中というか、診断そのものをやっただいているところになりますので、それが出次第、こんなような状況になっているということで正式なお話、これはまた近々に入ってまいりたいというふうに考えております。

ただ、下作業というか、水面下というか、自治会の役員の皆様方には、今の状況はこんなような状況でございますというふうな、そんなような話のほうは、これはもう何地区ともさせていただいていると、そんなような状況でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。細かくについてはこれからということで、分かりました。

この併設地区については、各地区の費用負担も発生することであって、非常にシビアな話し合いを行いながら進めていかないといけないと思って、今までの単独施設のようにはいかないと思いますので、慎重に進めていただけたらと思います。

皆さんご存じのように、憩の家は現在38か所設置されて、長生会の活動や自治会活動にも利用され、地域の集会場として活用されている一方で、町の介護予防施策としても推進している住民運動の通いの場などの介護予防の拠点施設として位置づけておられていますので、この次の質問につながるんですけども、慎重に、できるだけ、早くとは言いませんが丁寧に進めていただけたらと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、2点目の問題点と課題点で、答弁願えますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、続きまして、2点目の問題点と課題点につきましては、併設施設の改修であることから、自治会長をはじめとする役員の皆様には各地区内や本町との調整にご負担をおかけすることや、また、当該改修については地区の費用負担が相当額見込まれるため、調整において期間を要することが想定されます。

本町といたしましては、耐震等の改修が円滑に進むよう協議を重ね、努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議員におかれましても、いろいろとご協力いただいております、本当にありがとうございます。以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）こちらこそ、ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

1点目の質問はこれで終わりたいと思います。

これにちなんで、次の、関連といたら関連になるんですが介護保険について。

介護保険については、僕、初めて質問させていただくんですが、鱧谷議員とか昨日の話、質問の中でもいろいろあったと思うんですが、まず、1点目の要介護3と要介護4の認定の基準について答弁願えますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、1点目の要介護3と要介護4の認定の基準についてご答弁申し上げます。

まず、介護認定の仕組みでございますが、ご承知のことと存じますが、ごく簡単にご説明申し上げます。

内容でございますが、一次判定と二次判定ともに、いずれも全国统一の基準であります厚生労働省令で定められた要介護認定等基準時間、いわゆる介護の手間の判断によって審査が行われるということとなっております。

具体的な流れでございますが、介護サービスの利用を希望する被保険者は、要介護あるいは要支

援認定の申請をしていただいて、その後、申請者の心身の状況確認を行うため、本町の認定調査員による訪問調査を行います。

次に、認定調査や主治医の意見書の結果を基に、全国一律の認定ソフトによるコンピューター判定が一次判定になりますけれども、これが行われます。この一次判定結果を基に、保健、医療、福祉の専門職で構成された介護認定審査会で認定調査票の特記事項、特に配慮する状態に関する記載及び主治医意見書の内容を加味いたしまして、個々個別の介護の手間の多寡によりまして介護度の審査、いわゆる二次判定、これが行われ、その審査結果を町のほうにご報告いただきまして、最終、町がその介護度を決定すると、そういった流れとなっております。

議員ご質問のように、要介護3、要介護4の認定の基準につきましては、このように要介護認定の手順、プロセス、こういったものを踏みながら、要介護認定等基準時間（介護の手間）の多寡によって介護度を決めている、決定しているというような状況でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。

初めに、現在、熊取町で要介護、要支援の認定されている人というのが、厚生労働省が公表されている2022年2月分では合計で2,300人、要支援者が639人、要介護1の方が418人、要介護2の方が456人、要介護3の方が303人、要介護4の方が262人、要介護5の方が222人となっておりますが、これ、近隣市町と比較しても大体人口に比例しているんじゃないかなと思うんですが、全国的に見ても介護や支援が必要な人の割合といえば、これもまた厚生労働省と総務省の各2021年10月のデータによれば、80代前半は約3割、85歳以降は約6割いると言われております。

年代別の人口に占める要介護者認定の割合は、40歳から64歳で0.4%、65歳から69歳では2.9%ですが、加齢とともに急速に高まり、80歳から84歳では26.4%、85歳以上では59.8%となっております。世界有数の長寿国日本では、寿命が延びる一方で、介護を必要とする人が増え続けています。

ある調査によると、介護が必要な平均期間は約5年間、月額費用は約8万円にもなると言われています。家族に負担をかけたくない、トイレやお風呂で人の手を借りたくないという願いがあるが、現実はその甘くないとなっております。

また、長寿社会においては、介護は誰にでも、どの家庭にも起こり得る課題です。長寿社会を安心して生きていくためには、老後保障とか、将来起こり得る介護保障も視野に入れていくことが大切じゃないんかとも言われております。

まず、この質問の中で、3と4とは言いましたが、熊取町が出されている安心介護保険というやつですね。この中にはちょっと載っていないんですが、ここでいろいろ書かれているんですが、僕がちょっと見たやつでは、その言うている介護3、4とか、1も2もそうなんですけれども、大体書かれているやつが「思考力や理解力の低下や問題行動が見られることがある」と、これ、1も2も3も4も書いて、普通に考えれば、1よりは悪いから2、2よりは悪いから3というのは分かるんですが、この文言が何か、ちょっと読ませていただきます。

介護3とする場合、基本動作ではなく全面的な介護が必要な状態で、思考力や理解力の低下、問題行動が見られる、これ介護3です。介護4、全面的な介護が必要で、比較して思考力や理解力の低下、問題行動が見られるとあるんです。何かよく似た感じで、その差というのが分かりにくいなと思ひまして、それで、この質問をするに当たって、ほかのところも検索して分かりやすいのがあったんですが、それもちょっと読ませていただきます。

要介護3は、中等度の介護を必要とする状態です。食事や排せつに一部介助が必要で、立ち上がりや歩行を一人で行うことが難しくなります。認知症の症状が認められることも少なくありません。要介護2までは部分的な介護があれば一人で日常生活を営むことが可能な場合もありますが、要介護3は全面的な介護を必要とするものが多くなります。また、要介護4は、重度の介護を必要とする状態です。食事や排せつ、入浴などに介助が必要で、立ち上がりや歩行も困難になります。認知

症の症状が進み、意思疎通が難しくなる場合もあるでしょう。日常生活を一人で営むことが困難な状態と言えます。このように書かれていたらはっきり分かりやすいですが、見たほかのやつでも何かそういったのが結構多いんじゃないかなと思ったんで、ちょっとこの質問をさせてもらっています。

また、もう一つ違うやつで分かりやすいのも、要介護3の場合は、要介護認定等基準時間、介護が必要な時間が70分以上90分未満、4の場合は90分以上110分未満とか、こういうふうに書かれていたらまた分かりやすいところもあって、これはこれで分かるんですが、3、4だけにこだわるんじゃないしに、いろいろ見ていたら、3、4じゃなしに、逆に要支援2と要介護1の分かれ目の基準のほうが一番難しいんじゃないかなと勉強してみても思ったんですが、基準は2つあって、1つ目が認知症の有無で、運動機能だけではなく思考力や理解力の点でも低下が見られるかどうか、いわゆる認知症の疑いが高いと判断された場合、要介護1と判定されます。2つ目、状態の安定性で、主治医の意見などの調査により半年以内に状態が大きく変わる可能性があるかと判断された場合、要介護1と判断されます。このどちらか一つでも当てはまると判断された場合は要介護1と認定される可能性が高くなりますとあります。

このように、先ほど答弁でもありましたように、その基準はちゃんと全国一律されていて、それをどうこう言うんではないんですけれども、専門家の人が決めていただくことなんで。しかしながら、それまでに認定調査というのがあると思うんですが、よく聞かれるのが、要介護認定には訪問調査の内容で大きく変わるのではという、その影響もあるんじゃないかということで、高齢者の方はふだんはやっぱりあっち痛い、こっち痛い、手上がれへん、足痛いとか、歩きにくいとかいうのがありますが、その調査になったときだけは元気になって痛くないとか、それで思っていたより支援が少ない、介護度が少なくなったり、これ、実際ある話だと思うんです。

でも、反対にその逆の立場もあると思うんですが、それはその家庭だからその人によってはいろいろ違うんですが、そういうのも兼ねて一つ、家族の方の話というか、これ私の実体験の話なんですが、ちょっと昔の話にもなるんですが、私の父親は、ちょうど介護保険ができた2000年、もう23年前ですけど、脳梗塞になって半身不随になりました。それから手術を受けて、1級障がい者のあれになったんですが、そのときと同時に祖母が認知症になって、介護施設にお世話になって、ちょうど同時期になって、その当時、私も結婚してすぐだったんですが、妻には申し訳なく、すぐそういった介護のほうをしていただいたんですが、今でも感謝していますが、それと同時に母親と妻がそのように介護して、かいもなくおばあさんは亡くなって、その後、父もリハビリのかいなく4年ぐらいしたら亡くなったんです。

それから、子どもが大きくなって、最近の話なんですが、その母が高齢になり、3年前から介護施設でお世話になるようになったんです。それに合わせて妻もパートの仕事も辞めて介護に専念したんですが、そのときに一番初めが要介護2だったんです。それはそれでいいんですが、そこからサービスが受けられるということなんで、そこから日にちがたつにつれて、次が要支援2から、ごめんなさい、要支援2になって、次が要介護2になったんです。1年で更新されて、また次下がって要介護1になったんです。それは元気になったということでもいいんですが、でも、介護している側から見たらどう考えても1っておかしいんじゃないかなというのがあるんで、半年後ぐらいにお願いして、もう一度してもらったら、やっぱり要介護3だったんです。やっぱり3か同等じゃないかなと思っていただぐらいやったんですが、それはそれでいいんです。もし不服であれば申し出て、そういうやり方もあるというのを知っていました。そのほかでもあるんじゃないか、そういう苦情等、相談等はあるかと思います。それはそれであって、その対応した人にもよるんじゃないか、多少はあるんじゃないか、あってはいけないんですが、あったんじゃないかなというのがあるんで、この質問をさせてもらおうなんです。

今時点はその母親がもう入院しているんですが、介護をしている人の身になれば、やっぱりそのしんどさというか、もう何か介護ノイローゼになるんじゃないかなと、介護鬱とかよく言いますが、

本当にそういうのを現実に見てきて、ケアマネジャーからは助言をいただいて、息抜きしなさいとか、私もできるだけ手伝えることがあれば、ごみを出したり、掃除したり、ちょっとですが、そうして息抜きに連れていったりとかもしていますが、そういう意味もあって、今現在、熊取町ではそういう家族介護者の支援とかもしていますが、そういうのも全然ありがたいことだと思いますので、そのつながりも兼ねて、この2つ目の介護保険の財源不足や介護現場の労働力の不足問題についてのお考えを答弁願えますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、2点目の介護保険の財源不足や介護現場の労働力不足問題について、本町の考え方ということでご答弁申し上げます。

初めに、本町の介護保険特別会計の財政状況でございますが、令和元年度から令和3年度まで、直近3か年におきまして、保険料収入や国・府からの交付金等の歳入により保険給付費等の歳出を賄っておりまして、3年間とも黒字決算となっております。また、その黒字額につきましては、介護給付費準備基金に積立てを行っており、健全な介護保険事業運営ができていているというふうに考えております。

しかし、本町では、今後団塊の世代が後期高齢者となり、さらに2040年には団塊ジュニア世代が高齢者となるなど、高齢化は急速に進み、単身世帯、高齢者のみの世帯及び要支援・要介護認定者など支援が必要な人々が増加し、介護給付費は増加の一途をたどることとなります。また、介護現場の労働力不足は本町でも大きな課題と考えております。

そこで、本町では、令和6年4月からの総合事業の見直しに向け、現在、準備を進めておるところでございます。

まず、見直しの1点目は、通所型短期集中予防型サービスC、ふれあい元気教室の愛称で進めております。これの充実と、それを主軸としたサービス利用でございます。新規でサービスの利用を考えられる方は、ケアマネジャーのアセスメントにより、この教室を利用できる方はまずこの教室を利用いただいて、元気な生活を取り戻していただくことにより健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、2点目としては、従前相当サービスから緩和型サービスへの移行でございます。利用者の個々の状態に応じた適切なサービスの選択ができるよう、緩和型サービスの提供体制の充実とともに、そこで従事できる生活援助従事者の養成を行い、人材の確保にも努めてまいります。

3点目といたしましては、サービスを利用する住民の皆様方にも本町の取組の趣旨をご理解いただけるよう、広報やホームページ、あるいは講演会等を通して周知啓発を行ってまいります。

このような取組を推進することにより、いわゆるお世話型サービス利用から、自立支援・重度化防止のためのサービス利用に大きく方向転換を図り、介護給付費の顕著な伸びを抑え、また、介護専門職の裾野を広げることにより、介護の労働力不足の一助につながるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

介護予防がどれだけできるか、昨日もそういった話があったと思うんですが、熊取町でひまわりカフェやいろいろ、いつまでも元気でいきいき講座、さくら会とかが毎月やるということなんで、またフレイル予防としても行われるということで、これ、やっぱり減るのが一番で、やっぱり予防がどれだけできるかということなんで、他市町でもこれについては皆力を入れているとは思いますが、熊取町もつい先日、タピオステーションで最優秀賞を受賞したということで、大変うれしいニュースであるんですが、これをもっと、今でもひろめ隊が広めていただいているとは思いますが、もう少し若い世代の人にも分かっていたら、これ、私自身もタピオステーション立ち上げの地区に参加させていただいて、実際タピオ体操もやったことあるんですが、最近は何か「タピオ+（プラス）」というのがあるんですね、タピオ体操に。もう少し簡単で、体力が低下した方で

もできるという内容、また自宅でも毎日できるというのがあって、非常にいい心がけで、これはいいことなんで、ぜひとももっと我々50代、私はまだ49歳なんで今年50歳になるんですが、50代の方でも、65歳以上だけじゃなしに、50代でも勤めて一緒になって、別にこれは、一緒にタピオ体操をするのは一般介護予防事業としても別に問題はないんですよ。またタピオステーションを立ち上げて各地区でやる場合があれば、そういった方も参加するよう呼びかけていただけるように、声かけとかはしていただきたいと思います。

また、それで、私の知り合いが勤めている熊取町内の通所リハビリテーション、いわゆるデイケアというところなんですが、そこでもやっぱり高齢者の方がずっと、初めはやっぱり足痛いとかがあって来ているんですが、それがだんだんとやっぱり回復して、皆さん元気になっていっているらしい。もう遅い段階で来るより早い段階でそうやって来て、元気になって帰られていく姿を見るのが、そこで働いている方もうれしいですし、本人もうれしい、家族もうれしいですし、そういった取組がやっぱり大事なことなんだなと改めて思っている次第でございますので、熊取町内の高齢の方が一人でも多く増えることを願って、最後に、子育て支援にも力を入れるのも大事ですが、介護しやすいまち、介護予防が充実しているまち熊取町も売りにして、転入・定住促進につなげていけたらと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問のほうを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）本当に私が言いたいことをもう全て言っていたということなので、本当に感謝申し上げます。今後の熊取町の介護予防、これはもう自立支援・重度化防止、そういった介護予防を中心に進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、もちろん介護が必要な場合には安心してお受けいただける、そういった財政についてもしっかりと運用していきたいというふうに考えております。今後ともどうぞご支援、ご協力、よろしくお願ひ申し上げます。本当にありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、創生くまとりを代表して、大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、令和5年度町政運営方針、令和5年度予算への会派代表質問をさせていただきます。

今定例会の冒頭で、藤原町長から、令和5年度における4つの重点施策、主要施策の概要についてご説明がございました。私からは、そのうち4点、ご質問をさせていただきます。

まずは、道路・交通についてお尋ねをいたします。

（仮称）熊取町公共交通計画の策定期間について、いつ頃の予定をしているのか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問の道路・交通についての1点目、（仮称）熊取町公共交通計画の策定期間について答弁申し上げます。

（仮称）熊取町公共交通計画は、本町にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとなるものであり、国の定める地域公共交通の活性化及び再生の推進方針に基づき、公共交通ネットワークを再構築するために、課題やそこから導かれる基本方針、目標、事業等について整理するもので、地域公共交通活性化再生法に基づき、公共交通事業者、利用者、行政等が構成員となり、本年2月に設置しました法定の協議体である熊取町公共交通協議会において策定の上、当該協議会からの提案を受け、本町が作成するものでございます。

ご質問の策定期間につきましては、将来的にも持続可能な公共交通網を形成し、本町におけるよりよい公共交通を実現するため、熊取町公共交通協議会において、時間をかけてしっかりと議論、協議を行っていただく必要があることから、計画の策定及び作成までに1から2年は必要になると考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

しっかりと計画はつくっていただくというのはもちろんなんですが、1、2年かけてゆっくりと、持続可能な、皆さんがこのまま熊取町で長く過ごしていけるような計画をしっかりとつくっていただきたいというふうに思いますが、それまでに会議を重ねながら進んでいくとは思いますが、予定しているような、このぐらいのペースでやっていきたいなというような、ゴールを目指して進んでいく道筋というのはある程度立っているのか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）まず、議員もご存じと思いますが、今年度までに、令和3年度から任意の協議会としまして、コロナ禍でもございましたので、9名の委員で成る熊取町公共交通会議というものを立ち上げ、議員からも2名の委員として参画いただいたところです。その中で、AIオンデマンドでありましたりアンケート調査、またワークショップなどのご意見をいただいた中で、課題の抽出作業に取り組んできたところでございます。

今回、この2月に法定の公共交通協議会を立ち上げさせていただいて、次年度から計画の策定について議論を進めていくというところで、委員をそのまま一定9名のうち8名の役職の委員については移行していただきますが、その他、今回新たに立ち上げます委員につきましては19名を予定してございます。新たに入られる方にも、まず来年度、1年間は熊取町の現状でありますとか課題である、これまでの8回の公共交通会議で明らかになった内容について、再度1年間をかけてしっかりと議論、年に3回程度の会議、5年度においてはさせていただいて、6年度において方針をまとめていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。

1年かけて現状を確認、把握して、令和6年度あたりには計画をしっかりと前に進めていくということなんですが、何もない状態でなかなか進んでいかないと思うので、そこに1年間、今の現状であったり課題であったりというものを説明して、次は、計画を策定するときに当たっては、ある程度熊取町が主体となって主導権を取っていくことも必要やというふうに思っています。

会議の中で出てくる話だけでなかなかそんな計画ができるはずもないですし、2つ目の質問になるんですが、明確なビジョンというか、こういうふうに熊取町はなっていくべきだということを熊取町的には持っているのかどうかをお尋ねします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、次に、ご質問の2点目、計画策定に向けた明確なビジョンについて答弁申し上げます。

（仮称）熊取町公共交通計画につきましては、先ほど答弁のとおり、公共交通のマスタープランとして策定するものであり、将来ビジョン、将来像と言える本町にとって望ましい公共交通網の姿、それに基づく事業体系等は、今後、熊取町公共交通協議会において議論、協議の上、具体的に詰めていくものと考えてございます。

熊取町公共交通協議会においては、令和3年度に実施した公共交通に関するアンケート調査、昨年9月から11月に6自治会で実施しましたAIオンデマンド交通実証実験及び昨年11月から3回にわたり公募委員、長生会代表、学生等で組織し意見をいただいた公共交通ワークショップなどから明らかになった課題や、令和3年5月に設置し、これまで計8回開催しました法定外の協議体である熊取町公共交通会議におきまして意見交換等がなされた本町の公共交通を取り巻く現状と課題などについて、さらなる検証を深めるとともに、先ほども申し上げましたが、将来的にも持続可能な公共交通網を形成し、本町におけるよりよい公共交通の実現に向けた議論、協議をしっかりと行っていただき、（仮称）熊取町公共交通計画の基本方針なども含めた将来ビジョンについて明確にし

た上で、具体的な事業体系の設定等について取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後も、地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。

会議を重ねながら、素案みたいなものはきっと熊取町側から出すと思うので、その素案をつくる段階でしっかりと熊取町が先のことを考えられるのかというところが問題なので、きっとここでも何回もお願いしているとおおり、先のことを考えていただけると思いますので、それはそれでしっかりと取り組んでいただいて、計画策定中、2年かかる、2年なのか、それが3年になってしまうのかも分からないですが、その間、言うて今の現状をこのまま3年間何も触らずに続けるんかという話に今度なってくるんですよ。今のひまわりバス、3年間このまま全く何もしないで、コロナ禍で続けていた無料状態をずっと続けていくんかというのもそうですし、3年間の何もしない期間にするのか、進めながらも今の現状を少しでも改善するように何か考えを立てていくのかというところは聞かせていただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）うちのほうでお答えできるのがひまわりバスだけになるかと思いますが、5年度については、やはり一定コロナ禍の影響が緩和されてきたという状況ではございますが、いまだ社会経済活動が戻っていると言えない中で、また、無償化を継続したことでこれまで利用されなかった利用促進にも非常につながっているということで、5年度は継続をさせていただいております。

それ以降につきましては、一定有償運行につきましては、平成21年に、ひまわりバスの運行体系を見直す外部組織から有償運行についてご意見を頂戴いたしておりますので、ベースはやはり有償運行というふうに考えてございますが、先についてはどのような形になるかというのは、ちょっと方針としてはまだ出されておられません。5年度については無償という方針を立ててございます。

あと、バス停の増設等につきましては、アンケート調査等からも意見を頂戴してございますので、可能な範囲で大きいルートの見直しというのは、今、非常にひまわりバスの乗客が伸びてきている段階で、これまでよりも、数字で申し上げますと、これまで乗車が最大であった令和3年度の6万7,548人を、この2月末の11か月の時点でもう既に7万5,737人というふうなご乗車をいただいております。令和4年度はこのペースでいくと8万2,000人ぐらいの非常に乗車率の高い、乗車の方が多い状況になるというふうな現状の中で、一定アンケート調査でも明らかになりましたが、利用していない方で半分ぐらいが「満足」、「やや満足」という方で、利用されている方のアンケート調査では7割ぐらいの方でこの形態で「満足」及び「やや満足」という評価もいただいておりますので、大きいルートの見直しというのは、この時間帯、ルートで定着してきている中で大きい見直しというのはちょっと困難かとは思いますが。

ただし、公共交通計画で明確にした上での見直しは、将来的にはあるのかなというふうには考えてございますが、すみません、元に戻りますが、そういう状況の中、バス停の増設など、可能な範囲でできる点については検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

計画をつくるまでが長くて、計画をつくったところがゴールになってしまわんように、しっかりと取り組んでいていただきたいと思えます。町民の皆さんは、計画をつくっていますよというところはなかなか伝わらないので、どないかもっと便利にならんのかという話はよく聞かせていただくので、これからも引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2つ目、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

再生可能エネルギー導入戦略、熊取町地球温暖化対策実行計画が、これからパブリックコメントを経て計画策定、公表となるんですが、先日の議員全員協議会でご説明をいただきました地球温暖化対策として、温室効果ガスの発生量を減らす、再生可能エネルギーを導入する、環境性能の高い建築物に更新していくと、これから取り組んでいく上で複合的にいろんな取組が必要であるというのは理解できました。

お尋ねしたいのが、熊取町はベッドタウンとして、工場とかお店とかよりもやっぱり個人のお宅というのが多くて、温室効果ガスの排出量も、この間の資料では半分、56%は一般家庭からのものであるというふうな数字が出ている中で、これから計画を策定して進めていく上で、例えば、環境性能の高い建物、店舗というものを建てる時に一定支援をしたりとか、一般の住宅でも、そういう環境性能の高い建物にリフォームをする時に一定支援をしたりというようなことも、これからは考えていくのかどうかをお尋ねいたします。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、カーボンニュートラルの実現に向けた取組推進の具体案につきましてご答弁申し上げます。

本町では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、2月16日の議員全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、現在、熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に取り組んでおり、それが最終段階を迎えようとしてございます。

この計画の中で、具体的な取組施策の1つ目に位置づけております省エネ強化・エネルギーの効率化の項目において、町民、事業者はZEH化、ZEB化を検討するとしており、また、次の再生可能エネルギーの利用の項目では、住宅、事業所の屋根や駐車場へ太陽光発電システムの導入促進を図るとしております。

これらを受けまして、6つ目の教育・協働・連携の項目では、協働、連携の観点から、町は、町民、事業者等が取り組む地球温暖化防止活動を支援するとしており、具体的な支援策の検討、創設に取り組むことを示してございます。

議員が思われる具体策ということでは、この現時点においてお示しさせていただくことはできませんが、今後において、カーボンニュートラルの実現に向け、今回策定予定の計画に位置づけた様々な取組を具体化していく中で、国、大阪府が実施している省エネルギー、創エネルギーに係る経済的支援策に加え、本町におきましても事業、施策に対し優先順位をつけ、また、財政的な枠組みなどにも注意を払いながら、併せて環境省における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金など財政支援策を活用することにより、できる限り実りの多い、また効果的な支援策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今は木造の建物の耐震化の補助金、支援金みたいなのを用意していただいているんですが、これからは、そういう環境性能の高いものというのにも、ある程度はもう枠取りで、早い者勝ちでというのでも構わないと思うので、やっぱりある程度熊取町としての姿勢を明らかにしていくというのは大切なことだと思いますので、しっかりと取り組んでいていただきたいと思います。お願いします。

では、次に、3つ目の農林業についてお尋ねをいたします。

まず、農地利用の将来方針を示す地域計画策定というところなんですが、まず、これの策定期間についてお尋ねいたします。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問の農林業についての1点目、農地利用の将来方針を示す地域計画の策定期間についてご答弁申し上げます。

昨今、農業をめぐる情勢につきましては、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の拡大が全国的に問題となっているところでです。

そのような中、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、地域の話合いにより担い手への農地の集約化を進め、農地利用の将来の姿を明確化するための地域計画を令和6年度末までに策定するよう、市町村に義務づけられることとなります。

本町では、令和5年度中に対象となる農地の所有者宛てにアンケート調査を行い、将来的な遊休農地となる農地を見える化した現況地図の作成までを行い、翌令和6年度末を目標に、各地域で話し合いを重ねた上、地域計画を策定する予定としております。

策定に際しましては、本町の農業委員会をはじめ、大阪泉州農業協同組合等、関係団体とも連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今年、来年とかけてしっかり計画をつくっていくということなのですが、熊取町で担い手が全くいないのかといたらそうでもないと思うので、先ほどおっしゃっていただいたように、やり続けている方にしっかりと農地を管理していただくというのが、これからはもうそれしかないと思います。僕たちの世代というか、もう少し上でも農業に携わっている方もおられますし、新規就農の方も一定やはりおられますので、その方たちにしっかりと農業を続けていっていただける環境をつくっていただきたいと思います。

熊取町の農地を見れば分かるように、小さくて、形もいびつでというのが多いので、なかなか効率よくというところが難しいので、もうそこまでも突っ込んでいかないと、なかなか効率よく農業を続けていくというのが難しい状況ですので、なかなかそれを突っ込んでいくというのは難しいことやと思いますが、しっかりと仲を熊取町で取り持っていて、農地整理じゃないですが、そこまで踏み込んでいかないといけないときに来ているんやと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）ありがとうございます。

2020年の農林業センサスでは、65歳以上の方が約半数近くを占める状況まで来ており、本当に集約化あるいは後継者不足、担い手不足の問題というのが非常に大きくなっております。

その中でも、先ほど議員のほうからもありましたように、若い担い手の方、新規就農の方たちにも、数は少ないかもしれませんが、やはりやる気を持って新規参入として農業分野に参入していただいております。その中で、スマート農業であったり、ある種都市農業の強みである消費者の方が非常に近いという中で、やっぱり消費者にすぐ販売できるような庭先販売であったり、補助金制度も含めて、それも新規就農者の支援のために進めてまいりたいと考えております。

また、先ほども冒頭にありましたように、今やっている方が一生懸命これからも頑張っていただけるように、やっぱり地域の話合いというのがとても大事でありますので、アンケートを含めて進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）よろしくお願いたします。

次に、農業従事者の、先ほどもありましたが、高齢化が進んでいます。ため池の管理をするのも、言ったら60代が一番若手やとか、もう当たり前になってきています。なかなかやっぱりその下の息子の世代が百姓をしないと、もう農作業も興味がないので継がないという、出不足ですよ。出不足、払ってもう行かんでえんやったら、もうお金払って俺は行けへんという人もたくさんいます。ほんまに今現状、70代、80代とかの方がしっかり、もうしんどいしんどいと言いながら頑張ってるってくださっています。

ため池は、当然田んぼに水を入れるためにため池を造っているんですが、ため池の役割がそれだけかといったら、防火用のところも、防火水をためているところもありますし、雨水が一気に流れないように、ある一定たまるようにため池があるというのがありますので、今、その補助金を出して水利組合の皆さんとかが管理をしてくれているんですが、これが立ち行かなくなるのも、もう目に見えているんじゃないかなというふうに僕は思っています。

できなくなったときに、もうほったらかしになりますから、それをどうするのかというのは、それは受益者負担やと、自分らでやれというのも当然なんですけど、ある一定やっぱりため池の管理をする。この間、田中豊一議員のあれもありましたが、ため池の決壊で内浸水とかいろいろなこと考えられますので、適正に管理していくのは、最低限の適正管理は必要やと思っていますので、それに対して何かこれから考えていっていただきたいというふうに思うんですが、今のところは、次策といえますか、今の状態が続けられなくなったときに何かお考えというのはありますでしょうか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、ご質問の農林業についての2点目、農業従事者の高齢化でため池の管理が行き届かなくなる可能性があるが、ほかにも方法を考えているかについて答弁申し上げます。

ため池の日常管理については、令和3年6月議会での議員からの一般質問でも答弁させていただきましたとおり、基本、草刈りなどの作業は受益者となる各水利組合で作業を行っていただくこととなり、その作業に係る費用の一部を町から補助金として交付させていただいているところです。

そのほか、町の役割としては、定期点検や水利組合からの申出により、取水設備やフェンスなどのため池施設の不具合の確認を行い、結果、補修・改修が必要な場合は町にて工事を実施し、費用についても全額町が負担しているものでございます。

今後、ため池の管理において必要な場合は、河川農水室にご相談いただければと思います。

以上、ご理解いただけますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

適正な管理というのがどこまでなのかというのがありますし、草刈りとかについてもできなくなれば、しっかりと補助金を上げてもらって、どないかできるようにしていただきたいなというふうに思いますので、動ける人がおるうちに、どないか次のことを考えとかんと、もうあそこの池、どないもなれへんからやめたんやてというような池が出てこん間にしっかりとちょっと考えていっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

では、次、最後の質問になりますが、公民館・町民会館ホール整備事業についてですが、現在、令和6年の完成に向けて工事が進んでおりますが、来庁者駐車場が今どこも使えなくなって、商工会前の駐車場を臨時駐車場として来庁者用に開放していますが、以前の状態よりも駐車場の台数が減ってしまして、駐車場がいっぱいになって、前の道に止まっているのもよく見かけますし、この間から近隣の商業施設の前に、ここは役場の駐車場ではありませんという立て看板がついたぐらいやから、きっと苦情が入ったんかなというふうに思っているんですが、そういう状況になっていますが、特に何か大きな問題が起こっているということは今のところはないんでしょうか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の4点目、公民館・町民会館ホール整備事業に伴う駐車場の問題について答弁申し上げます。

公民館南側の来庁者用駐車場については、工事着手に伴い、令和5年1月から閉鎖し、これまで有料の職員駐車場として活用していた商工会前の駐車場を臨時的来庁者用駐車場としてご利用いただいております。

駐車場の閉鎖に伴い、駐車台数が減少していますが、事業やイベント等については関係部局と情報共有を行い、住民健診等、多くの住民が集まる事業は煉瓦館で実施するなど工夫し、事業が円滑

に実施できるよう、駐車台数の確保に努めているところでございます。

しかしながら、来庁者が多い日は一時的に駐車台数が不足し、ご不便をおかけしている状況もございますので、その場合は周辺公共施設の駐車場利用を案内するなどの対応を行い、来庁者のご理解とご協力をいただきながら、これまで大きな問題もなく、現在に至っているところでございます。

今後、整備工事の進捗に応じて、一時的に仮駐車場として開放するなど、可能な限り駐車台数の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。

大きな問題が起こっていないということなのですが、今現状、工事の進捗を見ていると、ホールを建てる予定である前の駐車場やった部分というのを、アスファルトをめくっているにしろ、特に何もしていない状態で囲われているんです。公民館はエレベーターホールを造るためにホールをもう解体して、ホールの解体が終わって、これは何かちゃんと順番どおりやったら駐車場をある程度確保したまま工事できるんじゃないかなというふうに思うんですが、何かできるだけ駐車場を、車がたくさん来る、車に乗っている人が多い熊取町で、駐車場をここまで減らしたらどうにかなるやろうなというような考えにはならなかった。例えば工事の順番で、ホールを完全に潰して、エレベーターホールを建てて仮駐車場にしてから向かいの駐車場の工事を始めるとか、たとえ工期が長くなったとしても、町民の皆さんにご不便をかけないということが最優先やったんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどう思いますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）南側につきましては、現在、くい基礎工事というのを行っていく中での準備作業を進めているという状況でございます。

ただ、設計業者、それからまた施工業者と協議の中で、当然工事を始めるとなれば、繰り返すようけれども、来庁者の方々にご不便をおかけするという点は多々我々も承知しております。その中で、工事の進捗に応じて、一旦仮の駐車場として、今現在、北側ですか、ホールを潰して、それからさらに北側の前に書庫があった部分も潰しているんですけども、あの一帯のところをこれから一旦仮のものとしてちょっと駐車場として開放するなど、可能な形で工夫して来庁者の方にできるだけの確保をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

駐車場だけじゃないんですけど、今、臨時に駐車場にしているところから役場側に渡るときも、横断歩道まで歩いてくださいって、当然なんですけれど、横断歩道までみんな歩かないです、あそこで渡ろうとするんで、ちょっと危ないので、何かしら横断歩道を今だけちょっと移すとか、何かそんなことも考えていただかないといけないかなというふうに思っています。

駐車場の数が完成したときに以前よりも減るということに対しては、議会でも、会派からも、それはちょっと問題があるんじゃないかというような意見も出させていただいています。ここまで駐車場を減らすと、すぐいっぱいになるというのは分かっていたかと思うので、車社会の、車がないと移動が不便やというような熊取町で駐車場を、ふだんがらやとしてもしっかり確保しておかんとあかんというのは分かっているかと思うので、今、もう極端な話を言ったら、ふれあいセンターの前、役場の前というところを、もうこの工事している際にがさがさとやって、あそこもきれいな駐車場にしたら、何台かは車の止められるところは増えるん違うんかなというぐらいに僕は思っています、完成するまでにね。

そんなことも含めて熊取町で駐車場の確保というのはしっかりとしていけないといけない。どこの公共施設にしてもそうですし、近隣の公共施設の駐車場を案内するといっても、すぐ隣にあるわけではないので、そのあたりはしっかりとちょっと考えていっていただかないといけないなという

ふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

じゃ、これで私の会派質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、未来を代表して、浦川議員。

（文野慎治君退場）

3番（浦川佳浩君）それでは、会派未来を代表いたしまして、通告に従い、質問させていただきます。

最初に、中学校のキャリア教育についてお伺いします。

社会環境が大きく変化する中で、生徒たちが将来、社会的、職業的に自立できるよう、特別活動や教科を通じて能力を育てるキャリア教育がますます重要視されてきています。

文部科学省の調べによると、平成29年度、2017年には、キャリア教育の一環として公立中学校の98.6%で職場体験が実施されています。熊取町もずっと職場体験を実施してきているわけですが、職業体験について、コロナ前の取組内容とコロナ禍での取組状況、そして今後はどのように行っていく予定なのか、ご答弁のほうお願いいたします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の中学校のキャリア教育についてのご質問のうち、1つ目の職業体験について、コロナ前の取組内容とコロナ禍での取組状況、そして今後はどのように行う予定かについてご答弁申し上げます。

キャリア教育の目標である社会的・職業的自立を目指すには、他者との関わりが不可欠であり、各校においては日頃の授業や行事を通して、全ての子どもたちに他者を尊重したり、他者と協働したりする態度や力が身につくよう取組を進めています。それらの取組や力の育成は社会参画意識の涵養につながるものであり、各校においては様々な行事を創意工夫しながら取り組んでいます。

コロナ前には、職業に関する学習の一つとして、熊取町商工会の協力を得て、事業所を訪問し、1日職場で実際の業務を体験する機会を設けておりました。

コロナ禍においては、実際事業所を訪問し、人と接しながら1日を過ごすという性質上、大阪府内の多くの中学校と同様に、中止せざるを得ない状況となりました。しかしながら、各校においては、できないではなくて、できることを子どもたちと共に考え、職業体験に代わる取組として、計画的にキャリア教育を進めています。

例えば、職業に関する学習を行い、職業体験施設を訪問し、職業に触れる機会を提供した学校もあります。また、SDGsと関連づけて、役場の各課に対して自分たちにできる取組を提案した上で、役場の職員から意見を聞き、取組の修正をかけるなど、社会の課題を自分事として考える機会を持った学校もあります。各校ともに、これまで以上に職業に関する調べ学習を行ったり、ゲストティーチャーから働くことの意義等について話を聞く機会を設けたりしながら学習を進めてきました。

今回のコロナ禍で、働く人たちとオンラインを通してやり取りをするなど、新たな可能性があることに気づくこともできました。今後も、子どもたちが身近なモデルと出会い、共に活動したり、未知な社会の話を聞いたり、その人の生き方を知ったりすることにより、将来の夢や目標を描いていけるよう、様々な形態を模索し、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）職場体験、職業体験については、コロナの前なんですけれども、僕も何度か質問させていただいて、そこでも商工会のご協力を得ながらというような形だったんですけれども、なかなか将来を見通したときに非常に無理が出てくるんじゃないのかなというような話もさせていただいています。

1つ目は、事業所がやっぱり減ってくるという点、2つ目は、どうしても子どもたちを受け入れる企業がオーケーしないとできないことなので、同じような受け入れてくれる、少し大きなところ

というんですか、そういうところでないとなかなかできないということもあって、同じ事業者負担をかけてしまうという点、そういうような事業所が減ってきたり、同じようなところで訪問するような形になるので、子どもたちが本当に行きたい興味のある職場にも必ずしも行けるわけではないというような点、そういったところで、なかなかそれに代わる取組というのを考えていかないといけないというのはあったんですけど、その当時はまだ1人1台のタブレット端末もなかったし、インターネット環境、こうやってオンラインでやるという環境が整っていなかったんで、ちょっと難しいのかなというふうな感じではあったんですけども、今、もうフル装備で子どもたちにそういった環境が整っていますので、オンラインをより有効に活用した取組というのをどんどんやっていくべきではないのかなと思って、今回ちょっと質問させていただいています。

2点目の質問なんですけれども、ICTを有効に活用できるオンライン職業体験をどんどん実施してはどうかというご質問です。お願いします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続いて、2つ目、ICTを有効に活用できるオンライン職業体験を実施してはどうかについてご答弁申し上げます。

先ほどの答弁のとおり、各校とも、つきたい力が身についたかを確認しながら、できることを創意工夫し、取り組んでいるところです。

さきの役場の職員とのやり取りでは、実際に学校に足を運んでいただくだけではなく、オンラインを活用して議論を進める場面もありました。また、講話を聞く際には画面を通して質問を行うなど、双方向のやり取りも行いました。子どもたちは、どんなやり取りをすればいいのか、自分ができることは何だろうかと考えることで、社会で生きる上での必要なスキルを身につけることが可能になると考えています。

引き続き、実践例を集めながら、真正な学び、本当の学び、子どもたちにとって本当の学びとなるよう、目的意識を持って取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そういう意味では、オンラインを通してもう既にちょっと始めているというか、役場の職員とご協力いただきながら進めてきましたというような、今、先生からもお話があったように、やっぱりコロナの間、なかなかできなかったというところは結構多くて、そんな中でもオンラインを使って何かやってみようということで、やっている中学校も僅かではあると思うんですけども、あると。

私もいろいろネットで調べていくと、大阪府で枚方市の東香里中学校というところがヒットして、そこはオンライン職業体験ということで、あらかじめ事業者には動画で撮った内容を、なので、事業者もこれを撮影して、子どもにこんなことを伝えたいとか、この商品をPRしていきたいとか、そういったものを、あらかじめ動画で撮影したものを、子どもたちの職業体験の時間にグループディスカッションというような形でそれぞれ事業者についての討論というか意見交換をして、実際に聞きたいこと、その事業者に聞いてみたい、質問したいことを後半になってオンラインでつなげて事業者に聞くと。何でこの仕事を選んだんですかとか、仕事の難しさってどうなんですか、どういうときに楽しかったですか、うれしかったですか、実際に聞きたいことをオンラインを通してやったというような、そこでは6つの事業所に対してクラスを幾つかのグループに分けてやったというような、そういった形で、少人数で子どもたちの聞きたいリアルな話を事業者に伝えることができる、非常に有意義な取組だと思えます。

だから、今、実際に役場で職員の皆さんにご協力いただきながら、そういうことをやったということは、やっぱりもうこれ、できると思うんです。欲を言うと、当然ながら町内の事業所とそういう形で、オンラインでつながるということももちろん今後やっていただきたいですし、さらにSDGsのお話、冒頭でありましたけれども、子どもたちがふだん関わっている身近にある商品とかに、

いわゆる大企業、SDGsってやっぱり大きな企業はもうどんどん取り組んでいますので、そういった大企業に対してアプローチして職業体験には協力いただきたい。広報なんかと話してもらおうとやっぱりすごく、そもそもそういうことをやっているし、CSRの取組として企業も協力していただけるんじゃないのかなというふうに思うんです。

最初はなかなかハードルは高いかも分からないですけど、一回それができたら今後何回もできるようになるし、必ずしも現場に行かなくてもいいというのがやっぱりオンラインで、現場に行くと、例えば事故に遭ったりする可能性があったりとか、先生も非常にたくさんの時間を使って引率とかも関わるでしょうし、非常に前の段取りというか、大変やと思うんです。だから、そういった意味で先生たちの働き方改革というか、作業時間の効率を上げるという意味でも、このオンラインの取組というのは非常に有効ではないのかなと思いますので、ぜひそのところもチャレンジしていただきたいなというふうに思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）ありがとうございます。

実は、中学の取組を少し紹介させていただいてよろしいでしょうか。

実際、枚方市の今の学校では、働いているところを動画に撮って、それを見せてオンライン職業体験ということをしたということなんですが、うちもある中学校で、その動画を見たわけではないんですが、実は12名の現在職業に就いておられる方とオンラインでつなぎまして、子どもたちを6つのグループに分けて、そこに2人ずつ入っていただいて、お話しさせていただいて、子どもたちもいろんな質問をしたというふうなことをやっております。

子どもたちの感想も幾つか聞いておりますので、少し紹介をさせていただければなというふうに思っております。

子どものほうからは、仕事は苦しくない、わくわくで仕事しているという言葉が印象的でした。仕事は働くからきついというイメージが私の中では強かったからです。仕事をしている人に実際にインタビューすることはめったにないので、とてもいい経験になりました。私もわくわくで仕事ができる自分に合った職業に就けるように頑張りますであったり、講師の方が思ったより心に突き刺さる言葉を大量に使っていて、結構印象に残っていますということで、子どもたちってやっぱり仕事って大変とすごく思っていた、でも楽しいんやというふうに感じた意見がとても多かったというふうに聞いています。

恐らく来ていただいた講師の方からは、大変なこともあったという話はしているけれども、やっぱり自分が例えば商品を作って届けることで喜んでくれる人がいる、そして、一緒に力を合わせてできる同僚がいるというようなところの話をしてくださったようで、そのあたりは子どもたちにとっても印象に残っているようです。やはり身近なモデルに直接会う、オンラインを通してでも直接感じ取ることで、ああ、自分もできるん違うかというような気持ちに子どもたちがなったのかなというふうに思って、逆に、そういった子どもたちの姿から、私たち教師であったり、私たちもやっぱりこういう機会が大事なんやということを学ばせていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。非常にうれしい報告というか、お話を聞かせていただいたな。

子どもにとって興味のある、さらにもっと言うと身近な人が活躍している、身近な人と会話、話をしたり聞くことで、やっぱり子どもたちに突き刺さる部分って結構大きいと思うんですよね。だから、本当に今ドキドキした、わくわくした、多分目をきらきら輝かせながらいろんなお話を聞かせてもらったのかなというふうに想像するんですけど、そういうシーンをたくさん与えることによって子どもたちのやりたいを増やしていく、自分の将来って楽しみだなと思ってもらう生徒をやっぱり一人でも多く増やしていく取組として、非常にいいお話を聞かせていただいたんで、引き続き

き、その辺についてもやっぱり力を入れていただいて、頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問です。

文部科学省が定める新学習指導要領では、従来のキャリア形成の取組を振り返ったり、自分の成長を評価できるように工夫されたキャリア・パスポートが新たに導入されました。従来も、今お話をいただいているように、キャリア教育というのはずっと取り組んできているわけですが、このキャリア・パスポートが導入されることによって、本町の取扱いについてご答弁のほうをお願いします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）2つ目のご質問、キャリア・パスポートの本町での取扱いについてご答弁申し上げます。

キャリア教育を進めるに当たって、学習や活動の内容を記録し振り返ることは、教師にとっても児童生徒にとっても意義があるものです。

本町においても、令和2年度からキャリア・パスポートをキャリア教育の年間計画に位置づけ、各行事や学期ごとの振り返りに活用しているところです。自分の変化をグラフに表し、自分の状況を確認しながら、中学3年生の卒業段階で18歳の私へのメッセージを作成し、将来のビジョンを明確にしていく取組を計画している学校もあります。

今後も、子どもたちが自身の成長を振り返り、自信を持つことができるよう、キャリア・パスポートの活用を図っていきたいと考えています。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）自分に対して自信を持つ、これがやっぱりすごく今の子どもたちに与えてあげないといけないことだと思うんです。

こういったお話もこれまでずっと何回かさせていただいてきた中で、キャリア・パスポートが導入される、令和2年度からということで、このキャリア・パスポート、パスポートなので、要はそれを見ただけで自分の過去、行った国が何年に行ったかというのがもう分かる、そして持ち運べる、これがパスポートと同じ意味でキャリア・パスポートなので、子どもたちも自分たちが学んできたか考えてきたかといったことを振り返ったり、さらに将来に対して見通しをつける、そういうことを繰り返していくことが、キャリア教育において、キャリア・パスポートにおいて重要だよという取組ですよ。

ここで重要なのは、要するに、熊取町の児童生徒たちもキャリアについてこれまでずっとやってきて、そこに落とし込んでいくと。それを何回も繰り返していくということはもちろん重要なんですけれども、それぞれの学校で、今、フォーマットってばらばらなんですよね、きっと。それを統一していこうというか、例示資料なんかも文部科学省が示していて、例えば今、本町の子どもがほかの地域の学校に転校したときに、そのキャリア・パスポートを先生に見せたら、あ、君はこんなことに興味があるんだとか、ここを一生懸命やってきたんだね、こういう目標があるんだねということが分かるようにしていきましょうというのが、一つのキャリア・パスポートの醍醐味だと思うんですけれども、本町としてはどうですか、そんな感じになっているんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）実はこれがキャリア・パスポートで、色も町の花である黄色にしたいなというふうなところがあって、実はこの黄色のファイルで、フォーマットについても町教委のほうから提示させていただいて、各学校でこれを基本に考えてほしいと。ただ、各学校でカスタマイズしたいなというところは変えてほしいということで、令和2年の始まる前にそのあたりをさせていただいております。

表紙にも少しジャンプ君の絵とかを入れながら、子どもたちがどこの学校で今何年生なのかとい

うのが分かりながら、これが小から中に行くときも引き継いでいく。そして、転校するときは忘れずこれを子どもたちに渡して、子どもたちがその次の学校でこれを使っていく。うちは黄色ですが、ほかの市町村はいろんなものがあると思いますので、それはちょっと他校に行った場合は違うのかなと思いますが、熊取町の子はみんなこれを持ってやっていて、自分が小学校1年生のときはこうやったけれど、6年生になってこんなことができるようになったな、3年のときはこんなん思っていたんやなというふうに自分を振り返ることができるし、先生方もこれを見られると、ああ、この子の成長がこんなふうになっているんだなということが分かりますので、そこはそんなふうを活用していきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。しっかりと対応していただいている、実際に実物も見せていただいて、ありがとうございます。安心しました。

もう一つ、このキャリア・パスポートの醍醐味というか役割として、家庭を含む大人が対話的に関わること、つまり、その保護者ですね、親も自分の子どものキャリアというか、考え方やあたり目標であったり、取り組んできたことを見られるように、対話できるように、それがキャリア・パスポートの一つの醍醐味だと。これはどうなんですか、その黄色のパスポートは親御さんにも見せるような取組にはなっているんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）もちろん、やはり保護者の方も巻き込んで、保護者の方にもやはりそれを見て、あ、あんた、ここ頑張ったんやなというようなところの声かけもいただきたいので、保護者からの一言を書く欄もあります。

ただ、このキャリア・パスポートにつきましては、高校まで実は渡すということになっておりまして、だから12年使うことになっていますので、本当はこれをその都度都度おうちに持って帰ってもらってやるのはいいんですけども、紛失とかいろんなことも考えられますので、例えば懇談のときに保護者の方に見せたりというようなところを工夫してやってくださいというようなことは、導入時には学校のほうには説明もさせていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そういう意味では、これからなのかなという部分、やっぱり親としても、もちろん子どもとの対話の中での考え方やあたりというの、よく皆さん知っていると思うんですけども、学校の中での子どもというのまたちょっと親の知らない一面があったりとかで、やっぱり僕は個人的には自分の子どもの考え方も知りたいし、今おっしゃっていただいたように、過去から、小学校から中学校、また中学校から高校にということで、ずっと体系的に、継続的に見られるような取組になっていますので、そこは親御さんと先生とが一緒になって子どもの将来を応援できるようなすばらしい取組かなと思うので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

先生たちの、どういう形で親御さんに、今、懇談のときにというお話がありましたけれども、元中学校の先生かな、今ちょっと大学の教授をされているような先生が、通知表と一緒にそれを返して、通知表って親御さんは必ず見ますよね。そのときにキャリア・パスポートなんかをもうちょっと簡易版にするのかどうか、その辺は分からないですけど、一緒に渡したら、当然通知表だけじゃなくてキャリアについての話も子どもとできると。だから、親御さんとしても、子どものこんなところを伸ばしていきたいから習い事を増やそうとか、こういうところに時間充てようとか、いろんな取組ができるんで、これも一つの案ですよというふうにありますので、またその辺のところも検討お願いしたいと思います。

次の質問にいきます。

次もこのキャリア教育に大きく寄与するんですけども、ユネスコスクールへの加盟に向けた進

捗状況と、今、中学校1校での申請になっていると思うんですけども、そこからほかの2校の中学校へどのようにその効果を広げていく計画があるのか、その辺のところをご答弁お願いします。
議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）3つ目のご質問、ユネスコスクール加盟に向けた進捗及び今後どのように他校にその効果を広げていくのかについてご答弁申し上げます。

まず、ユネスコスクールとは、ユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。現在、町立学校のうち1校において加盟申請を終え、1年間のチャレンジ期間に入っています。今後、ユネスコスクールの活動を支援している大学より助言をいただきながら取組を進め、認定の審査を迎えることとなります。

当該校では、人はそれぞれ見え方や考え方が違う、見え方や考え方が違う子どもたちがお互いに学び合うことで学びが深くなる、また、違いを理解し、他者を理解し、さらには異なる文化を理解できるようになるという考えを全教職員で共通理解し、子どもたちが身近な班やクラス、学年、学校の仲間であることを認め合うことが大切であることを再認識しています。現在、生徒自身がつながりをも自分事として捉えるために、どんな仕掛けが必要か、どんな授業を行っていくのか、教職員が力を合わせ取り組んでいるところです。

本町におきましては、これまでも、子どもたち自身がどんな自分になりたいか、どんな社会にしていきたいのかを自分事として考えることができるよう取組を進めてきました。この取組はユネスコスクールの活動とも通じる場所であるため、今後、他校にも当該校での取組内容等について共有を図ってまいります。

各校の取組のさらなる展開や、児童生徒、教職員の新たな価値観や行動等の変容を促し、教育大綱に掲げる「どのような時代にあっても『自立した一人の人間』としての主体性と柔軟性をあわせ持ち、他者との積極的な関わりの中で、心豊かにたくましく生き抜くことのできる人材の育成」に取り組んでまいります。

以上、ご理解とご協力を賜り、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これ、僕、質問に通告したはいいけれど、すごい難しいことだなというふうに実際に考えているんです。ただ、今チャレンジ期間だということで、この期間中も結構大変だと思うんですけども、実際に活動状況報告とかも上げていかなければいけなかったりとか、まだまだハードルが高くて、非常に今、大変な時期だろうなというふうには思うんですけども、実際に認定されて、その1つの認定された中学校というのは、本当にユネスコスクールに加盟するメリットというのも以前から何度かお話しさせていただく中で、やっぱり最大のメリットは、世界の1万校、1万1,000校が全部加盟されているわけですけども、そこをつなげることができるというのが、やっぱり僕はもう最大の特徴というかメリットなのかなと。

今、異文化の共有等、いろいろお話を聞かせていただく中で、その中学校の生徒は物すごく視点、視野が広がると思うんです。最初にほかの自分と同年代の子ども同士がつながったときの感想というのは、おお、すごいみたい、すごいテンション上がって緊張する子もいるでしょうし、物すごくテンション上がって、わあと言う子もいるでしょうし、もう考えるだけですごい楽しみだなという。だけど、その感動というか喜び、体験、いろんな感情、それをほかの中学校の生徒に広めていくというのってなかなかやっぱり難しいのかなと思いつつ、これ質問通告したんですけども、何とかして受ける感情というか、うわ、すごい、これどうなっているの、こんなことを聞きたい、あんなこと聞きたい、でも、俺、英語しゃべられへんしなみたい、そういうようなことを、何かうまいことほかの中学校の生徒たちにもやっていただきたい。

町長の運営方針の中にも、やっぱりSDGs、ESD教育に取り組んでいく、だから、その1校だけではなくて、やっぱり中学校全員、熊取町の中学の生徒皆さんでESD教育を進めていくという方針の下で取り組んでいただきたいので、何とか、非常に難しいことをお願いしていると思うん

ですけれども、ぜひそこは頑張っていたいただきたいなど。

本当に今、大阪府下でも大阪市や豊中市、松原市、寝屋川市かな、4つぐらいの自治体しか登録できていないんですね。以前にもお話ししましたように、たくさんの自分のところも受け入れてほしいという申請が殺到して、窓口がもうこれ以上無理ですということで一回閉まった状態、それをまた開いたところに熊取町が入っていただけたんで、すごく尽力していただいて、すごく勇気を持った英断をしていただけたなというふうに思いますので、ぜひそこら辺のところも何とか頑張っていたくように、ちょっと無理なお願いもしますけれども、頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

次の質問にいきたいと思います。

次は、小・中学校のPTAの活動状況についてお伺いします。

毎年、新しい学期が始まる4月になりますと、ちょうど来月ですね。今月が卒業式で、来月新たに入学式を迎える親御さんもあり、新学期が始まる4月であります。そうなってくると、PTAの役員の改選がありますので、保護者の人たちは、そろそろ自分、PTA、役当たるかなというように感じて結構そわそわしてくる親御さんも非常に多いと思います。

ご存じのとおり、PTAの始まりは、戦後、1946年にGHQから現在の文部科学省にアメリカ版のPTAの資料を提示し、日本での結成を推奨したことから始まって、以後80年近く、前年を踏襲する形で継続されてきています。戦後80年ということなので、今ここに参加されている町長含め、我々議員もそうですし、理事者の皆さん方も何かしらの形でPTAの役をやられている方、やってきた方も非常に多いと思いますが、それがまた次の若いお父さん、お母さんたちもずっとまた来月になると新しく役員がスタートするんですね。

質問に入りますけれども、現在の各小・中学校のPTAの役員の状況についてお伺いしたいと思います。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それでは、現在の各小・中学校のPTAの状況について、資料のほうを用意させていただきます。ちょっと補足のほうをさせていただきます。

PTAについては、それぞれが独立した任意の団体ということで、各校によって規模も違いますので、それぞれ各校の状況を出すのをちょっと差し控えさせていただいてございます。

資料のほうは、小学校、中学校の区分けで書かせていただいています。予算額のところにもありますように、家庭数と職員数でそれぞれ200円ずつを12か月集めてということが年間の予算額になっています。

あと、役員等の状況については資料のとおりです。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 別の団体というか、独立した社会教育関係団体ということで、いろんな事情があるんだと思います。

今回、PTAに関しての質問は1回目なんで、この概算でも十分かなというふうに思います。この予算額は、それぞれ生徒の人数によって、学校によって違うので、家庭数プラス教員数ということで、学校の先生もこれPTAなんで、ペアレントとティーチャーなんで、先生たちも、任意なんですかね、半強制なのかも分からないですけれども、掛ける毎月200円の12か月ということで、学校の予算額にしてはどうなんですかね、100万円から150万円ぐらいのかなというふうに、人数で掛けると。この予算というのは結構執行しているんですかね、全部ほぼほぼ使っているような感じですか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） はい、ほぼほぼ執行されているように聞いてございます。

事業を、いろいろと会員さん方、PTAの役員がいろんな講演会を受けたりとか、社会見学へ行

ったりとか、あと、大体最終的には学校のほうに、PTAのほうから毎年毎年、卒業生への記念品とかと併せて学校の必要備品のほうを購入して学校のほうに寄贈させていただいたりというふうな形で、ほぼほぼ執行されているというふう聞いております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それから、あと作業時間です。各委員会の開催時間はおおむね1時間から2時間程度、これは作業時間というか会議の時間ですか。委員会とかいろんな方がPTAの役をやって、1時間で終わるわけではないかと思うんですけど、これは会議の時間ですよ。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）会議の時間というふうに考えていただいたら。あと、先ほど言いましたように、親睦のソフトバレーボールであったりとか社会見学等、それとはちょっと別ということで、それぞれ会議に係る時間というふうにお考えいただければと思います。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それぞれの委員会がありますので、それぞれの委員会の役によっても作業時間というか関わる時間というのはばらばらだと思うんですけども、いろいろネットで調べると、180時間ぐらい費やしたというような方もいらっしゃるみたいです。例えばやっぱり広報とかはすごく時間がかかるん違うかなど。編集したり、企画を組んだり、レイアウトをどういうふうにしていくか、前年度の踏襲というのももちろんあるんですけども、非常に時間がかかるものも多いのかなというふうに思います。

ここで、ちょっと私の添付資料1をご覧くださいんですけど、面白いデータがあったんで、ちょっとご紹介したいなと。

これは、東洋経済新報社が2021年12月にアンケート調査を出した内容になっています。質問が、PTAは必要だと思いますかという質問で、保護者の方600名、教員の方、同じように600名、合わせて1,200名の方にアンケートを取っているんです。保護者の方にPTAは必要だと思いますかというところで、必要やという人が61.5%、理由としては、親同士で交流が持てるからと。同じように、学校の先生にもPTAは必要やと思いますかという質問で、必要だと思っている先生方が54.2%いらっしゃる。学校行事で保護者の協力があり、ありがたい。

逆に、不必要だという方も、先生と同じように4割ぐらいやっぱりいらっしゃいます。その不必要な理由としては、仕事で時間が取れない、平日昼間に集まるのが難しい、これがやはり最も多いみたいです。先生方が不必要やと思う理由として、教員にとっても負担が大きいんですよ。PTAでやっぱり先生方もそこに関わることになりますので、先生方も、仕事というか、仕事ですね、教師の仕事以外のところでこういうふうな負担があるというような理由です。

保護者の方の不必要な理由で、仕事で時間が取れないんだよねという背景が、次の添付資料の2、これが内閣府が出しているデータで、女性の年齢階級別労働力率の推移ということで全国平均値を出しているんですが、ここで黒の破線部分、ここが大体PTAの役をされる年齢層になっていますので、簡単にちょっとご紹介すると、PTAは1946年から始まっているんで、80年前からなんですけれども、このデータでは40年前、1981年のデータで、赤の折れ線グラフでいくと、40年ぐらい前は働いているお母さんたちの割合というのが大体50%から60%、そこから20年たって、働いているお母さんたちの割合というのが6割から7割ぐらい、さらに直近、最近はもう8割を超えるお母さん方が働いていると。だから、なかなか忙しくて参加できないんですよというようなことで、不必要やと思っている人が非常に多い。

だから、昔はPTAといえばお母さん方が結構担っていただいているという非常にイメージも強いですし、実際そうだったんだろうと思いますけれども、現在も同じようにPTAはずっと踏襲されてきている。だけど、社会環境の変化で働くお母さんが非常に増えている。もう8割を超えるお母さん方が仕事をされていて、仕事をしていない方もいろんな事情があって、介護とかそういうよ

うな事情があって働けないのかも分からないですけど、いずれにしても非常に忙しいお母さん方が増えていると。だから、なかなかPTAの業務自体はずっと続いてきているけれども、時代はどんどん変わってきているんだろうというようなデータがこれでよく分かると思うんですけど、今、このアンケート等を見ていただいて、何か感想をお持ちでしょうか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 僕も、先生方が不必要と思っている割合が保護者より多いなというのを見て、やっぱり先生方が非常に忙しい思いをされているんやなというのが第一印象です。

やっぱり議員と同じような形で、働く女性が増えてきて時間が取れないのは、このグラフを見せていただいて非常によく分かって、やっぱり子どもができた世代でさらに働く女性が増えるんやなというのを改めて見て、そのあたりについては議員と同じような認識を改めて持たせていただきました。ありがとうございます。

議長（二見裕子君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 教育長にもちょっとお伺いしたいんですが、教育長、どうですか、このアンケート等を見ていただいて。

議長（二見裕子君） 岸野教育長。

教育長（岸野行男君） アンケート、半分半分というか、こういう結果なのかなというのは個人的な思いとしてありますけれども、ただ、PTAという活動、今、資料では、女性の社会でお仕事されているそういう割合というのがあります、先ほど学校現場の話も、議員のほうからご質問いただいていまして、やっぱり社会がどんどん変化してきている。我々の生活環境であるとか社会環境、経済環境、物すごく社会構造が、スピードも増してどんどん変わってきていますので、やっぱり学校の教育、子どもたちも時代に応じた形でどんどん変わっていけるよというふうなそういう取組をずっとやってきていますし、これからもやっていかなあかん。

ほんなら、我々大人もやっぱり一定そこはそういう変化に応じた形で引き継いでいかなあかん。大事なものは残していかなあきませんし、ただ、やっぱり時代に依って役割分担を変えろとか、そういった視点でいろいろ考えていかなあかんときに差しかかっている、実行していかなあかん時期になっているんやなというのを改めて感じました。

議長（二見裕子君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 全く僕も、今、お2人感想いただきましたけれど、同じ感想だったんです。

最初見たときに、学校の先生、不必要やと思っている方は半分というか4割いたり、保護者の人も、非常に大変や大変やと結構ネガティブなお話を聞くんです。もう役員の成り手も、次の人にバトタッチも誰も引き受けてくれへんねんとか、仕事が忙しい中、仕事を休んだはいいけれど、何か会議って、この会議要るんみたいな、そういうふうな、いろんなネガティブな話を聞く中で、必要やと思っている人が61.5%いてるんやなというのがちょっと意外やったんです。

岸野教育長が今おっしゃっていただいたみたいに、ここの場でPTAが必要か不必要かを話したいわけじゃないんです。それぞれ必要な理由もあって、必要やけれど、時間的に難しいから不必要やという理由でもやっぱりあるわけで、なので、どこの部分を残して、どこの部分は削れるんじゃないかと、そういうふうな議論というのをやっぱりこれからしていかなあかんと思うんです。ちょうどそういう時代に差しかかっていると、今、教育長がおっしゃったとおり、本当にもうそういう時代に差しかかっているんやと思います。

そういう意味で、次の質問に入ってくるんですが、PTAを組織することが必要であるかどうか、そういうことを考えるんじゃなくて、どこで必要なのか、じゃ、どこをフォローすればこのPTAの運営自体ができるのか、そういうことを今回ちょっと質問したくて本旨に入んですが、PTAの役割や業務内容を精査し、PTA本来のボランティアで賄って、足らずを民間企業やボランティア組織、地域のシニアの方たちをお願いするような、いずれにしても、この業務を整理して、さらに外部委託するような、そういうことについてはどのようなご意見をお持ちでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、2つ目の外部委託に関する見解ということでお答えさせていただきます。

議員からもありましたように、PTAは子どもたちの健やかな育成を目的とし、自ら組織し、学び、活動する団体であり、社会教育法において社会教育団体と位置づけられているというのは先ほどのお話と一緒にです。それぞれは独自で活動しているということで、各団体で規約等を定めて、それに基づいた活動をされているということでございます。

議員お示しの外部委託につきましては、PTA業務の負担軽減につながる手法の一つと考えられますが、その導入につきましては、各PTAの自主性を尊重したいと考えてございます。町教育委員会としましては、相談等があれば必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

今後とも、各校のPTAに対しては、国や府のPTA協議会の活動内容等について、町のPTA連絡協議会を通して情報提供を行うなど、必要な支援は行っていきたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これ、今、教育次長がおっしゃった内容が、この80年間ずっと踏襲されてきている理由なんですよ。いわゆる社会教育法で、別組織で規約を遵守云々、ここが非常にネックなんです、このPTAの活動というのが。

というのは、役員は毎年入れ替わるんです。だから、役員に当たった人は毎年、自分たちの代でやめられないし、去年こんなことをしたから今年もそれを引き継いでやりましょう、とにかくこの1年間乗り切ったら次の役員にまたバトンタッチするんで、ここがずっと80年間続いてきた経緯なんです。いろいろ問題があって、こういうことを直したい、ああいうことを直したいという思いはあっても、とにかく今あるこなさないといけない業務をクリアするので精いっぱい、もうあとは次の役員にお願いしましょう。ここが80年間続いてきて、誰もそこに介入できない状態、これ、誰が率先してこのPTA問題を解決するんか。

今、ご相談があればという次長のお話も、全然所管が違うというか、PTAは独自の団体だからという、非常にそこら辺は分かるんですけど、これ、このままいったら多分また80年間ずっと同じ状態で続くと思うんです。これが、非常に今回考えていただきたいところでして、実際に添付資料の3で、日本経済新聞が1月に出した、1面の朝刊に大きく出ていたんで参考資料としてつけたんですけど、実際に中学校で、PTAを解散しても不都合が全くないと言われている中学校の校長先生もいらっちゃって、それは、PTAに代わる本来のボランティアの組織で中学校の運営をやっているんで、その辺は不都合が全くないんだというようなお話がここに書いています。

この見出しについても、「PTAは限界、外の力頼れ」ということで、その外の力、いわゆる我々みんなが知っている大手の旅行代理店がニーズを酌んでPTAを代行しますといったようなサービスが出てきたんで、今も新聞やテレビで報道等、結構されているわけですけども、徐々に徐々に各地域で、もうやっぱりPTAは限界だよ。それは今、先ほど申し上げたような背景があるわけですけども、それに代わるような取組をやったりしないといけないよねということで動き出している中学校もあると。

だから、本町の場合、誰が、じゃ、この問題を片づけていくというか整理していくんかと、校長先生の尽力なのか、そこは教育委員会がサポートしていくのか、その辺のところを、ちょっとどっちが手を挙げるのか分からないですけども、いずれにしても非常に大きな問題なんです。こういったところは地域のみならず、なので、これはボランティアなので、別に子どもが学校に通っている親御さんでなくても、今もシニアの方たちの見守り隊とかでご協力いただいていますけれども、そういった形で地域みんなで学校運営を取り組んでいく、そういうような流れ、取組をやっている自治体も出てきていますので、ぜひそこら辺の取組というか会議というか、建設的に進めていただけたらと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員おっしゃるとおりやと思います。

今、各いろいろなPTAのほうでこの外部委託というのが進んでいます。このPTAみたいに、議員紹介いただいた学校みたいに、もう全くPTA組織をなくしてというところもありますし、例えば、先ほどお話に出た一番手間がかかる広報委員会とかの部分、要は広報紙の作成部分だけを外部に委託するというふうな取組をされているPTAもございます。そこはいろんな取組があるんで、先ほどの連絡協議会等を通じて、こういうふうな動きが全国的に、もちろん役員とか校長先生はじめ教員の先生方はご存じやと思いますけれども、積極的にこういう取組をしてPTA活動が活発化しているところもありますし、なくして別のボランティアが支えているというところもありますよというような情報については情報提供していったって、また、それを各PTAの会長さん方で視察へ行くなら視察へ行って見てくるというのも大事なかなと思います。

だから、まずは情報提供をしっかりしていく必要はあるかなと思います。そのあたりで、町のPTA連絡協議会、ここは事務局が教育委員会のほうでも持っておりますので、それぞれ会長さん方は時々で替わってはいきますけれども、その辺は町の連絡協議会を通じてきちりと情報提供しながら、今困っていることはどこ、一番困っているのは、聞くところによると、やっぱり役員の引受手を探すのが一番しんどいというところが今聞いておりますので、そのあたりについては情報提供しながら、各PTAの問題点も聞きながら、こういう方法はあるよというふうな情報提供を進めていけたらなと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）僕も、全部の業務を例えば外部に、今ここでご紹介あったのは旅行代理店とかですけども、そういうところに全部丸投げするという意見にはちょっと賛同はできないんです。このアンケートでもあるように、賛成派と反対派が結構拮抗しているという、そこが難しい点だとも思うんですけども、やっぱりいいところは残したいわけですよ。今言ったような作業的なものは外部に委託する。

そこで、僕は先ほど冒頭で、予算をどれぐらい執行しているんですかという質問をしたんですけども、本当にそういうのが残っていったって、ずっと繰り越していったようなものであれば、どんどんそういったところに外注していくということもできるのかなと思ったんですけども、例えば、町の個人の月々200円ですか、その分でなかなか賄い切れないということであれば、プラスアルファ例えば行政がそれを援助したりとか、そういうような形で、学校のPTA業務、運営自体を何かしらで回していくような取組がやっぱり必要なのかなと。

役員の成り手不足についても、昨日も坂上巳生男議員の地域共生社会の推進ということで、自治会の役員の成り手、加入率の低下というような話の中で、ある視察に行かれたところで、自治体と自治会を取り持つNPOの紹介とかもありましたけれども、何かしら一つ挟んだら実はできることであつたりとか、そういうような、今、同じような問題が、やっぱり成り手不足というところでは共通の話題だと思うんですけども、そこをうまく補完できるような何かをちょっと考えていく手だてをしないといけないのかなというふうに思っています。

地域学校協働活動本部というのはまた別の切り口だと思うんですけども、本当にPTAを含めたいろんな団体が学校行事、学校運営をサポートするというような動きも出てきていますよね。なので、熊取町ももちろんそれは設置しているというのは、大阪府の一覧のデータでばっと出てきて、何人いるんかというのも、これ5月1日の現在だったと思うんですけども、見て、大阪府下、大阪府は大体コミュニティ・スクールというよりも地域学校協働本部の設置のほうに動いている感じには見受けたんですけども、そこら辺とも今後どんどん、どういう形で移行するのか、どこがどういう介入をしていくのか、これは非常に時間のかかることだと思いますし、今日この場でばっと決められないし、非常に大きな問題なので、多分この地域学校協働活動本部に話をし出すとま

たここから1時間ぐらい議論が必要になってきますので、もうここら辺で終わりたいなというふう
に思うんですが、学校教育は、僕よりも若い、また坂上昌史議員や大林議員にお願いして、学校教
育改革のほうは取り組んでいただきたいなど。僕自身は今回が最後の議員になりますので、次、ま
た一住民として皆さん方の応援のほうをさせていただけたらなというふうに思います。

本当に、子どもたちの大切な人生は、我々大人の采配で非常に大きく左右されると思いますので、
ぜひ今後とも引き続き子どもたちのことをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせてい
ただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

以上で、会派代表質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議案第15号から議案第20号までの6件につきましては、7人の
委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会議事規則第38条第1項の規定により、これに付
託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員
会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7
条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に、議席2番 大林議員、議席3番 浦川議員、議席6番 鱧谷議員、
議席8番 河合議員、議席9番 矢野議員、議席13番 江川議員、最後に私、議席11番 二見、以
上7名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任する
ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任
することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選す
ることとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

（「12時01分」から「12時05分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長
は矢野正憲議員、副委員長は鱧谷陽子議員でございます。

議長（二見裕子君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

（「12時05分」散会）

3月熊取町議会定例会（第4号）

令和5年3月定例会会議録（第4号）

月 日 令和5年3月29日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	教 育 次 長	阪上 敦司

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書	記 道端 秀明
-------------	------	---	---------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例
議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例
議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）
議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第10号 町道路線認定及び廃止について
議案第11号 町道路線認定について
議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算
議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算

追加付議議案

議案第21号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第22号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第23号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第24号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第1号）

委員会提出議案第1号 熊取町議会の個人情報の保護に関する条例

議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書

議員提出議案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

議員提出議案第3号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「9時59分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月15日午後1時30分から、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和5年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件、委員会提出議案として、熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の件、議員提出議案として、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書、認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書、地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書、以上8件を追加議案といたします。

なお、理事者提出議案4件、委員会提出議案1件、議員提出議案3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案4件、委員会提出議案1件、議員提出議案3件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上9件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本9件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（二見裕子君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例の件、日程第2 議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件、日程第3 議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件は、3月8日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、3月16日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第3号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件を議題といたします。

なお、この条例の制定に関する議決をしようとするときは、地方自治法第243条の2第2項の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聞くように定められております。

そして、監査委員からは、3月15日付で、条例案の内容に異議はありませんとの意見をいただいております。詳細はタブレットのとおりですので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第12号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第14号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、日程第5 議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第10号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第10 議案第11号 町道路線認定についての件、日程第11 議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件、日程第12 議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件、以上8件を一括して議題といたします。

本8件は、3月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(渡辺豊子君) それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託されました議案8件の審査を行うため、3月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答

の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 町道路線認定及び廃止についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 町道路線認定についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第9号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第10号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、日程第13 議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算の件、日程第14 議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第15 議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第16 議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第17 議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第18 議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、3月9日の本会議で予算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本6件に関し、予算審査特別委員会の報告を求めます。矢野予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員会委員長（矢野正憲君）それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月9日の本会議において本委員会に付託されました議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算の件ほか5件の審査を行うため、3月20日及び22日の2日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、予算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算の件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上5件の審査を順次行い、その審査においては、活発な質疑応答がありました。

その後、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号及び議案第20号について順次採決した結果、まず、議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

なお、本委員会において各会派から出された令和5年度各会計に対する意見・要望につきましては、委員会報告書と一緒にタブレットに掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第15号から議案第20号までの6件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第20号までの6件について、一括して討論を行います。

初めに、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、熊取町令和5年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算、下水道事業会計予算に対し、反対の立場で討論いたします。

新年度予算においては、異常な物価高騰が続く中、住民生活を守る立場での新規施策が盛り込まれています。第2子の保育料免除、ひまわりバス無償化の継続、スクールソーシャルワーカーやCSWの動員など、子育てを支え、困難を抱える住民の暮らしをサポートする体制を強化しようとする姿勢は評価するところです。しかしながら、新年度予算の執行に大きく関わる第4次行革アクションプログラムには、住民福祉を守る立場からは幾つかの問題点が含まれており、その点は指摘しないわけにはいきません。

まず第1に、職員体制の問題です。第4次行革では311人を上限とすると明示されましたが、もともと311人は第3次行革の目標であり、新年度職員数は304人となっています。新年度は地域共生社会の推進が強調されていますが、住民の困難に寄り添う施策を進めるために、会計年度職員の追加でいいのか、正職員の体制に不備はないか、検討の余地があると考えます。

第2に、保育所の民営化など、公的サービスの後退につながる計画となっていることです。これ以上の保育所民営化は中止すべきです。地域に開かれた子育て支援の拠点として存続を図るべきであります。また、煉瓦館など生涯学習施設も、行政の責任で直営を維持すべきです。

第3に、単独事業の見直し、受益者負担の適正化などの理由で、住民負担増につながる計画が盛り込まれていること、就学援助の所得基準引下げ、下水道使用料の値上げなどが予定されています。国民健康保険は保険料が上がり続け、住民負担の限界を超えています。激変緩和措置を活用しての努力は認めるところですが、国・府への要望を強めつつ、熊取町独自の均等割軽減実施など、保険料引下げのさらなる努力を求めます。後期高齢者医療も特例軽減がなくなり、窓口2割負担の導入など、高齢者の負担は増える一方です。国・府への要望を強め、負担軽減の努力を求めるところです。介護保険については、介護予防の取組などを評価するところですが、保険料、利用料の負担が大きく、利用控えも生じています。さらなる保険料軽減、利用料減免創設の努力を求めます。下水道会計については、使用料の改定を1年延期したとはいえ、来年4月からの引上げの予定です。異常な物価高騰が続く中での引上げは認められません。

以上をもって、新年度予算に対する反対討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

2番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、創生くまもりを代表しまして、令和5年度熊取町一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

令和5年度の一般会計予算は155億4,316万5,000円と、昨年度と比べ4.2%増となりましたが、ウ

ィズコロナ時代を迎え、本格的な社会活動の再開を見据えた予算編成であり、新型コロナウイルス感染症との共存を前提に町民の皆様へ新しい生活様式への対応促進を図り、感染拡大防止と社会活動、経済活動の維持の両立が持続可能となる予算編成であると考えます。

子育て支援においては、令和4年10月から実施された子ども医療費助成をはじめ、保育料第2子無償化の実施、子ども見守りカメラの導入支援、3歳6か月健診での視力屈折検査の導入など、子育て世代に選ばれる熊取町を目指す施策について大いに評価いたします。

教育分野においては、スクールソーシャルワーカーの2名増員、小学校での公民連携、中学校でのユネスコスクール加盟を目指す取組、町内全小・中学校のトイレ洋式化など、教育環境、学習環境の向上への取組は大変評価できるものであります。いかなるときでも児童・生徒の学習機会が確保できるよう、さらなる取組に期待いたします。

防災・減災分野では、女性防災士50人の育成研修をはじめ、普通河川見出川の河床整正、法面修繕測量、内水浸水想定区域図の作成、地域別自主防災マニュアル作成支援、避難所運営マニュアル作成など安心・安全なまちづくりへの取組を評価いたします。令和5年度は、地区別防災マニュアル作成、校区別避難行動・避難所運営マニュアルの作成に期待をいたします。

カーボンニュートラルの実現に向けた取組では、町民会館ホールに太陽光発電設備の設置、公用車に電気自動車の導入など、積極的にカーボンニュートラルに取り組む姿勢は大いに評価いたします。さらに、住民の皆様にも取り組んでいただけるように、機運醸成に努めるとともに、補助メニュー策定への取組を期待いたします。

最後に、令和5年度から始まる第4次行財政構造改革プランでは、財政改革として、事業の選択と集中を基本に、経営感覚を持っためり張りの効いた財政運営に努めるとあります。速くなる時代の流れに対応するために、完璧な計画を立てることよりも、まずは行動することも大切であると考えます。ウィズコロナの新時代に大きく成長する熊取町になるようにしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派熊愛及び未来を代表しまして、令和5年度熊取町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

令和5年度の一般会計当初予算は、令和4年度と比べ4.2%増の約155億4,300万円となり、社会保障関連経費や施設の維持修繕費等が大きく膨らんだ結果、過去の一般会計当初予算の中でも最大規模となっております。

事業予算内容は、令和4年度と比べて特に大きな変化はなく、アフターコロナを見据えた予算としての位置づけを期待するという側面においては、やや物足りなさを感じる予算となっておりますが、子育て・教育振興施策については大いに評価でき、期待するものです。

評価できる取組として、保育所の第2子無償化、小・中学校の施設整備や昨年まで懸念事項であったICT機器の活用課題の解決に向けた取組、さらには、教員の超過勤務の解消に向けた中学校部活動指導員の配置などといった事業が上げられます。また、数年間停滞していた文部科学省が掲げるグローバル人材の育成やESD教育の推進という観点においても、中学校のユネスコスクール加盟に向けて取り組むことで大きく前進し、大阪府下におけるESD教育の先進自治体として名のりを上げられることを誇りに思います。

一方で、長期化したコロナ禍の影響を受け、不登校児童や自己肯定感を持ってない児童・生徒が急増しており、本来であれば、子どもたちをケアするはずの教員もまた疲弊している状況です。これまで以上のスピード感を持って対応に取り組んでいただくことを期待しています。

最後に、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた3年間は、コロナ対策をメインに予算を費やした期間となり、前向きな予算が組めない状況でしたが、新型コロナウイルスが5類に引き下げら

れることを受け、これまで制限されていたことが大きく解消され、ようやく動き出せる年度となります。

今後は、事業の選択と集中を加速させ、時には大胆な予算投入に挑戦していただき、長年停滞し、閉塞感漂う熊取町が大きく前進していけるような補正予算を組んでいただくことを期待しまして、会派熊愛及び未来の賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）私は、議案第15号から第20号までの令和5年度熊取町一般会計予算、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、墓地事業特別会計、下水道事業会計予算について、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論させていただきます。

令和5年度一般会計予算は、前年度に比べ4.2%増の約155億4,316万円と、過去最大規模となっております。そのような中で、1、地域共生社会の推進、2、子育て支援の推進、3、スマートシティ化（DX）の推進、4、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進の4つの政策について重点的に取り組むことは評価するものであります。

1の地域共生社会の実現に向けた取組の推進については、誰一人取り残さないまちづくりを推進するために、重層的支援体制整備事業の実施に向け、参加支援事業や包括的相談支援の取組について大変に評価するものです。今後は、地域住民の理解や支援による仕組みづくりとして、厚生労働省が推進する心のサポーター養成事業等による地域共生社会の実現についても望むものであります。

地域住民の支え合いによる地域防災力の向上のため、女性防災士50人の育成については大変に評価するものです。育成・研修・公募に当たっては、女性防災士の方の講演会等を行い、子育てママ等あらゆる世代の女性の視点が地域の防災力に生かされるように期待するものです。

地区別自主防災マニュアル、校区別避難所運営マニュアル、個別避難計画の作成についても、早期に作成し、自主防災組織の避難訓練等に活用できることを望むものです。また、ペット防災手帳の作成・周知等、ペット防災についての積極的な取組についても望むものです。

2の子育て支援の推進については、第2子の保育料の無償化、妊娠8か月、産後8か月の伴走型相談支援、出産・子育て応援ギフト事業、産前産後ヘルパー派遣事業、不妊・不育治療費助成、くまっ子ナビへの乳幼児集団健診支援システムの導入、屈折検査の導入など、妊娠、出産、子育てと切れ目のない子育て支援について大変に評価するものです。

そのほか、令和5年度新たに実施される主な施策については、スクールソーシャルワーカー2名増員による全町立小・中学校への配置、防犯カメラを計150台へ増設、がん検診無償化、がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業、若年性がん患者在宅療養支援事業、ひまわりバスの運賃無償化の継続、信号機のない横断歩道に横断者注意喚起灯の設置、企業版ふるさと納税の推進等、大変に評価するものです。

今後におきましては、持続可能な地域公共交通としてデマンドタクシーの導入、高齢者への带状疱疹予防接種と子どもへのインフルエンザ予防接種への公費助成、ヤングケアラー支援体制の強化、カーボンニュートラルの実現に向けグリーンライフポイント事業の導入、学校体育館への空調整備、ひまわりドームの非構造部材の耐震化、町民グラウンドへの照明設備などを望むものです。

また、企業版ふるさと納税による奨学金返還支援事業等による転入・定住促進等を推進し、「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち熊取の実現に大いに期待するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計については、保険者努力支援分に係る特別交付金が令和4年度実績では府内10位の評価で、この得点をベースに約2,637万円が加算となり、大変評価するものです。また、令和4年度からは、国による未就学児均等割保険料が導入され、子育て世帯の保険料が軽減され評価するものです。今後も、医療費通知や重複服薬者に対する取組、後発医療品の促進、

データヘルス計画の見直し等に努め、特定健診の受診率向上、町独自の健康づくり推進奨励事業、めざせ！がっちり健幸等、引き続き積極的に取り組まれることを望むものです。

介護保険特別会計については、タピオステーションのさらなる地域展開と専門職派遣による介護予防事業、大阪体育大学との協働事業であるRUSHプロジェクトにおけるフレイル予防事業については大変評価し、さらなる取組の強化・拡充を望むものです。認知症施策については、令和4年度に実施したチームオレンジによるステップアップ講座のさらなる拡充に期待するものです。

墓地事業特別会計については、返還や空き区画の増加等を見据え、後継者がいない場合でも永代供養ができる合葬墓や納骨堂等について、まずは住民のニーズ調査等を実施し、今後の運営についての対応を検討されることを望むものです。

下水道事業会計については、年度末人口普及率84.8%を目標に整備し、大変に評価するものですが、指定避難所の早期整備、計画期間内に入っていない未整備区域への拡大を図り、より効果的・効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれることを望むものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第15号から議案第20号までの6件について、順次採決を行います。

まず、議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第1 議案第21号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、追加議事日程第2 議案第22号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件及び追加議事日程第3 議案第23号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、議案第21号、議案第22号及び議案第23号につきまして、条例改正の理由が国の法令改正に伴うもので、おおむね内容が共通するものであるため、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第21号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明をさせていただきますので、4ページ以降の資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第8条の次に第8条の2として、安全計画の策定等の規定を加えるものでございます。

第1項では、家庭的保育事業等、いわゆる0歳児から2歳児までの児童を対象とした家庭的保育事業や事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を運営する事業者に対して、安全計画を策定し必要な措置を講じること、第2項は、その職員に対する安全計画の周知並びに研修及び訓練の定期的な実施に関する事、第3項では、保護者に対して安全計画に基づく取組内容を周知すること、第4項では、定期的な安全計画の見直し及び変更の実施に関する事を新たに規定するものでございます。

また、その次に、第8条の3として、自動車を運行する場合の所在の確認の規定を加えるもの
でございます。

具体的には、第1項において施設外での活動等のために自動車を運行する際の乗車・降車時に
おける点呼等による児童の所在確認の義務づけを規定し、また、第2項において、児童の送迎目的
で自動車を運転する際におけるブザー等の児童の見落とし防止装置の設置の義務づけを規定する
もの
でございます。

第11条では、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準を規定する
もの
でございますが、家庭的保育事業等の実施に支障がない場合は、併設の社会福祉施設との兼務を
可能
とする内容を追記するもの
でございます。

6ページをご覧ください。

第14条は懲戒に係る権限の濫用の禁止を規定する条でありましたが、民法の改正により、この懲
戒関係規定が削除されたことに伴い、当該条を削除するもの
でございます。

第15条は衛生管理等を規定するもの
でございますが、その第2項において、今回、感染症と食中
毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練の定期的な実施に努めることについて定めるもの
ござ
います。

第26条は保育の内容を規定するもの
でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律
の整備に関する法律の制定により、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設
等
の設備及び運営に関する省令の所管が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、引用
部分
を改正するもの
でございます。

なお、本町におきましては、現在、家庭的保育事業等の実施施設はございません。

恐れ入りますが、議案書の3ページ、お戻りください。

附則でございます。

第1項は施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するもの
ござ
います。

第2項は改正後の第8条の3第2項の適用に関する経過措置で、児童の送迎目的で自動車を
運
行する際におけるブザー等の児童の見落とし防止装置の設置について、事情がある場合は、令
和6
年3月31日までの間、代替措置を講じた上で備えないことができることを規定するもの
ござ
います。

続きまして、議案第22号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条
例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、議案書1ページ
ご
覧ください。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26
年
厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備
及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出
す
るもの
ござ
います。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、4ページ以降の資料
ご
覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第7条の次に、第7条の2として安全計画の策定等の規定を加えるもの
ござ
います。

第1項では放課後児童健全育成事業者に対して安全計画を策定し必要な措置を講じること、
第
2項ではその職員に対する安全計画の周知並びに研修及び訓練の定期的な実施に関する
こ
と、第3項では保護者に対して安全計画に基づく取組内容を周知すること、第4項では定期
的
な安全計画の見直し及び変更の実施に関する
こ
とを新たに規定するもの
ござ
います。

また、その次に、第7条の3として自動車を運行する場合の所在の確認の規定を加えるもの
ござ
います。具体的には、施設外の活動のために自動車を運行する際の乗車・降車時に
お
ける点呼等による児童の所在確認の義務づけを規定するもの
ござ
います。

また、第13条の2として業務継続計画の策定等の規定を加えるもの
ござ
います。第1項から第3項において、非常災害時等における業務の継続及び早期の業務再開
の
ための計画策定の義務づけ等について規定するもの
ござ
います。

第14条は衛生管理等を規定するものでございますが、その第2項において、今回、感染症と食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練の定期的な実施のことについて定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の3ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項は施行期日でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は改正後の第7条の2の規定の適用に関する経過措置で、第1項から第3項に規定する放課後児童健全育成事業者が実施する安全計画等の策定等に関することについて、令和6年3月31日までの間は努力義務とすることを規定するものでございます。

次に、議案第23号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきますので、議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定等により、特定教育・保育並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、4ページ以降の資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定により、子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同法の第19条第2項が削除され、第19条第1項が第19条となったことに伴い、これを引用している部分を全て改正するものでございます。具体的には、4ページの第4条第2項から17ページの第52条第3項にかけて51か所が改正となります。

8ページをご覧ください。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定により、学校教育法の一部改正が行われ、同法の第25条が第25条第1項となったことに伴い、本条例第15条第1項第3号中の引用部分の改正を行うものでございます。

また、児童福祉施設等の設備及び運営に関する省令の所管が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたことにより、条例第15条第1項第4号中の引用部分の改正を行うものでございます。

9ページをご覧ください。

第26条は、懲戒に係る権限の濫用禁止を規定する条でありましたが、民法の改正によりこの懲戒関係規定が削除されたことに伴い、当該条を削除するものでございます。

14ページをご覧ください。

第44条において、先ほどの第15条第1項第4号の改正と同様の理由で、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の3ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第21号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第22号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第23号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただいた追加議案の説明に関連して、今回の改正の趣旨はよく理解するものであるんですが、条例の中身、新旧対照表とか見せていただいていると、最初の2つの条例改正案と最後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、前2つと最後の一つを見比べると、3つ目の条例改正案には安全計画の策定とかそういう部分がないんですが、これはどういうことなんでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）これは法律の立てつけなんですけれども、児童福祉施設、いわゆる保育所と幼保連携型認定こども園についての規定が3つ目の条例なんですけれども、これにつきましては、児童福祉法の第45条で児童福祉施設の設備及び運営に関する規定があつて、保育所及び幼保連携型認定こども園の設備及び基準については府の条例で定めるという規定があるんです。

今回、その規定が大阪府の2月議会の議案に上がってまして、その中で市町村の保育所及び幼保連携型の認定こども園につきましては、安全計画の策定であつたりとかブザーの設置、そこが規定されておりますので、我々熊取町の保育所、認定こども園については、それに基づいて整備をするというふうな形になります。ですので、市町村の条例で定めるのは、最初の第21号の家庭的保育事業、それと第22号の放課後児童健全育成事業、これが条例で定めて、それに基づいて実施しなければいけないということになります。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）大体理解いたしました。

国のほうの児童福祉法の一部改正があつて、それに伴って省令の改正があり、その中で大阪府の条例で決めるというふうに決められて、今回、新たに大阪府の条例の中で先ほどの前2つの安全計画の策定と同じような文言が規定されているということの理解でよろしいですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）大阪府の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正条例というのが2月22日の府議会に上程をされて、3月17日に可決をされておりますので、それに従って我々是对応するというような形になります。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本3件について、討論を省略し、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議案第21号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第22号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第23号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、追加議事日程第4 議案第24号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) それでは、議案第24号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容でございますが、総合保健福祉センター空調機器整備工事に伴う経費及び新型コロナウイルスワクチン接種の実施に係る経費でございます。

それでは、内容を説明してまいります。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,319万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ158億8,635万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるとしており、順次ご説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。

1、追加といたしまして、総合保健福祉センター空調機器整備事業につきましては、空調設備設置工事費の財源として借り入れるもので、限度額は2億660万円でございます。いずれも起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

6ページ、7ページは総括ですので、省略をいたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金8,591万8,000円の増額につきましては、ワクチン接種委託料に充当するものございまして、その下、項 国庫補助金、目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,924万5,000円の増額につきましては、ワクチン接種の体制整備に係る経費に充当するものがございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金142万8,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整分でございます。

次に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げた内容となります。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の総合保健福祉センター維持管理事業、機械器具借上料140万8,000円の増額につきましては、石油ストーブなどの暖房器具の借上料、その

下、空調設備設置工事費 2 億662万円の増額につきましては、総合保健福祉センターの空調機器に係るものでございます。

次に、目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、予防接種健康被害調査委員会委員報酬27万円の増額のほか、会計年度任用職員報酬385万2,000円の増額及びその下、期末手当90万4,000円の増額は、会計年度任用職員の任用に伴う経費、その下、個別接種協力金1,320万円の増額は、個別接種を行う医療機関への協力金、その下、費用弁償 9 万6,000円の増額は、会計年度任用職員の通勤手当、その下、消耗品費17万8,000円の増額は、コピー用紙などの消耗品、食糧費2,000円の増額は予防接種健康被害調査委員会開催に伴うお茶代、印刷製本費30万円の増額は、接種に係るチラシなどの印刷経費、通信運搬費193万2,000円の増額は、接種券の送付やワクチンの配送等に係る経費、費用請求事務代行手数料244万8,000円の増額は、町外医療機関での接種に係る国保連合会に支払う費用、その下、電算処理システム改修委託料60万5,000円の増額は、接種に係る健康管理システムの改修経費、個別接種委託料8,591万8,000円の増額は、ワクチンの個別接種に係る経費、廃棄物等処理委託料8,000円の増額は、特別管理産業廃棄物の収集・運搬・処分業務に係る経費、予防接種クーポン券作成等業務委託料205万1,000円の増額は、接種券の作成等に係る経費、コールセンター業務委託料2,324万9,000円の増額は、コールセンターの設置経費、その下、機械器具借上料15万円の増額は、コピー機のリース料でございます。

12ページからの補正予算給与費明細書につきましては、12ページで非常勤の特別職となる予防接種健康被害調査委員会委員の報酬の増額分27万円と、13ページ、14ページで会計年度任用職員の給与費の増額の内訳をお示ししております。

15ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

以上で、議案第24号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第5 委員会提出議案第1号 熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、委員会提出議案第1号 熊取町議会の個人情報の保護に関する条例について説明いたします。

1ページをご覧ください。

熊取町議会の個人情報の保護に関する条例、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提出理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会が改正後の同法の適用除外となることから、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

この条例案は、個人情報の目的や定義、取扱い、開示請求などの個人情報保護制度について、法に沿った形で規定するものでございます。

それでは説明いたします。

まず、2ページの第1章は総則でございます。

第1条から4ページの第3条まで、個人情報の保護に関するものの目的と定義、責務を定めています。

第1条は個人情報取扱事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを条例の目的として規定するものです。

また、第2条の定義にあるこの条例における個人情報の取扱いについてですが、熊取町議会が保有する個人情報としては、議会事務局職員が職務上作成または取得した情報であって、組織的に利用するものを対象とするもので、議員が作成・取得した個人情報はこの条例からは対象外となるものです。

次に、4ページの中段より下、第2章、個人情報等の取扱いについては、第4条の個人情報の保有の制限、第5条に利用目的の明示を、5ページに移りまして、第6条から第8条に適正な個人情報の取得を、第9条には安全管理措置を規定し、第10条から8ページの第16条までは、従事者の義務などについて法と同様の内容を規定しています。

次に、8ページの下段、第3章、個人情報ファイルについては、9ページにかけて個人情報ファイル簿の作成及び公表について、法の規定に沿った内容を定めています。

次に、10ページをお願いします。

上から3行目、第4章、開示、訂正及び利用停止については、19ページまで法の規定に準じて何人も請求権を持つことを規定するとともに、請求などの手続について定めています。

その中で、14ページをご覧ください。

下段、第30条、開示請求の手数料については、個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とし、複写などの費用は、請求者負担としています。

次に、18ページをお願いします。

上から5行目、第4節、審査請求についてですが、審査請求手続について所要の規定を定めるとともに、開示決定等について審査請求があった場合は、附属機関条例に規定する個人情報保護審査会に諮問することとしています。

次に、19ページ、上から3行目、第5章、雑則です。

第50条、施行の状況の公表は、議長は毎年1回、条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとしています。

次に、第52条以降の第6章、罰則については、法の規制に準じて議会事務局職員等が正当な理由なく個人情報の提供、盗用を行った際の罰則を定めています。

20ページの第56条、過料の額については、法の規定では10万円以下とされていますが、地方自治法の規定により、特別の定めがない場合、条例で定められる過料上限が5万円となっていることから、5万円以下としています。

最後に附則でございます。

第1条、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条、附属機関条例の一部改正により、個人情報保護審査会の所掌事務に今回の条例の審査請求事件を加えるものでございます。

以上で、委員会提出議案第1号 熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会に付託せず、本会議で審議いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第6 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の件、追加議事日程第7 議員提出議案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の件及び追加議事日程第8 議員提出議案第3号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書、議員提出議案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書、議員提出議案第3号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書、以上3件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第1号をお開きください。

議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患者後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害

など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取り組みを求める。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CF S）との関連も含めた、実態調査を推進すること。

2. 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。

3. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月29日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第2号をお開きください。

議員提出議案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書。

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって政府において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取り組みを求める。

記

1. 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が、適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。

2. 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。

3. 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。

4. 認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること。

5. 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「(仮称)認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月29日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第3号をお開きください。

議員提出議案第3号 地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書。
議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書。

気候変動により、世界中で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対応は今や人類共通の課題となっている。世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現という目標を掲げている。

今こそ、需要サイドにおける徹底した省エネや循環経済の構築と共に、供給サイドにおける再生可能エネルギー等の普及拡大による、地域のグリーントランスフォーメーション(GX)が必要である。

よって政府においては、飛躍的な省エネと革新的な創エネによる地域のGXで、新しい経済成長を実現するために、下記の事項に総力をあげて取り組むことを強く要請する。

記

1. 各家庭の省エネ促進に向けて、関係省庁で連携して、省エネ効果の高い断熱窓への改修など住宅の省エネ化や、太陽光発電と蓄電池を組合せた電力の自給自足への支援を強化すること。

2. 天候に左右されて出力変動が起きてしまう再生可能エネルギーの特性を補うため、蓄電池の大容量化・低コスト化とともに、余剰電気を水素で蓄えること等を可能とするための研究開発を加速すること。

3. 家庭向けのヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池など、また産業向けの産業用ヒートポンプやコージェネレーションなど、熱需要の脱炭素化・熱の有効利用に向けた設備等の導入を促進すること。

4. 2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、廃棄や再生の施設整備への投資の促進や、太陽光発電施設の維持管理や更新など、再エネによる電力供給量を確保するための制度的措置を検討すること。

5. 「系統整備」には莫大な資金が必要となるため、資金調達等が可能となる環境整備をすること。さらに、期間短縮や経済合理性や、より効率的な送電システムの整備への技術開発を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月29日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上3件につきましては、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

本3件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議員提出議案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議員提出議案第3号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会議事規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、議長の諮問に関する事項及び臨時会が開かれる場合の会期日程等の議会運営に関する事項について、令和5年3月定例会閉会から令和5年4月30日までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和5年3月定例会閉会から令和5年4月30日までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（二見裕子君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。
町長（藤原敏司君） それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

令和5年度におきましても、ご可決いただきました限られた予算の中で、計画的かつ効率的な財政運営を進めてまいります。また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意しながら、さらなる住民福祉の向上につなげてまいりたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症ですが、マスクの着用が本人の判断に委ねられる中、お花見など春の行事が4年ぶりに開催されるなど、社会生活がコロナ前に戻りつつありますが、今後も油断することなく感染状況に応じた適切な対策に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、来る4月23日執行の町議会議員選挙に立候補されます議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上ご奮闘いただきまして、当選の栄に浴されますことをご祈念申し上げます。

また、この期を最後にご勇退される皆様には、長い間、町政に対するご指導、ご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。地域に戻られましても、まちづくりに対しまして引き続き格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（二見裕子君） これをもちまして、令和5年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時43分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年3月29日

熊取町議会

議 長

二 見 裕 子

議 員

渡 辺 豊 子

議 員

江 川 慶 子